

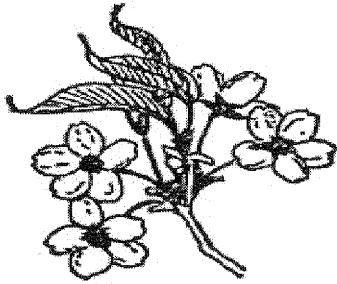
ねやがわ

市 政 概 要

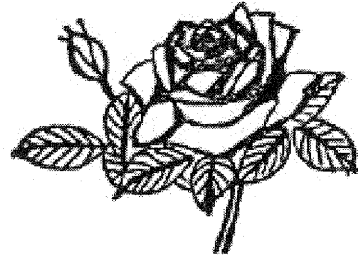
平成 26 年度版

寝屋川市議会事務局

市の木及び市の花 昭和43年4月選定



市の木 (さくら)



市の花 (ばら)

寝屋川市歌

作詞 市教育委員会
作曲 高木 和夫

一、生駒嶺は 紫匂い
寝屋川の 流れ静かに
遠き代の 夢呼ぶところ
新らしき いらかは並び
千町田の 稲もみのりて
澁らつと 生命のびゆく
寝屋川市 おお
寝屋川 さかえあれ

二、河内野に 地の利を占めて
街空は 年にひろがり
商工の 脈うつところ
エンジンは高らかに唸り
店の灯は 明るくゆれて
澁らつと 生命のびゆく
寝屋川市 おお
寝屋川 光あれ

三、家々の 窓にさし来る
朝あけの 光さやかに
人の和の 花さくところ
文教の 息吹豊かに
すこやけき 自治の歩みに
澁らつと 生命のびゆく
寝屋川市 おお
寝屋川 ほまれあれ

新寝屋川音頭

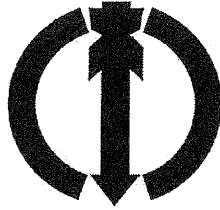
作詞 南口 繁信
作曲 齊藤 正雄
歌 金田 たつえ

一、ハアー
生駒山から ほのぼの明けて
みどりゆたかな 寝屋川市
まつりばやしで 昔も今も
町は絵になる 歌になる
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

二、ハアー
人にきかれりや 日本一と
胸を張ります 寝屋川市
淀の流れに お化粧はいらぬ
あの娘かわいや 豆しぼり
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

三、ハアー
ここがいいねと お隣さんと
住めば都の 寝屋川市
街のネオンと 人情の花が
咲いて明日へ 伸びる町
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ

四、ハアー
街を横切る 一号線に
今日もにぎわう 寝屋川市
いくら積んでもお金じゃ 買えぬ
まつり広場の あで姿
寝屋川音頭で 笑顔がふえて
人の心も丸くなる ホントネ



市 章

↑ はネと矢、すなわち寝屋を示し、(Ⓛ)は川を表しており、市名文字を図案化して収めたもので、寝屋川市が矢のように早く円滑に発展する意味を象徴したものです。

昭和26年5月3日制定

寝 屋 川 市 民 憲 章

昭和48年5月3日制定

(前文)

わたくしたちは、河内平野にひろがり歴史と伝統をもつ寝屋川市の市民です。

わたくしたちは、明るく豊かに生きがいのあるまちをつくるために、日本国憲法の精神にしたがい、その崇高な理想のもとにこの憲章を定めます。

これによつて、わたくしたち市民の自治精神が強化され、お互いの連帯意識が高められ、寝屋川市が急激な市街化による弊害から守られて、さらに繁栄することを、わたくしたちは期待します。

(本文)

- 1 わたくしたちは、誇りと責任をもつて恒久の平和を愛し、寝屋川市を愛します。
- 1 わたくしたちは、教養をふかめ、教育と文化との香り高いまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いの人権を尊重し、よく話しあい、理解しあい、譲りあつてうるおいのあるまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、老人を敬愛し、子どもを大切に、青少年がすこやかに夢と希望をのぼしうる暖かいまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いに公共心をやしなひ、美しい緑と水をとりもどし、公害のない清潔なまちづくりにつとめます。

都 市 宣 言

Neyagawa city's Declaration

交 通 安 全 都 市 宣 言

Declaration as "Traffic Safety City"

近年我が国産業経済界の急速な発展と国民生活の目覚ましい向上は、誠によろこばしいことであるが、その一面これに伴う災害の発生は年とともに激増の段階をたどり、なかでも交通事故の発生は極度に甚だしく民心を恐怖と不安のどん底に陥れている現状である。当寝屋川市においても国道一号線、国道大阪四日市線、府道八尾枚方線等を帯し、近時脅威的な死傷事故発生を醸し、尊い人命の数々が路上の露と消え去つて、恰も交通地獄を思わせるものがあり、まことに憂慮に堪えないところである。

よつて、我々は交通事故の大半が人の作為に基因するものであることに鑑み、人命尊重と交通平和の精神に則り交通災害の絶滅と安全意識の高揚をはかるため、寝屋川市各界各層そろつて一丸とする市民運動の強力な推進が必要と確信する。

ここにおいて、道路施設並びに環境良化を推進するほか、市民また取締機関のみに委ねることなく個々の自覚と努力によつて交通徳を涵養し市における各種組織体との連けいをはかり交通事故絶滅を期して市民及び通行者の安全を確保し、もつて都市建設に邁進すべく寝屋川市を交通安全都市と銘を打ち市民の総意を結集して強力な運動を展開するものである。

以上宣言する。

(昭和37年 3月10日)

緑 化 推 進 都 市 宣 言

Declaration as "Tree-Loving City"

本市は、急激な人口増加にともなう土地開発により、緑地は破壊され、生活環境は、いちじるしく悪化している。

自然の保護、緑地の確保など緑のまちづくりは、市民の強い願望であり、市民生活にとり欠くことのできない重要な課題である。

ここにおいて、本市を自然の潤いのあるまちにするため、自然環境の保全と公園、緑地の整備、植樹、花壇など市民と市が一体となり、緑と花の美しい環境づくりに、あらゆる施策、方途を講じ、その実現を期し、ここに全市民とともに、寝屋川を「緑化推進都市」とすることを宣言する。

(昭和48年 3月29日)

暴力排除都市宣言 Declaration as “City That Excludes Violence”

法秩序を無視した最近の一連の暴力事件は平穏な市民生活を脅かしており、これを断じて容認することはできません。

私達市民は、このような事態に直面し、今こそ警察の暴力団取締り活動に呼応し、正に民警一体の体制により暴力団追放に強力に取組み、もつて本市を明るく平和な街にするため、恒久的に次のことを実践し、暴力排除都市宣言をする。

- 1 小さな暴力を見逃さず、勇気をもつて積極的に警察に申告する。
- 2 暴力団の資金源となる行為に加わったり協力をしない。
- 3 暴力団追放に地域ぐるみで立ちあがる。
- 4 青少年を暴力団から守る。

(昭和52年9月30日)

非核平和都市宣言 Declaration as “Peaceful, Non-Nuclear City”

全世界の恒久平和は、人類共通の願望であり、市民の誇りと願いをこめた「寝屋川市民憲章」では日本国憲法の精神にしたがい、その崇高な理想のもとに恒久の平和を念願している。

我が国は、世界唯一の核被爆国として、核兵器廃絶と全面軍縮に積極的な役割を果たすべきであり、平和なくしては、自治の精神の下、明るく豊かに生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よつて、寝屋川市は市民憲章の誇りと責任をもつて恒久の平和を愛する人びとの住むまちとして、あらゆる国の戦争と核兵器廃絶を求め、ここに「非核平和都市」を宣言する。

(昭和58年3月25日)

人権擁護都市宣言 Declaration as “City That Protects Human Rights”

我々は、基本的人権の尊重を柱とし、恒久の平和と民主的な社会の建設を目指して制定された日本国憲法において、基本的人権の享有を侵すことのできない永久の権利として保障されている。

そこで、本市は、基本的人権尊重を実現するため、寝屋川市民憲章を制定し、お互いの人権を尊重する精神を強調してきたところである。

しかし、近代文明の急激な進展は、一方においても、人権疎外と社会意識や道徳心の欠如をもたらし、基本的人権を侵害するという事象を生みだしている。

よつて、本市は、世界人権宣言35周年を契機に改めて基本的人権の大切さを認識し、それを擁護していく活動を進めることを確認し、人権尊重と自由・平和を守り、明るく住みよい寝屋川市を実現するため、ここに「人権擁護都市」とすることを宣言する。

(昭和58年10月5日)

長寿社会づくり都市宣言 Declaration as “Longevity City”

人類の夢である長寿がわが国では現実のものとなり、寝屋川市においても明るい長寿社会づくりが重要な課題となっています。

寝屋川市は、日本国憲法の精神にのっとり、国民の権利がすべての市民に等しく行きわたり、高齢者の社会参加と自立した生活が可能となるために、高齢者を敬愛し、世代間の連帯によって、よりよい市民社会をつくっていきます。

また、高齢者の高齢にともなう身体的、精神的、社会的な諸課題に対しては、健康で文化的な生活を営むことができるよう配慮を行っていくことが、市民の幸せと寝屋川市の発展に必要であることを確認します。

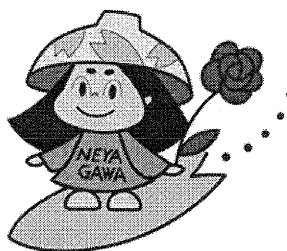
よって、高齢者が生きがいをもって暮らし、活躍できるまちづくりと、すべての市民が健やかな高齢期にそなえるための取り組みを、市政の重要な目標に掲げ、市民と共同して推進することを決意して、寝屋川市は、ここに「長寿社会づくり都市」を宣言します。

(平成5年9月15日)

は ち か づ き ち ゃ ん

「鉢かづき」は、室町時代の「御伽草子」に収められた一編で、市域の寝屋付近を舞台とした話である。平成2年の「国際花と緑の博覧会」を契機に一般公募により、本市のマスコット・キャラクターとして決定されました。

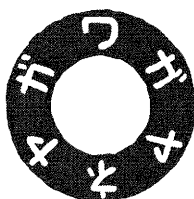
以来「はちかづきちゃん」として親しまれています。



ワ ガ ヤ ネ ヤ ガ ワ

寝屋川市では、まちのイメージアップのためのキャンペーンロゴをつくりました。

『ワガヤネヤガワ』のネーミングは“みんなのまち”から“HOME”そして“わが家”へと連想するイメージであり、どちらから読んでも同じ語呂合わせとしています。



目 次

市 勢	
市の沿革	1
市の位置・地勢	2
人 口	
1. 人口・世帯数の推移	3
2. 年齢別人口	3
3. 人口動態	4
4. 産業別就業人口（国勢調査）	5
市議会の構成	
1. 議員数	6
2. 組 織	6
3. 会議の開催状況	7
4. 議員名簿（議席順）	8
5. 議会構成一覧表	9
6. 会派等・党派別議員数	10
7. 歴代正・副議長	10
8. 常任委員会	12
9. 一部事務組合	12
10. 広域連合議会	12
11. 議会協議会	13
12. 諮問機関等	13
議 会 運 営	
1. 定例会の招集回数及び時期	14
2. 一般・代表質問	14
3. 予算・決算の審議方法	14
4. 請願・陳情	14
5. 議会運営委員会	15
6. 傍 聴	15
7. 本会議ロビー中継	15
議員報酬・費用弁償等	
1. 議員報酬	16
2. 委員会視察旅費	16
3. 政務活動費	16
議 会 事 務 局	
1. 機 構	17
2. 議会費内訳	17
3. 議会刊行物	18
4. 議会図書室	18
寝屋川市行政機構図	19
歴 代 三 役	
1. 市 長	21

2. 助役・副市長	21
3. 収入役	21
第五次総合計画の概要	
1. 計画の役割	22
2. 計画の構成と期間	22
3. 目指すべきまちの姿	22
4. まちづくりの大綱	22
広報・広聴	
1. 広報活動	24
2. 広聴活動	25
行政評価	
1. 概要	27
2. 取組の経緯	27
行財政改革	
1. 経過	41
2. 行財政改革大綱（改訂版）	41
3. 各種計画の概要	41
電子計算機	
1. 電子計算機導入経過	45
2. 電算処理業務一覧表	48
地域情報化	
1. オープス・スポーツ施設情報システム	51
2. 寝屋川市情報化ビジョン	52
3. 寝屋川市情報化推進計画	52
4. 寝屋川市情報化推進方針	52
5. 庁内LANシステム	52
6. 地域公共ネットワーク基盤整備事業	53
7. 地域ポータルサイト「ねやがわ元気ねっと」	53
8. メールねやがわ	53
9. 内線IP電話網構築事業	54
10. 電子申請システム	54
11. 市民公開型地理情報システム	54
財政	
1. 当初予算推移	55
2. 一般会計予算対前年度比較	55
3. 一般会計歳出予算性質別比較	56
4. 平成26年度一般会計当初予算款別構成図	57
5. 一般会計決算の推移	58
6. 市債の目的別償還状況及び現在高（一般会計）	59
7. 健全化判断比率及び資金不足比率の状況	59
8. 普通会計財政指数等の推移	59
9. 地方交付税の状況	59
市庁舎	
1. 概要	60

2. 市庁舎管理経費	61
公有財産	
1. 土地及び建物	61
2. 保有車両一覧	62
3. 公共施設等整備・再編計画（改訂版）	62
市税	
1. 市税収入状況	64
2. 市税収納状況	65
3. 市民一人当たり市税負担額等年度別比較	65
4. 納税義務者の推移	66
5. 個人市民税の納税義務者及び調定額の構成	66
非核平和	
1. 非核平和の推進	67
人権文化	
1. 人権啓発の推進	67
2. 人権擁護の推進	67
いきいき文化センター	
1. 概要	68
2. 事業内容	68
3. 利用状況	69
男女共同参画	
1. 概要	70
2. 第4期ねやがわ男女共同参画プラン	70
3. 事業等	70
都市提携	72
地域協働の推進	
1. 概要	74
2. 地域協働推進プラン	74
3. 地域協働の進捗状況	74
住民自治	
1. 住民組織	76
2. 集会所施設整備及び維持促進補助	76
3. 地区集会所建設資金等融資あっせん事業	77
4. 市民公益活動災害補償制度	77
コミュニティ施設等	
1. 西北コミュニティセンター	78
2. 南コミュニティセンター	78
3. 東北コミュニティセンター	79
4. 西コミュニティセンター	79
5. 西南コミュニティセンター	80
6. 東コミュニティセンター	80
7. 南コミュニティセンター分館	81
8. ふれあいプラザ香里	81
9. 市民活動センター	82
10. 市民会館	83

社会を明るくする運動	
1. 概 要	84
2. 事業内容	84
3. 社会を明るくする運動推進委員会	84
4. 具体的活動	85
消 防	
1. 管内の概況	86
2. 組 織	86
3. 消防庁舎の状況と緊急情報管理センター	88
4. 消防職員	89
5. 現有車両	90
6. 消防水利状況	90
7. 原因別火災状況	91
8. 事故別救急出動状況	91
9. 市予算と消防予算との比較	92
10. 市民1人当たり等の消防予算	92
11. 消 防 団	92
防 災	
1. 地域防災計画	93
2. 防災体制の確立	94
3. 寝屋川市防災行政無線局	97
4. 自主防災組織の育成	99
5. 災害用物資の備蓄	99
6. 耐震性貯水槽の設置	99
情 報 提 供	
1. 市民情報コーナー	101
2. 情報公開制度	101
3. 個人情報保護制度	102
契 約	
1. 登録業者	103
2. 契約状況	103
3. 契約事務の審査	103
人 事・研 修	
1. 職員数	104
2. 組織別職員数	104
3. 職員採用実績（新規採用）	105
4. 職員退職実績	105
5. 研修体系	106
6. 研修実績	107
福 利・厚 生	
1. 職員の福利厚生	109
給 与	
1. 給料・報酬	110
2. 旅費・費用弁償	112
選挙管理委員会	
1. 選挙人名簿定時登録者数	113

2. 有権者の推移	115
3. 各種選挙の記録（寝屋川市分）	115
4. 選挙党派別得票数（寝屋川市分）	116
戸籍・住民	
1. 各種登録数	117
2. 各種届出受理件数	117
3. 住民情報システム	118
4. 手数料	118
5. 各種証明書の取扱枚数	119
旅券（パスポート）	
1. 概要	120
2. 旅券申請・交付件数	120
住居表示	
1. 住居表示整備事業	121
葬儀・墓地	
1. 市民葬儀	122
2. 火葬場	123
3. 公園墓地	124
国民年金	
1. 被保険者数	126
2. 支給年金額	126
3. 国民年金給付状況	126
4. 基礎年金給付状況	127
5. 福祉年金給付状況	127
消費生活	
1. 概要	128
2. 消費生活センター	128
市役所サービス処ねやがわ屋	
1. 概要	130
2. 業務内容	130
市民センター	
1. 概要	132
2. 業務内容（市民センター業務統計）	133
農業振興	
1. 現況	134
2. 農業施策	134
農業委員会	
1. 農業委員の構成	137
2. 部会の構成	137
3. 農地調整委員会活動	137
4. 農政企画委員会活動	138
商工業振興	
1. 寝屋川市産業別事業所数及び従業者数	139
2. 商工業振興対策	139
3. 大規模小売店舗数	141
4. 産業振興センター	142

国民健康保険	
1. 国民健康保険特別会計予算の状況	143
2. 国民健康保険特別会計決算の状況	143
3. 保険料賦課方法	143
4. 保険料の軽減措置	144
5. 徴収方法	146
6. 収納状況	146
7. 国民健康保険運営協議会	146
8. 被保険者の推移（年間平均）	147
9. 給付内容	147
10. 療養給付費の給付状況	147
11. その他の保険給付費	147
12. 人間ドック・脳ドック助成事業	148
13. 出産育児一時金	148
14. 特定健診・特定保健指導事業	149
医療費の助成制度	
1. ひとり親家庭医療費助成制度	150
2. 老人医療費助成制度（一部負担金相当額等一部助成）	150
3. 障害者医療費助成制度	151
4. 子ども医療費助成制度	151
後期高齢者医療	
1. 後期高齢者医療特別会計予算の状況	153
2. 後期高齢者医療特別会計決算の状況	153
3. 保険料賦課方法	153
4. 保険料の軽減措置	154
5. 収納状況	154
6. 徴収方法別収納割合	155
7. 被保険者の推移	155
8. 給付内容	155
ごみ減量推進	
1. 概要	156
2. ごみ処理事業の沿革	156
3. 基本方針	157
4. 主な事業	158
環境政策	
1. 公害苦情・陳情処理状況	160
2. 用途地域別公害発生状況	160
3. 対策	161
4. 環境保全啓発事業	162
5. 環境衛生事業	163
清掃	
1. ごみ処理	164
2. 北河内4市リサイクルプラザ	167
3. し尿処理	167
生活保護	
1. 概要	169

2.	生活保護状況	169
3.	扶助別保護状況	170
4.	保護世帯類型別構成比	170
5.	民生委員・児童委員	171
貸付制度		
1.	生活つなぎ資金貸付制度	173
健康増進		
1.	予防接種実施事業	174
2.	母子保健事業	180
3.	成人保健事業	184
4.	なみはやドームプール利用補助事業	187
5.	保健福祉センター診療所	188
6.	北河内夜間救急センター	188
高齢者福祉		
1.	概要	190
2.	高齢者人口の推移	190
3.	老人クラブ	190
4.	在宅福祉サービス	190
5.	生きがい対策	197
6.	施設福祉対策	199
介護保険制度		
1.	概要	200
2.	居宅サービス	200
3.	施設サービス	202
児童・母子福祉		
1.	保育所の入所基準	203
2.	保育所	203
3.	階層別保育所児童数	205
4.	保育料	206
5.	各種手当制度	207
6.	家庭児童相談室（総合センター内）	208
7.	こどもセンター（おやこほっとステーション）	208
8.	その他の地域子育て支援拠点	209
障害者（児）福祉		
1.	障害者自立支援制度	210
2.	障害者に対する長期的な計画	210
3.	障害者手帳交付状況	211
4.	特別障害者手当等支給状況	212
5.	自立支援給付事業	212
6.	地域生活支援事業	216
7.	在宅障害者施策事業	217
8.	療育・自立センター	218
9.	東障害福祉センター（いきいき文化センター内）	220
10.	身体障害者福祉センター（総合センター内）	220
11.	知的障害者福祉センター（総合センター内）	221
12.	児童デイサービスセンター（どんぐり教室）	221

シルバー人材センター	
1. 概 要	222
2. 事業実績	222
社会福祉協議会	223
公益財団法人寝屋川市保健福祉公社	
1. 概 要	233
2. 事業内容	233
都 市 計 画	
1. 用途地域等の指定状況	240
2. 地区計画の指定状況	241
3. 都市計画道路の計画決定状況	241
4. 都市計画公園等の計画決定状況	241
5. 市街地開発事業	242
開 発 指 導	
1. 開発に関する指導要綱	243
2. 開発許可等の申請件数	243
3. 開発審査会	243
4. 寝屋川市景観条例	244
建 築 指 導	
1. 建築確認	244
2. 建築審査会	245
3. 違反建築	245
4. 耐震診断・耐震改修	246
5. 長期優良住宅	246
6. 建設リサイクル法	246
住 環 境 整 備	
1. 密集住宅地区整備事業	247
公 共 住 宅	
1. 市営住宅	250
2. 府営住宅	250
3. 大阪府住宅供給公社	251
4. 都市再生機構	251
道 路	
1. 市 道	252
2. 道路掘削占用件数	252
3. 寝屋川市道路線認定基準（内規）	253
4. 寝屋川市私道舗装規則（抜粋）	253
5. 私道舗装実績	254
6. 道路明示	254
7. 都市計画道路事業	254
公 園 緑 地	
1. 都市計画公園・開設	256
2. その他の都市公園	257
3. 暫定使用公園	257
4. 公園整備計画	258
5. 緑道整備計画	258

6. 緑化推進事業	258
7. ちびっこ老人憩いの広場	258
8. テニスコート	258
9. 市民グラウンド	259
交通安全対策	
1. 交通事故の推移	260
2. 交通安全対策主要施策	260
3. 放置自転車対策	260
4. 自転車駐車場整備状況（公営）	261
5. 交通安全施設の推移	264
公共下水道	
1. 公共下水道事業の経過	265
2. 計画	265
3. 水洗便所改造資金融資あっせん制度及び助成金制度	265
4. 受益者負担金	266
5. 下水道使用料	267
6. 下水道事業会計決算	267
7. 河川の一覧	268
寝屋川北部流域下水道	269
水道	
1. 沿革	270
2. 施設位置図	271
3. 給配水の状況	272
4. 配水量の内訳	272
5. 給配水量	273
6. 用途別給水量及び料金収入	274
7. 加入金	274
8. 水道料金	275
9. 水道事業会計決算	275
学校教育	
1. 学校数	276
2. 児童・生徒数等の推移	276
3. 教育費児童生徒1人当たりの市負担経費	276
4. 中学校卒業者の進路	277
5. 高等学校進学状況（全日制）	277
6. 学校施設一覧	278
7. 学校給食	280
8. 学校保健	280
9. 就学奨励	281
人権教育	285
教育研修センター	
1. 施設概要	286
2. 事業概要	286
社会教育	
社会教育の重点目標	
青少年の健全育成を推進する	

《地域教育コミュニティの基盤整備》	
1. 地域教育	288
《青少年リーダーの組織化》	
1. 子どもの居場所づくり（放課後子ども教室）への支援	289
2. 放課後校庭解放事業	289
3. CAP（子どもへの暴力防止）プログラム	289
4. 青少年の健全育成を推進する事業	289
5. 青少年リーダー育成事業	289
《留守家庭児童会の運営》	
1. 留守家庭児童会	290
《青少年健全育成団体との協働》	
1. 青少年指導員会	291
2. 子ども会育成連絡協議会	291
生涯学習を充実する	
《学習活動の充実》	
1. 社会教育委員会議	292
2. 各種事業	292
3. 中央公民館	293
4. 教育センター	294
5. エスポアール	295
《図書館の充実》	
1. 図書館	296
《家庭教育の支援》	
1. 家庭教育推進事業	299
《関係機関・団体との協働》	
1. 社会教育関係団体	300
文化の振興を図る	
《文化・芸術活動の促進》	
1. 文化振興条例と文化振興会議	301
2. 文化事業	301
《文化の鑑賞などの機会の充実》	
1. 地域交流センター（アルカスホール）	302
2. 池の里市民交流センター	303
《文化財の収集・保存及び公開・活用》	
1. 文化財	304
2. 寝屋川市立埋蔵文化財資料館	306
3. 太秦高塚古墳公園	306
《地域文化資源の活用》	
1. ネットワークサイン・ルート環境	306
2. 新寝屋川八景の周知・活用	306
スポーツ活動を推進する	
《スポーツ指導者の養成・活用》	
1. スポーツ指導者の育成と活用	307
2. 社会体育団体	307
《施設の整備・充実》	
1. 市民体育館	308

2. 野外活動センター	309
3. 淀川河川グランド	309
《スポーツ・レクリエーション活動の充実》	
1. 大会及び行事	310
2. スポーツ教室	310
《学校体育施設などの開放》	
1. 一般開放スポーツ施設	310
官公署と施設一覧表	311

市の沿革

寝屋川市は、昭和 26 年 5 月 3 日、大阪府内で 16 番目の市として誕生しました。昭和 36 年には水本村と合併し、昭和 41 年に一部が大東市に編入されて、現在の寝屋川市域となりました。

戦後の経済復興が始まると、市域では昭和 30 年代後半から人口の増加が始まり、高度経済成長期には、大阪へ勤務する人たちの手頃な住居地として、また、整備されてきた道路交通網を利用した企業の工業用地として利用され、昭和 50 年には人口 25 万人を突破するなど住宅都市として大きく変貌を遂げました。その後、人口は、少子高齢化の進展、人口減少の到来などにより、平成 7 年の 26 万人をピークに減少に転じ、平成 16 年以降は 24 万人台で推移しています。また、老年人口が増加するなど高齢化は急速に進んでいます。

このように本市を取り巻く社会環境が大きく変化する中、平成 12 年度には、地方分権一括法が施行され、平成 13 年 4 月から特例市に移行するなどにより、まちづくりや生活環境等に関する権限が移譲されたことで、地域の特性をいかした個性あふれるまちづくりを自らの責任で行えるようになりました。

平成 20 年 4 月には、自治の基本的な理念や原則を定めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」を施行し、市民の方がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら、市政の様々な分野で協働のまちづくりを推進しています。

平成 23 年度から第五次寝屋川市総合計画がスタートし、まちに住み、働き、学ぶ市民の力をまちづくりに結集し、みんなが誇れる住みよいまち、「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」の実現に向け、取組を進めています。

さらに、平成 25 年 8 月には、市民の本市への愛着や誇りを高め、本市の知名度の更なる向上を図ることを目的に「寝屋川市ふるさと大使」制度を創設し、同年 10 月には、本市出身で大相撲力士の豪栄道豪太郎氏が就任しました。

市の位置・地勢

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から約15 km、京都市域の中心から約35 kmの距離にある。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市・摂津市に接し、南部は守口市・門真市・大東市及び四條畷市に、北部は枚方市に隣接し、北河内地域の中心部に位置している。

寝屋川市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別される。

東部丘陵地帯は、生駒山系の一部を成し、海拔50m前後で、最高点は石宝殿古墳周辺で約109.6mである。一方、西部平坦部は、主として沖積層から成る海拔2～3mの平地となっている。

寝屋川市の中心位置

(市役所庁舎位置)

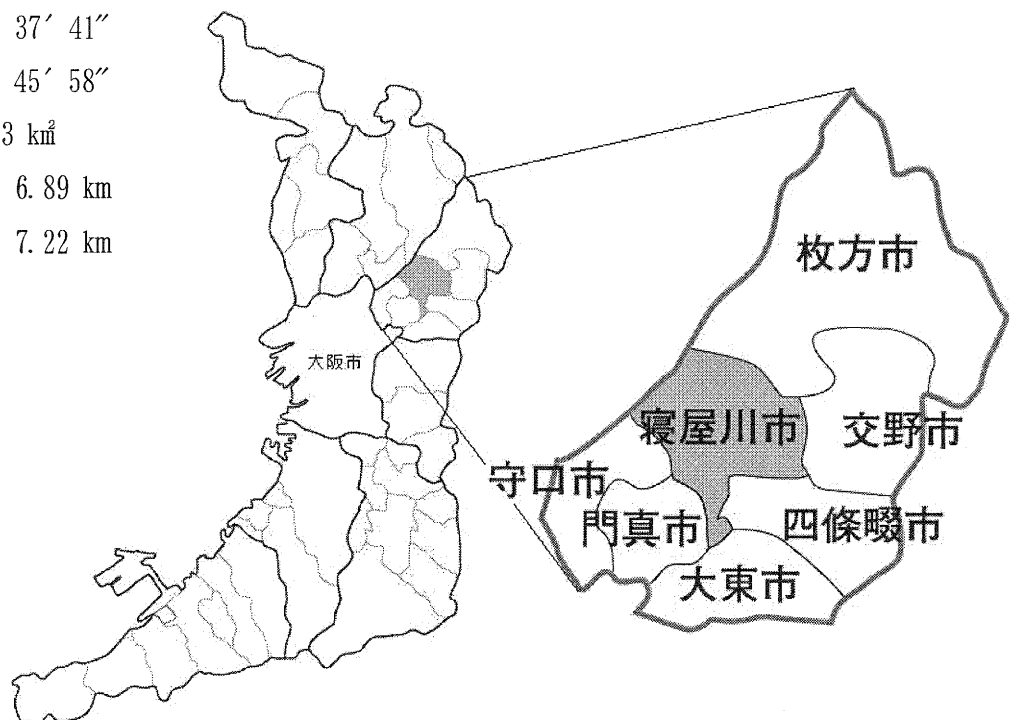
東 経 135° 37' 41"

北 緯 34° 45' 58"

面積 24.73 km²

広ぼう 東西 6.89 km

南北 7.22 km



人 口

1. 人口・世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年次	面積 (km ²)	世帯数	人 口 (人)			人口密度 (1km ² あたり)	摘 要
			総 数	男	女		
昭和26年	20.72	7,125	31,887	16,436	15,451	1,539	4月1日
30	20.72	7,297	34,211	16,855	17,356	1,651	第8回国勢調査
35	20.72	10,980	45,633	22,714	22,919	2,202	第9回国勢調査
40	24.01	31,810	113,576	59,068	54,508	4,730	第10回国勢調査
45	24.00	62,336	206,961	106,430	100,531	8,623	第11回国勢調査
50	24.00	79,835	254,311	129,285	125,026	10,596	第12回国勢調査
55	24.00	83,701	255,859	129,369	126,490	10,661	第13回国勢調査
60	24.00	85,369	258,228	130,254	127,974	10,760	第14回国勢調査
平成2年	24.73	88,396	256,524	128,553	127,971	10,373	第15回国勢調査
7	24.73	94,345	258,443	129,136	129,307	10,451	第16回国勢調査
12	24.73	95,313	250,806	123,918	126,888	10,142	第17回国勢調査
17	24.73	95,896	241,816	118,593	123,223	9,778	第18回国勢調査
22	24.73	99,178	238,204	116,132	122,072	9,632	第19回国勢調査
23	24.73	107,456	242,921	118,602	124,319	9,823	
24	24.73	107,575	242,766	118,349	124,417	9,817	
25	24.73	107,926	241,571	117,723	123,848	9,768	
26	24.73	108,474	240,829	117,197	123,632	9,738	

2. 年齢別人口

(平成26年10月1日現在)

区分 年齢	男	女	計	構 成	区分 年齢	男	女	計	構 成
5～9	5,065	4,845	9,910	4.11%	65～69	8,992	10,477	19,469	8.09%
10～14	5,618	5,347	10,965	4.55%	70～74	8,358	9,996	18,354	7.62%
15～19	5,987	5,865	11,852	4.92%	75～79	5,610	6,658	12,268	5.10%
20～24	5,987	5,583	11,570	4.80%	80～84	3,130	4,359	7,489	3.11%
25～29	6,079	6,020	12,099	5.02%	85～89	1,262	2,495	3,757	1.56%
30～34	6,741	6,678	13,419	5.57%	90～94	339	1,202	1,541	0.64%
35～39	8,466	8,323	16,789	6.97%	95～99	62	326	388	0.16%
40～44	10,544	10,331	20,875	8.67%	100～	7	75	82	0.04%
45～49	8,926	8,570	17,496	7.27%	年齢不詳	1	1	2	0.00%
50～54	7,048	6,986	14,034	5.83%	計	117,197	123,632	240,829	100%
55～59	6,245	6,307	12,552	5.21%					

平均年齢 45.76歳

3. 人口動態

(人)

年次	自然動態			社会動態			合計
	出生数	死亡数	増減	転入数	転出数	増減	
平成元年	2,553	1,212	1,341	13,880	16,071	△ 2,191	△ 850
2	2,606	1,266	1,340	13,842	15,258	△ 1,416	△ 76
3	2,531	1,297	1,234	14,374	14,906	△ 532	702
4	2,688	1,358	1,330	13,658	14,538	△ 880	450
5	2,564	1,375	1,189	13,256	15,101	△ 1,845	△ 656
6	2,739	1,303	1,436	14,639	15,832	△ 1,193	243
7	2,662	1,444	1,218	15,706	15,902	△ 196	1,022
8	2,763	1,374	1,389	13,703	15,737	△ 2,034	△ 645
9	2,763	1,411	1,352	12,884	15,129	△ 2,245	△ 893
10	2,725	1,588	1,137	11,474	14,846	△ 3,372	△ 2,235
11	2,702	1,597	1,105	11,756	14,465	△ 2,709	△ 1,604
12	2,642	1,577	1,065	12,017	14,019	△ 2,002	△ 937
13	2,516	1,559	957	11,106	13,695	△ 2,589	△ 1,632
14	2,402	1,638	764	11,233	12,976	△ 1,743	△ 979
15	2,310	1,667	643	10,167	12,652	△ 2,485	△ 1,842
16	2,145	1,731	414	9,636	11,550	△ 1,914	△ 1,500
17	1,974	1,785	189	8,803	11,178	△ 2,375	△ 2,186
18	2,046	1,825	221	7,906	9,413	△ 1,507	△ 1,286
19	1,930	1,845	85	9,114	9,761	△ 647	△ 562
20	2,027	1,918	109	9,235	9,642	△ 407	△ 298
21	1,982	1,969	13	9,183	9,411	△ 228	△ 215
22	1,964	2,069	△ 105	8,847	9,084	△ 237	△ 342
23	2,049	2,093	△ 44	9,063	8,552	511	467
24	2,059	2,120	△ 61	8,358	8,211	147	86
25	1,908	2,061	△ 153	7,488	8,640	△ 1,152	△ 1,305

4. 産業別就業人口（国勢調査）

（注）数字の単位未満は四捨五入

区分		年別	平成 22 年度		平成 17 年度※	
			就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)
第一次産業	農業・林業	276	0.3	481	0.4	
	漁業	2	0.0	0	0.0	
	小計	278	0.3	481	0.4	
第二次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	2	0.0	0	0.0	
	建設業	9,476	9.0	12,558	11.2	
	製造業	16,639	15.9	19,852	17.7	
	小計	26,117	24.9	32,410	28.9	
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	439	0.4	455	0.4	
	情報通信業	2,616	2.5	2,327	2.1	
	運輸，郵便業	7,216	6.9	7,904	7.1	
	卸売，小売業	17,756	16.9	20,125	18.0	
	金融，保険業	2,540	2.4	2,847	2.5	
	不動産業，物品賃貸業	2,384	2.3	2,886	2.6	
	学術研究，専門・技術サービス業	2,791	2.7	3,081	2.8	
	宿泊，飲食サービス業	6,079	5.8	6,635	5.9	
	生活関連サービス業，娯楽業	3,906	3.7	4,576	4.1	
	教育，学習支援業	3,855	3.7	3,796	3.4	
	医療，福祉	10,608	10.1	9,087	8.1	
	複合サービス事業	342	0.3	806	0.7	
	サービス業（ほかに分類されないもの）	7,001	6.7	8,581	7.7	
	公務（他に分類されるものを除く）	3,322	3.2	3,354	3.0	
	小計	70,855	67.6	76,460	68.3	
分類不能の産業		7,570	7.2	2,665	2.4	
総計		104,820	100.0	112,016	100.0	

※産業分類【平成 19 年 11 月改定】により算出

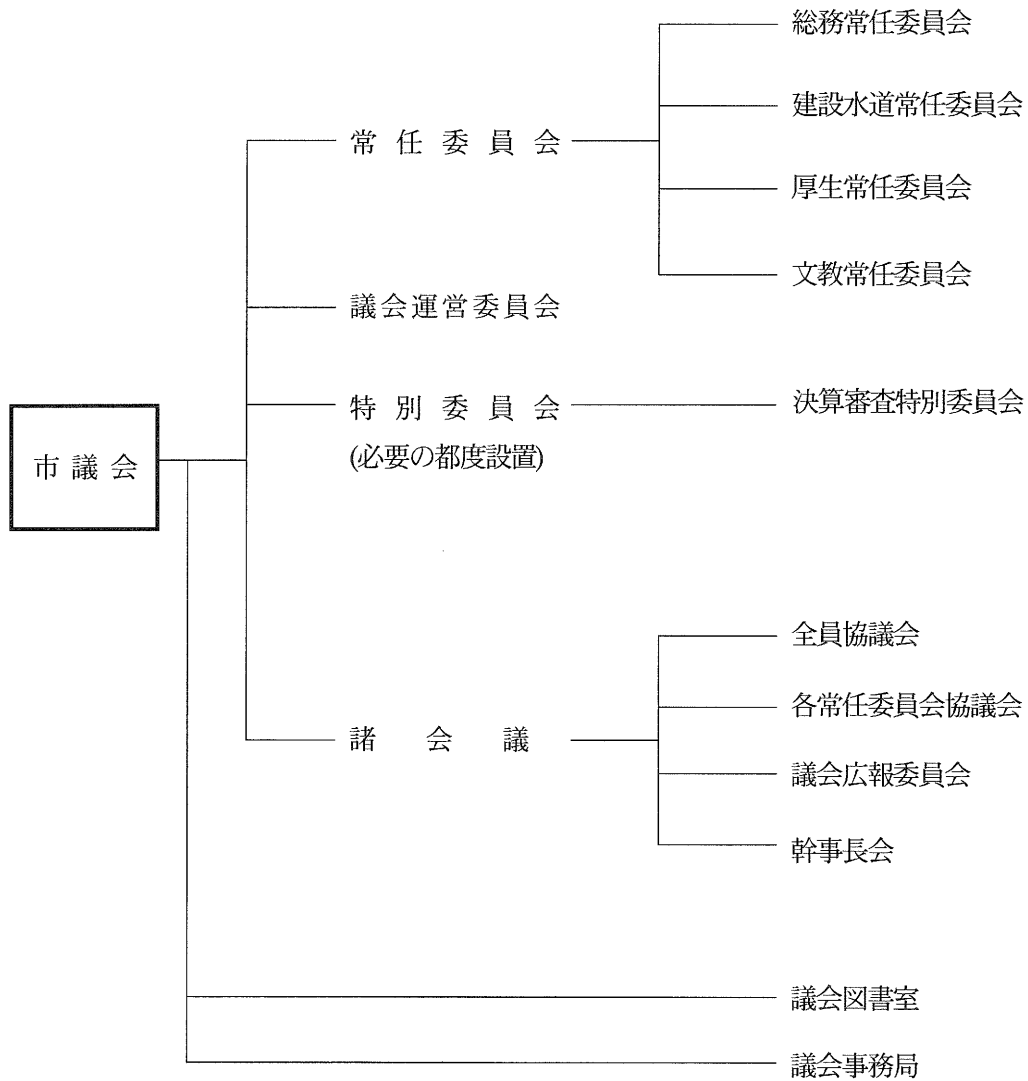
市議会の構成

1. 議員数

定数 28人 現員数 27人 (平成24年12月3日現在)

2. 組織

(平成26年11月1日現在)



3. 会議の開催状況

会議名		年度	平成 25 年度			平成 24 年度		
			回数	実時間	延時間	回数	実時間	延時間
本 会 議			22	54:35	87:12	22	53:56	92:15
常 任 委 員 会	総 務		5	11:00	14:37	5	16:17	21:44
	建 設 水 道		5	13:30	16:34	5	10:06	12:10
	厚 生		5	25:25	31:04	5	17:27	21:18
	文 教		5	11:35	14:51	5	13:26	17:52
委 員 会 協 議 会	総 務		2	2:35	2:35	3	4:01	4:01
	建 設 水 道		2	1:50	1:50	2	3:10	3:14
	厚 生		2	2:23	2:23	3	4:16	4:16
	文 教		2	3:29	3:31	3	4:02	4:02
議 会 運 営 委 員 会			17	5:39	5:39	19	9:19	9:41
決 算 審 査 特 別 委 員 会			4	18:05	22:40	5	25:12	31:16
全 員 協 議 会			—	—	—	1	0:47	0:47
幹 事 長 会			10	—	—	10	—	—
議 会 広 報 委 員 会 (議会だより編集委員会)			13	8:20	8:20	9	4:25	4:25
議会費等に係る調査研究会			3	1:54	1:54	17	22:31	22:36
議 会 の 在 り 方 研 究 会			6	13:39	14:18	—	—	—

4. 議員名簿（議席順）

（平成26年11月13日現在）

議席 番号	所属党派	議 員	生年月日	職 業	住 所	電 話	当 選
1	日本共産党	太田 徹	S43. 6. 20	政党役員	高柳二丁目49番2号	(826) 1664	2
2	民主党	井川 晃一	S57. 8. 30	無職	成田東町6番7号	(834) 4506	1
3	大阪維新の会	上田 健二	S58. 12. 14	政党役員	高宮あさひ丘20番2号	(825) 2960	1
4	大阪維新の会	杉本 健太	S55. 3. 19	会社役員	香里新町12番3号	080-1468-7842	1
5	無所属	小西 順子	S23. 3. 16	無職	高宮あさひ丘27番6号	(821) 2000	2
6	自由民主党	池 真一	S54. 11. 20	無職	木田町13番11号	(828) 6505	2
7	無所属	廣岡 芳樹	S29. 5. 10	無職	高宮一丁目12番16号	(821) 4657	2
8	公明党	岡 由美	S42. 5. 5	政党役員	田井町33番33号	(831) 8700	1
9	公明党	村上 順一	S42. 2. 2	政党役員	南水苑町5番12号	(811) 0205	1
10	日本共産党	田中 久子	S24. 6. 4	政党役員	国松町10番36号	(823) 1714	4
11	日本共産党	中谷 光夫	S23. 1. 12	政党役員	高宮二丁目19番5号	(823) 5947	3
12	民主党	松本 順一	S30. 11. 18	会社員	黒原橘町7番12号	(828) 2792	3
13	民主党	板東 敬治	S40. 10. 22	政党役員	大和元町16番7号	(826) 6822	3
14	（欠 員）						
15	無所属	山崎 菊雄	S24. 5. 12	団体代表	若葉町34番10号	(829) 1900	3
16	無所属	榎本 桂子	S20. 6. 11	無職	清水町32番8号	(839) 7733	2
17	自由民主党	北川 健治	S23. 9. 26	行政書士	仁和寺本町二丁目4番8号	(827) 6820	3
18	公明党	池添 義春	S33. 7. 11	政党役員	高柳五丁目3番1号	(839) 4171	2
19	公明党	住田 利博	S29. 9. 10	政党役員	仁和寺本町四丁目10番22号	(828) 5422	3
20	日本共産党	松尾 信次	S23. 12. 18	政党役員	下木田町12番6号	(821) 7427	8
21	日本共産党	中林 和江	S31. 5. 28	政党役員	宝町4番33号	(839) 2289	5
22	無所属	安田 勇	S12. 9. 30	無職	三井が丘四丁目3番76-501号	(823) 9220	9
23	無所属	宮本 正一	S42. 6. 21	無職	大成町21番25号	(824) 5898	5
24	自由民主党	北川 光昭	S31. 12. 15	会社役員	対馬江東町6番1号	(838) 5811	3
25	無所属	南部 創	S38. 8. 21	NPO理事	国松町1番6号	(823) 3050	5
26	公明党	高田 政廣	S24. 12. 19	政党役員	高柳三丁目5番5号	(827) 6846	4
27	公明党	梶本 孝志	S30. 2. 9	政党役員	打上高塚町1番3-128号	(825) 2190	4
28	公明党	野々下 重夫	S28. 12. 9	政党役員	豊野町15番33号	(823) 5988	5

5. 議会構成一覧表

議 長	南 部 創
副 議 長	板 東 敬 治
監 査 委 員	池 添 義 春

(平成 26 年 11 月 13 日現在)

(平成 26 年 11 月 13 日現在)

委 員 会 名	定 数	委 員 長	副 委 員 長	委 員
総務常任委員会	7	田中 久子	井川 晃一	榎本 桂子・南部 創・梶本 孝志・住田 利博 太田 徹
建設水道常任委員会	7	野々下重夫	杉本 健太	北川 健治・廣岡 芳樹・村上 順一・松尾 信次 安田 勇
厚生常任委員会	7	高田 政廣	中谷 光夫	山崎 菊雄・岡 由美・板東 敬治・宮本 正一 小西 順子
文教常任委員会	7	池 真一	上田 健二	北川 光昭・池添 義春・中林 和江・松本 順一 (欠 員)

(平成 26 年 11 月 13 日現在)

議会運営委員会	11	高田 政廣	山崎 菊雄	北川 光昭・廣岡 芳樹・梶本 孝志・村上 順一 太田 徹・中林 和江・松本 順一・宮本 正一 (欠 員)
---------	----	-------	-------	--

(平成 26 年 11 月 13 日現在)

議会広報委員会	7	南部 創	板東 敬治	榎本 桂子・岡 由美・太田 徹・井川 晃一 上田 健二
---------	---	------	-------	--------------------------------

(平成 26 年 11 月 13 日現在)

決算審査特別委員会	10	山崎 菊雄	村上 順一	北川 光昭・廣岡 芳樹・住田 利博・野々下重夫 太田 徹・中林 和江・松本 順一・宮本 正一
-----------	----	-------	-------	---

6. 会派等・党派別議員数（平成26年11月13日現在）

(1) 会派等別議員数

会派名	新風ねやがわ 議員団	公明党 市会議員団	日本共産党 市会議員団	新生ねやがわ クラブ議員団	市役所を 「民・営・化」 する会議員団	無所属	計
議員数	7	7	5	4	3	1	27

(2) 党派別議員数

党派名	公明党	日本共産党	自由民主党	民主党	大阪維新の会	無所属	計
議員数	7	5	3	3	2	7	27

(3) 年齢別議員数

年齢別	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	合計	平均 年齢
議員数	0	4	5	7	10	1	27	54.77

(4) 期別議員数

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	合計
議員数	5	6	7	3	4	0	0	1	1	27

7. 歴代正・副議長

代	議長	就任	退任	代	副議長	就任	退任
1	角樋 民一	S26. 5. 14	S29. 3. 1	1	北川 義男	S26. 5. 14	S27. 3. 22
				2	樋口宗次郎	27. 3. 23	28. 3. 10
				3	宮本 徳松	28. 3. 10	29. 3. 1
2	北川 義男	29. 3. 1	30. 4. 30	4	稲木 時次	29. 3. 1	30. 4. 30
3	中東 眞治	30. 5. 20	32. 3. 8	5	松井谷五郎	30. 5. 20	33. 3. 8
4	小野清十郎	32. 3. 8	33. 3. 10				
5	松井谷五郎	33. 3. 10	34. 4. 30	6	宮本 徳松	33. 3. 8	34. 4. 30
6	吉川 正造	34. 5. 20	36. 3. 12	7	白川 梢松	34. 5. 20	36. 3. 12
7	吉川和一郎	36. 3. 12	37. 3. 10	8	平田清太郎	36. 3. 12	37. 3. 10
8	平田清太郎	37. 3. 10	40. 3. 10	9	平川弥三郎	37. 3. 10	38. 4. 30
				10	北川与五郎	38. 5. 21	40. 3. 12
9	大筏 庄吉	40. 3. 12	41. 3. 8	11	永尾 九衛	40. 3. 12	41. 3. 11
10	林 甚三郎	41. 3. 11	42. 4. 30	12	山崎源太郎	41. 3. 11	42. 4. 30
11	谷川 平三	42. 5. 20	43. 5. 10	13	西口 茂	42. 5. 20	43. 5. 14
12	北川与五郎	43. 5. 14	44. 5. 19	14	平田 元次	43. 5. 16	44. 5. 22
13	平川弥三郎	44. 5. 22	45. 5. 18	15	井上 八夫	44. 5. 22	45. 5. 21
14	平田 元次	45. 5. 21	46. 4. 30	16	北口 隆春	S45. 5. 21	S45. 12. 1
				17	上田 耕作	45. 12. 19	46. 4. 30
15	吉川 正造	46. 5. 17	48. 5. 21	18	寺田 安雄	46. 5. 18	47. 5. 18
				19	斉藤 政人	47. 5. 18	48. 5. 24

代	議 長	就 任	退 任	代	副 議 長	就 任	退 任
16	井上 八夫	S48. 5. 24	S49. 5. 20	20	井上 輝男	48. 5. 24	49. 5. 23
17	斉藤 政人	49. 5. 23	51. 5. 17	21	山下 勇	49. 5. 23	50. 4. 30
				22	大谷 和夫	50. 5. 16	51. 5. 19
18	山下 勇	51. 5. 19	52. 5. 13	23	乾 栄助	51. 5. 19	52. 5. 16
19	寺田 安雄	52. 5. 16	53. 5. 18	24	草薙 孝	52. 5. 16	53. 5. 18
20	中西清太郎	53. 5. 18	54. 4. 30	25	中川松治郎	53. 5. 18	54. 4. 30
21	大谷 和夫	54. 5. 15	55. 5. 21	26	今橋 澄爾	54. 5. 16	55. 5. 22
22	井上 輝男	55. 5. 21	56. 5. 19	27	堂蘭 利幸	55. 5. 23	56. 5. 19
23	上田 耕作	56. 5. 19	57. 5. 18	28	岩崎 英夫	56. 5. 19	57. 5. 18
24	草薙 孝	57. 5. 18	58. 4. 30	29	杉本 正好	57. 5. 18	58. 4. 30
25	京田 正	58. 5. 11	59. 5. 15	30	馬場 好弘	58. 5. 12	59. 5. 16
26	岩崎 英夫	59. 5. 15	60. 5. 22	31	中川 清治	59. 5. 16	60. 6. 6
27	馬場 好弘	60. 5. 22	61. 5. 22	32	照喜納朝吉	60. 6. 6	61. 5. 22
28	中川 清治	61. 5. 22	62. 4. 30	33	下野 洋	61. 5. 22	62. 4. 30
29	下野 洋	62. 5. 14	63. 5. 18	34	渡辺 敏弘	62. 5. 15	63. 5. 19
30	照喜納朝吉	63. 5. 18	H 元 5. 19	35	乾 数匡	63. 5. 19	H 元 5. 22
31	渡辺 敏弘	H 元 5. 19	2. 5. 22	36	安田 勇	H 元 5. 22	2. 5. 23
32	乾 数匡	2. 5. 22	3. 4. 30	37	赤井 叶児	2. 5. 23	3. 4. 30
33	安田 勇	3. 5. 17	4. 5. 20	38	坪内 伸夫	3. 5. 20	4. 5. 21
34	堂蘭 利幸	4. 5. 20	5. 5. 19	39	坂口 勇	4. 5. 21	5. 5. 19
35	平田 元次	5. 5. 19	6. 5. 18	40	吉田 亘	5. 5. 19	6. 5. 19
36	坪内 伸夫	6. 5. 18	7. 4. 30	41	山本 三郎	6. 5. 19	7. 4. 30
37	北野 志郎	7. 5. 17	8. 5. 21	42	加藤 陸夫	7. 5. 17	8. 5. 21
38	坂口 勇	8. 5. 21	9. 5. 21	43	平嶺 勝義	8. 5. 21	9. 5. 21
39	山本 三郎	9. 5. 21	10. 5. 19	44	北口 良一	9. 5. 21	10. 5. 20
40	加藤 陸夫	10. 5. 19	11. 4. 30	45	鮫島 和雄	10. 5. 20	11. 4. 30
41	吉田 亘	11. 5. 19	12. 5. 16	46	岡本 正光	11. 5. 20	12. 5. 16
42	北口 良一	12. 5. 16	13. 5. 15	47	白井 基雄	12. 5. 16	13. 5. 16
43	安田 勇	13. 5. 15	14. 5. 14	48	浅越 忠志	13. 5. 16	14. 5. 14
44	岡本 正光	14. 5. 14	15. 4. 30	49	入江 安夫	14. 5. 14	15. 4. 30
45	北野 志郎	15. 5. 14	16. 5. 19	50	板坂千鶴子	15. 5. 15	16. 5. 19
46	白井 基雄	16. 5. 19	17. 5. 17	51	南部 創	16. 5. 19	17. 5. 17
47	安田 勇	17. 5. 17	18. 5. 16	52	野々下重夫	17. 5. 17	18. 5. 17
48	北野 志郎	18. 5. 16	19. 4. 30	53	宮本 正一	18. 5. 17	19. 4. 30
49	板坂千鶴子	19. 5. 16	20. 5. 13	54	中谷 廣一	19. 5. 17	20. 5. 14
50	南部 創	20. 5. 13	21. 5. 19	55	高田 政廣	20. 5. 14	21. 5. 19
51	野々下重夫	21. 5. 19	22. 5. 19	56	広瀬 慶輔	21. 5. 19	22. 5. 20
52	中谷 廣一	22. 5. 19	23. 4. 30	57	梶本 孝志	22. 5. 20	23. 4. 30
53	高田 政廣	23. 5. 17	24. 5. 9	58	松本 順一	23. 5. 18	24. 5. 9
54	宮本 正一	24. 5. 9	25. 5. 14	59	北川 光昭	24. 5. 9	25. 5. 14
55	梶本 孝志	25. 5. 14	26. 5. 13	60	北川 健治	25. 5. 14	26. 5. 13
56	南部 創	26. 5. 13		61	板東 敬治	26. 5. 13	

8. 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項
総務常任委員会	7	1年	経営企画部、財務部、人・ふれあい部、総務部、議会事務局、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員の所管に属する事項、他の委員会に属さない事項
建設水道常任委員会	7	1年	まち政策部、まち建設部、上下水道局の所管に属する事項
厚生常任委員会	7	1年	市民生活部、環境部、保健福祉部、農業委員会の所管に属する事項
文教常任委員会	7	1年	教育委員会の所管に属する事項

9. 一部事務組合

※（ ）内は寝屋川市選出議員

名称	議員定数	設置目的	構成団体
大阪府都市競艇組合 S27. 8. 11 設置	16 (1)	モーターボート競走に関する事務の共同処理	堺、岸和田、豊中、東大阪、池田、吹田、泉大津、高槻、貝塚、守口、枚方、茨木、八尾、泉佐野、富田林、寝屋川の16市
枚方寝屋川消防組合 S23. 5. 4 設置	16 (7)	自治体消防に関する事務の共同処理	枚方、寝屋川の2市
北河内4市リサイクル施設組合 H16. 6. 1 設置	13 (4)	ペットボトル等の中間処理を行うための圧縮梱包処理施設の設置、管理及び運営に関する事務の共同処理	枚方、寝屋川、四條畷、交野の4市

10. 広域連合議会

※（ ）内は寝屋川市選出議員

名称	議員定数	設置目的	構成団体
大阪府後期高齢者医療広域連合議会 H19. 1. 17 設置	20	後期高齢者医療に関する事務の共同処理	府内全市町村
大阪広域水道企業団議会 H23. 4. 1 設置	30 (1)	水道用水供給事業の経営、水道事業の受託等に関する事務の共同処理	大阪市を除く府内42市町村

11. 議会協議会

※（ ）内は寝屋川市選出議員

名 称	議員定数	設置目的	構成団体
東部大阪治水対策促進議会協議会 S32. 8. 8 設置	29 (3)	東部大阪地域の治水対策を樹立し、関係行政機関等に対し、これを推進するため強力に交渉し、早急な実現を期する。	柏原、門真、大東、寝屋川、八尾、守口、四條畷、交野、東大阪の9市

12. 諮問機関等

(平成26年11月1日現在)

名 称	定数	構 成	設 置	所 管
名誉市民等選定諮問委員会	5名	市議会議員3名、 識見を有する者2名	S47. 4	市 長 室
有功者選定諮問委員会	5名	市議会議員2名、 識見を有する者3名	S45. 4	”
片町線複線化促進期成同盟会	若干名	市議会議員長、副議長、市長 (関係8市1町)	S27. 3	企画政策課
男女共同参画審議会	15名 以内	市議会議員2名、学識経験者、 関係団体、市民	H12. 4	人権文化課
寝屋川市・すさみ町 都市提携連絡協議会	10名 以内	市議会議員長、副議長、副市長、 部長(寝屋川市・すさみ町)	S63. 6	市民活動振興室
すさみ町都市交流推進基金 審査委員会	10名	市議会議員長、副議長、副市長、 部長(寝屋川市・すさみ町)	H21. 4	”
暴力排除対策協議会相談役	1名	市議会議員長	H1. 3	危機管理室
国民健康保険運営協議会	14名	市議会議員4名(公益代表者)、 被保険者代表者、保険医又は保険 薬剤師代表者、被用者保険等保険 者代表者	S34. 11	保険事業室
民生委員推薦会	14名 以内	市議会議員長、副議長、民生委員、 社会福祉事業実施関係者、社会福 祉関係団体代表者、教育関係者、 関係行政機関職員、学識経験者	S28. 10	保健福祉総務課
都市計画審議会	15名 以内	市議会議員5名、学識経験者、 関係行政機関職員、市民	H12. 4	都市計画室
交通安全都市推進委員会	65名 以内	市議会議員7名、関係官公庁・交 通関係者・各種団体代表者、学識 経験者、市職員	S37. 3	道路交通課
交通問題対策協議会	25名 以内	市議会議員2名、関係官公庁・交 通関係者・各種団体代表者、学識 経験者、市職員	S55. 1	”
淀川左岸治水促進期成同盟	14名 以内	市議会議員長、市長 (関係7市)	S34. 8	水・みどり室

議 会 運 営

1. 定例会の招集回数及び時期

定例会は毎年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集するのを常例とする。

2. 一般・代表質問

項 目	一 般 質 問	代 表 質 問
実 施 時 期	6月、9月、12月定例会	3月定例会
所 要 日 数	3 日 間	2 日 間
質 問 時 間	1人40分以内(質問のみ) 再質問は、40分の持ち時間のうち10分間の範囲内	1人15分×会派人数(質問のみ) 再質問は、持ち時間のうち「3分×会派人数」の範囲内
質 問 者 数	制 限 な し	1 会 派 1 人
質 問 順 位	抽 選	多 数 会 派 順
質 問 回 数	制 限 な し	制 限 な し
通 告 期 限	一般質問日のおおむね7日前の午後1時まで	代表質問日のおおむね7日前の午後1時まで
質問通告書の記載内容	件名及び内容を具体的に明記	件名及び内容を具体的に明記

3. 予算・決算の審議方法

	予 算	決 算
一 般 会 計	歳出は、各所管の常任委員会に分割付託 歳入・その他は、総務常任委員会に付託	決算審査特別委員会を設置の上、付託
特 別 会 計	各所管の常任委員会にそれぞれ付託	
公 営 企 業 会 計		

4. 請願・陳情

- (1) 請願の処理 …… 請願文書の配布とともに、所管の常任委員会に付託する。
* 平成25年度 請願件数；1件
- (2) 陳情の処理 …… 会議前に処理した陳情は本会議初日に、会期中に受理した陳情は本会議最終日に、諸般の報告として、他の報告事件と併せて要約を文書配布する。
* 平成25年度 陳情件数；48件

5. 議会運営委員会

構 成 員	定 数	任 期	審議・協議事項
3人以上の所属議員を有する会派が、次の割合により推薦した議員をもって組織する。 会派人数 3人以上4人以下 1人 " 5人以上6人以下 2人 " 7人以上8人以下 3人 " 9人以上 4人 ※ 議長は地方自治法第105条の規定により、副議長は会議規則第109条第1項の規定により、委員外議員として出席する。	11	1年	1. 議会の運営に関する事項 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3. 議長の諮問に関する事項

6. 傍 聴

区 分	内 容	一 般 傍 聴 人	報 道 関 係 者
本 会 議	会議当日、所定の場所で、自己の住所・氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴する。 (定員58人・内車椅子2人分)		会議当日、所定の場所で、傍聴章の交付を受けて傍聴する。
委 員 会		委員長の許可制	

- * 平成25年度傍聴人数
 本会議：332人
 議会運営委員会：0人
 総務常任委員会：2人
 建設水道常任委員会：2人
 厚生常任委員会：40人
 文教常任委員会：10人

7. 本会議ロビー中継

平成25年3月定例会から、開かれた議会運営の推進に資することを目的として、寝屋川市役所本庁舎ロビーにおいて、本会議のテレビ中継放送を実施している。

議員報酬・費用弁償等

1. 議員報酬

適用年月日	平成26年8月1日	平成24年10月1日	平成24年4月1日	平成10年4月1日
議長	745,000円	700,000円	730,000円	750,000円
副議長	705,000円	660,000円	690,000円	710,000円
常任委員長	670,000円	625,000円	655,000円	675,000円
常任副委員長	665,000円	620,000円	650,000円	670,000円
議員	660,000円	615,000円	645,000円	665,000円

※平成24年4月1日から平成26年7月31日までの間、寝屋川市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例により、議員報酬の暫定的な減額を行った。

2. 委員会視察旅費

1人年額 100,000円以内支給（平成25年4月1日から適用）

3. 政務活動費

（平成24年4月1日から適用）

会 派 (所属議員が2人以上の場合)	所属議員数×70,000円（月額）交付
会派に属するものの議員個人 として政務活動費の交付を受ける議員	70,000円（月額）交付
会派に属さない議員	

※平成27年4月1日から、45,000円（月額）に減額する。

議 会 事 務 局

1. 機 構 現員数 11人 (平成26年4月1日現在)

局 長 —— 次長兼 課長 —— 係長3人 —— 係員6人

2. 議会費内訳

(単位：千円)

区 分	平成26年度 当初予算	内 訳	対前年度比 (%)	平成25年度 当初予算
報 酬	212,340	議員報酬 (27人)	105.3	201,540
給 料	38,719	一般職給 (11人)	103.6	37,360
職 員 手 当 等	113,979		99.8	114,203
共 済 費	119,011		101.7	116,983
旅 費	8,924	費用弁償 7,565 普通旅費 1,359	94.7	9,414
交 際 費	333	議会交際費 333	95.1	350
需 用 費	5,116	一般消耗品費 1,568 食糧費 69 印刷製本費 3,389 修繕料 90	96.9	5,275
役 務 費	5,101	手数料 111 筆耕翻訳料 4,990	100.4	5,078
委 託 料	434	委託料 434	120.5	360
使 用 料 及 び 賃 借 料	1,348	使用料 1,348	124.3	1,084
備 品 購 入 費	1,234	庁用器具費 1,034 図書購入費 200	260.89	473
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	24,496	負担金 1,816 交付金 22,680	99.7	24,557
合 計	531,035		102.7	516,677

3. 議会刊行物

区分 刊行物	発行 回数	発行部数	規格	平成26年度 予算額	配布対象
議会だより	通常 年5回	各号約108,200部	タブロイド判	3,072,880円	全世帯、市内官 公庁他
声の議会だより	通常 年5回	各号約60本	CD	135,000円	視覚障害者他
市政概要	年1回	150冊	A4判	272,200円	議員、理事者他
会議録	会議ごと	50冊	A4判	—	議員他
市議会の動き	年1回	150冊	A4判	—	議員、理事者他
市議会先例事例 集・関係例規集	随時	100冊	A4判	—	議員、理事者他

4. 議会図書室

- (1) 面積 41.09 m²
- (2) 蔵書数 1,465冊 (平成26年4月1日現在)

寝屋川市行政機構図

13部17室44課

平成26年4月1日現在

部	室	課・園等	主な事務	
市長 中西副市長 まち政策部、まち建設部及び上下水道局に属する事務並びに教育委員会の事務局の職員に補助執行させている事務 市 長 太田副市長 経営企画部、財務部、人・ふれあい部、総務部、市民生活部、環境部、保健福祉部、会計室及び議会事務局に属する事務並びに監査委員、公平委員会、農業委員会及び選挙管理委員会の事務局の職員に補助執行させている事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務	経営企画部	市長室	秘書、渉外、市長の資産公開及び有功者表彰等	
		企画政策課	企画政策課	特命事項及び重要事項の企画及び総合調整、行政評価制度、総合計画並びに行財政改革
			情報化推進課	情報化の推進及び電子計算処理組織
			広報広聴課	広報発行、広聴及び市民相談
	ブランド戦略室		市のブランドの確立、イメージアップに向けた取組み並びに観光業務に関すること	
	財務部	財政課	財政課	予算の編成及び執行の管理
			資産活用課	公有財産、庁舎管理及び市有自動車の管理
		税務室	税務室	市税の賦課、固定資産の調査評価、市税等の収入調定及び市税等の証明書の発行等
			滞納債権整理回収室	滞納債権の整理回収、助言、指導、調査、研究及び総合調整に関すること
	人・ふれあい部	人権文化課	人権文化課	人権施策、人権啓発、男女共同参画施策及び人権擁護委員
			いきいき文化センター	市民からの生活相談等、市民交流促進及び人権問題の解決のための施設
			男女共同参画推進センター	男女共同参画社会の形成を総合的に推進するための拠点施設
		市民活動振興室		市民活動等の支援育成、住民自治活動の育成、市民活動センター、市民会館、コミュニティセンター、都市交流及び社会を明るくする運動の推進
	総務部	総務課	総務課	議会、文書管理、法規、事務改善、組織、個人情報保護、情報公開、情報提供及び統計
			契約課	契約事務の指導、入札、契約の締結、物品の調達及び工事検査
		人事室		人事管理、職員研修その他人材育成、労務管理、職員の給与、公務災害等
	市民生活部	市民室	市民課	住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、住居表示、市民葬儀、公園墓地、国民年金及び一般旅券の発給
			消費生活センター	市民の消費生活の安定及び向上に寄与するための施設、計量
			市役所サービス処ねやがわ屋	各種証明書の交付等及び物産の展示
			市民センター(香里、萱島、西、東)	地域相談、住民異動等に伴う諸手続、各種証明書の交付等
		産業振興室		農業及び商工業の振興、貸農園、森林、事業者育成、労働福祉、産業振興センター
	保険事業室		国民健康保険、後期高齢者医療、特定健診、特定保健指導、老人医療及び医療費の助成	
	環境部	環境総務課	環境総務課	廃棄物の減量推進、薬剤散布及び害虫駆除
			環境推進課	環境政策、公害防止その他環境の保全及び飼犬登録・狂犬病予防接種
クリーン業務課			ごみの収集運搬業務(臨時ごみ、犬猫死体の処理を含む)	
クリーン施設課			焼却施設及びごみ処理施設管理	
緑風園			し尿の収集運搬業務及び緑風園施設の管理	
ごみ処理施設建設室		ごみ処理施設の建設		
保健福祉部	保健福祉総務課	保健福祉総務課	福祉施策の総合調整、民生委員、戦没者追悼行事、社会福祉法人の設立認可等、社会福祉施設の指導・監査、保健福祉センター	
		保護課	生活保護、ホームレスの自立支援、生活つなぎ資金及び旅行旅病人等	
		健康増進課	健康管理施策、感染症、予防接種及び母子保健	
	高齢介護室	高齢者福祉センター(東、太秦)	高齢者福祉センター	高齢者福祉施策、介護保険及び高齢者福祉センター(中央、西)
				高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設
	こども室		児童福祉施策、次世代育成支援、保育等の実施、児童手当及び認可外保育施設からの届出等	
障害福祉室	東障害福祉センター	市立保育所	さくら、たんぼぼ、さつき、さざんか、コスモス、ひなぎく、あざみ	
		こどもセンター	子育て支援を総合的に推進する拠点施設	
まち政策部	まちづくり事業推進室	まちづくり指導課	建築確認、開発指導、都市景観等	
		高架事業課	連続立体交差事業	
		建築営繕課	市有建築物及び付帯設備の設計等	
		道路交通課	市道の管理、私道の舗装及び市域境界、交通安全対策、めいわく駐車不法駐車自転車対策及び自転車駐車場等	
まち建設部	自転車の駅	自転車の駅	自転車の安全利用に関する意識の向上及び地域交流の推進に資するための施設	
		道路建設課	都市計画街路事業、道路等の新設等の施工等及び道路政策	
		水・みどり室	公園の管理、公園等の設計施工及び緑化事業、河川等の管理、総合治水対策及び浸水対策	

寝屋川市行政機構図

13部17室44課

平成26年4月1日現在

		部	室	課・園等	主な事務
	会計管理者	上下水道局		会計室	会計管理者の権限に属する事務及び資金計画
	上下水道事業管理者			経営総務課	上下水道局の人事管理、予算の編成、庁舎管理等
				業務課	水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金の徴収等
				工務課	導水・送配水管の整備、漏水防止、下水道施設の整備
			浄水課	浄水処理、受水、水質検査等	
市議会	議会事務局			議会の会議、市政の調査及び資料の収集、人事管理	
監査委員			監査事務局	監査委員が行う監査、検査及び審査	
公平委員会			公平委員会事務局	措置要求、不利益処分に対する不服申立ての審査手続及び職員団体登録	
農業委員会			農業委員会事務局	農地法に基づく届出、農地の利用関係の調整、所有権の移転及び転用	
選挙管理委員会			選挙管理委員会事務局	選挙及び投票の管理、委員会の会議	
固定資産評価審査委員会				固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定	
教育委員会	教育長	学校教育部		教育総務課	教育委員会事務局の人事管理、就学援助等
				施設給食課	学校園施設の修繕及び学校給食の企画
				学務課	児童・生徒の転出入、教職員の人事、学校保健の企画、通学安全、幼稚園運営
				教育指導課	学校園教育・人権教育の計画及び指導助言、教職員の研修
				教育研修センター	教職員研修、教育に関する研究成果の普及、教育相談
				市立小学校	東、西、南、北、第五、成美、明和、池田、中央、啓明、三井、木屋、木田、神田、堀溝、田井、桜、点野、和光、国松緑丘、楠根、梅が丘、宇谷、石津
				市立中学校	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、友呂岐、中木田
		市立幼稚園	北、中央、南、神田、啓明		
		社会教育部		社会教育課	生涯学習の総合調整、社会教育施策の立案、留守家庭児童会事業の運営、エスポータル、教育センター及び中央公民館に関すること
				文化スポーツ振興課	文化芸術振興、文化財の収集等、池の里市民交流センター、体育館等の体育・スポーツ施設、野外活動センター、地域交流センター、体育・スポーツ事業の推進
				埋蔵文化財資料館	寝屋川市に関する埋蔵文化財等の資料を収集、保管、展示をする施設
				中央図書館	図書館に係る企画及び運営、読書会等の開催、移動図書館、市史、市民ギャラリー
				東図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営
				駅前図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営
地域教育振興課	地域・家庭における教育施策の推進、成人教育の推進、青少年の健全育成				

歴代三役

1. 市長

氏名	就任年月日	退任年月日
白井 幾太郎	昭和26年5月3日	昭和30年4月30日
平井 義雄	昭和30年5月1日	昭和34年4月30日
柏原 眞次	昭和34年5月1日	昭和45年11月1日
北川 義男	昭和45年12月13日	昭和58年4月16日
西川 忠博	昭和58年5月29日	平成7年5月28日
高橋 茂	平成7年5月29日	平成11年5月28日
馬場 好弘	平成11年5月29日	

2. 助役・副市長

氏名	就任年月日	退任年月日
角樋吉次	S 26. 5. 3	S 26. 5. 23
小中義一	26. 5. 3	30. 3. 31
柏原眞次	26. 6. 1	30. 5. 12
木下良一	30. 6. 1	34. 3. 10
金藤 伝	34. 6. 20	42. 6. 19
北川義男	41. 7. 28	45. 11. 16
中東三男造	45. 1. 27	49. 1. 26
中西健藏	46. 2. 20	49. 3. 29
吉川正造	49. 2. 15	57. 2. 14
江田直介	49. 4. 1	51. 3. 31
中島三博	51. 4. 20	54. 4. 19
西川忠博	54. 5. 17	58. 5. 16
田村庄一	57. 2. 15	61. 2. 14
乾 勤	58. 6. 17	62. 6. 16
高橋 茂	62. 6. 19	H 6. 12. 6
近石登規雄	62. 11. 3	2. 1. 31
入江力生	H 3. 10. 1	7. 9. 30
土井培男	7. 7. 7	11. 7. 6
西村信之	7. 10. 1	11. 9. 30
林 尚彦	11. 7. 7	15. 7. 6
田川良廣	11. 10. 1	15. 9. 30
中西勝行	15. 7. 7	
太田 潤	15. 10. 1	

※ 地方自治法改正に伴い、平成19年4月1日付けで「助役」は廃止され、「副市長」が設置されている。

3. 収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
松本堅治	S 26. 5. 3	S 26. 6. 16
角樋吉次	26. 6. 20	29. 3. 25
三島惣太郎	29. 3. 26	49. 3. 25
中西健藏	49. 3. 30	54. 3. 31
宮川三夫	54. 5. 17	58. 5. 16
竹井 修	58. 6. 17	62. 6. 16
入江力生	62. 6. 19	H 3. 9. 30
田中幸雄	H 3. 10. 1	7. 9. 30
藪田 勉	7. 10. 1	11. 9. 30
西村伊一郎	11. 10. 1	15. 9. 30
吉岡國夫	15. 10. 1	19. 9. 30

※ 地方自治法改正に伴い、平成19年10月1日より「収入役」を廃止している。

第五次総合計画の概要

1. 計画の役割

(1) まちづくりの指針

まちづくりを進めていく際に、市民と行政が共有すべき指針となるものである。

(2) 行政運営の指針

今後を展望した総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、自治経営における最上位計画となるものである。

2. 計画の構成と期間

(1) 構成

計画は、基本構想、基本計画、実行シートで構成されている。

① 基本構想

寝屋川市の将来の目標やそれを実現するためのまちづくりの大綱を示すもので、計画期間を10年とする。

② 基本計画

基本構想に基づいて実施していく具体的な施策の内容を明らかにしたもので、基本構想の10年を見据えつつ、前期5年、後期5年の計画とする。

③ 実行シート

基本計画に基づいて実施していく具体的な取組を示すもので、毎年作成する。

(2) 計画期間

平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

3. 目指すべきまちの姿

市民がまちづくりの主役であるという「みんなのまち基本条例」の理念を踏まえ、「市民が主役」「まちの活気」「安全・安心」「愛着と誇り」「次世代への継承」をキーワードに、「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」を目指していく。

4. まちづくりの大綱

どのようなまちづくりを進めるかを分野別に示す「まちづくりの方向」と、どのようにしてまちづくりを進めるかを示す「市政運営の方向」に基づき、目指すべきまちの姿《魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川》を実現していく。

(1) まちづくりの方向

ア 安全で安心できるまちづくり

- ・災害に強いまちの実現
- ・危機管理体制の充実
- ・犯罪のないまちづくりの推進

- イ 健康でいきいき暮らせるまちづくり
 - ・だれもが尊重されるまちの実現
 - ・市民の健康づくりの推進
 - ・地域で支えあう福祉の推進
 - ・子育てしやすい環境の整備
- ウ 夢を育む学びのまちづくり
 - ・学校教育の充実
 - ・青少年の健全育成の推進
 - ・生涯学習の充実
 - ・文化の振興・スポーツ活動の推進
 - ・国内外の交流の推進
- エ 快適でうるおいのあるまちづくり
 - ・計画的なまちづくりの推進
 - ・安全でおいしい水の供給
 - ・下水処理の推進
 - ・利便性の高い快適なまちの実現
 - ・水とみどり豊かなまちの実現
- オ 環境を守り育てるまちづくり
 - ・環境の保全
 - ・ごみの減量・資源化の推進
 - ・廃棄物の適正な処理
- カ 活力あふれるにぎわいのまちづくり
 - ・商業の振興
 - ・工業の振興
 - ・農業の振興
 - ・消費者保護の推進
- (2) 市政運営の方向
 - ア 市民が主役のまちづくり
 - ・コミュニティづくりと協働の推進
 - ・情報共有の充実
 - ・寝屋川市のイメージアップ
 - イ 将来を見据えた自治経営
 - ・健全な財政運営
 - ・効率的な行政運営
 - ・市民サービスの充実

広 報 ・ 広 聴

市政への市民参加を図るため、広報活動や市民の声を聴く広聴活動を積極的に行っている。
市民と市政のパイプ役として、「広報ねやがわ」「ホームページ」「動画配信」などにより一層の各種情報提供に努めている。

また、広聴活動として、各種相談事業などを実施し、市民ニーズの把握に取り組んでいる。

1. 広報活動

(1) 定期刊行物（平成 25 年度実績）

刊 行 物	内 容	
広報ねやがわ (レギュラー)	毎月 2 回発行 (年 24 回)、タブロイド判 4 ページ (カラー) 1 回 8 ページ (2 色刷り) 2 回 12 ページ (2 色刷り) 17 回 16 ページ (2 色刷り) 4 回	① 発行部数 1 回平均 108,138 部 ② 経費 18,431,510 円 ③ 配布先 市民及び関係機関
点字広報	広報ねやがわ (24 回) の製作 B5 判 レギュラー 15,000 字	① 発行部数 1 回 35 部 ② 経費 874,440 円 ③ 配布先 視覚障害者 (希望者)
声の広報	広報ねやがわ (24 回) のデジタイ化 CD の製作	① 発行部数 1 回 60 部 ② 経費 646,200 円 ③ 配布先 視覚障害者 (希望者)

(2) 市役所ホームページ（平成 11 年 1 月開設）

平成 25 年 11 月に市ホームページを全面リニューアルし、高齢者や障害者をはじめ誰もが使いやすく探しやすい媒体となるよう、デザインの一新、検索機能の充実を行うとともに、スマートフォンサイトや市公式フェイスブックを開設し、利用者層の拡大も図っている。

(トップページアクセス数)

平成 23 年度	613,401 件	月平均	51,117 件
平成 24 年度	599,616 件	月平均	49,968 件
平成 25 年度	828,343 件	月平均	69,029 件

(3) 動画配信

イベントの様子などを映像と音声でより分かりやすく提供するため、市職員が撮影・編集を行った動画コンテンツを動画投稿サイト「ユーチューブ」を利用し、配信をしている。

(配信本数・再生回数)

平成 23 年度	44 本・32,306 件
平成 24 年度	36 本・19,570 件
平成 25 年度	34 本・15,570 件

2. 広聴活動

(1) 陳情・要望

市民や各種団体等から出された、市政についての陳情・要望を受理し、関係部課と連絡調整を図っている。

平成 23 年度実績 受付 317 通 (うち 電子メール 284 通)

平成 24 年度実績 受付 185 通 (うち 電子メール 172 通)

平成 25 年度実績 受付 258 通 (うち 電子メール 233 通)

(2) 広聴ボックス

市役所玄関ホール・総合センター・3 市民センター・市役所サービス処ねやがわ屋の 6 か所に広聴ボックスを設置し、市民から出された意見を市政運営の参考にしている。

平成 23 年度実績 受付 121 通

平成 24 年度実績 受付 154 通

平成 25 年度実績 受付 160 通

(3) 施設見学会

市の施設などの見学を通じて、市民に市政についての理解と認識を深めてもらうことを目的として実施している。

平成 23 年度実績 3 団体、参加者 57 人

平成 24 年度実績 1 団体、参加者 15 人

平成 25 年度実績 1 団体、参加者 17 人

(4) ねやがわ発「出前講座」

市民が知りたい・聞きたい・学びたい内容について、市の職員が出向いて話をし、生涯学習にいかすことを目的として、平成 13 年度より実施している。

平成 23 年度実績 延べ開催数 117 回 延べ受講者数 3,727 人

平成 24 年度実績 延べ開催数 121 回 延べ受講者数 3,741 人

平成 25 年度実績 延べ開催数 152 回 延べ受講者数 4,770 人

(5) 各種相談

寝屋川市に在住、在職、在学の方を対象に無料で実施している。

相談種別	日 時 (祝日・年末年始を除く)	相 談 内 容	相 談 員	相談件数	
				25年度	24年度
法律相談	月～金曜日、 第4日曜日 午後1時～4時30分	相続、借地、借家、不動産、離婚などの法的問題の相談	弁 護 士	件 1,263	件 1,508
人権相談	毎週 火曜日 午後1時～4時	人権にかかわる相談	人権擁護委員	16	19
行政相談	毎週 火曜日 午前10時～正午	国の行政機関などへの相談や要望	行政相談委員	27	16
登記・ 測量相談	毎月 第2木曜日 午後1時～4時	登記手続きや土地・家屋の測量、境界明示などの相談	司 法 書 士 土地家屋調査士	35	28
国税相談	毎月 第2木曜日 午前9時30分 ～正午 (2・3月は除く)	所得税、相続税、贈与税などの相談	税 理 士	36	28
不動産・ 建築相談	毎月 第2金曜日 午後2時～4時	不動産の売買、家屋の新築・増築の手続きなどの相談	宅地建物取引主 任者 建 築 士	16	14
相続・遺言 等相談	毎月 第3金曜日 午後1時～4時	遺産分割協議書、遺言書、離婚協議書などの相談	行 政 書 士	27	23
市政相談	月～金曜日 午前9時 ～午後5時30分	市役所への相談や要望	市 職 員	1,202	1,198
合 計				2,622	2,834

行政評価

1. 概要

市が実施する全部門の事務事業を対象に、一定の基準や分かりやすい指標を用いて評価し、その必要性や効率性、成果などについて検証し、行政活動の継続的な改善・改革につなげ、市民サービスの向上を図っていくため、行政評価に取り組んでいる。

平成13年度から平成22年度までの第四次寝屋川市総合計画の計画期間には、「施策のチャレンジ」、「仕事のチャレンジ」という名称で、行政評価を実施してきた。

第五次寝屋川市総合計画がスタートした平成23年度からは、取組の成果がより明確になるよう、「実行シート」を活用し、効率的かつ効果的な行政運営に取り組んでいる。

2. 取組の経緯

年 度	取 組 の 概 要
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自治経営推進室の設置 ・行政評価に関する情報収集 ・行政評価プロジェクトチームの設置
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・寝屋川市行政評価に関する会議設置要綱の制定（行政評価推進委員会、行政評価幹事会、行政評価プロジェクトチーム） ・行政評価制度推進キックオフ宣言 ・「寝屋川市版行政評価システムの構築にあたって」を策定 ・仕事のリスト2000（事務事業の整理・分類） ・仕事のチャレンジ2000（試行評価）：各課1事務事業対象
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事のリスト2001（事務事業の整理・分類） ・仕事のチャレンジ2001（目標設定型評価）：全事務事業対象
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事のリスト2002（事務事業の整理・分類） ・仕事のチャレンジ2002（目標管理型評価）：全事務事業対象、期初・期中・期末の3時点での記入・点検 ・重点事務事業の選定と部局長による進行管理（ブロック体制の構築） ・施策評価（施策を推進する仕組み）の検討 ・組織横断的課題解決への取り組み（課題の抽出・整理）
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事のリスト2003（事務事業の整理・分類） ・仕事のチャレンジ2003（目標管理型評価）：全事務事業対象、期初・期中・期末の3時点での記入・点検の実施 ・重点事務事業の選定と部局長による進行管理 ・組織横断的な課題の解決方策についての検討・整理 ・総合計画をもとに政策・施策・事務事業体系を整理 ・施策のチャレンジ2003（試行評価）：22施策対象 ・他システムとの連携・連動による自治経営システム構築に向けた検討

年 度	取 組 の 概 要
平成 16 年度	<p>【事務事業評価（仕事のチャレンジ2004）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属別の事務事業の整理（仕事のリスト2004）720 事務事業 評価対象事務事業 590 事務事業（重点事務事業 98 事務事業） ・ 期初研修の実施 対象組織 86 所属の推進員・チームリーダー・係長級職員 研修開催数 7 回 受講者数 214 名 ・ 目標管理型事務事業評価（仕事のチャレンジ2004）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①行政評価推進体制のもと、「仕事のチャレンジ推進体制」の整備による「組織ぐるみ」の取り組みにより、98 の重点事務事業を選定。 ②目標達成に向けた取り組みの成果の総合評価 <ul style="list-style-type: none"> A（目標以上）：28 件（4.8%） B（目標どおり）：505 件（87.1%） C（目標未達）：47 件（8.1%） <p>【施策評価（施策のチャレンジ2004）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画を基に、政策・施策・事務事業体系の整理 評価対象施策 102 施策（関係する取り組み項目 581 事務事業） ・ 記入研修（所属長及び課長級以上の職員）の実施 研修開催数 4 回 受講者数 105 名 ・ 施策評価（施策のチャレンジ2004）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①総合計画（実施計画）と行政評価を一体化した取り組み ②評価結果を活用し、総合計画第3期実施計画（平成17～19年度）を策定 ③施策から見た事務事業の方向性（複数の施策へ位置づけられる事務事業を含む） <ul style="list-style-type: none"> 拡大：38 件（5.5%） 継続：590 件（85.3%） 縮小：20 件（2.9%） 民間活力：18 件（2.6%） 休廃止・事業完了等：26 件（3.7%） ④施策の今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 拡大して実施：21 件（20.6%） 維持：61 件（59.8%） 規模等内容を見直して実施：18 件（17.6%） 再構築または他施策との統合：2 件（2.0%）
平成 17 年度	<p>【事務事業評価（仕事のチャレンジ2005）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属別の事務事業の整理（仕事のリスト2005）686 事務事業 評価対象事務事業 603 事務事業 ・ 期初研修の実施 対象組織 83 所属の推進員・チームリーダー・係長級職員 研修開催数 5 回 受講者数 170 名 ・ 目標管理型事務事業評価（仕事のチャレンジ2005）の実施

年 度	取 組 の 概 要
	<p>①目標達成に向けた取り組みの成果の総合評価</p> <p>A (目標以上) : 24 件 (4.0%)</p> <p>B (目標どおり) : 545 件 (90.4%)</p> <p>C (目標未満) : 34 件 (5.6%)</p> <p>【施策評価 (施策のチャレンジ 2005)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画を基に、政策・施策・事務事業体系の整理 評価対象施策 102 施策 (関係する取り組み項目 553 事務事業) ・ 記入研修 (所属長及び課長級以上の職員) の実施 研修開催数 4 回 受講者数 97 名 ・ 施策評価 (施策のチャレンジ 2005) の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①総合計画 (実施計画) と行政評価を一体化した取り組み ②評価結果の活用による総合計画第 3 期実施計画 (平成 17~19 年度) の進行管理 ③施策から見た事務事業の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 拡大 : 40 件 (7.2%) 継続 : 461 件 (82.9%) 縮小 : 17 件 (3.1%) 民間活力 : 21 件 (3.8%) 休廃止・事業完了等 : 17 件 (3.0%) ④施策の今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 拡大して実施 : 16 件 (15.7%) 維持 : 71 件 (69.6%) 規模等内容を見直して実施 : 13 件 (12.7%) 再構築または他施策との統合 : 2 件 (2.0%)
平成 18 年度	<p>【事務事業評価 (仕事のチャレンジ 2006)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属別の事務事業の整理 (仕事のリスト 2006) 640 事務事業 評価対象事務事業 559 事務事業 ・ 記入研修の実施 対象組織 81 所属の推進員・チームリーダー・係長級職員 期初研修開催数 6 回 受講者数 153 名 期末研修開催数 4 回 受講者数 139 名 ・ 目標管理型事務事業評価 (仕事のチャレンジ 2006) の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①目標達成に向けた取り組みの成果の総合評価 <ul style="list-style-type: none"> A (目標以上) : 36 件 (6.5%) B (目標どおり) : 451 件 (81.4%) C (目標未満) : 67 件 (12.1%) ※ 集計不能の 5 事業を除く。 ・ 庁内組織による二次評価の実施 評価対象は、部局の使命・役割、課題等をもとに、部局ごとに選定した重点事務事業 61 事務事業

年 度	取 組 の 概 要
	<p>①庁内二次評価のコメント</p> <p>「具体的な指摘、提案などをおこなったもの」 : 7件 (11.5%)</p> <p>「行財政改革の見直しの方向性にもとづき、事業を進めてください。」 : 14件 (22.9%)</p> <p>「引き続き、効果や効率性を高めるための事務改善やコスト縮減に努めてください。」 : 26件 (42.7%)</p> <p>「今後とも、市民との協働の観点から事業を進めてください。」 : 14件 (22.9%)</p> <p>【施策評価（施策のチャレンジ2006）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画を基に、政策・施策・事務事業体系の整理 評価対象施策 102 施策（関係する取り組み項目 515 事務事業） ・ 記入研修（所属長及び課長級以上の職員）の実施 研修開催数 4回 受講者数 69名 ・ 施策評価（施策のチャレンジ2006）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①総合計画（実施計画）と行政評価を一体化した取り組み ②評価結果の活用による総合計画第3期実施計画（平成17～19年度）の進行管理 ③施策から見た事務事業の今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 拡大 : 26件 (5.2%) 継続 : 435件 (87.0%) 縮小 : 18件 (3.6%) 休廃止 : 1件 (0.2%) 事業統合 : 15件 (3.0%) 事業完了 : 5件 (1.0%) <p>※施策に位置づけられている515事業のうち、集計不能の15事業を除く。</p> <p>④施策の総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 拡大して実施 : 12件 (11.8%) 維持（継続） : 81件 (79.4%) 規模等内容を見直して実施 : 8件 (7.8%) 再構築または他施策との統合 : 1件 (1.0%)
平成19年度	<p>【事務事業評価（仕事のチャレンジ2007）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属別の事務事業の整理（仕事のリスト2007）500事務事業 評価対象事務事業 428 事務事業 ・ 記入研修の実施 対象組織 72 所属の各職場から 2名程度 研修開催数 6回 受講者数 138名 ・ 目標管理型事務事業評価（仕事のチャレンジ2007）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①目標達成に向けた取り組みの成果の総合評価 <ul style="list-style-type: none"> A（目標以上） : 28件 (6.5%) B（目標どおり） : 368件 (86%)

年 度	取 組 の 概 要
	<p>C (目標未満) : 32 件 (7.5%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内組織による二次評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> 評価対象は、重点事務事業を基本とした庁内二次評価対象事務事業（平成 18 年度の対象は除く）44 事務事業 ① 庁内二次評価のコメント <ul style="list-style-type: none"> 「具体的な指摘、提案などをおこなったもの」 : 10 件 (22.7%) 「今後とも、市民との協働の観点から事業を進めてください。」 : 3 件 (6.8%) 「今後とも、全体最適等を考慮するとともに、社会経済情勢を踏まえながら事業を進めてください。」 : 8 件 (18.2%) 「引き続き、費用対効果の向上を目指し、事務改善等に努めてください。」 : 17 件 (38.6%) 「引き続き、効率的な管理運営、効果的な活用及び行政サービスの充実を図ってください。」 : 2 件 (4.6%) 「引き続き、公共性や公平性に配慮し、周辺環境と調和のとれた整備を図ってください。」 : 4 件 (9.1%) 【施策評価（施策のチャレンジ 2007）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画を基に、政策・施策・事務事業体系の整理 <ul style="list-style-type: none"> 評価対象施策 102 施策（関係する取り組み項目 389 事務事業） ・ 記入研修（所属長及び課長級以上の職員）の実施 <ul style="list-style-type: none"> 研修開催数 4 回 受講者数 91 名 ・ 施策評価（施策のチャレンジ 2007）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 総合計画（実施計画）と行政評価を一体化した取り組み ② 総合計画第 3 期実施計画（平成 17 年～19 年度）の総括及び、総合計画第 4 期実施計画（平成 20～22 年度）の策定 ③ 第 3 期実施計画における「取り組み項目内容の評価結果」 <ul style="list-style-type: none"> 計画以上 : 18 件 (4.0%) 計画どおり : 419 件 (93.7%) 計画未満 : 10 件 (2.3%) ④ 第 3 期実施計画における「取り組み項目内容の方向性」 <ul style="list-style-type: none"> 継続 : 402 件 (89.9%) 完了 : 30 件 (6.7%) その他 : 15 件 (3.4%) ⑤ 第 3 期実施計画における「施策の総合評価」 <ul style="list-style-type: none"> 拡大して実施 : 7 件 (6.9%) 維持（継続） : 90 件 (88.2%) 規模等内容を見直して実施 : 1 件 (1%) 再構築または他施策との統合 : 3 件 (2.9%) 完了・廃止または休止 : 1 件 (1%)

年 度	取 組 の 概 要
平成 20 年度	<p>【事務事業評価（仕事のチャレンジ 2008）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属別の事務事業の整理（仕事のリスト 2008） 490 事務事業 評価対象事務事業 420 事務事業 ・ 記入研修の実施 対象組織 70 所属の各職場から 2 名程度 研修開催数 5 回 受講者数 105 名 ・ 目標管理型事務事業評価（仕事のチャレンジ 2008）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①目標達成に向けた取り組みの成果の総合評価 <ul style="list-style-type: none"> A（目標以上）：18 件（4.3%） B（目標どおり）：368 件（87.6%） C（目標未達）：34 件（8.1%） ・ 庁内組織による二次評価の実施 事務事業の方向性の確認、改善方策などについて具体的に指摘・提案 （庁内二次評価対象事務事業 35 事務事業） <p>【施策評価（施策のチャレンジ 2008）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画を基に、政策・施策・事務事業体系の整理 評価対象施策 98 施策（関係する取り組み項目 383 事務事業） ・ 施策評価（施策のチャレンジ 2008）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①総合計画（実施計画）と行政評価を一体化した取り組み ②第 4 期実施計画における「取り組み項目内容の評価結果」 <ul style="list-style-type: none"> 計画以上：10 件（2.7%） 計画どおり：345 件（94.8%） 計画未達：9 件（2.5%） ③第 4 期実施計画における「取り組み項目内容の方向性」 <ul style="list-style-type: none"> 拡大して実施：55 件（15.1%） 同規模での実施：292 件（80.2%） 縮小して実施：5 件（1.4%） 取組完了：7 件（1.9%） 新規取組：5 件（1.4%） ④第 4 期実施計画における「施策の総合評価」 <ul style="list-style-type: none"> 拡大して実施：19 件（19.4%） 同規模での実施：73 件（74.5%） 規模等内容を見直して実施：6 件（6.1%） 再構築または他施策との統合等：0 件（0.0%） 完了・廃止または休止：0 件（0.0%）

年 度	取 組 の 概 要
平成 21 年度	<p>【事務事業評価（仕事のチャレンジ2009）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属別の事務事業の整理（仕事のリスト2009）470 事務事業 評価対象事務事業 399 事務事業 ・ 目標管理型事務事業評価（仕事のチャレンジ2009）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①目標達成に向けた取り組みの成果の総合評価 <ul style="list-style-type: none"> A（目標以上）：20 件（5.0%） B（目標どおり）：351 件（88.0%） C（目標未達）：28 件（7.0%） ・ 庁内組織による二次評価の実施 事務事業の方向性の確認、改善方策などについて具体的に指摘・提案 （庁内二次評価対象事務事業 34 事務事業） <p>【施策評価（施策のチャレンジ2009）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画を基に、政策・施策・事務事業体系の整理 評価対象施策 98 施策（関係する取り組み項目 362 事務事業） ・ 施策評価（施策のチャレンジ2009）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①総合計画（実施計画）と行政評価を一体化した取り組み ②第4期実施計画における「取り組み項目内容の評価結果」 <ul style="list-style-type: none"> 計画以上：12 件（3.3%） 計画どおり：341 件（93.2%） 計画未達：13 件（3.5%） ③第4期実施計画における「取り組み項目内容の方向性」 <ul style="list-style-type: none"> 拡大して実施：34 件（9.3%） 同規模での実施：306 件（83.6%） 縮小して実施：9 件（2.5%） 取組完了：15 件（4.1%） 新規取組：2 件（0.5%） ④第4期実施計画における「施策の総合評価」 <ul style="list-style-type: none"> 拡大して実施：22 件（22.5%） 同規模での実施：70 件（71.4%） 規模等内容を見直して実施：5 件（5.1%） 再構築または他施策との統合等：0 件（0.0%） 完了・廃止または休止：1 件（1.0%）
平成 22 年度	<p>【事務事業評価（仕事のチャレンジ2010）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属別の事務事業の整理（仕事のリスト2010）461 事務事業 評価対象事務事業 390 事務事業 ・ 目標管理型事務事業評価（仕事のチャレンジ2010）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①目標達成に向けた取り組みの成果の総合評価 <ul style="list-style-type: none"> A（目標以上）：32 件（8.2%） B（目標どおり）：334 件（85.6%） C（目標未達）：24 件（6.2%）

年 度	取 組 の 概 要																		
	<p>②第五次総合計画に向けた事務事業の今後の方向性</p> <p>拡大 : 71件 (18.2%) 現状維持 : 300件 (77.0%) 縮小 : 15件 (3.8%) 休廃止、事業完了 : 4件 (1.0%)</p> <p>【施策評価 (施策のチャレンジ2010)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画を基に、政策・施策・事務事業体系の整理 評価対象施策 97 施策 (関係する取り組み項目 362 事務事業) ・施策評価 (施策のチャレンジ2010) の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①総合計画 (実施計画) と行政評価を一体化した取り組み ②第4期実施計画における「取り組み項目内容の評価結果」 計画以上 : 26件 (7.2%) 計画どおり : 319件 (88.1%) 計画未満 : 17件 (4.7%) ③第4期実施計画における「施策の総合評価」 拡大して実施 : 23件 (23.7%) 同規模での実施 : 65件 (67.0%) 規模等内容を見直して実施 : 9件 (9.3%) 																		
平成 23 年度	<p>【平成 23 年度実行シートⅢ (評価)】</p> <p>第五次総合計画前期基本計画の施策に位置付ける 374 取組を対象に、「実行シートⅢ (評価)」による総合評価等を行った。</p> <p>①総合評価</p> <p>「市関与の妥当性」</p> <p>対象 (顧客) へのサービス提供の観点からみて、その公共性について評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="454 1310 1372 1496"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 税金を使う必要がある</td> <td>371</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>B) 税金以外の方法も考えられる、又は税金を使う可能性は低い</td> <td>3</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>「効率性」</p> <p>成果を維持しつつ、実施手順の簡素化や時間短縮などの効率化が図れているかについて評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="454 1697 1372 1865"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 成果を維持し、手段、手法の見直しを行っている</td> <td>372</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>B) 手段、手法が適切でない</td> <td>3</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	取組数	割合	A) 税金を使う必要がある	371	99%	B) 税金以外の方法も考えられる、又は税金を使う可能性は低い	3	1%	評価基準	取組数	割合	A) 成果を維持し、手段、手法の見直しを行っている	372	99%	B) 手段、手法が適切でない	3	1%
評価基準	取組数	割合																	
A) 税金を使う必要がある	371	99%																	
B) 税金以外の方法も考えられる、又は税金を使う可能性は低い	3	1%																	
評価基準	取組数	割合																	
A) 成果を維持し、手段、手法の見直しを行っている	372	99%																	
B) 手段、手法が適切でない	3	1%																	

年 度	取 組 の 概 要																																																						
	<p data-bbox="443 230 544 264">「有効性」</p> <p data-bbox="443 275 1417 353">取組の実施により得られた成果が、取組目標の達成につながるものであるかについて評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="459 365 1374 562"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 取組項目の成果により、取組目標の達成に向かっている</td> <td>363</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>B) 取組目標の達成に向かっていない</td> <td>11</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 611 544 645">「優先度」</p> <p data-bbox="443 656 1390 689">必要性や緊急性が高く、優先的に実施すべき取組であるかについて評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="459 701 1374 898"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 優先的に実施すべき事業である</td> <td>371</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>B) 事業を実施する優先度が低い</td> <td>3</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 947 592 981">「市民参画度」</p> <p data-bbox="443 992 1417 1115">取組の立案、手法において市民の意見が反映されているか、また、取組の実施において市民参加の機会が確保され、分かりやすい情報提供に努めているか等について、取組の企画段階、実施段階に分けて評価を行った。</p> <p data-bbox="443 1126 1086 1160">企画段階（取組の立案に市民の意見を反映しているか。）</p> <table border="1" data-bbox="459 1171 1374 1570"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 可能な限り市民参加に努めている</td> <td>92</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある</td> <td>46</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>C) ごく一部に限り市民参加で行っている</td> <td>20</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>D) 市民参加の制度を設けていない</td> <td>4</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>E) 市民参加はなじまない</td> <td>212</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 1574 1066 1608">実施段階（取組の実施を市民と一緒にしているか。）</p> <table border="1" data-bbox="459 1619 1374 1995"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 可能な限り市民参加に努めている</td> <td>79</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある</td> <td>49</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>C) ごく一部に限り市民参加で行っている</td> <td>15</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>D) 市民参加の制度を設けていない</td> <td>6</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>E) 市民参加はなじまない</td> <td>225</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	取組数	割合	A) 取組項目の成果により、取組目標の達成に向かっている	363	97%	B) 取組目標の達成に向かっていない	11	3%	評価基準	取組数	割合	A) 優先的に実施すべき事業である	371	99%	B) 事業を実施する優先度が低い	3	1%	評価基準	取組数	割合	A) 可能な限り市民参加に努めている	92	25%	B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	46	12%	C) ごく一部に限り市民参加で行っている	20	5%	D) 市民参加の制度を設けていない	4	1%	E) 市民参加はなじまない	212	57%	評価基準	取組数	割合	A) 可能な限り市民参加に努めている	79	21%	B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	49	13%	C) ごく一部に限り市民参加で行っている	15	4%	D) 市民参加の制度を設けていない	6	2%	E) 市民参加はなじまない	225	60%
評価基準	取組数	割合																																																					
A) 取組項目の成果により、取組目標の達成に向かっている	363	97%																																																					
B) 取組目標の達成に向かっていない	11	3%																																																					
評価基準	取組数	割合																																																					
A) 優先的に実施すべき事業である	371	99%																																																					
B) 事業を実施する優先度が低い	3	1%																																																					
評価基準	取組数	割合																																																					
A) 可能な限り市民参加に努めている	92	25%																																																					
B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	46	12%																																																					
C) ごく一部に限り市民参加で行っている	20	5%																																																					
D) 市民参加の制度を設けていない	4	1%																																																					
E) 市民参加はなじまない	212	57%																																																					
評価基準	取組数	割合																																																					
A) 可能な限り市民参加に努めている	79	21%																																																					
B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	49	13%																																																					
C) ごく一部に限り市民参加で行っている	15	4%																																																					
D) 市民参加の制度を設けていない	6	2%																																																					
E) 市民参加はなじまない	225	60%																																																					

年 度	取 組 の 概 要																											
	<p>②今後の方向性</p> <table border="1" data-bbox="456 271 1374 719"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・拡大</td> <td>58</td> <td>15.5%</td> </tr> <tr> <td>・現状のまま継続</td> <td>271</td> <td>72.4%</td> </tr> <tr> <td>・見直しのうえで継続</td> <td>39</td> <td>10.4%</td> </tr> <tr> <td>・縮小</td> <td>4</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>・廃止</td> <td>1</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>・完了</td> <td>1</td> <td>0.3%</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	取組数	割合	・拡大	58	15.5%	・現状のまま継続	271	72.4%	・見直しのうえで継続	39	10.4%	・縮小	4	1.1%	・廃止	1	0.3%	・完了	1	0.3%						
評価基準	取組数	割合																										
・拡大	58	15.5%																										
・現状のまま継続	271	72.4%																										
・見直しのうえで継続	39	10.4%																										
・縮小	4	1.1%																										
・廃止	1	0.3%																										
・完了	1	0.3%																										
平成 24 年度	<p>【平成 24 年度実行シートⅢ（評価）】 第五次総合計画前期基本計画の施策に位置付ける 374 取組を対象に、「実行シートⅢ（評価）」による総合評価等を行った。</p> <p>①総合評価</p> <p>「市関与の妥当性」 対象（顧客）へのサービス提供の観点からみて、その公共性について評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="456 1039 1374 1229"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 税金を使う必要がある</td> <td>372</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>B) 税金以外の方法も考えられる、又は税金を使う可能性は低い</td> <td>2</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>「効率性」 成果を維持しつつ、実施手順の簡素化や時間短縮などの効率化が図れているかについて評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="456 1408 1374 1581"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 成果を維持し、手段、手法の見直しを行っている</td> <td>373</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>B) 手段、手法が適切でない</td> <td>1</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>「有効性」 取組の実施により得られた成果が、取組目標の達成につながるものであるかについて評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="456 1760 1374 1957"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 取組項目の成果により、取組目標の達成に向かっている</td> <td>366</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>B) 取組目標の達成に向かっていない</td> <td>8</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	取組数	割合	A) 税金を使う必要がある	372	99%	B) 税金以外の方法も考えられる、又は税金を使う可能性は低い	2	1%	評価基準	取組数	割合	A) 成果を維持し、手段、手法の見直しを行っている	373	99%	B) 手段、手法が適切でない	1	1%	評価基準	取組数	割合	A) 取組項目の成果により、取組目標の達成に向かっている	366	98%	B) 取組目標の達成に向かっていない	8	2%
評価基準	取組数	割合																										
A) 税金を使う必要がある	372	99%																										
B) 税金以外の方法も考えられる、又は税金を使う可能性は低い	2	1%																										
評価基準	取組数	割合																										
A) 成果を維持し、手段、手法の見直しを行っている	373	99%																										
B) 手段、手法が適切でない	1	1%																										
評価基準	取組数	割合																										
A) 取組項目の成果により、取組目標の達成に向かっている	366	98%																										
B) 取組目標の達成に向かっていない	8	2%																										

年 度	取 組 の 概 要																																													
	<p data-bbox="443 230 544 259">「優先度」</p> <p data-bbox="443 275 1362 304">必要性や緊急性が高く、優先的に実施すべき取組であるかについて評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="459 315 1374 510"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 315 1107 365">評価基準</th> <th data-bbox="1107 315 1240 365">取組数</th> <th data-bbox="1240 315 1374 365">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 365 1107 434">A) 優先的に実施すべき事業である</td> <td data-bbox="1107 365 1240 434">371</td> <td data-bbox="1240 365 1374 434">99%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 434 1107 510">B) 事業を実施する優先度が低い</td> <td data-bbox="1107 434 1240 510">3</td> <td data-bbox="1240 434 1374 510">1%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 562 596 591">「市民参画度」</p> <p data-bbox="443 607 1417 730">取組の立案、手法において市民の意見が反映されているか、また、取組の実施において市民参加の機会が確保され、分かりやすい情報提供に努めているか等について、取組の企画段階、実施段階に分けて評価を行った。</p> <p data-bbox="443 790 1066 819">企画段階（取組の立案に市民の意見を反映しているか。）</p> <table border="1" data-bbox="459 831 1374 1232"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 831 1107 880">評価基準</th> <th data-bbox="1107 831 1240 880">取組数</th> <th data-bbox="1240 831 1374 880">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 880 1107 947">A) 可能な限り市民参加に努めている</td> <td data-bbox="1107 880 1240 947">99</td> <td data-bbox="1240 880 1374 947">27%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 947 1107 1016">B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある</td> <td data-bbox="1107 947 1240 1016">41</td> <td data-bbox="1240 947 1374 1016">11%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1016 1107 1093">C) ごく一部に限り市民参加で行っている</td> <td data-bbox="1107 1016 1240 1093">19</td> <td data-bbox="1240 1016 1374 1093">5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1093 1107 1164">D) 市民参加の制度を設けていない</td> <td data-bbox="1107 1093 1240 1164">4</td> <td data-bbox="1240 1093 1374 1164">1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1164 1107 1232">E) 市民参加はなじまない</td> <td data-bbox="1107 1164 1240 1232">211</td> <td data-bbox="1240 1164 1374 1232">56%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 1283 1038 1312">実施段階（取組の実施を市民と一緒にしているか。）</p> <table border="1" data-bbox="459 1323 1374 1740"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1323 1107 1373">評価基準</th> <th data-bbox="1107 1323 1240 1373">取組数</th> <th data-bbox="1240 1323 1374 1373">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1373 1107 1442">A) 可能な限り市民参加に努めている</td> <td data-bbox="1107 1373 1240 1442">83</td> <td data-bbox="1240 1373 1374 1442">22%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1442 1107 1516">B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある</td> <td data-bbox="1107 1442 1240 1516">46</td> <td data-bbox="1240 1442 1374 1516">12%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1516 1107 1590">C) ごく一部に限り市民参加で行っている</td> <td data-bbox="1107 1516 1240 1590">14</td> <td data-bbox="1240 1516 1374 1590">4%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1590 1107 1664">D) 市民参加の制度を設けていない</td> <td data-bbox="1107 1590 1240 1664">5</td> <td data-bbox="1240 1590 1374 1664">2%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1664 1107 1740">E) 市民参加はなじまない</td> <td data-bbox="1107 1664 1240 1740">226</td> <td data-bbox="1240 1664 1374 1740">60%</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	取組数	割合	A) 優先的に実施すべき事業である	371	99%	B) 事業を実施する優先度が低い	3	1%	評価基準	取組数	割合	A) 可能な限り市民参加に努めている	99	27%	B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	41	11%	C) ごく一部に限り市民参加で行っている	19	5%	D) 市民参加の制度を設けていない	4	1%	E) 市民参加はなじまない	211	56%	評価基準	取組数	割合	A) 可能な限り市民参加に努めている	83	22%	B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	46	12%	C) ごく一部に限り市民参加で行っている	14	4%	D) 市民参加の制度を設けていない	5	2%	E) 市民参加はなじまない	226	60%
評価基準	取組数	割合																																												
A) 優先的に実施すべき事業である	371	99%																																												
B) 事業を実施する優先度が低い	3	1%																																												
評価基準	取組数	割合																																												
A) 可能な限り市民参加に努めている	99	27%																																												
B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	41	11%																																												
C) ごく一部に限り市民参加で行っている	19	5%																																												
D) 市民参加の制度を設けていない	4	1%																																												
E) 市民参加はなじまない	211	56%																																												
評価基準	取組数	割合																																												
A) 可能な限り市民参加に努めている	83	22%																																												
B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	46	12%																																												
C) ごく一部に限り市民参加で行っている	14	4%																																												
D) 市民参加の制度を設けていない	5	2%																																												
E) 市民参加はなじまない	226	60%																																												

年 度	取 組 の 概 要																											
	<p>②今後の方向性</p> <table border="1" data-bbox="459 271 1374 651"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・拡大</td> <td>71</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>・現状のまま継続</td> <td>257</td> <td>68.7%</td> </tr> <tr> <td>・見直しのうえで継続</td> <td>38</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>・縮小</td> <td>4</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>・完了</td> <td>4</td> <td>1.1%</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	取組数	割合	・拡大	71	19.0%	・現状のまま継続	257	68.7%	・見直しのうえで継続	38	10.1%	・縮小	4	1.1%	・完了	4	1.1%									
評価基準	取組数	割合																										
・拡大	71	19.0%																										
・現状のまま継続	257	68.7%																										
・見直しのうえで継続	38	10.1%																										
・縮小	4	1.1%																										
・完了	4	1.1%																										
平成 25 年度	<p>【平成 25 年度実行シートⅢ（評価）】</p> <p>第五次総合計画前期基本計画の施策に位置付ける 377 取組を対象に、「実行シートⅢ（評価）」による総合評価等を行った。</p> <p>①総合評価</p> <p>「市関与の妥当性」</p> <p>対象（顧客）へのサービス提供の観点からみて、その公共性について評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="459 965 1374 1151"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 税金を使う必要がある</td> <td>375</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>B) 税金以外の方法も考えられる、又は税金を使う可能性は低い</td> <td>2</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>「効率性」</p> <p>成果を維持しつつ、実施手順の簡素化や時間短縮などの効率化が図れているかについて評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="459 1335 1374 1503"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 成果を維持し、手段、手法の見直しを行っている</td> <td>376</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>B) 手段、手法が適切でない</td> <td>1</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>「有効性」</p> <p>取組の実施により得られた成果が、取組目標の達成につながるものであるかについて評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="459 1686 1374 1883"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>取組数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A) 取組項目の成果により、取組目標の達成に向かっている</td> <td>369</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>B) 取組目標の達成に向かっていない</td> <td>8</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	取組数	割合	A) 税金を使う必要がある	375	99%	B) 税金以外の方法も考えられる、又は税金を使う可能性は低い	2	1%	評価基準	取組数	割合	A) 成果を維持し、手段、手法の見直しを行っている	376	99%	B) 手段、手法が適切でない	1	1%	評価基準	取組数	割合	A) 取組項目の成果により、取組目標の達成に向かっている	369	98%	B) 取組目標の達成に向かっていない	8	2%
評価基準	取組数	割合																										
A) 税金を使う必要がある	375	99%																										
B) 税金以外の方法も考えられる、又は税金を使う可能性は低い	2	1%																										
評価基準	取組数	割合																										
A) 成果を維持し、手段、手法の見直しを行っている	376	99%																										
B) 手段、手法が適切でない	1	1%																										
評価基準	取組数	割合																										
A) 取組項目の成果により、取組目標の達成に向かっている	369	98%																										
B) 取組目標の達成に向かっていない	8	2%																										

年 度	取 組 の 概 要																																													
	<p data-bbox="443 232 544 264">「優先度」</p> <p data-bbox="443 277 1362 309">必要性や緊急性が高く、優先的に実施すべき取組であるかについて評価を行った。</p> <table border="1" data-bbox="459 320 1374 510"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 320 1107 369">評価基準</th> <th data-bbox="1107 320 1241 369">取組数</th> <th data-bbox="1241 320 1374 369">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 369 1107 441">A) 優先的に実施すべき事業である</td> <td data-bbox="1107 369 1241 441">375</td> <td data-bbox="1241 369 1374 441">99%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 441 1107 510">B) 事業を実施する優先度が低い</td> <td data-bbox="1107 441 1241 510">2</td> <td data-bbox="1241 441 1374 510">1%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 562 596 593">「市民参画度」</p> <p data-bbox="443 607 1417 730">取組の立案、手法において市民の意見が反映されているか、また、取組の実施において市民参加の機会が確保され、分かりやすい情報提供に努めているか等について、取組の企画段階、実施段階に分けて評価を行った。</p> <p data-bbox="443 786 1066 817">企画段階（取組の立案に市民の意見を反映しているか。）</p> <table border="1" data-bbox="459 828 1374 1256"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 828 1107 878">評価基準</th> <th data-bbox="1107 828 1241 878">取組数</th> <th data-bbox="1241 828 1374 878">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 878 1107 949">A) 可能な限り市民参加に努めている</td> <td data-bbox="1107 878 1241 949">94</td> <td data-bbox="1241 878 1374 949">25%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 949 1107 1021">B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある</td> <td data-bbox="1107 949 1241 1021">44</td> <td data-bbox="1241 949 1374 1021">11%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1021 1107 1093">C) ごく一部に限り市民参加で行っている</td> <td data-bbox="1107 1021 1241 1093">18</td> <td data-bbox="1241 1021 1374 1093">5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1093 1107 1164">D) 市民参加の制度を設けていない</td> <td data-bbox="1107 1093 1241 1164">4</td> <td data-bbox="1241 1093 1374 1164">1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1164 1107 1256">E) 市民参加はなじまない</td> <td data-bbox="1107 1164 1241 1256">217</td> <td data-bbox="1241 1164 1374 1256">58%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 1308 1043 1339">実施段階（取組の実施を市民と一緒にしているか。）</p> <table border="1" data-bbox="459 1350 1374 1778"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1350 1107 1400">評価基準</th> <th data-bbox="1107 1350 1241 1400">取組数</th> <th data-bbox="1241 1350 1374 1400">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1400 1107 1471">A) 可能な限り市民参加に努めている</td> <td data-bbox="1107 1400 1241 1471">79</td> <td data-bbox="1241 1400 1374 1471">21%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1471 1107 1543">B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある</td> <td data-bbox="1107 1471 1241 1543">52</td> <td data-bbox="1241 1471 1374 1543">14%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1543 1107 1615">C) ごく一部に限り市民参加で行っている</td> <td data-bbox="1107 1543 1241 1615">16</td> <td data-bbox="1241 1543 1374 1615">4%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1615 1107 1686">D) 市民参加の制度を設けていない</td> <td data-bbox="1107 1615 1241 1686">4</td> <td data-bbox="1241 1615 1374 1686">1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1686 1107 1778">E) 市民参加はなじまない</td> <td data-bbox="1107 1686 1241 1778">226</td> <td data-bbox="1241 1686 1374 1778">60%</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	取組数	割合	A) 優先的に実施すべき事業である	375	99%	B) 事業を実施する優先度が低い	2	1%	評価基準	取組数	割合	A) 可能な限り市民参加に努めている	94	25%	B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	44	11%	C) ごく一部に限り市民参加で行っている	18	5%	D) 市民参加の制度を設けていない	4	1%	E) 市民参加はなじまない	217	58%	評価基準	取組数	割合	A) 可能な限り市民参加に努めている	79	21%	B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	52	14%	C) ごく一部に限り市民参加で行っている	16	4%	D) 市民参加の制度を設けていない	4	1%	E) 市民参加はなじまない	226	60%
評価基準	取組数	割合																																												
A) 優先的に実施すべき事業である	375	99%																																												
B) 事業を実施する優先度が低い	2	1%																																												
評価基準	取組数	割合																																												
A) 可能な限り市民参加に努めている	94	25%																																												
B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	44	11%																																												
C) ごく一部に限り市民参加で行っている	18	5%																																												
D) 市民参加の制度を設けていない	4	1%																																												
E) 市民参加はなじまない	217	58%																																												
評価基準	取組数	割合																																												
A) 可能な限り市民参加に努めている	79	21%																																												
B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	52	14%																																												
C) ごく一部に限り市民参加で行っている	16	4%																																												
D) 市民参加の制度を設けていない	4	1%																																												
E) 市民参加はなじまない	226	60%																																												

年 度	取 組 の 概 要		
	②今後の方向性		
	評価基準	取組数	割合
	・拡大	65	17.2%
	・現状のまま継続	276	73.2%
	・見直しのうえで継続	26	6.9%
	・取組を統廃合のうえで継続	4	1.1%
	・縮小	4	1.1%
	・完了	2	0.5%

行 財 政 改 革

1. 経 過

平成 12 年 5 月	行財政改革大綱（平成 12 年度～21 年度）策定
平成 12 年 7 月	行財政改革第 1 期実施計画（平成 12 年度～16 年度）策定 （※第 1 期実施計画は 15 年度で終了）
平成 16 年 2 月	行財政改革第 2 期実施計画（平成 16 年度～18 年度）策定
平成 18 年 7 月	行財政改革市民懇談会意見具申
平成 19 年 2 月	行財政改革第 3 期実施計画（平成 19 年度～21 年度）策定
平成 20 年 1 月	行財政改革第 3 期実施計画【改訂版】（平成 19 年度～21 年度）策定
平成 21 年 7 月	行財政改革大綱（改訂版）策定
平成 22 年 3 月	事務事業改善計画（平成 22 年度～26 年度）策定 新アウトソーシング計画（平成 22 年度～26 年度）策定

2. 行財政改革大綱（改訂版）

- 基本目標 ① 簡素で効率的な行財政システムの構築
② 市民参画の推進と行政の公正・透明性の向上

3. 各種計画の概要

(1) 事務事業改善計画

- ① 計画期間 平成 22 年度～26 年度
② 取組項目数 34 項目

※平成 23 年度に 1 項目、平成 24 年度に 3 項目、平成 25 年度に 2 項目追加

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
取組項目数	28	29	32	34	34
うち完了した項目数	5	9	16	19	19

※平成 26 年度の完了した項目数は、平成 26 年 7 月 1 日時点の項目数。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
財政的効果額	46, 194 千円	63, 345 千円	124, 595 千円	272, 955 千円	507, 089 千円

※毎年度、事務事業改善計画の取組項目の実施状況や財政的効果額などについて、市広報紙やホームページ等で公表。

<完了した項目>

- 行政運営・執行体制の見直し
 - ・ 保育所用務員の廃止
 - ・ 幼稚園用務員の廃止
 - ・ 事業所ごみの収集運搬業務の見直し
 - ・ 電話催告システムの実施時間帯の見直し
 - ・ 電子入札システムの業者登録サブシステムの導入

- ・行政評価制度の見直し
- ・市税の電子申告の導入
- ・保健福祉業務の実施形態等の見直し
- ・基幹系情報システムの再構築
- ・土地開発公社の解散（H24 追加項目）
- ・奨学資金制度の廃止（H24 追加項目）
- ・池の里市民交流センター受付業務等の統合（H24 追加項目）
- ・企業会計の導入等（下水道事業）
- ・直営ごみ収集運搬業務の乗務体制の見直し（H25 追加項目）
- 財政運営の健全性の確保
 - ・し尿くみとり料金の見直し
 - ・公共料金収納におけるマルチペイメント及び口座振替申請の導入（H23 追加項目）
- 市民参加型の市政の推進
 - ・（仮称）みんなのまちモニター・システムの導入・推進
- 信頼される行政運営の推進
 - ・全市民センターでのフルオープン化と取扱業務の拡大
 - ・各種行政手続きワンストップサービスの検討

<計画どおり進行中の項目>

- 行政運営・執行体制の見直し
 - ・組織機構等の見直し
 - ・事務改善運動の推進
 - ・人材育成制度の充実
 - ・図書館予約等連絡事業の見直し
 - ・電子入札システムの拡大
- 財政運営の健全性の確保
 - ・経常収支比率の改善
 - ・物件費の抑制
 - ・寝屋川市みんなのまちづくり支援自動販売機の導入・推進
 - ・広告掲載事業の推進
 - ・市税の徴収率の向上
 - ・国民健康保険料の収納率の向上
 - ・保育所保育料の徴収率の向上
 - ・介護保険料の徴収率の向上
- 市民参加型の市政の推進
 - ・地域協働の推進
 - ・電子申請システムの導入・推進（H25 追加項目）

(2) 新アウトソーシング計画

① 計画期間 平成 22 年度～26 年度

② 取組項目数 13 項目

※平成 23 年度に 1 項目、平成 24 年度に 2 項目、平成 25 年度に 3 項目追加

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
取組項目数	7	8	10	13	13
うち完了した項目数	1	3	5	8	8

※平成 26 年度の完了した項目数は、平成 26 年 7 月 1 日時点の項目数。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
財政的効果額	261, 968 千円	535, 290 千円	561, 586 千円	641, 892 千円	2, 000, 736 千円

※毎年度、新アウトソーシング計画の取組項目の実施状況や財政的効果額などについて、市広報紙やホームページ等で公表。

<完了した項目>

- 施設の管理運営
 - ・ 指定管理者制度の導入（中央公民館）
 - ・ 地域交流センター（アルカスホール）への民間活力の活用
 - ・ 指定管理者制度の導入（あかつき園、ひばり園等）（H25 追加項目）
- 施設以外の業務
 - ・ 都市公園台帳等の電子化業務の委託
 - ・ 土地・建物登記申請書入力業務の委託
 - ・ 国民健康保険窓口業務等の委託（H23 追加項目）
 - ・ シャトルバスの運行业務委託（H24 追加項目）
 - ・ 予防接種予診票と請求書の確認・入力業務委託（H24 追加項目）

<計画どおり進行中の項目>

- 施設の管理運営
 - ・ 公立保育所の民営化
- 施設以外の業務
 - ・ 家庭ごみ収集運搬業務の委託の拡大
 - ・ 学校給食調理業務の委託の拡大

<計画より遅れて進行中の項目>

- 施設以外の業務
 - ・ 各種証明書交付等業務の委託の拡大（H25 追加項目）
 - ・ 要介護認定新規申請等に係る認定調査の委託（H25 追加項目）

(参考)

○ 行財政改革第1期実施計画から第3期実施計画までの取組実績等

実施計画	第1期 (平成12～15年度)	第2期 (平成16～18年度)	第3期 (平成19～21年度)	合計
実施完了数	134	123	74	331
財政的効果額	7,826,332千円	7,996,558千円	4,434,585千円	20,257,475千円

○ 職員数の推移

(単位：人)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
職員数	2,229	2,159	2,087	2,007	1,910	1,841	1,752	1,669
削減数	—	△70	△72	△80	△97	△69	△89	△83

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
職員数	1,598	1,492	1,413	1,330	1,274	1,215	1,168
削減数	△71	△106	△79	△83	△56	△59	△47

※各年度4月1日現在の職員数

※再任用職員を含まない。

電子計算機

1. 電子計算機導入経過

年	導入経過・処理業務等	機器等	職員数
43	4月・市民税委託による電算処理		
44	4月・固定資産税、水道委託による電算処理		
45	4月・国民健康保険委託による電算処理		
46	4月・国民年金、軽自動車税委託による電算処理		
47	4月・職員給与委託による電算処理		
52	4月・電算機導入推進委員会発足		
53		10月・機種FACOM-M140決定	4月 4人
54	4月・電子計算機本番稼動 4月・住民税、固定資産税、収納システム稼動 ・人事給与システム、水道（営業料金徴収）システム稼動 5月・個人情報保護対策委員会規則制定 6月・住民マスター完成、オンライン運用稼動 9月・第1回個人情報保護対策委員会開催 12月・電子計算処理組織に係る個人情報の保護に関する条例制定	1月・FACOM-M140搬入(1MB)	2月 9人 4月 12人
55	1月・電子計算処理組織に係る個人情報の保護に関する条例施行、規則制定 4月・国民健康保険、国民年金オンライン運用稼動 ・財務会計システム稼動 6月・選挙オンライン運用稼動	1月・主記憶装置 1.5MB増設	4月 14人 6月 17人
56	4月・税関連（市民税、固定資産税、収納）オンライン運用稼動 ・水道（営業）オンライン運用稼動	2月・CPU M150F機種変更(3MB) AIF端末装置運用	4月 18人
57	4月・老人医療・健康診査システム稼動 ・下水道システム稼動	3月・漢字プリンタ導入	
58	4月・公債管理システム稼動 12月・住記オンライン一部漢字化実施（住所、氏名、続柄）	1月・主記憶装置 5MB増設	
59		2月・CPU M340機種変更(8MB)	
60	4月・国民年金オンライン運用稼動 ・就学援助システム稼動		
61	12月・漢字住民情報オンライン運用稼動 ・水道局 料金徴収・企業会計・修繕オンライン運用稼動	4月・主記憶装置12MB増設 CPU M340R(8MB)追加 デュプレックス運用	
62		8月・主記憶装置16MB増設	
元	4月・公有財産管理システム稼動	1月・CPU M760/6機種変更(24MB) 6月・CVCF(無停電電源装置)導入	
2	4月・外国人登録オンライン運用稼動		5月 17人 10月 16人
3	6月・児童手当オンライン運用稼動		5月 17人

年	導入経過・処理業務等	機 器 等	職員数
4	1月・印鑑登録オンライン運用稼働 4月・国民健康保険オンライン運用稼働	10月・CPU M1600/8機種変更(64MB) 12月・庁内LAN整備	4月 17人
5	4月・文書メールオンライン運用稼働		
6	4月・国民年金新システム稼働	2月・主記憶装置96MB増設	
7	1月・税トータル個人市民税オンライン運用稼働 ・税トータル納税オンライン一部運用稼働 8月・老人医療(検索)オンライン運用稼働	2月・CPU M1700/8機種変更(CPU1) ・CPU M1500/6増設(CPU2) 12月・主記憶装置128MB増設	
8	4月・税トータル固定資産税オンライン運用稼働 ・税トータル軽自動車オンライン運用稼働 ・人事システム(C/S)一部稼働 9月・下水道受益者負担金オンライン運用稼働	11月・CPU GS8400/10S(CPU1)機種変更 12月・ディスクライ装置に入替	4月 16人
9	4月・税トータル法人市民税オンライン運用稼働 ・税トータル特別土地保有税オンライン運用稼働 ・人事給与システム(C/S)全面稼働 8月・老人医療(異動)オンライン運用稼働	1月・CPU GS8200/10S(CPU2)機種変更	4月 21人 (内電算処理係13人)
10	6月・選挙不在者投票管理システム稼働		
11	11月・新庁内LANシステム稼働(FMR⇒FMV)	3月・日本語ラインプリンタ(F6764E)入替 5月・日本語ラインプリンタ(F6761E)入替 11月・庁内LAN用パソコン入替(105台)	4月 20人 (内電算処理係12人)
12		11月・ディスクライ装置入替 12月・CPU GS8500/10P, GS8500/10M機種変更	4月 16人
13		6月・庁内LAN用パソコン増設(80台) 6月・窓口用端末機器入替(112台)	4月 16人
14	1月・庁内LANとインターネット接続 7月・下水道受益者負担金新システム稼働 8月・住民基本台帳ネットワークシステム稼働	7月・庁内LAN用パソコン増設(170台) 11月・庁内LAN用パソコン増設(99台)	4月 18人
15	4月・財務会計システム予算執行サブシステム稼働 8月・住民基本台帳ネットワークシステム二次稼働 10月・財務会計システム予算編成サブシステム稼働	4月・CPU PrimeForce2130M, 2115M機種変更、ディスクライ装置入替 8月・庁内LAN用パソコン増設(153台)	4月 18人
16	3月・財務会計システム決算管理サブシステム稼働 4月・財務会計システム契約管理・公有財産・起債管理サブシステム稼働 5月・軽自動車税コンビニエンス収納	11月・窓口専用端末機75台の内66台をパソコンへ入替 12月・CVCF(無停電電源装置)入替	4月 17人
17	3月・地域公共ネットワーク運用 4月・市民税・固定資産税コンビニエンス収納 6月・国民健康保険コンビニエンス収納 11月・住居表示(第13次)実施	3月・庁内LAN用パソコン入替(105台)及び170台増設	4月 17人 (内1人派遣)
18	3月・日曜窓口業務(試行) 6月・内線IP電話網構築 10月・住居表示(第14次)実施 ・自動電話催告システム稼働	1月・光ファイバ網構築(基幹系) 4月・CPU PrimeForce3030M, 3015M機種変更 6月・庁内LAN用パソコン増設・入替(145台) 12月・日本語ラインプリンタ(PS5230B)入替	4月 16人 (内1人派遣) 7月 17人 (内1人派遣)

年	導入経過・処理業務等	機 器 等	職員数
	2月・戸籍管理システム稼働	・日本語インプリンタ(PS5110B)入替 2月・各市民センター用パソコン入替(14台)	
19	5月・ダウンリカバリシステム(開発系)稼働 6月・戸籍管理システム(除籍)稼働	5月・ディスプレイ装置入替 ・市民課等パソコン入替(8台)	4月 16人
20	4月・後期高齢者医療制度システム稼働 ・学務情報システム稼働 12月・滞納管理システム稼働	1月・庁内LAN用パソコン入替(269台) 4月・土日開庁用パソコン設置(東) 6月・庁内LAN用パソコン入替(153台) 7月・窓口業務専用端末入替(83台)	4月 16人
21	3月・定額給付金・子育て応援特別手当オンライン運用稼働	4月・CPU PrimeForce4030M, 4015M 機種変更 ・土日開庁用パソコン設置(西)	2月 15人 4月 13人
22		3月・庁内LAN用パソコン入替(275台) ・庁内LAN用プリンタ入替(100台)	4月 13人
23			4月 13人
24	4月 ・基幹系情報システム(MICJET MISALIO)稼働 (住民記録・市税・国民健康保険等、14システムをウェブ方式の業務パッケージシステムに切替)	4月 ・PRIME QUEST 1400S 切替	4月 11人
25	7月 ・電子申請システム稼働	2月 ・庁内LAN用パソコン増設・入替 (70台)	4月 11人
26	10月 ・市民公開型地理情報システム稼働	3月・庁内LAN用パソコン入替(567台)	4月 11人

2. 電算処理業務一覧表

業務名	業務内容	処理の形態・サイクル	主な出力帳票等	運用開始年月		
住民記録	住民登録	検索異動	オンライン 即時		昭和61年12月	
		証明発行	オンライン 即時	住民票、改製原住民票、転出証明書、記載事項証明書		
	印鑑登録	オンライン 即時	印鑑登録証明書	平成4年1月		
	選挙	例月異動	バッチ 毎月	登録統計表	昭和62年4月	
		選挙処理	バッチ 随時	選挙人名簿、入場券		
		検索処理	オンライン 即時		昭和61年12月	
税務	個人市民税	特別徴収	オンライン 即時	納入書、調定書、課税証明書	平成7年6月	
		普通徴収	オンライン 即時	申告書、未申告者調査表 納付書		
		検索 証明発行	検索	オンライン 即時	普通徴収賦課・特別徴収賦課	平成7年6月
			証明発行	オンライン 即時	市民税課税証明・納税通知書	
	軽自動車税	オンライン 即時	廃車・取消・譲渡・継承リスト	平成8年4月		
	法人市民税	オンライン 即時	申告書、納付書、調定表 統計表	平成9年4月		
	特別土地保有税	オンライン 即時	申告書、調定表	平成9年4月		
	固定資産税	土地 家屋 償却資産 検索 証明発行	土地	オンライン 即時	納税通知書、土地概要調書 価格通知	平成8年4月
			家屋	オンライン 即時	納税通知書、家屋概要調書 価格通知	
			償却資産	オンライン 即時	納税通知書、償却概要調書 申告書	
検索			オンライン 即時	土地・家屋課税名寄 共有者管理		
証明発行			オンライン 即時	評価証明・公課証明・車庫証明		
収入納	収入	消込	バッチ 毎日	束別一覧表 通知書番号順一覧表	平成8年4月	
		還付充当	オンライン 即時	還付・充当通知書		
		督促	バッチ 毎月	督促状		
		催告	バッチ 隔月	催告状（納付書付）		
	納	執行停止	オンライン 即時	執行停止明細書 不納欠損分明細		
		滞納処分	オンライン 即時	交付決定通知書等		
		検索	オンライン 即時	収納証明・収納基本		
		証明発行	オンライン 即時	納税証明 （市民税・軽自・固定）		

業務名	業務内容	処理の形態・サイクル	主な出力帳票等	運用開始年月
保 民 健 康 医 療	収納消込	バツ 毎日	変更決議書、減免確認リスト、納付書	平成7年6月
	転出死亡	バツ 毎日		
	賦課異動	オンライン 即時	変更決議書、減免確認リスト、納付書	
	他市照会	バツ 月2回	他市照会該当者リスト	
	口座例月	バツ 毎月	口座振替明細書・納付書	
	還付充当	オンライン 即時	還付充当統計、還付通知書	
	催告督促	バツ 毎月	催告状・督促状、連番順リスト	
	所得処理	オンライン 即時	譲渡所得該当・みなし法人適用	
	保険証更新	バツ 年4回	保険証、連番・国保番号順リスト	
	実態調査	バツ 毎年	実態調査・安定化リスト	
	未申告	バツ 年2回	資格適正、未申告控えリスト	
	試算表	バツ 毎年	試算表、調定表、賦課標準額表	
	課税状況	バツ 毎年	所得段階別表	
	調整交付金	バツ 毎年	調交各種統計、賦課状況表	
	不納欠損処理	バツ 毎年	滞納世帯リスト	
	資格適正	バツ 毎年	資格適正	
	試算表	バツ 毎年	次年度保険料試算表	
	レセプト	バツ 毎月	診療報酬明細書、支払通知書	
	給付高額	バツ 毎月	高額療養支給リスト、未払リスト	
	返納金	オンライン 即時	返納金入金リスト、未入金リスト	
	助産葬祭	オンライン 即時	助産・葬祭支給一覧	
	医療費通知	バツ 随時	医療費のお知らせ	
	健康家庭表彰	バツ 毎年	表彰対象者・発送リスト	
	給付安定化	バツ 毎年	基準給付基礎調査表	
	検索異動	オンライン 即時	資格・所得・賦課・収納・給付	
	発行処理	オンライン 即時	保険証・納付書・納付確認書	
療 等	国民年金	バツ 毎月	住所・氏名等変更リスト	平成6年6月
	老齢福祉年金	バツ 毎年	異動リスト、全件リスト、進達連盟簿	昭和59年4月
	障害基礎年金	バツ 毎年	全件リスト、進達連盟簿	平成6年6月
	検索異動	オンライン 随時	資格異動、受給相談	
	発行処理	オンライン 随時	届出書等	
医 療 助 成	年齢到達通知	バツ 毎月	65・75歳到達通知書	平成7年4月
	レセプト給付	バツ 毎月	エラーリスト	
	他国保給付	バツ 毎月	エラーリスト	
	老人給付	バツ 毎月	エラーリスト・資格リスト	
	一部負担金	バツ 毎月	チェックリスト・統計表	
	未申請者処理	バツ 毎月	年齢到達未申請者リスト	
成	検索異動	オンライン 随時	資格・給付	平成元年4月
	発行処理	オンライン 随時	医療証等	

業務名	業務内容	処理の形態・サイクル	主な出力帳票等	運用開始年月
教育行政	就園・就学援助	バッチ 年3回	認定非認定リスト	昭和60年4月
	就学通知	バッチ 毎年	就学通知書(小・中学校) 選択制通知書	昭和55年4月
下水道	下水受益者負担金 画面検索	バッチ 毎日 オンライン 即時	申告書、納付書、減免、猶予決定通知書、 課税台帳、消込台帳、一筆台帳、 督促状、入金日計・月計	平成14年7月
人事 給与 管理	給与例月	バッチ 毎月	給与支給明細書、各種集計表	平成8年9月
	期末勤勉	バッチ 年2回	期末勤勉支給明細書、各種集計表	
	差額計算	バッチ 随時	差額支給明細書、各種集計表	
	年末調整	バッチ 年1回	源泉徴収表	平成8年4月
	人事管理	バッチ 随時	異動前資料	
勤務状況	バッチ 毎月	勤務状況表		
財務 会計	予算執行	C/S・WEB バッチ	各種証憑書、各種集計表、監査資料、 業者別銀行振込通知書、銀行振込フロッピー作成、 源泉徴収票、支払調書	平成15年4月
	予算編成	C/S・WEB バッチ	予算書、事項別明細書	平成15年10月
	決算管理	C/S バッチ	決算書、事項別明細書	平成16年3月
	起債管理	C/S バッチ 随時	市債台帳、統計表、推計表	平成16年4月
	公有財産管理	C/S・WEB	公有財産台帳、統計書	平成16年4月

地 域 情 報 化

1. オーパス・スポーツ施設情報システム（平成8年4月稼働）

(1) 概 要

大阪府と府内市町村は、公共スポーツ施設の予約などを受け付ける「オーパス・スポーツ施設情報システム」を共同で開発（大阪電子自治体推進協議会事業）。このシステムは、利用者登録をすることで、インターネット・携帯ウェブや電話、公共施設に設置した街頭端末機を利用して、施設の利用申請や抽選申込など24時間稼働のサービスを行っている。

(2) 府内自治体での運用状況

大阪府	豊中市	茨木市	寝屋川市
堺市	高石市	大阪狭山市	熊取町
岸和田市	池田市	東大阪市	吹田市
和泉市	高槻市	河内長野市	大阪市

(3) オーパス街頭端末機の設置状況

平成8年度（10台設置）	市役所本館 市民体育館 南寝屋川公園 東コミュニティセンター 西コミュニティセンター 南コミュニティセンター 東北コミュニティセンター 西北コミュニティセンター 西南コミュニティセンター 産業会館
平成12年度	行政情報提供システム稼働
平成12年5月（3台増設）	中央図書館 東図書館 エスポアール
平成12年12月（1台増設）	ふれあいプラザ香里
平成13年10月	市役所サービス処ねやがわ屋へ移設（産業会館設置分）
平成20年6月（1台増設）	教育委員会（スポーツ振興課）
平成24年12月（4台廃止）	利用状況等を踏まえて市役所本館 東図書館 エスポアール 教育委員会（文化スポーツ振興課）での設置を廃止
平成25年7月（1台入替）	街頭端末機をタッチパネル対応型パソコンに入替（市役所サービス処ねやがわ屋分）
平成26年8月（10台入替）	街頭端末機をタッチパネル対応型パソコンに入替 （市民体育館 中央図書館 ふれあいプラザ香里 東コミュニティセンター 西コミュニティセンター 南コミュニティセンター 東北コミュニティセンター 西北コミュニティセンター 西南コミュニティセンター 南寝屋川公園分）

(4) 平成25年度利用件数

オーパス全体 5,533,071件（内寝屋川市 56,759件）

2. 寝屋川市情報化ビジョン（平成9年3月策定）

地域情報化の基本方向

① 市民主体型ネットワークの形成

市民主体による地域情報ネットワークの形成を進め、コミュニケーション機会を拡大し、地域の活性化を推進する。

② 広域連携の推進

市民の生活圏を意識して、北河内地域をはじめ大阪府や府内市町村等との連携を進め、情報サービスの高度化・広域化を目指す。

③ 多様な行政情報サービスの提供

市も地域情報ネットワークの一員として、規模に関わらず多様で専門性の高い行政情報サービスを積極的に提供していく。そのための基礎となる行政の情報化も進める。

3. 寝屋川市情報化推進計画（平成17年12月）

人とひと、人とまちを結ぶネットワークでつくる「元気都市」

情報通信技術を活用してコミュニケーションを活発化させることで地域を活性化していくことが「情報化」であると考え、平成9年に策定した「寝屋川市情報化ビジョン」に沿って、市ホームページの開設、行政情報提供システムの稼働、地域公共ネットワーク基盤整備事業などの情報化施策を積極的に展開する。今後は、これから基盤を活用しつつ、総合的・計画的に情報化施策に取り組んでいく必要があることから、まちづくりの指針である第四次総合計画における将来都市像「ふれあいいきいき元気都市 寝屋川」をめざして、新たな局面を迎えている情報化を市民生活の利便性向上や地域の活性化、業務の効率化により一層いかしていくために本計画を策定した。

4. 寝屋川市情報化推進方針（平成24年3月）

パソコンや携帯電話が一般的に定着し、ブロードバンド化に伴うインターネットの利用拡大、スマートフォンやタブレットパソコン等の新しい情報通信機器が次々に登場するなど、技術革新が進展を続けている一方で、高齢化や少子化、ライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化など、自治体を取り巻く環境も変化している。こうした中で、第五次寝屋川市総合計画における「めざすべきまちの姿」である「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」の実現に向けて、今後の情報化の方向性を示すものとして、平成9年策定の「寝屋川市情報化ビジョン」を見直し、本方針を策定した。

5. 庁内LANシステム（平成11年10月開設）

インターネットの急速な普及に伴い、情報収集や情報サービスの提供におけるネットワークの基盤整備が急務となっている。本市においても市政情報を電子化及び共有化し、行政サービスの向上や事務の効率化につなげるため、庁内グループウェア等を導入し行政の情報化を進めている。

(1) パソコン導入運用状況

平成20年度	153台（15年度導入分入替）
平成21年度	275台（16年度導入分入替）
平成24年度	70台（内25台は16年度導入分入替）
平成25年度	567台（18年度～20年度導入分入替）

(2) 庁内LANの拡充

平成14年1月	インターネットと接続
平成15年8月	L GWANと接続
平成17年3月	地域公共ネットワーク整備により保育所・幼稚園を接続

6. 地域公共ネットワーク基盤整備事業（平成16年度）

平成16年、国の補助金を得て公共施設99か所を光ファイバーで結ぶ高速・大容量の公共情報通信ネットワークを整備し、併せて全市立小・中学校に校内LAN及びパソコン42台を新たに整備した。また、同時に①教育情報システム ②野外活動センター予約システム ③図書館ネットワークシステム ④地域ポータルサイトの構築の4つのアプリケーションを整備し、市民サービスの向上と業務の効率化を図っており、平成24年度に機器等の経年劣化に伴う更新を実施した。

7. 地域ポータルサイト「ねやがわ元気ねっと」（平成17年4月開設）

(1) 概要

コミュニケーションの拡大をもとにした寝屋川市の地域活性化を目的に、本市の地域情報を発信・提供する地域ポータルサイト「ねやがわ元気ねっと」の円滑な管理・運営を行うため、公募市民、摂南大学（市・大学連携の一環）、北大阪商工会議所（産業団体の代表）からなる市民主体による運営組織「ねやがわ元気ねっと」を平成17年10月設立し、市民主体の地域ポータルサイトを開設・運営することで、寝屋川市で暮らすために必要な情報が気軽に入手でき、サイトを通じた交流やネットワークづくりが可能な地域情報ネットワークシステムを構築し、運用支援している。

(2) アクセス状況（トップページ）

平成23年度	389,532件	月平均	32,461件
平成24年度	312,058件	月平均	26,005件
平成25年度	302,036件	月平均	25,170件

8. メールねやがわ（平成18年1月稼働）

(1) 概要

安全で安心なまちづくりを推進するため、携帯電話やパソコンなど身近なメディアを利用し、希望された方に不審者情報を始めとする防犯情報を配信する電子メールの一斉配信サービス「メールねやがわ」を開始した。（運用：危機管理室、市立各小・中学校）

運用開始以降、必要に応じて配信カテゴリを追加し、情報内容の充実等を図っている。

（運用：運用担当課 技術支援：情報化推進課）

(2) カテゴリ追加状況

平成18年4月 各小・中学校の行事案内等のお知らせ情報を配信する「校区情報」を追加。
（運用：市立各小・中学校）

平成20年4月 本市主催のイベント情報等の配信を行う「お知らせ情報」を追加。
（運用：広報広聴課）

平成20年7月 認知症等の高齢者が徘徊されたときに、徘徊情報の受信と当該高齢者の早期発見・保護に役立つ情報の提供を行う、「徘徊高齢者」を追加。
（運用：高齢介護室）

平成23年10月 びわこ号復活プロジェクトに関するイベント情報やプロジェクトの進捗状況等の配信を行う「びわこ号復活プロジェクト」を追加。
（運用：ブランド戦略室）

平成24年12月 小学校区の自主防災訓練や国・大阪府の防災訓練等の活動情報、防災に関するお知らせ等の配信を行う「防災活動情報」を追加。（運用：危機管理室）

(3) 登録件数

平成26年4月1日現在 12,888件（全体）

9. 内線 I P 電話網構築事業 (平成 18 年 6 月稼働)

平成 16 年度に整備した、市の公共施設を高速大容量の光ファイバーで結ぶ「地域公共ネットワーク」を活用し、平成 18 年 4 月に内線 I P 電話網の構築を開始する。同年 6 月 1 日から本庁・教育委員会及び総合センターの 3 拠点及び市立各小・中学校 36 校、幼稚園、保育所を含む市内接続施設 62 拠点間で利用し始めた。

10. 電子申請システム (平成 25 年 7 月稼働)

(1) 概要

市民の利便性の向上等を図るため、インターネット環境を利用して、市に対する申請や届出等（公的個人認証や窓口受付を必須とする申請や届出等を除く）をいつでもどこからでも行うことができる「電子申請システム」を導入し、平成 25 年 7 月から稼働した。

(2) 利用可能手続

各種集団健(検)診、マスコット・キャラクター仕様申請書など。
(募集受付期間等により、利用可能な申請の種類は増減する)

11. 市民公開型地理情報システム (平成 26 年 10 月稼働)

市が保有する施設情報や防災情報等の各種行政情報を電子地図上に掲載し、市民等利用者が情報通信機器を通じて当該情報を簡易かつ視覚的に閲覧できるシステムを導入し、市民等の利便性の向上と事務の効率化を図るため、平成 26 年 10 月から稼働した。

財 政

1. 当初予算推移

(単位：千円)

区 分	年 度	平成 26 年度			平成 25 年度		
		当初予算額	構成比 (%)	対前年度比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	対前年度比 (%)
一 般 会 計		76,940,000	60.8	104.1	73,920,000	60.3	101.1
国民健康保険特別会計		29,622,000	23.4	99.7	29,708,000	24.3	102.1
介護保険特別会計		17,204,000	13.6	108.5	15,856,000	12.9	109.3
後期高齢者医療特別会計		2,714,000	2.1	106.7	2,543,000	2.1	103.8
公共用地先行取得事業特別会計		101,000	0.1	22.2	454,000	0.4	皆増
計		126,581,000	100.0	103.3	122,481,000	100.0	96.9
水 道 事 業 会 計		6,315,000		103.8	6,082,000		105.9
下 水 道 事 業 会 計		10,426,000		101.2	10,304,000		皆増
合 計		143,322,000		103.2	138,867,000		105.1

2. 一般会計予算対前年度比較

＜歳 入＞

(単位：千円)

年 度		平成 26 年度	構成比 (%)	対前年度比 (%)	平成 25 年度
款 別		当初予算額			当初予算額
自 主 財 源	市 税	28,646,745	37.2	100.2	28,591,064
	分担金及び負担金	1,101,889	1.4	100.3	1,098,469
	使用料及び手数料	736,851	1.0	108.4	679,680
	財 産 収 入	89,022	0.1	95.9	92,824
	寄 附 金	8,328	0.0	29.0	28,750
	繰 入 金	284,063	0.4	145.0	195,843
	諸 収 入	1,162,792	1.5	123.8	939,479
	小 計	32,029,690	41.6	101.3	31,626,109
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	318,010	0.4	92.2	345,010
	利 子 割 交 付 金	125,000	0.2	115.7	108,000
	配 当 割 交 付 金	188,000	0.3	195.8	96,000
	株式等譲渡所得割交付金	37,000	0.0	168.2	22,000
	地方消費税交付金	2,188,000	2.8	112.5	1,945,000
	自動車取得税交付金	87,010	0.1	53.4	163,010
	地方特例交付金	182,846	0.2	92.1	198,533
	地方交付税	11,060,000	14.4	100.0	11,060,000
	交通安全対策特別交付金	37,000	0.0	97.4	38,000
	国庫支出金	18,977,384	24.7	109.1	17,393,224
	府 支 出 金	5,971,760	7.8	107.1	5,577,814
市 債	5,738,300	7.5	107.3	5,347,300	
小 計	44,910,310	58.4	106.2	42,293,891	
合 計	76,940,000	100.0	104.1	73,920,000	

＜歳 出＞

(単位：千円)

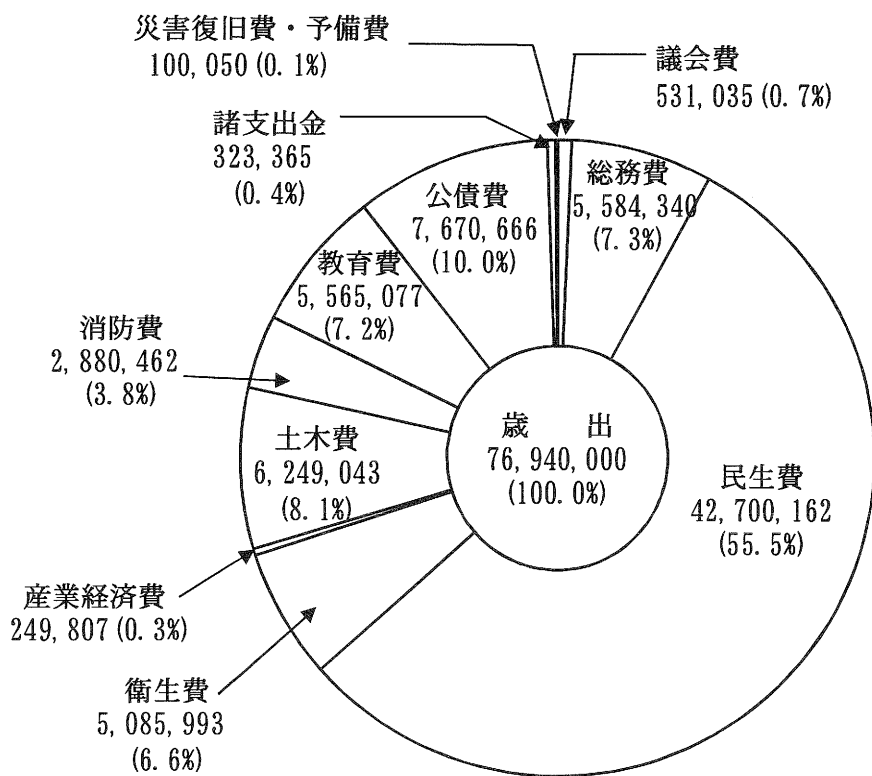
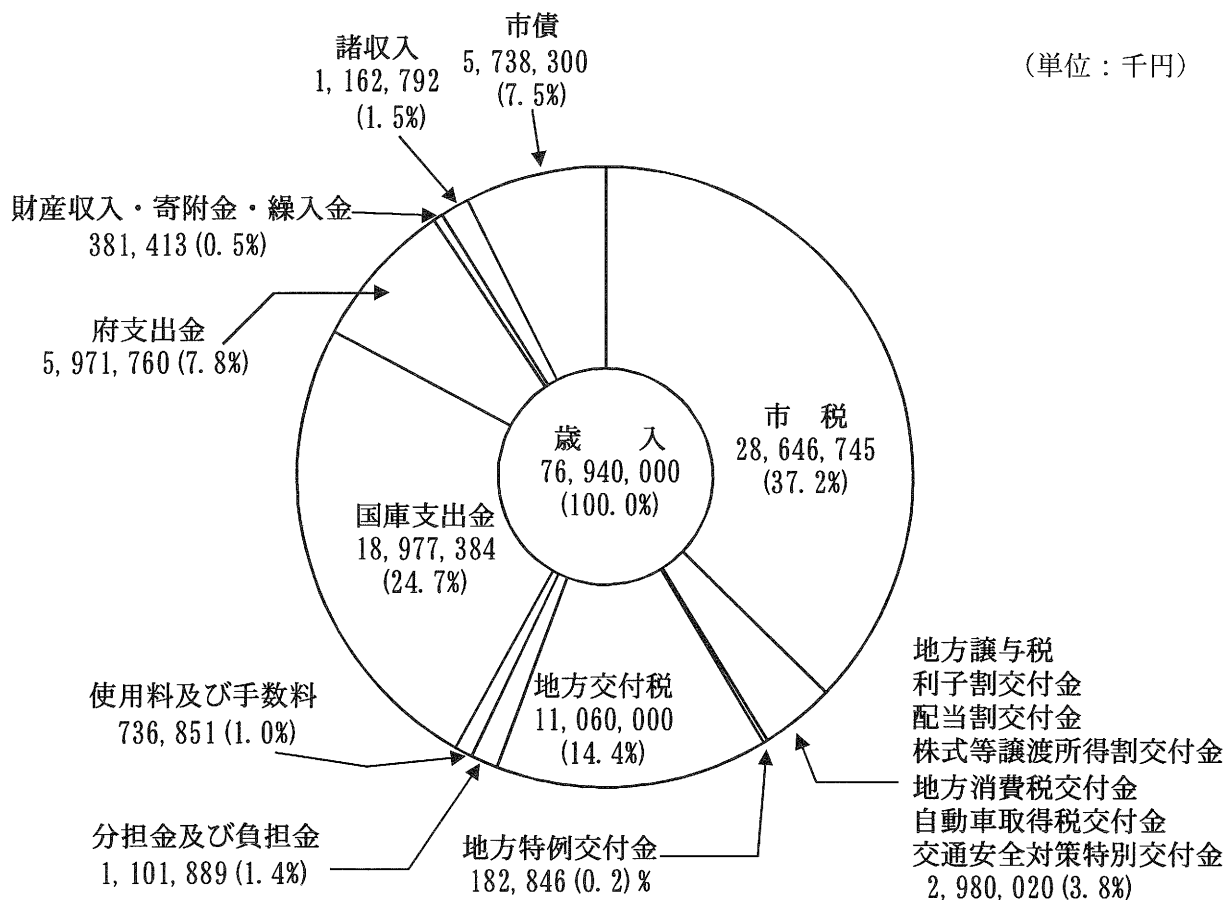
款 別	年 度	平成 26 年度	構成比	対前年度比	平成 25 年度
		当初予算額	(%)	(%)	当初予算額
議 会 費		531,035	0.7	102.8	516,677
総 務 費		5,584,340	7.3	103.4	5,403,037
民 生 費		42,700,162	55.5	104.7	40,791,495
衛 生 費		5,085,993	6.6	115.2	4,413,686
産 業 経 済 費		249,807	0.3	109.6	227,859
土 木 費		6,249,043	8.1	100.1	6,243,249
消 防 費		2,880,462	3.8	99.8	2,885,940
教 育 費		5,565,077	7.2	102.3	5,439,945
災 害 復 旧 費		50	0.0	100.0	50
公 債 費		7,670,666	10.0	99.8	7,688,357
諸 支 出 金		323,365	0.4	154.2	209,705
予 備 費		100,000	0.1	100.0	100,000
合 計		76,940,000	100.0	104.1	73,920,000

3. 一般会計歳出予算性質別比較

(単位：千円)

区 分	年 度	平成 26 年度当初予算額		平成 25 年度当初予算額	
		総 額	構成比 (%)	総 額	構成比 (%)
人 件 費		10,890,644	14.1	11,080,146	15.0
物 件 費		7,792,363	10.1	7,718,096	10.4
扶 助 費		29,010,672	37.7	28,104,288	38.0
投 資 的 経 済 費		3,976,238	5.2	3,011,247	4.1
貸 付 金		30,577	0.1	30,421	0.1
公 債 費		7,670,666	10.0	7,688,357	10.4
補 助 費 等		8,516,162	11.1	7,360,763	10.0
繰 出 金		7,833,533	10.2	7,817,106	10.6
積 立 金		337,694	0.4	241,162	0.3
維 持 補 修 費		300,312	0.4	306,497	0.4
投 資 及 び 出 資 金		481,139	0.6	461,917	0.6
予 備 費		100,000	0.1	100,000	0.1
合 計		76,940,000	100.0	73,920,000	100.0

4. 平成26年度一般会計当初予算款別構成図



5. 一般会計決算の推移

＜歳 入＞ (単位：千円)

年 度		平成 25 年度	構成比 (%)	対前年 度比 (%)	平成 24 年度	平成 23 年度
款 別						
自 主 財 源	市 税	28,279,333	35.9	101.2	27,938,969	27,966,759
	分 担 金 及 び 負 担 金	1,080,704	1.4	102.9	1,049,765	974,221
	使 用 料 及 び 手 数 料	683,127	0.9	102.2	668,576	756,863
	財 産 収 入	147,515	0.2	80.8	182,625	309,750
	寄 附 金	16,596	0.0	13.5	122,639	25,443
	繰 入 金	1,524,828	1.9	702.3	217,110	215,823
	繰 越 金	773,525	1.0	82.4	939,023	367,521
	諸 収 入	976,601	1.2	105.2	928,094	780,398
小 計		33,482,229	42.5	104.5	32,046,801	31,396,778
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	338,547	0.4	93.8	360,983	379,395
	利 子 割 交 付 金	118,717	0.2	97.1	122,261	132,822
	配 当 割 交 付 金	172,295	0.2	182.2	94,540	86,076
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	264,255	0.3	1,216.6	21,720	19,097
	地 方 消 費 税 交 付 金	1,958,032	2.5	99.1	1,974,863	1,988,038
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	166,512	0.2	89.5	185,961	147,075
	地 方 特 例 交 付 金	192,469	0.2	95.4	201,761	357,232
	地 方 交 付 税	11,973,701	15.2	96.3	12,434,430	11,619,388
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	34,652	0.1	96.7	35,829	36,699
	国 庫 支 出 金	18,252,680	23.2	102.0	17,888,042	17,370,503
	府 支 出 金	5,690,995	7.2	101.9	5,584,663	5,474,109
市 債	6,101,300	7.8	70.3	8,673,100	5,587,200	
小 計		45,264,155	57.5	95.1	47,578,153	43,197,634
合 計		78,746,384	100.0	98.9	79,624,954	74,594,412

＜歳 出＞ (単位：千円)

年 度		平成 25 年度	構成比 (%)	対前年 度比 (%)	平成 24 年度	平成 23 年度
款 別						
議 会 費	502,469	0.6	92.8	541,487	653,727	
総 務 費	5,498,079	7.1	62.0	8,874,411	7,120,343	
民 生 費	40,640,229	52.3	104.2	38,989,690	37,906,883	
衛 生 費	3,861,647	4.9	95.8	4,030,607	4,131,213	
産 業 経 済 費	299,455	0.4	143.7	208,428	245,845	
土 木 費	5,832,976	7.5	114.5	5,093,224	5,368,485	
消 防 費	2,861,054	3.7	101.1	2,830,403	2,931,208	
教 育 費	7,214,932	9.3	90.1	8,009,416	6,439,175	
公 債 費	8,543,610	11.0	107.3	7,960,510	7,218,521	
諸 支 出 金	2,469,982	3.2	106.8	2,313,253	1,639,989	
合 計		77,724,433	100.0	98.6	78,851,429	73,655,389

6. 市債の目的別償還状況及び現在高（一般会計）

（単位：千円）

区分 目的別	平成24年度末 市債現在高	平成25年度 借入額	平成25年度元利償還額			平成25年度末 市債現在高
			元金	利子	計	
総務債	43,182,157	4,192,800	3,620,542	546,030	4,166,572	43,754,415
民生債	1,644,087	98,200	302,366	30,744	333,110	1,439,921
衛生債	1,874,433	0	121,406	21,935	143,341	1,753,027
産業経済債	0	87,300	0	0	0	87,300
土木債	13,941,995	263,700	2,812,574	246,260	3,058,834	11,393,121
消防債	85,967	0	20,705	1,301	22,006	65,262
教育債	7,408,828	1,459,300	720,700	98,258	818,958	8,147,428
合計	68,137,467	6,101,300	7,598,293	944,528	8,542,821	66,640,474

7. 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

（単位：％）

区分	年度	平成25年度	早期健全化基準 〔資金不足比率は 経営健全化基準〕	財政再生基準
実質赤字比率（普通会計）	—	—	11.36	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.36	30.00
実質公債費比率	3.6	—	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	350.0	
資金不足比率（水道事業会計）	—	—	20.0	
資金不足比率（下水道事業会計）	—	—	20.0	

8. 普通会計財政指数等の推移

区分	年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
基準財政需要額（千円）		33,400,952	33,337,431	32,638,155	32,096,463
基準財政収入額（千円）		21,985,831	21,535,291	21,550,911	21,361,671
標準財政規模（千円）		44,129,032	43,626,414	42,680,977	42,626,454
財政力指数（3か年平均）		0.655	0.657	0.681	0.704
実質収支比率（％）		1.9	1.6	1.2	0.8
経常収支比率（％）		92.7	90.9	94.3	93.8
積立金現在高（千円）		10,257,881	9,288,733	7,155,907	5,685,528
地方債現在高（千円）		66,640,474	68,152,567	66,387,730	66,913,687

9. 地方交付税の状況

（単位：千円）

区分	年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
普通交付税		11,415,121	11,837,686	11,087,244	10,734,452
基準財政需要額（ア）		33,400,952	33,351,689	32,638,155	32,092,432
基準財政収入額（イ）		21,985,831	21,514,003	21,550,911	21,357,980
交付基準額（ア）－（イ）		11,415,121	11,837,686	11,087,244	10,734,452
特別交付税		558,580	596,744	532,144	516,580
合計		11,973,701	12,434,430	11,619,388	11,251,032

※（ア）、（イ）は錯誤措置額を含む。

市 庁 舎

1. 概 要

(1) 本庁舎

所在地 寝屋川市本町1番1号
 着 工 昭和38年7月26日
 完 成 昭和39年5月31日
 設計監理 ベニススタジオ建築設計事務所
 施 工 株式会社 松村組
 総敷地面積 14,214.69 m²
 総延床面積 11,750.37 m²

(平成26年4月1日現在)

	延床面積 m ²	構 造	規 模
本 館	6,125.44	鉄筋コンクリート造	地上3階、地下1階、塔屋
E V 棟	438.79	鉄骨造	地上3階、塔屋
議 会 棟	2,840.68	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	地上5階、地下1階、塔屋
東 館	1,426.93	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	地上3階、地下1階
別 館	596.24	鉄骨造	地上2階
車庫倉庫等	322.29	—	—
合 計	11,750.37		

※西館は、平成25年度に解体撤去を行い、市民駐車場として整備した。

※教育委員会事務局は、平成25年5月から市役所東館庁舎に移転した。

※平成25年11月から「第二別館」を「別館」に名称変更した。

(2) 公用車立体駐車場

所在地 寝屋川市豊野町15番10号
 着 工 平成14年9月30日
 完 成 平成15年2月28日
 立体駐車場床面積 1,302.30 m²
 構 造 鉄骨造
 規 模 一層二段駐車場

2. 市庁舎管理経費（平成 25 年度）

(1) 光熱水費及び電話使用料

区 分	金 額 (円)
電 気	30,823,177
ガ ス	1,821,190
水 道	96,181
電 話	10,976,484
計	43,717,032

(2) 庁舎管理委託料

委 託 料	金 額 (円)
シャトルバス運行業務委託	5,544,000
清掃等委託	12,887,910
警備委託	6,390,720
設備保安管理業務委託	3,250,800
電気設備保守点検委託	388,500
議場放送設備保守点検委託	285,075
自動ドア保守点検委託	299,775
エレベーター保守点検委託	1,581,300
庁内案内業務委託	3,222,450
産業廃棄物収集運搬処分委託	119,070
第二別館耐震補強構造実施設計業務委託	1,657,950
東館・西館・教育委員会移設に伴うネット	23,583,000
ワーク配線整備作業委託	
市役所敷地一体整備設計業務委託	2,765,700
来庁者専用駐車場等管理委託	4,432,000
計	66,408,250

公 有 財 産

1. 土地及び建物

区 分		年 度		平 成 2 5 年 度		平 成 2 4 年 度	
		土 地 (㎡)	建 物 (㎡)	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)		
行 政 財 産	本 庁 舎	14,214.69	13,052.67	14,214.69	15,036.11		
	機 関 そ の 他 行 政	市民センター	680.17	634.58	680.17	634.58	
		総合センター	7,851.97	12,570.77	7,851.97	12,570.77	
		そ の 他	84,424.20	31,971.86	86,624.52	32,948.69	
	公 共 用 財 産	学 校	664,146.30	245,695.57	665,636.89	245,695.57	
		保 育 所	24,581.49	9,671.30	25,679.49	10,323.30	
		住 宅	58,069.06	28,845.54	58,069.06	28,845.54	
		公 園	231,439.13	398.36	230,131.53	402.36	
		墓 地	96,096.45	2,173.43	96,096.45	2,173.43	
		そ の 他	108,363.60	61,330.87	107,936.73	61,014.01	
普 通 財 産		65,593.40	10,502.16	60,310.16	10,495.66		
合 計		1,355,460.46	416,847.11	1,353,231.66	420,140.02		

2. 保有車両一覧

(単位：台)

車種	車種の内訳	平成25年度末	平成24年度末
乗用車	小型・普通乗用車	8	8
	軽乗用車	24	24
バス	マイクロバス	8	8
ライトバン	小型・普通ライトバン	3	3
	軽ライトバン	72	72
貨物車	小型トラック	4	4
	軽トラック	6	6
ダンプ	小型・普通ダンプ	7	7
	軽ダンプ	9	9
塵芥車	2tパッカー	33	33
	4tパッカー	6	6
特殊車	ショベル等	7	7
消防関係車	消防関係車	35	35
単車	原動機付自転車	50	52
計		272	274

3. 公共施設等整備・再編計画（改訂版）

(1) 計画期間

平成22年度～（おおむね10年間）

(2) 対象施設数

41施設

(3) 対象施設の方向性

○ 廃止・売却又は機能を移転・変更する施設

教育センター、いきいき文化センター、東障害福祉センター、老人いこいの家
すみれ保育所、共同作業場（駐車場を含む）、旧教育委員会庁舎、協和ストア跡地
道路事業（市道）の代替地、成田テニスコート跡地、赤井堤防敷、梅が丘黒原線事業用地

○ 検討を行う施設

旧明德小学校、旧明德幼稚園、いきいき文化センター旧館、東高齢者福祉センター
教育研修センター、上下水道局庁舎、旧水本村役場跡地、隔離病舎敷地、萱島堀溝線事業用地

○ 存続する施設

男女共同参画推進センター、市民会館、市民活動センター、東図書館、ふれあいプラザ香里、
香里市民センター、消費生活センター、東市民センター、埋蔵文化財資料館、産業振興センター
総合センター、旧郡八幡台線事業用地、自治会集会所等用地

○ 取組が完了した施設

- ・旧市民プール（市民プールを廃止し、多目的広場として供用開始）
- ・旧木屋幼稚園（民間保育園の移転・開設）
- ・旧堀溝幼稚園（南コミュニティセンター分館を開設）
- ・市民ギャラリー（寝屋川市駅前図書館内に市民ギャラリーを開設）
- ・市役所本館庁舎（耐震補強工事の実施及び西館庁舎の事務所を移転）
- ・市役所東館庁舎（耐震補強工事の実施及び教育委員会事務局を移転）
- ・市役所西館庁舎（解体撤去を行い、跡地を市民駐車場として整備）

(4) 対象施設の進捗状況（平成26年2月時点）

現状のまま存続する施設	10 施設
取組を行う施設	24 施設
完了した施設	7 施設

市 税

1. 市税収入状況

(単位：千円)

年度 区分 税目	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
市 民 税	12,621,278	44.6	12,547,765	44.9	12,054,704	43.1
個 人	10,714,187	37.9	10,720,420	38.4	10,263,764	36.7
法 人	1,907,091	6.7	1,827,345	6.5	1,790,940	6.4
固 定 資 産 税	10,731,681	37.9	10,625,119	38.1	11,031,753	39.4
土地・家屋	9,422,266	33.3	9,324,049	33.4	9,725,648	34.7
償却資産	1,022,990	3.6	1,017,951	3.7	1,036,355	3.7
交付金	286,425	1.0	283,119	1.0	269,750	1.0
軽自動車税	194,040	0.7	188,082	0.7	183,496	0.7
市たばこ税	1,745,355	6.2	1,548,788	5.5	1,545,002	5.5
特別土地保有税	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	5,365	0.0	7,288	0.0	7,201	0.0
都市計画税	2,392,705	8.5	2,379,529	8.5	2,456,227	8.8
小 計	27,690,424	97.9	27,296,571	97.7	27,278,383	97.5
滞納繰越分	588,909	2.1	642,398	2.3	688,376	2.5
合 計	28,279,333	100.0	27,938,969	100.0	27,966,759	100.0

2. 市税収納状況

(単位：千円)

年度 区分 税目	平成 25 年度			平成 24 年度		
	調定額	収入済額	徴収率 (%)	調定額	収入済額	徴収率 (%)
市民税	13,836,517	12,904,222	93.3	13,928,471	12,844,499	92.2
個人	11,860,659	10,988,278	92.6	12,008,224	10,992,780	91.5
法人	1,975,858	1,915,944	97.0	1,920,247	1,851,719	96.4
固定資産税	12,204,160	10,969,565	89.9	12,229,340	10,894,549	89.1
軽自動車税	254,043	200,134	78.8	252,506	194,427	77.0
市たばこ税	1,745,355	1,745,355	100.0	1,548,788	1,548,788	100.0
特別土地保有税	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0
入湯税	5,365	5,365	100.0	7,288	7,288	100.0
都市計画税	2,759,239	2,454,692	89.0	2,781,335	2,449,418	88.1
合計	31,098,819	28,279,333	90.9	31,041,868	27,938,969	90.0

※滞納繰越分を含む。

3. 市民一人当たり市税負担額等年度別比較

(単位：円)

年度 区分 税目	平成 26 年度 (予算額)		平成 25 年度 (決算額)		平成 24 年度 (決算額)	
	1人当たり 負担額	1世帯当 り負担額	1人当たり 負担額	1世帯当 り負担額	1人当たり 負担額	1世帯当 り負担額
人口	241,003		241,003		242,087	
世帯数	108,077		108,077		107,607	
市民税	54,745	122,076	53,544	119,398	53,057	119,365
個人	46,599	103,912	45,594	101,671	45,408	102,157
法人	8,146	18,164	7,950	17,727	7,649	17,208
固定資産税	45,921	102,401	45,516	101,498	45,003	101,244
軽自動車税	844	1,882	831	1,852	803	1,807
市たばこ税	6,946	15,489	7,242	16,149	6,398	14,393
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
入湯税	21	46	22	50	30	68
都市計画税	10,388	23,165	10,185	22,712	10,118	22,762
合計	118,865	265,059	117,340	261,659	115,409	259,639

※人口及び世帯数は、毎年度末日現在。なお、平成 26 年度については、平成 26 年 3 月 31 日現在。

4. 納税義務者の推移

(単位：人)

区 分		年 度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
市 民 税	個 人		112,370	111,987	107,994	108,127	108,738
	法 人		4,094	4,066	4,070	4,046	4,085
固 定 資 産 税	土 地		64,837	64,710	69,306	68,768	67,796
	家 屋		70,701	70,226	69,485	68,945	68,001
	償却資産		1,151	1,171	1,153	1,145	1,153
軽 自 動 車 税			45,883	45,887	45,396	45,531	45,722
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0	0	0
都 市 計 画 税			77,685	77,827	76,086	75,647	74,796

※固定資産税・都市計画税は概要調書による。

5. 個人市民税の納税義務者及び調定額の構成

(平成 25 年度)

区 分	市 民 税 額 (千 円)				納 税 義 務 者 数 (人)				
	所得割	均等割	計		所得割 のみ	均等割 のみ	所得割 均等割	計	
			金額	割合 (%)				人数	割合 (%)
特別徴収	7,844,260	207,739	8,051,999	73.3	1,310	3,455	70,212	74,977	66.7
普通徴収	2,829,397	97,509	2,926,906	26.7	1,172	3,244	32,977	37,393	33.3

※滞納繰越分を除く。

非 核 平 和

1. 非核平和の推進

平和意識の高揚を図るイベント、戦争資料及び平和のバラの写真の展示等を通じて、平和を希求する意識の高揚を図ります。

- (1) 「恒久平和を願う市民のつどい」の開催
- (2) 「親と子の平和バスツアー」の開催
- (3) 「平和のバラ」の配布及び写真展示
- (4) 平和祈念戦争資料展示
- (5) 核兵器廃絶、恒久平和の実現に向けた都市間連携
- (6) 広報紙による啓発

人 権 文 化

1. 人権啓発の推進

人権意識の高揚を図るイベント、学習講座、啓発冊子等を通じて、人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを推進します。

- (1) 「人権を考える市民のつどい」の開催
- (2) 「ヒューマンライツシアター」の開催
- (3) 「人権学習市民連続講座」の開催
- (4) 小・中学生人権作品集「にじの橋」の発行
- (5) 人権啓発作品展の開催
- (6) 憲法週間における街頭啓発の実施
- (7) 就職差別撤廃月間及び人権週間における街頭啓発の実施
- (8) 啓発DVDの貸出
- (9) 「人権の花」運動の実施
- (10) 広報紙による啓発

2. 人権擁護の推進

互いの人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・確立に向けた取組を推進します。

- (1) 人権擁護委員による人権相談（広報・広聴各種相談／26ページを参照）の実施
- (2) 人権教室の開催

いきいき文化センター

教養、文化活動等の事業を開催し、市民の交流を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため各種事業を総合的に実施している。

1. 概要

所在地	寝屋川市明和一丁目13番23号
構造	鉄筋コンクリート造3階建て地下1階
敷地面積	1,747.36 m ²
延床面積	2,428.522 m ²
開設	昭和53年4月1日
開所時間	平日午前9時から午後9時、土曜日午前9時から午後5時
休所日	日・祝日及び年末年始
施設内容	1階 事務所、相談室、会議室、ふれあいホール 2階 教養娯楽室、講習室、多目的室、料理室、茶室、和室、学習室 3階 集会室

2. 事業内容

- (1) 啓発事業
 - いきいきセンターだよりの発行
 - ギャラリー展示
- (2) 交流事業
 - ア 各種教室の開催
 - 創作・作法・教養・生活等
 - イ ふれあい交流
 - 各種団体・サークル活動の支援
 - いきいきセンターまつりの開催
- (3) 相談事業
 - 総合相談事業
- (4) 施設管理事業
 - センター維持管理

3. 利用状況

部屋名		年 度			
		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
研 修 室	人数	—	—	—	1,594
	回数	—	—	—	175
会 議 室	人数	1,735	1,729	1,889	1,014
	回数	101	96	125	63
ふれあいホール	人数	1,932	2,059	1,877	2,087
	回数	218	231	194	339
教養娯楽室	人数	1,753	2,178	1,785	1,954
	回数	167	187	168	148
講 習 室	人数	1,325	1,308	1,165	910
	回数	156	182	154	107
多目的室	人数	1,310	1,674	1,808	967
	回数	136	198	209	147
料 理 室	人数	817	889	866	882
	回数	81	95	99	77
茶 室	人数	167	193	246	239
	回数	23	28	21	20
和 室	人数	795	863	873	883
	回数	150	151	153	155
学 習 室	人数	750	637	716	497
	回数	146	108	106	68
集 会 室	人数	4,497	4,235	5,295	4,951
	回数	310	327	362	313
合 計	人数	15,081	15,765	16,520	15,978
	回数	1,488	1,603	1,591	1,612

※研修室は、平成 23 年 4 月 1 日より東障害福祉センターが、機能訓練等で使用している。

男女共同参画

1. 概要

平成 11 年 6 月、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国を決定する最重要課題と位置付けられた。平成 22 年には第 3 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた施策が展開されている。

本市においても、男女共同参画審議会からの答申や、市民の意識・ニーズを把握することを目的に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」、パブリック・コメントの結果等を踏まえて、平成 23 年 3 月、第 4 期ねやがわ男女共同参画プランを策定した。本プランに基づき、市民等と市との協働で男女共同参画施策を推進している。

2. 第 4 期ねやがわ男女共同参画プラン

(1) 計画期間

平成 23 年度～32 年度

(2) プランの目指す姿

男女共同参画社会基本法における基本理念と第五次寝屋川市総合計画で掲げる将来像を踏まえ、だれもが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくることで、いきいきと暮らせるまちを目指していく。

(3) 基本目標

- 目標Ⅰ 男女が共に参画する社会づくり
- 目標Ⅱ 男女共同参画社会実現に向けた文化の創造
- 目標Ⅲ 働く場での男女共同参画の推進
- 目標Ⅳ 仕事と生活の調和の実現
- 目標Ⅴ あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備
- 目標Ⅵ 生涯を通じた心と身体健康づくり
- 目標Ⅶ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

3. 事業等

(1) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、プランの策定及びプランに基づく施策の企画・推進等を行い、総合的かつ効果的な施策の実施を図る。

(2) 男女共同参画審議会

男女共同参画社会の形成の促進に関する総合施策その他の重要事項の調査、審議を行う。

- (3) 男女共同参画推進センター（ふらっとねやがわ）の運営・管理
男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として位置付け、市民との協働でプランの目標を達成するよう、事業の充実を目指す。

ア 事業内容

- (ア) 講座 (イ) 相談 (ウ) 情報・資料の収集・提供
(エ) 活動支援 (オ) 交流支援 (カ) 一時保育

イ 開所時間

- 月～土曜日 午前9時～午後9時
日曜日・祝日 午前9時～午後5時30分

ウ 休所日

毎月第2日曜日、12月29日～翌年1月3日

- (4) ふらっと市民セミナーの開催（25年度実績）
34回実施

- (5) 啓発事業（25年度実績）
街頭啓発
男女共同参画週間（6月）
女性に対する暴力をなくす運動（11月）

- (6) 相談事業（25年度実績）

ア 女性の心の悩み相談（カウンセリング）

- 〔面接相談〕 相談件数 延べ528件
〔電話相談〕 相談件数 延べ284件

イ 女性のための法律相談

- 〔面接相談〕 相談件数 延べ40件

ウ 男性のための悩み相談（カウンセリング）

- 〔電話相談〕 相談件数 延べ11件

都 市 提 携

国内友好都市提携

和歌山県 すさみ町

都市の概要 すさみ町は、山々の緑と陽光に映える海、ことに海岸線は、熊野枯木灘海岸県立自然公園にも指定されている豪壮なリアス式海岸で、その美しさがこの町の魅力ともなっている。町では、この天恵の自然を活用して「活気と調和のある町づくり」をめざしており、都市との交流の場にふさわしい環境整備にも努めている。

提携の経過 両市町は、大阪府と和歌山県との間の「ふるさと村」構想の下、過密都市として問題を抱える本市と、豊かな自然に恵まれながらも過疎地域としての問題を抱えるすさみ町とが手を結んで、相互の住民福祉の増進を目的に市制施行 25 周年を迎えたのを機に、昭和 51 年 5 月 3 日に友好都市提携を締結した。

主な交流内容 平成 16 年度からすさみ町内の多くの宿泊施設を対象に寝屋川市民宿泊補助制度を設け、また、平成 23 年 9 月には、西日本最大級のグラウンド・ゴルフ場などをオープンし、多数の市民がすさみ町を訪れ、交流が活発になっている。

本市との友好交流事業としては、文化・芸術面での交流を始め、ソフトボール交流、スポーツ少年団交流やことぶき野球大会などが開催され、青少年から高齢者まで幅広い交流を実施している。

なお、本市からすさみ町へは車で高速道路を利用して 3 時間弱、列車では JR 天王寺駅から特急で約 2 時間 20 分で結ばれている。

海外姉妹都市提携

アメリカ合衆国 バージニア州 ニューポートニューズ市

都市の概要 ニューポートニューズ市は、アメリカ東部、大西洋岸バージニア州の南部チェサピーク湾につき出たバージニア半島南端に位置する港湾都市である。

アメリカ建国以前から発達した文化水準の高い都市であると同時に、市内には、アメリカ国内でミシシッピー川以東最大の市立公園があり、その面積は、34.2 km²にもなる。その他、名所として、海洋博物館、半島科学センター、交通輸送博物館等がある。

提携の経過 本市とニューポートニューズ市は昭和 56 年の市制施行 30 周年記念事業の一環として、外国都市との交流を通じて国際親善を深め、相互に優れた点を学びながら、よりよい行政推進を図ることを目的として、昭和 57 年 7 月 1 日に姉妹都市提携を締結した。

主な交流内容 特定非営利活動法人寝屋川市国際交流協会が中心となって市民訪問団の相互派遣・受入、周年記念式典での交流等を行っている。青少年の交流に関しては、両市の小中学校が姉妹都市提携をして交流を進めているほか、訪問団の派遣・受入事業を実施し、交流を深めている。

カナダ オンタリオ州 オークビル市

- 都市の概要** オークビル市は、カナダにある五大湖のひとつオンタリオ湖北岸に位置し世界的に有名な観光地であるナイアガラまでは、自動車で2時間、トロント空港までは、30分ほどの距離に位置する。カナダ国内でも古くから開けた地方で、1827年に開拓が始まり造船業が発展している。都市計画が行き届いた美しい街並みを備えた高級住宅地として、また、カナダの主要産業地域にあたり自動車産業、化学工業も盛んな都市である。
- 提携の経過** ニューポートニューズ市と同様、昭和56年の市制施行30周年記念事業の一環として、昭和56年8月31日に寝屋川市長がオークビル市を訪問し、姉妹都市提携についての協議が始められ、昭和59年4月6日、寝屋川市長を団長とする訪問団を派遣した際、正式に姉妹都市提携を締結した。
- 主な交流内容** 市内の府立3高校とオークビル市の姉妹校との間で、高校生が隔年で相互訪問しホームステイをしながら授業や学園祭に参加する留学生の派遣・受入事業も実施している。

地域協働の推進

1. 概要

近年、人口減少、少子高齢化の進行や市民ニーズの複雑化・多様化などにより地域を取り巻く環境が変化している中、地域でのつながりを深め、ともに支えあい、地域の力を結集し地域の課題を地域で解決していく「地域協働」の取組が必要となっている。

本市においても、平成 20 年 4 月、「寝屋川市みんなのまち基本条例」の基本理念として、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むことを掲げ、平成 23 年 4 月、「寝屋川市第五次総合計画」で、コミュニティづくりと協働の推進を前期基本計画として定めている。

また、平成 23 年 10 月に地域協働検討会議を設置、平成 24 年 7 月に「地域協働の推進に関する提言書」を受理し、パブリック・コメントの結果等を踏まえ、平成 25 年 3 月に「地域協働推進プラン」を策定し、地域協働の取組を推進している。

2. 地域協働推進プラン

(1) プラン策定

平成 25 年 3 月

(2) プラン推進期間

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 か年度

(3) プランの目指す姿

寝屋川市みんなのまち基本条例における基本理念と第五次寝屋川市総合計画の基本構想及び基本計画を踏まえ、地域住民や地域の様々な団体等が協働し、自発的に地域課題を発見・共有し解決していく「地域協働」の取組を推進し、市民が主役のまちづくりを実現していく。

3. 地域協働協議会の進捗状況

地域ごとに異なる課題を解決する等、地域のニーズに応じた取組や、地域の特性をいかしたまちづくりを行うため、市内の 24 小学校区に地域住民や地域団体を構成するネットワーク型組織の「地域協働協議会」の設立を支援している。

(1) 地域協働協議会（11 小学校区）

（平成 26 年 11 月 1 日現在）

小学校区	名 称	設立年月
和光	和光校区地域協働協議会	平成 25 年 4 月
堀溝	堀溝校区地域協働協議会	平成 26 年 2 月
成美	成美小校区地域協働協議会	平成 26 年 3 月
石津	石津校区協働協議会	平成 26 年 3 月
田井	田井校区地域協働協議会	平成 26 年 4 月
東	東校区地域協働協議会	平成 26 年 6 月
中央	中央校区地域協働協議会	平成 26 年 7 月
楠根	楠根校区地域協働協議会	平成 26 年 9 月
第五	第五校区地域協働協議会	平成 26 年 9 月
神田	神田校区地域協働協議会	平成 26 年 10 月
北	北校区地域協働協議会	平成 26 年 10 月

(2) 地域協働協議会設立準備会（12 小学校区）

（平成 26 年 11 月 1 日現在）

小学校区	名 称	発足年月
木屋	木屋校区地域協働協議会設立準備会	平成 25 年 11 月
南	南校区地域協働協議会設立準備会	平成 25 年 11 月
西	西校区地域協働協議会設立準備会	平成 26 年 2 月
池田	池田校区地域協働協議会設立準備会	平成 26 年 3 月
点野	点野校区地域協働協議会設立準備会	平成 26 年 3 月
国松緑丘	国松緑丘校区地域協働協議会設立準備会	平成 26 年 7 月
梅が丘	梅が丘校区地域協働協議会設立準備会	平成 26 年 7 月
宇谷	宇谷小学校区地域協働協議会設立準備会	平成 26 年 7 月
木田	木田校区地域協働協議会設立準備会	平成 26 年 7 月
三井	三井校区地域協働協議会設立準備会	平成 26 年 9 月
啓明	啓明校区地域協働協議会設立準備会	平成 26 年 9 月
桜	桜校区地域協働協議会設立準備会	平成 26 年 10 月

住 民 自 治

1. 住民組織

地域住民の自主的な組織である自治会は、お互いの連帯を深める親睦活動及び地域発展のため、自主的な活動並びに市政への協力を行っている。

市では、住民自治意識の高揚を図るとともに住民組織との相互協力関係の確立をめざしている。なお、昭和 52 年度から自治会長に対し、市政協力委員の委嘱を行っている。

(1) 自治会

自治会数 198 自治会（平成 26 年 4 月 1 日現在）

(2) 連合組織

名 称 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会

(3) 自治会のコミュニティ事業に対する補助

交付基準 1 自治会 年額 30,000 円 1 世帯 年額 80 円 限度額 120,000 円

2. 集会所施設整備及び維持促進補助

(1) 概 要

集会所施設整備及び維持（新築、増改築等、用地の購入、地代）及び消火器具新設・改造（消火用ホース、消火器購入及びその格納箱の新設）を行った自治会に対し補助金の交付を行う。

(2) 補助金交付状況

（単位：千円）

補助対象事業	補助率	補助限度額	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度		
			件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額	
消火器具新設・改造	1/3	500	17	433	11	614	14	434	
集会所の新築	用地購入する時	1/2	10,000	0	0	2	20,000	0	0
	用地購入しない時	1/3	7,500	5	33,251	2	9,022	1	3,740
集会所耐震診断	2/3	100	0	0	1	33,000	0	0	
集会所増改築等	1/3	3,000	32	15,198	25	7,815	36	13,806	
集会所地代等	1/3	100	13	724	12	661	12	660	

3. 地区集会所建設資金等融資あっせん事業

(1) 概要

土地購入資金、新築資金等を市が融資のあっせんを行う。元金は、自治会が償還し、利息については、市が自治会に対し全額補助を行う。

融資額、融資条件等は下記のとおり。

(単位：千円)

種別	融資限度額	利息(年)	期間	償還方法
新築	5,000	融資機関と協議のうえ毎年度当初に定める率	10年以内	貸付日の属する月の翌月から元利均等月割償還
増改築資金	2,000		5年以内	
土地購入	15,000		20年以内	

(2) 融資状況

(単位：千円)

区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
件数	1自治会	1自治会	1自治会
融資額	5,000	5,000	4,800

4. 市民公益活動災害補償制度

(1) 原則として、市民5人以上で組織する団体が、無報酬で市民活動の促進と社会活動の向上のために行う事業または活動で、その公益活動中の事故により災害を被った場合に保障する保険制度であり、傷害事故と賠償責任事故を対象としている。ただし、日帰りの事業に限る。

① 傷害事故のとき

- ・死亡保険金 500万円(事故日から180日以内にその事故が原因で死亡したとき)
- ・後遺障害保険金 15～500万円の範囲内(" 障害が生じたとき)
- ・入院保険金 1日につき2,000円(事故日から180日を限度)
- ・通院保険金 1日につき1,300円(事故日から180日の間で90日を限度)

② 賠償責任事故のとき

てん補限度額 1人につき2,000万円で、1事故1億円(免責額1万円)

(2) 事故受付件数

期間	件数
25.5.1～26.4.30	13
24.5.1～25.4.30	15
23.5.1～24.4.30	10

コミュニティ施設等

市内7か所にコミュニティ施設を設置している。各コミュニティ施設では、地域住民の人たちによって運営が行われ、各種の文化、スポーツ活動等を通じて地域住民の連帯感、共同意識の醸成を図っている。

1. 西北コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市松屋町 20 番 30 号
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建
	延床面積	1,283.51㎡ 敷地面積 1,918.00㎡
	開設	昭和56年10月1日

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名	年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
集会室		1,825	2,074	2,166
体育館		23,892	21,765	21,139
図書室		12,985	12,620	10,702
料理室		1,026	999	1,246
和室		5,299	5,266	4,836
美術工芸室		2,307	2,163	2,301
講義室		6,111	5,793	5,699
児童室		2,189	2,175	2,549
幼児室		491	707	598
合計		56,125	53,562	51,236

2. 南コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市下木田町 16 番 50 号
	構造	鉄筋コンクリート造 3階建
	延床面積	1,295.27㎡ 敷地面積 1,865.29㎡
	開設	昭和58年4月1日

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名	年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
集会室		1,827	2,400	2,597
体育室		8,187	7,034	7,308
図書室		7,340	7,459	6,084
多目的室		2,219	2,485	2,449
和室		4,476	4,834	4,729
実習室		1,039	1,356	1,436
講義室		652	786	889
会議室		45	58	251
ゲートボール場		5,644	4,856	4,189
合計		31,429	31,268	29,932

3. 東北コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市成田町3番3号		
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建		
	延床面積	1,271.91 m ²	敷地面積	2,142.21 m ²
	開設	昭和59年4月1日		

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名	年度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
集会室	3,443	3,332	3,263
体育館	13,430	12,972	12,541
図書室	11,024	10,893	10,459
料理室	2,638	2,620	2,400
多目的室	7,495	7,541	8,003
多目的小ホール	10,482	10,592	11,996
会議室	3,338	2,656	3,079
合計	51,850	50,606	51,741

4. 西コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市葛原二丁目7番1号		
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建		
	延床面積	1,289.83 m ²	敷地面積	1,983.49 m ²
	開設	昭和60年11月1日		

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名	年度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
集会室	2,644	2,958	2,589
体育館	16,947	14,918	15,773
料理室	1,028	1,379	1,172
多目的室	4,967	4,380	4,045
和室	2,214	1,935	2,137
美術工芸室	456	543	440
会議室	1,945	2,670	2,310
合計	30,201	28,783	28,466

5. 西南コミュニティセンター

- (1) 概要 所在地 寝屋川市上神田一丁目 30 番 1 号
 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
 延床面積 1,281.57 m² 敷地面積 1,983.47 m²
 開設 昭和 63 年 4 月 1 日

- (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
集会室	3,731	3,869	3,430
体育室	18,193	18,054	17,310
図書室	5,231	6,037	6,332
料理室	1,233	1,340	1,207
多目的室	6,347	5,890	5,166
和室	1,851	1,651	1,547
美術工芸室	1,203	1,293	963
講義室	2,750	2,688	3,222
合計	40,539	40,822	39,177

6. 東コミュニティセンター

- (1) 概要 所在地 寝屋川市高宮新町 32 番 2 号
 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
 延床面積 1,260.96 m² 敷地面積 1,999.90 m²
 開設 平成 4 年 4 月 6 日

- (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
集会室	110	130	321
体育館	17,290	16,289	13,971
幼児読書室	593	837	965
料理室	392	403	482
多目的室	5,091	6,044	4,608
和室	3,752	3,538	2,567
美術工芸室	1,078	1,106	1,070
会議室	3,017	3,074	3,397
合計	31,323	31,421	27,381

7. 南コミュニティセンター分館

(1) 概要	所在地	寝屋川市堀溝三丁目 16 番 6 号	
	構造	鉄骨造 2 階建	
	延床面積	661 m ²	敷地面積 2,286 m ²
	開設	平成 23 年 4 月 1 日	

(2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
多目的室	2,297	2,381	1,452
会議室	215	172	105
館庭	2,012	1,674	1,079
合計	4,524	4,227	2,636

8. ふれあいプラザ香里

ふれあいプラザ香里は、駅前という身近で便利な空間にあり、「いつでも、どなたでも、気軽に」立ち寄ることができ、ボランティア活動や文化活動などの市民活動の発展を促進するための施設である。

(1) 概要	所在地	寝屋川市香里南之町 19 番 17 号
	延床面積	109.22 m ²
	開設年月日	平成 12 年 11 月 21 日
	開所時間	午前 10 時～午後 8 時
	休所日	毎月第 3 木曜日及び年末年始 (12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)
	運営	市民ボランティア団体へ委託

(2) 事業運営

- ・ふれあいコーナー
寝屋川市を中心に活動している市民活動団体へ活動の場を提供 (ミニギャラリー、会議、講演会等、各種イベントに使用可。ただし、政治・宗教・営利を目的としたものを除く。)
- ・自由図書コーナー
市民から寄せられたりサイクル図書の貸出し
- ・淡水魚コーナー
淀川水系淡水魚等の水槽展示
- ・情報コーナー
街頭端末機 (オーバスシステム) 設置
ボランティア情報・行政情報の掲示

(3) 利用状況

平成 25 年度 48,425 人

9. 市民活動センター

市民活動センターは、いろいろな分野のNPO・市民活動団体など、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設である。NPO・市民活動がさらに活発になるよう支援を行うとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを進めている。

(1) 概要	所在地	寝屋川市秦町41番1号(市民会館4階)
	延床面積	545.60㎡
	開設年月日	平成14年10月1日
	開所時間	月曜～土曜 … 午前9時～午後9時 日曜・祝日 … 午前9時～午後5時30分
	休所日	毎月第2月曜日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)
	運営	指定管理者(特定非営利活動法人寝屋川市民活動ネット・なかま)へ委託

(2) 事業運営

- ・情報収集・発信、場所等の提供
- ・相談・コンサルティング
- ・交流・ネットワーク支援
- ・ボランティアコーディネート
- ・教育・研修機能

(3) 利用状況

平成25年度 18,947人

10. 市民会館

(1) 施設の概要

所在地	寝屋川市秦町41番1号
建築面積	3,671 m ² (延面積 11,126 m ²)
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建
竣工年月日	昭和45年5月3日
総事業費	1,095,343,000 円
運営	指定管理者(特定非営利活動法人トイボックス)へ委託

(2) 主な施設の内容と利用状況

区分	面積 (m ²)	収容人員 (人)	平成25年度実績			平成24年度実績		
			件数	回数	延人員	件数	回数	延人員
大ホール	1,365	1,203	141	288	70,505	145	279	64,321
小ホール	240	200	259	482	36,775	231	414	31,568
第1会議室	180	120	198	353	22,472	178	309	20,110
第2会議室	84	50	241	378	11,866	224	379	11,056
第3会議室	18	10	525	665	5,359	438	604	4,574
第4会議室	18	10	412	598	4,114	377	586	3,754
第5会議室	24	12	354	512	4,174	384	571	4,636
第6会議室	54	38	293	414	10,753	252	388	8,884
第7会議室	54	38	212	350	7,683	191	317	7,106
第9会議室	36	21	455	583	9,280	439	584	9,083
第10会議室	36	21	334	505	6,855	328	553	6,818
第11会議室	36	21	359	509	7,315	331	434	6,891
第12会議室	63	30畳	221	309	5,628	204	287	5,276
第13会議室	63	26	275	416	10,297	287	442	10,514
第14会議室	63	26	242	378	6,134	228	370	5,838
特別会議室	54	20	71	103	1,442	57	78	1,131
講義室	84	72	203	339	13,553	206	345	13,704
研修室	105	54	145	228	7,167	135	208	6,962
第1多目的室	187	130	551	683	41,408	513	616	33,775
第2多目的室	126	70	801	893	29,884	741	834	26,080
第3多目的室	126	70	672	697	26,809	613	638	23,565
作法室	60	17畳	36	62	667	36	55	688
合計			7,000	9,745	340,140	6,538	9,291	306,334

社会を明るくする運動

1. 概要

市民が主体となって、自らの努力とコミュニティを通じて明るく住みよいまちづくりを進めるため、昭和 46 年に行政及び各種関係団体の代表者で構成する「寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会」が組織された。(平成 26 年 4 月現在 40 団体)

運動推進の基本理念として、次の 3 項目の重点目標を定め、各種活動に取り組んでいる。

(重点目標)

- (1) まちを明るく清潔にする運動
- (2) 人権意識を高める運動
- (3) 青少年の健全育成を進める運動

また、昭和 54 年には、市内を中学校区毎 (12 校区) に分けた「地区推進委員会」が発足し、まちを明るく清潔にする運動・人権意識を高める運動・青少年の健全育成を進める運動を社明運動の基本として、多くの市民の参加を得て、地域のコミュニティづくり、まちづくりの運動を進めている。

2. 事業内容

寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会においては、重点 3 項目に沿った活動をとおして、社明運動への理解と啓発につとめている。

また、地区推進委員会においても、地域環境問題や人権問題、青少年問題に対応するため、地域清掃活動・違法屋外広告物除去活動の実施、各種講演会・小集会等の開催、非行防止夜間街頭パトロール、さらには、青少年を健やかに育てるモデル地区事業等、各種啓発事業に取り組んでいる。

3. 社会を明るくする運動推進委員会

(構成団体)

大阪府寝屋川保健所	寝屋川地区人権擁護委員会
大阪府寝屋川保健所地区公衆衛生協力会	寝屋川市青少年指導員会
大阪府枚方土木事務所	寝屋川市スポーツ推進委員会
関西電力株式会社守口営業所	寝屋川市スポーツ振興連盟
京阪電気鉄道株式会社工務部管理課	寝屋川市農業委員会
京阪バス株式会社交野営業所	寝屋川市立校園 P T A 協議会
西日本旅客鉄道株式会社	寝屋川市防犯協会
寝屋川消防署	寝屋川市民生委員児童委員協議会
寝屋川警察署	寝屋川市立小学校校長会
日本郵便株式会社寝屋川郵便局	寝屋川交通安全協会

寝屋川市工業会	寝屋川市立中学校校長会
寝屋川市	寝屋川市立幼稚園園長会
寝屋川市教育委員会	寝屋川市立保育所所長会
寝屋川市議会	寝屋川市老人クラブ連合会
一般社団法人寝屋川青年会議所	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会
寝屋川地区保護司会	寝屋川市商業団体連合会
寝屋川更生保護女性会	寝屋川市消費者協会
寝屋川地区BBS会	寝屋川市消防団
寝屋川中央ライオンズクラブ	寝屋川事業所人権推進連絡会
寝屋川ライオンズクラブ	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会

4. 具体的活動

- (1) まちを明るく清潔にする運動
 - ① 市内4駅前一斉清掃活動
 - ② 違法屋外広告物除去活動
 - ③ 空き缶等ポイ捨て防止啓発看板設置活動
 - ④ 「くらしと資源リサイクル」を考えるつどい

- (2) 人権意識を高める運動
 - ① 憲法週間・人権週間等に係る街頭啓発活動
 - ② 「くらしと人権」講演会及び映画会
 - ③ 各種啓発事業への参加

- (3) 青少年の健全育成を進める運動
 - ① 「青少年を健やかに育てるモデル地区」事業の実施
 - ② 法務省主唱社明運動
 - ③ 「青少年を守る店」プレート掲示活動
 - ④ 夜間街頭パトロール

消 防

1. 管内の概況

(1) 位置及び面積

本消防組合の管轄する枚方市、寝屋川市は大阪府北東部の淀川左岸に位置し、京都府と境界を接している。面積は89.81 km²（枚方市65.08 km²、寝屋川市24.73 km²）であり、東西約10.7 km、南北約17.7 kmである。このうち市街化区域面積は63.18 km²で、約70%を占めている。

(2) 人口及び世帯数等（平成26年4月1日現在）

市 名	人 口	世 帯 数	人口密度
枚 方 市	407,558 人	174,720 世帯	6,262 人/km ²
寝屋川市	241,003 人	108,077 世帯	9,745 人/km ²
合 計	648,561 人	282,797 世帯	7,221 人/km ²

(3) 情 勢

京都、大阪のほぼ中間地点という地の利と淀川水系の恩恵をもって発展してきた本管内は、現在も東にJR学研都市線、西に京阪電鉄本線及び国道1号線と管内を縦断する主要交通網を有し、また、平成22年3月20日には、第二京阪道路（自動車専用道路）が全面開通になるなど、交通の利便性から大都市の拠点都市として重要な位置を占めている。

これらの交通網を基盤に、高度経済成長期においては、住宅地域を中心とした典型的な大都市周辺都市を形成し、急激な人口増加をもたらしたものの、近年ようやくその現象も横ばいの傾向を見せている。しかしながら、JR沿線の拡張によって山間部一帯の宅地開発、旧市街地の再開発は依然活発であり、今後さらに都市構成は変ぼうする状況にある。

2. 組 織

消防本部を枚方市大垣内町二丁目に置き、構成市である枚方市、寝屋川市にそれぞれ消防署を設置している。

（組織図：87ページを参照）

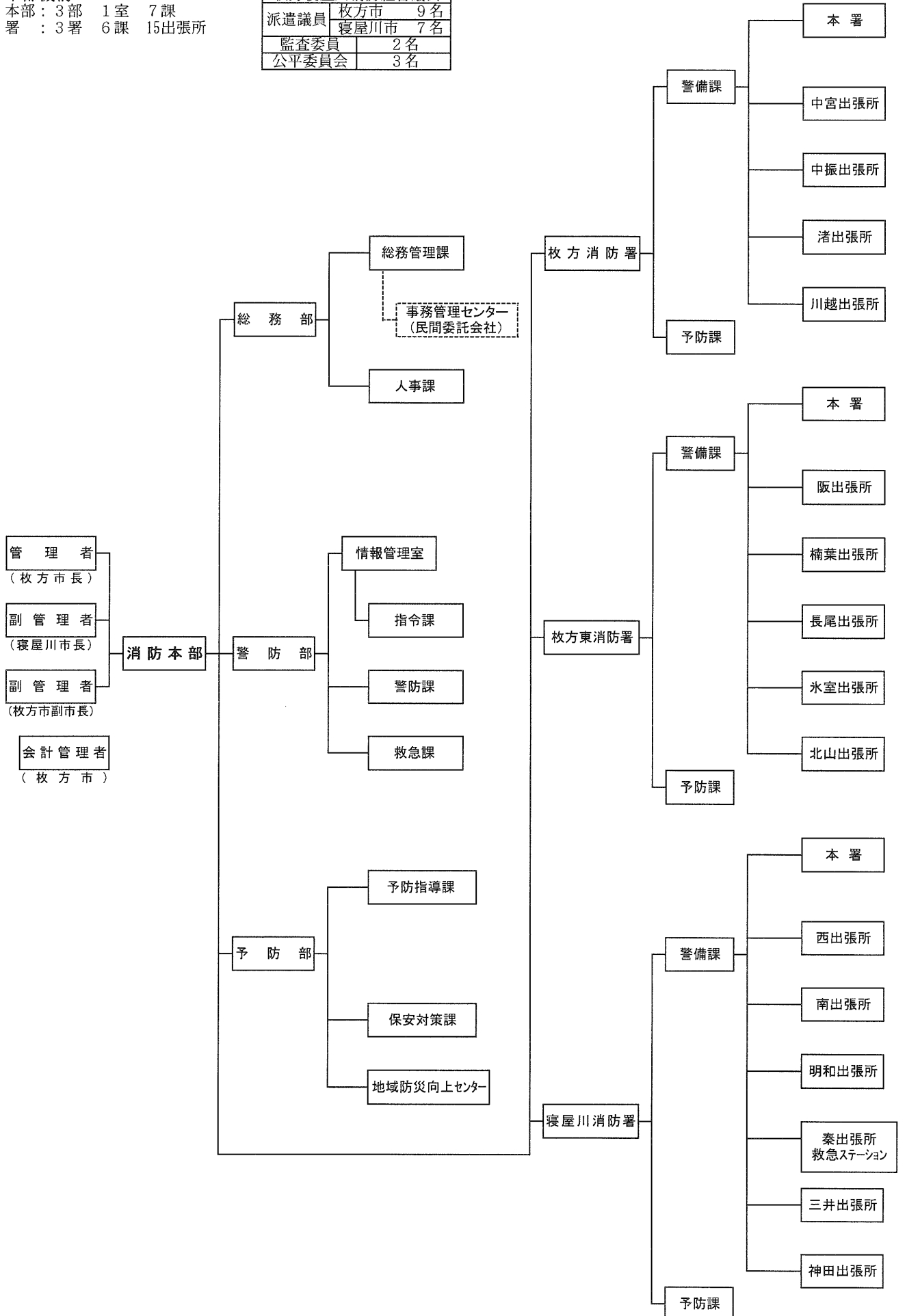
【組織図】

(平成26年4月1日 現在)

本部機構

本部：3部 1室 7課
署：3署 6課 15出張所

枚方寝屋川消防組合議会	
派遣議員	枚方市 9名 寝屋川市 7名
監査委員	2名
公平委員会	3名



3. 消防庁舎の状況と緊急情報管理センター

(1) 消防庁舎の状況（1本部 3署 15出張所）

区分 署所別	所在地 電 話	敷地面積 (㎡)	構 造 階 数	建築面積 (㎡)	建 築 年 月 日
消防本部	枚方市大垣内町二丁目10番22号 ☎072-852-9903(代) (以下市外局番同じ)	2,099.5	耐火造 地上5F 別棟 ガレージ 耐火造 地上2F 兼倉庫	587.0 2,468.9(延) 235.6 365.9(延)	46. 1. 18 58. 4. 15
緊急情報管理 センター	〃 南中振一丁目16番30号 ☎852-9800	727.2	耐火造 地上4F 地下1F	420.1 1,250.5(延) —	H2. 6. 26
伊加賀分室	枚方市桜町3番40号	365.8	耐火造 地上2F	216.1 351.7(延)	56. 12. 14
枚方消防署	本部と併用 ☎072-852-9933	—	—	—	—
中宮 〃	〃 池之宮三丁目4番28号 ☎852-9832	325.0	耐火造 地上1F	209.6 209.6(延)	40. 10. 1
中振 〃	緊急情報管理センターと併用 ☎852-9826	—	—	—	—
渚 〃	枚方市上野三丁目8番2号 ☎852-9829	700.0	耐火造 地上2F	418.7 791.3(延)	H6. 3. 1
川越 〃	〃 茄子作北町7番22号 ☎852-9820	477.2	耐火造 地上2F	197.3 388.3(延)	53. 4. 1
枚方東消防署	枚方市津田北町二丁目23番3号 ☎852-9999	3,255.6	耐火造 地上4F	636.9 1,991.8(延)	61. 4. 1
阪 出張所	〃 牧野本町一丁目10番34号 ☎852-9846	410.0	耐火造 地上2F	207.1 405.1(延)	54. 6. 1
楠葉 〃	〃 楠葉並木二丁目29番1号 ☎852-9849	支所の一部 使用 501.8	耐火造 地上2F	290.3 497.9(延)	50. 5. 6
長尾 〃	〃 長尾元町二丁目13番6号 ☎852-9843	531.3	耐火造 地上2F	202.2 421.9(延)	56. 10. 24
氷室 〃	〃 宗谷一丁目14番1号 ☎852-9840	474.0	耐火造 地上2F	253.5 457.2(延)	58. 1. 28
北山 〃	〃 北山一丁目67番15号 ☎852-9824	1,001.6	耐火造 地上2F	540.1 826.6(延)	H13. 4. 1
寝屋川消防署	寝屋川市池田二丁目11番73号 ☎852-9966	3,260.9	耐火造 地上4F	835.9 2,352.6(延)	46. 1. 18
西 出張所	〃 春日町20番22号 ☎852-9860	306.6	耐火造 地上2F	170.6 346.9(延)	56. 5. 1
南 〃	〃 下木田町16番17号 ☎852-9866	421.2	耐火造 地上2F	235.1 426.6(延)	54. 7. 2
明和 〃	〃 打上宮前町2番3号 ☎852-9869	519.0	耐火造 地上3F	295.5 789.1(延)	H9. 3. 22
秦 〃	〃 秦町2番5号 ☎852-9875	716.3	準耐火造 地上1F	239.2 237.5(延)	H25. 4. 1
救急ステーション 三井 〃	〃 三井南町25番2号 ☎852-9872	683.5	耐火造 地上2F	294.0 444.0(延)	50. 5. 23
神田 〃	〃 東神田町22番6号 ☎852-9863	555.0	耐火造 地上2F	238.1 425.7(延)	52. 6. 1

※敷地面積及び延面積については実測面積とする。

(2) 緊急情報管理センター

寝屋川市及び枚方市全域からの119番通報の受付から、消防車両や救急車両の出動指令、管制業務を「消防情報システム」により行っている。

システムは、緊急情報管理センターの機能をさらに強化充実させるため、平成27年度に更新を予定しており、指令課員の要求操作により発信地表示システムから通報者情報を指令台のディスプレイに表示、素早い災害地点の確定、災害種別の決定、GPS管理による直近出動隊が編成される。さらに、的確でより効率的に災害活動を行うために、通常業務から得た防火対象物・危険物施設の情報や災害活動報告、地水利情報の管理などすべてのデータをオンラインで結び情報の一元化と共有化を実現している。

4. 消防職員

(平成26年4月1日現在) (単位：人)

区分	(消防正監) 消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他	計
本部	8	18	15	27	27	-	20	2	117
枚方消防署	1	8	7	11	16	1	20	1	65
中宮 "	-	-	3	3	5	-	4	-	15
中振 "	-	-	3	7	6	-	8	-	24
渚 "	-	-	3	6	13	2	6	-	30
川越 "	-	-	3	6	6	2	7	-	24
小計	1	8	19	33	46	5	45	1	158
枚方東消防署	1	5	8	11	19	2	19	-	65
阪出張所	-	-	3	6	6	3	6	-	24
楠葉 "	-	-	3	6	11	2	8	-	30
長尾 "	-	-	3	3	5	-	4	-	15
氷室 "	-	-	3	3	3	-	6	-	15
北山 "	-	-	3	7	6	1	7	-	24
小計	1	5	23	36	50	8	50	-	173
寝屋川消防署	1	8	8	10	21	1	20	1	70
西出張所	-	-	3	6	6	5	4	-	24
南 "	-	-	3	6	8	-	7	-	24
明和 "	-	-	3	7	7	1	6	-	24
秦 救急ステーション	-	-	-	4	2	-	3	-	9
三井 "	-	-	3	6	10	1	9	-	29
神田 "	-	-	3	4	2	1	5	-	15
小計	1	8	23	43	56	9	54	1	195
計	11	39	80	139	179	22	169	4	643

5. 現有車両

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	ポンプ車	タンク車	救助車	救急車	指揮車	はしご車	化学車	水槽車	査察車	その他	計
本 部			1		1				4	19	25
枚方消防署	1		1	1	1				2	4	10
伊加賀分室	1 (1)										1 (1)
中宮出張所	2 (1)										2 (1)
中振 "	1			1							2
渚 "	1			2 (1)		1	1			1	6 (1)
川越 "	1			2 (1)						1	4 (1)
小 計	7 (2)		1	6 (2)	1	1	1		2	6	25 (4)
枚方東消防署	2 (1)		1	2 (1)	1			1	1	5	13 (2)
阪出張所	1			2 (1)							3 (1)
楠葉 "	1			1		1				1	4
長尾 "	2 (1)			1						1	4 (1)
氷室 "	1			1						1	3
北山 "	1			1			1				3
小 計	8 (2)		1	8 (2)	1	1	1	1	1	8	30 (4)
寝屋川消防署	1 (1)	1	1	2 (1)	1	1	1		1	5	14 (2)
西出張所	1			1						1	3
南 "	1			1						1	3
明和 "	1			1				1		1	4
秦 "	1 (1)			1							2 (1)
救急ステーション											
三井 "	1			1		1					3
神田 "	1			2 (1)							3 (1)
小 計	7 (2)	1	1	9 (2)	1	2	1	1	1	8	32 (4)
合 計	22 (6)	1	4	23 (6)	4	4	3	2	8	41	112 (12)

※ () 内は非常用車両を表し、() 横の数値は非常用車両を含めた数値を表す。

※タンク車は、タンク水 1,500 リットル以上が該当 (ミニタンク車はポンプ車欄に掲載)

6. 消防水利状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	公 設 消火栓	私 設 消火栓	貯水槽	河川・池	プール	その他	計
件 数	2,730	195	165	30	46	17	3,183

7. 原因別火災状況

(単位：件)

区分 年次	たばこ	火遊び	風呂の空だき	食用油加熱引火	焼却火	冷暖房機器 (電気関係含む)	不明・調査中	放火 (疑い含む)	その他	電気関係 (交通機関係除く)	総数
平成25年中	12	5	1	9	4	-	2	37	11	5	86
平成24年中	9	5	-	13	2	2	5	44	10	2	92
平成23年中	11	7	-	14	1	3	5	40	16	8	105

8. 事故別救急出動状況

区分		年次	平成25年中	平成24年中	平成23年中	平成22年中
事故別 出動 件数	火災事故		34	71	55	46
	自然災害		0	0	0	0
	水難事故		9	5	6	5
	交通事故		1,336	1,314	1,287	1,327
	労災事故		58	65	69	59
	運動競技		69	53	66	48
	一般負傷		1,729	1,625	1,560	1,455
	加害事故		115	97	111	114
	自損行為		133	132	133	172
	急病		8,176	7,834	7,164	6,790
	転院搬送		473	445	447	391
	医師搬送		1	0	0	0
	資器材等		0	0	0	1
	その他		35	38	44	37
計			12,168	11,679	10,942	10,445
搬送人員			10,945	10,370	9,864	9,266

9. 市予算と消防予算との比較

年 度	予 算		消防予算 (当初)	比 率 (当初)
	一般会計当初予算			
平成 26 年度	枚 方	122,500,000 千円	9,767,488 千円	4.9 %
	寝屋川	76,940,000 千円		
平成 25 年度	枚 方	115,800,000 千円	7,401,172 千円	3.9 %
	寝屋川	73,920,000 千円		
平成 24 年度	枚 方	117,300,000 千円	7,449,307 千円	3.9 %
	寝屋川	73,137,000 千円		

10. 市民1人当たり等の消防予算

区 分	年 度		
	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
一世帯当たりの消防予算	34,539 円	26,326 円	26,534 円
市民1人当たりの消防予算	15,060 円	11,368 円	11,411 円

※人口、世帯は、各年4月1日現在。

11. 消 防 団

(1) 消防団員

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員	計
定 数	1	4	6	6	33	385	435
実 数	1	4	6	5	33	339	388

(2) 消防団員報酬 (年額)

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	班 長	団 員
153,000 円	95,000 円	72,000 円	45,000 円	41,000 円	24,000 円

(3) 分団別人員・消防機械力

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分 分団名	定 数	実 数	機 械		
			ポンプ車	可搬式小型 動力ポンプ	積 載 車
団 本 部	33	27		0	0
第 1 南分団	63	52		6	6
第 1 北分団	61	53		6	6
第 2 分団	92	88		7	7
第 3 分団	62	57		5	5
第 4 分団	62	57		4	4
第 5 分団	62	54	1	3	3
計	435	388	1	31	31

防 災

1. 地域防災計画

この計画は、災害対策基本法第42条の規定等に基づき、寝屋川市防災会議が定める計画であって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的としている。

また、この計画は、市の地域に係る防災に関する総合的防災対策の指針とし、次の5編からなっている。

(1) 総則・災害予防対策編

計画の目的を明らかにし、市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務を定める。また、災害の防止対策に加え、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するために平常時にとるべき防災活動全般について定めている。

(2) 地震災害応急対策・復旧対策編

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活支援に重点を置き、各防災関係機関に求められる活動内容や、被災者の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定めている。

(3) 風水害等応急対策・復旧対策編

風水害が発生するおそれがある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、災害発生直後の応急対策について、各防災関係機関に求められる活動を定めている。

(4) 東南海・南海地震防災対策推進計画編

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法附則第1条第1項に基づき、東南海・南海地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めている。

(5) 資料編

災害予防対策、応急対策に関する基礎的情報で、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理している。

2. 防災体制の確立

本市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に実施するため、寝屋川市地域防災計画の定めるところにより、市及び各防災関係機関は組織、体制及び職員の動員の方法等について、あらかじめ整備し、防災活動の推進を図るものとする。

また、平成 26 年度より災害に関する情報収集、部局間の連携の強化を図り、風水害対策の総合的な実施体制を確保することなどを目的に緊急即応体制を設置している。

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部は、災害に関する情報収集、連絡調整を緊密にして、災害状況の把握、調査、市民の避難及び応急処理の迅速化を図るなど、災害対策本部を設置する前の活動及び被害の規模などにより、災害対策本部を設置しない場合の応急的対策と職員の動員、配備体制等に対処することを目的に設置する。

(2) 災害対策本部

災害対策本部は、情報の収集伝達体制を確立し、各種災害応急対策及び災害復旧を円滑、迅速に実施することを目的に設置する。

震度 5 強以上の地震を観測したときは、全職員が自宅等から本部等へ自主的に参集し、災害初期活動を実施する。

(3) 職員の動員基準

災害警戒本部及び災害対策本部の配備の時期及び内容については、災害の態様に応じて、次の基準によるものとする。

◎ 地震災害時の配備の時期及び内容

種 別		配 備 時 期	配 備 内 容
災害警戒本部	警戒配備	1 市域で震度4を観測したとき（自動設置）。 2 東海地震警戒宣言発令の報を受けたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的災害等に対し必要な災害応急対策をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
		1 災害が拡大するおそれがあり、災害警戒本部体制で対処できないとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	
		1 市域で震度5弱を観測したとき（自動設置）。 2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	
災害対策本部	B号配備	1 市域で震度5強を観測したとき（自動設置）。 2 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に対処できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しうる体制とする。
		1 市域で震度5強を観測したとき（自動設置）。 2 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市各部局が有する組織機能のすべてをもって対処する体制とする。 2 市域で震度5強以上を観測したときは、本部等あらかじめ決められた場所へ、自主的に参集し、災害初期活動を実施する体制とする。

※ 震度については、大阪管区気象台（市町村名：「寝屋川市」）の発表による。

◎風水害時の配備の時期及び内容

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	
気象情報等収集体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき 2 指定河川の洪水注意報が発表されたとき 3 気象警報が発表されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防・土砂災害関係課及び防災主管課の職員をもって気象情報等の収集を行う。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制への移行ができる体制とする。 	
災害警戒本部	事前配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測される時。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 指定河川の洪水警報 2 市域で10分間に20mm以上又は1時間に50mm以上の雨量の観測を確認したとき 3 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策関係部局の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
	警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に局地的な災害が発生したとき。 2 市域に局地的な災害が予測される時。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的災害等に対し必要な災害応急対策をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
災害対策本部	A号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 数地域に災害が発生したとき。 2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備体制で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に対処できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しうる体制とする。
	B号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備体制で対処できないとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部局が有する組織機能のすべてをもって対処する体制とする。
	C号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備体制で対処できないとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部局が有する組織機能のすべてをもって対処する体制とする。

3. 寝屋川市防災行政無線局

防災行政無線は、地震、台風等による災害が発生した場合、特に有線通信が途絶するような最悪の事態での被害情報の収集、防災活動の指示伝達や市民への災害情報の伝達を迅速的確に行うための通信情報手段とするとともに、平常時には広報活動や行政事務連絡などに幅広く利用している。

寝屋川市防災行政無線局は、本庁3階無線室に基地局（親局）をおき、移動系、固定系、相互系から構成している。

(1) 移動系 (271.4875 MHz)

基地局及び携帯型無線機で複信方式の通信ができる。

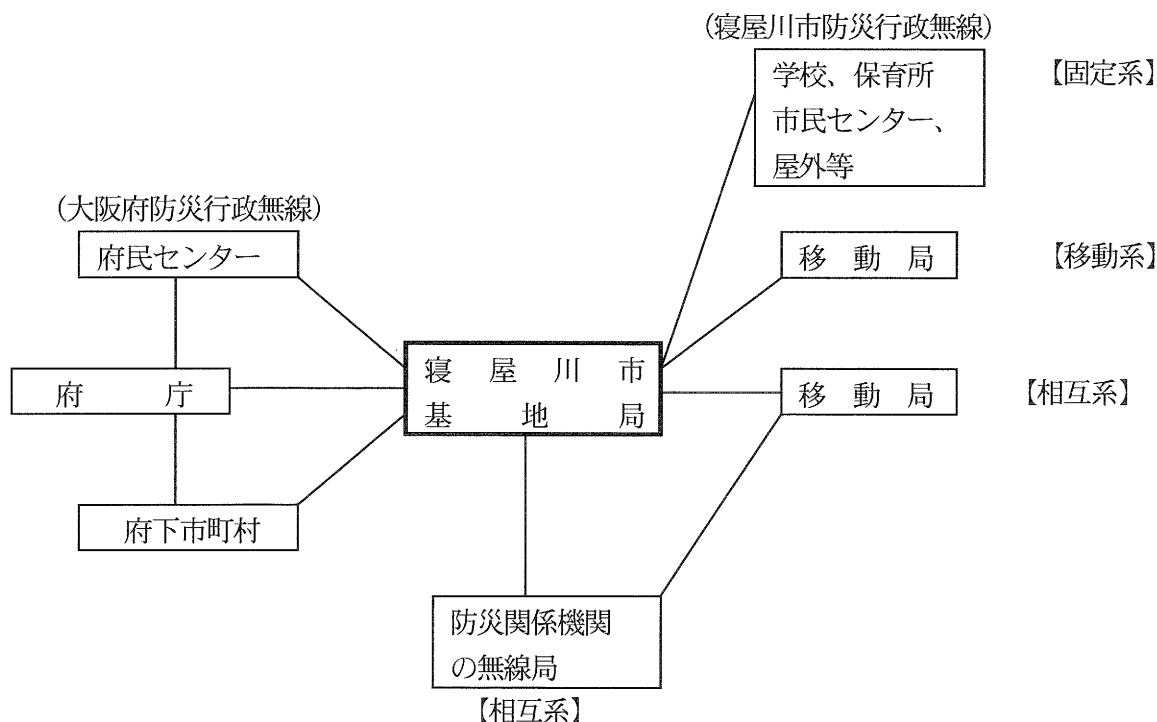
災害時の情報収集をはじめ、パトロールや行政事務の連絡等に活用するが、災害警戒本部及び災害対策本部設置後は統制局の管理のもとにおかれる。

(2) 固定系 (64.325 MHz)

学校や保育所、市民センターなど公共施設に戸別受信機及び文字表示器を、市役所、小・中学校の屋上、公園等に屋外受信機を設置し、市役所親局から放送方式の通信を行う。通信は一斉、グループ別選択、戸別選択の各種放送が行え、気象警報や光化学スモッグ情報、行政事務の連絡等に利用する。

(3) 相互系 (158.35 MHz)

無線室基地局及び移動局が他の防災機関（府、消防署等）所属の無線局と相互に単信方式の通信ができる。主に災害時連絡用として使用する。



(無線局概要)

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

回線系	種 別	項 目	数 量	
移動系 基地局 第1装置	無線機等	設置場所	寝屋川市	
		周波数	271.4875MHz 271.8875MHz	
		送信出力	5W	
		海拔高	37.4m	
		地上高	29m	
		空中線	スリーブ型	
	統制台	送信出力	2W	1台
	半固定	送信出力	2W	1式
非常電源	無停電電源装置 (使用時間 24 時間以上)		1台	
第2装置	防災相互波	周波数 送信出力	158.35MHz 5W	1局
移動系 移動局	半固定型	送信出力	2W	6局
	携帯型	送信出力	2W	93局
	車携帯型	送信出力	2W	20局
相互系	車載型	送信出力	10W	1局
		"	5W	1局
	可搬型	"	5W	8局
	携帯型	"	1W	1局
固定型 親局	無線機等	設置場所	移動系基地局と同じ	
		周波数	64.325MHz	
		送信出力	5W	
		海拔高	37.4m	
		地上高	29m	
		空中線	スリーブ型	
	非常電源	無停電電源装置 (使用時間 24 時間以上)		1台
固定系 子局	屋外受信機	屋外広報用に設置		51台
		本庁屋外拡声装置		1台
	戸別受信機 文字表示器	公共施設に設置 市内小中学校 他		82台

4. 自主防災組織の育成

自主防災組織は、地域住民が自分たちの町は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、火災その他の災害を未然に防止するため、日常から防災知識の普及、防災訓練を行うとともに、災害時には被害を防止し、又は軽減するために応急活動を行っていく組織である。市は地域住民が自主的、積極的にこの組織を結成し、効果的な活動を行うため、組織に対し、活動に必要な防災資機材の貸与等を行うとともに消防機関と連携して必要な指導、助言を行っている。

※自主防災組織の設立状況（平成26年4月1日現在）

自治会自主防災会 144 組織
小学校区自主防災協議会 24 組織

5. 災害用物資の備蓄

大規模災害に備え、市立小中学校余裕教室を利用し、計画的に生活必需品等の物資の分散備蓄を進めている。（備蓄物資一覧表／100ページを参照）

6. 耐震性貯水槽の設置

大規模な地震が発生した場合の飲料水及び消火用水等の確保を図るため、耐震性貯水槽（飲料水兼用 100 m³型）を設置している。

（平成26年4月1日現在）

設置場所	設置方法	設置年月日
市立西小学校グラウンド	地下埋設（よこ組）	平成8年3月29日
市立南小学校グラウンド	〃	平成9年3月17日
市立第八中学校グラウンド	〃	平成9年9月22日
市立第五中学校グラウンド	〃	平成10年3月18日
市立第五小学校グラウンド	〃	平成11年3月16日
市立石津小学校グラウンド	〃	平成26年3月17日

災害用備蓄物資在庫一覧表

【平成26年4月1日現在】

エリア別 保管場所 品目	東コミセン		西コミセン		南コミセン		東北コミセン		西北コミセン		西南コミセン		庁舎別館	合計	
	梅が丘小学校 南館4階	中央小学校 東館2階	第二中学校 体育館3階	点野小学校 南館4階	南小学校 西館3階	第七中学校 北館2階	三井小学校 西館4階	第六中学校 南館3階 (前第五小)	田井小学校 西館4階	木屋小学校 北館3階	第九中学校 中央4階	啓明小学校 北館3階			
重	アルファ化米(50食用) アルファ化米 (7L炊・対応1食用)	1,050 250	2,600 1,000	1,300 0	4,200 700	800 500	2,350 250	4,100 650	4,100 650	1,300 0	1,300 0	2,600 0	2,150 350	27,850 4,350	
要	乾パン(1缶64食) 高齢者食(おかゆ) 粉ミルク(850g)	1,024 0 0	2,048 1,000 40	0 0 0	1,024 200 0	0 0 0	1,024 200 0	1,024 200 0	1,024 200 0	1,152 0 0	1,152 0 0	1,024 0 0	960 150 6	11,200 1,750 46	
物	粉ミルク(ミルクアレルゲン 除去食品) 哺乳瓶 毛布 紙おむつ 生理用品 組立式簡易トイレ 簡易トイレ凝固セット(枚)	0 0 1,220 0 0 200	10 415 1,200 1,132 14,112 400	0 0 790 0 0 0	0 0 1,300 1,200 14,040 100	0 0 790 0 0 0	0 0 790 0 0 200	0 0 1,000 0 0 50,000	0 0 1,210 0 0 600	0 0 1,270 0 0 200	0 0 0 0 0 0	0 0 790 0 0 0	0 0 1,296 0 196 200	0 0 1,000 696 30 200	16 450 12,866 8,323 72,272 2,000
感	サージカルマスク その他マスク	50,000	48,000	90,000	0	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	588,000	
防	手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,785	
止	手指消毒剤(詰替用)10L	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,875	
物	ウエットティッシュ	0	478	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	478	
資	手指消毒剤(詰替用)10L	0	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	214	
そ	副食 牛肉マヨネーズ(食)	2,520	2,440	1,720	2,640	1,680	2,280	2,280	2,520	0	1,360	2,000	1,600	20,760	
の	野菜汁(食)	2,400	2,400	1,680	2,640	1,560	2,400	2,400	2,760	0	1,340	2,000	1,600	20,780	
他	断熱シート(25枚)	1,100	1,068	685	1,095	466	1,000	1,100	1,130	1,100	300	1,330	1,000	11,924	
物	日用品セット(石鹸等14品)	460	1,000	284	1,000	252	1,000	400	412	1,000	272	499	200	7,579	
資	両手鍋	512	300	250	0	280	0	460	440	0	296	500	0	3,038	
	ブルーシート	385	670	280	600	300	600	363	380	600	240	500	0	5,568	
	懐中電灯	480	240	260	0	288	0	330	489	0	270	613	0	2,970	
	アルカリ単一乾電池(懐中電灯用)	600	600	0	0	0	0	840	0	0	0	0	0	2,040	
	歯ブラシ	0	0	550	0	0	0	0	640	0	0	780	200	2,170	
	生活用水(425cc)	978	0	1,368	0	1,103	0	2,880	2,268	288	1,632	620	0	11,137	
	作業用安全手袋(ハッド)	0	0	0	0	0	0	200	0	0	800	288	0	1,288	
	固形燃料	300	298	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	3,598	
		コミセン(防災倉庫)												1,944	

【注】 (1)アルファ化米は、平成11年度から買い替え(保存期限5年)のため分散備蓄。
 (2)乾パンは、平成12年度からコミセン単位にて分散備蓄。
 (3)粉ミルク、哺乳瓶(乳首)は、中央小学校にて固定備蓄。
 (4)その他マスクの内訳は、N-95マスク：15,365個、抗ウイルス性マスク：15,420個。なお、サージカルマスクは市民配布用。その他マスク、感染防止用手袋は職員感染防止用。

情報提供

市政に対する市民の理解と信頼を深め、より開かれた市政と市民参加のまちづくりを進めるため、様々な行政資料などの情報を総合的に提供する「市民情報コーナー」を平成9年10月1日から、市役所本館1階に開設している。

なお、平成10年1月からは、条例制定した情報公開制度及び個人情報保護制度に基づいて、市の公文書の公開窓口にもなっている。

1. 市民情報コーナー

- (1) 設置場所 寝屋川市庁舎本館1階
- (2) 面積 18㎡
- (3) 活動内容
 - ア 情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口
 - イ 行政資料の収集、提供
 - ウ 有償刊行物等の販売

2. 情報公開制度

情報公開制度は、市長、教育委員会等の行政機関及び議会が保有する情報を公開することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政の公正で効率的な執行を確保し、開かれた市政を推進するものである。

(公文書開示請求・申出の状況)

区 分		平成25年度			平成24年度			平成23年度			
		請求	申出	計	請求	申出	計	請求	申出	計	
受付件数		91	45	136	100	39	139	83	27	110	
処 理 状 況	開示	40	32	72	52	27	79	35	18	53	
	部分開示	42	12	54	40	9	49	40	4	44	
	開 示 拒 否	不開示	0	0	0	2	0	2	0	0	0
		存否不応答	0	0	0	0	0	0	0	1	1
		不存在	11	5	16	13	1	14	18	2	20
	取下げ		4	1	5	0	2	2	2	3	5
計		97	50	147	107	39	146	95	28	123	

※1件の受付で複数の処理を含む。

3. 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の取扱い等を明らかにすること及び個人情報の開示等を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、市民の基本的人権の擁護に資することを目的としている。

なお、個人情報とは、個人に関する情報（氏名、住所、生年月日、職業、学歴、収入、財産等）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

（個人情報開示等請求の状況）

区 分		年 度			
		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	
開示請求受付件数		47	17	40	
処 理 状 況	開 示	26	4	15	
	部分開示	6	10	5	
	開 示 拒 否	不 開 示	1	0	0
		存否不応答	1	0	0
		不 存 在	15	5	15
	取 下 げ	1	0	5	
	計	50	19	40	
訂正請求受付件数		0	0	0	
削除請求受付件数		0	0	0	
目的外利用等中止請求受付件数		0	0	0	

※ 1 件の受付で複数の処理を含む。

契 約

1. 登録業者

年 度 区 分	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
	市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
工 事 請 負	133	967	131	935	146	1,028
設計コンサル	9	615	9	586	13	607
物品・印刷・委託	240	1,962	233	1,834	217	1,664
計	382	3,544	373	3,355	376	3,299

2. 契約状況

金額単位（千円）

年 度 区 分	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度		
	件 数	契 約 金 額	件 数	契 約 金 額	件 数	契 約 金 額	
随 意	工 事 請 負	17	12,454	42	168,334	32	56,528
	設計コンサル	2	514	1	4,093	5	9,917
契 約	物品・印刷	17,672	457,672	17,640	528,413	18,312	555,480
	計	17,691	470,640	17,683	700,840	18,349	621,925
競 争	工 事 請 負	208	3,388,936	188	5,069,820	181	3,012,245
	設計コンサル	14	62,156	25	181,893	25	137,705
入 札	物品・印刷	101	488,860	108	476,964	104	335,842
	計	323	3,939,952	321	5,728,677	310	3,485,792
合 計	18,014	4,410,592	18,004	6,429,517	18,659	4,107,717	

3. 契約事務の審査

名 称	工事業務第一契約事務審査委員会	工事業務第二契約事務審査委員会
構 成 員	副 市 長 上 下 水 道 局 長 財 務 部 長 総 務 部 長 ま ち 政 策 部 長 ま ち 建 設 部 長 上 下 水 道 局 部 長 工 事 担 当 部 長	総 務 部 長 総 務 部 次 長（契 約 課 担 当） 総 務 部 契 約 課 長 ま ち 政 策 部 建 築 営 繕 課 長 ま ち 建 設 部 道 路 建 設 課 長 上 下 水 道 局 経 営 総 務 課 長 上 下 水 道 局 工 務 課 長 工 事 担 当 室 長 又 は 課 長

人 事 ・ 研 修

1. 職員数

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

部 局	定 数	職 員 数
市長事務部局	955	936
上下水道局	70	61
議会事務局	15	10
監査事務局	6	5
公平委員会事務局	2	0
農業委員会事務局	6	0
選挙管理委員会事務局	6	0
教育委員会事務局	190	170
合 計	1, 250 人	1, 182 人

※人員は、教育長を除く。フルタイム勤務の再任用職員を含む。

2. 組織別職員数

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

部 課 等	職員数	部 課 等	職員数	部 課 等	職員数
経営企画部	1	萱島市民センター	3	高架事業課	9
市長室	5	西市民センター	1	建築営繕課	10
企画政策課	15	産業振興室	15	まち建設部	1
情報化推進課	11	保険事業室	41	道路交通課	23
広報広聴課	7	環境部	1	道路建設課	12
ブランド戦略室	6	環境総務課	12	水・みどり室	24
財務部	1	環境推進課	14	会計室	9
財政課	10	クリーン業務課	85	議会事務局	10
資産活用課	11	クリーン施設課	16	監査事務局	5
税務室	55	クリーン施設課緑風園	3	公平委員会事務局	併任
滞納債権整理回収室	5	ごみ処理施設建設室	5	農業委員会事務局	併任
人・ふれあい部	1	保健福祉部	2	選挙管理委員会事務局	併任
人権文化課	7	保健福祉総務課	16	学校教育部	3
いきいき文化センター	2	保護課	55	教育総務課	14
市民活動振興室	12	健康増進課	32	施設給食課	11
危機管理室	10	高齢介護室	34	学務課	12
総務部	1	こども室	38	教育指導課	16
総務課	20	こどもセンター	3	教育研修センター	6
契約課	7	保育所	120	小学校	34
人事室	17	障害福祉室	59	中学校	12
市民生活部	1	まち政策部	1	幼稚園	22
市民課	35	都市計画室	16		
消費生活センター	2	まちづくり事業推進室	14		
香里市民センター	2	まちづくり指導課	18		

部 課 等	職員数	部 課 等	職員数	部 課 等	職員数
社会教育部	1	上下水道局	2		
社会教育課	9	上下水道局経営総務課	12		
文化スポーツ振興課	11	上下水道局業務課	15		
中央図書館	10	上下水道局工務課	22		
地域教育振興課	9	上下水道局浄水課	10		
				合 計	1,182

※人員は、教育長を除く。

※教育委員会事務局の教育監2人は、学校教育部にて計上。

3. 職員採用実績（新規採用）

		平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
内 訳	行政職	20人	21人	30人	35人	39人	24人
	事務系	17人	19人	27人	31人	34人	19人
	建築系	1人	1人	1人	—	1人	1人
	土木系	1人	—	2人	—	—	—
	保健師	1人	1人	—	1人	1人	1人
	保育士兼教員	—	—	—	3人	3人	3人

4. 職員退職実績

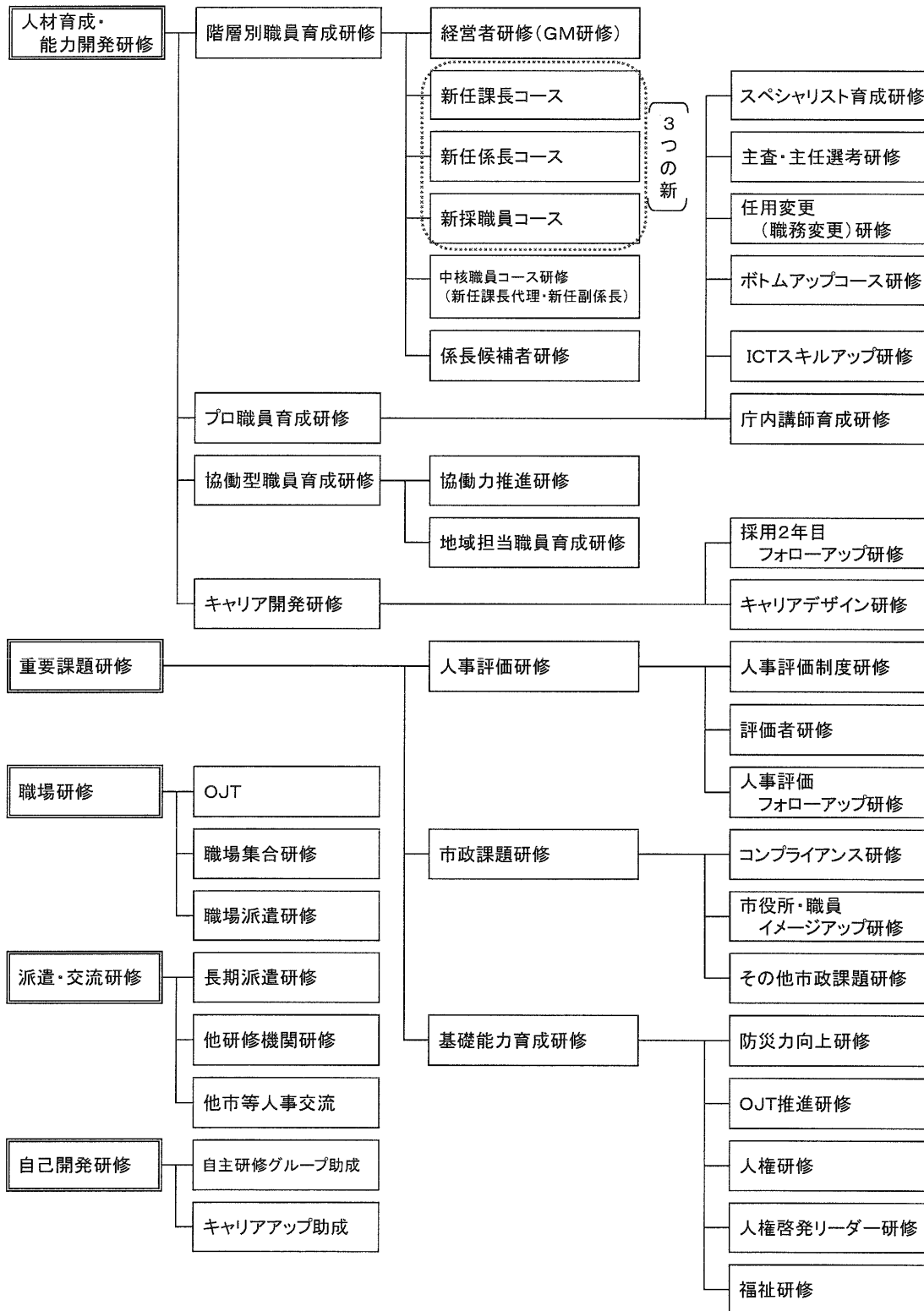
		平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
内 訳	退職者	76人	87人	93人	125人	133人	140人
	事務系	52人	58人	60人	83人	81人	98人
	専門系	19人	24人	26人	30人	39人	28人
	技能系	5人	5人	7人	12人	13人	14人

【参考】

事務系	以下の職務を命ぜられていない者
専門系	保育士、保育士兼教員、児童指導員、教員、養護教員、司書、体育指導員、保健福祉指導員、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士の職務を命ぜられている者
技能系	学校の用務、給食調理、施設の用務、自動車運転、清掃作業の職務を命ぜられている者

5. 研修体系

(平成 25 年度)



※エントリー研修

「自分の能力は自分で開発する」ため、研修メニューの中から、職員が自ら必要な研修を選択して参加する、「自発的参加」による研修を実施します。
 ※全ての研修の中から、エントリーできる研修をセレクトし、実施します。

6. 研修実績

(平成25年度)

分類	項目	内 容	132講座 176回 延べ 3,837人参加		
			回数	参加者数(延べ)	
人材育成・能力開発研修	経営者研修 (GM研修)	異業種交流研修、政策研修	2講座	2 42人	
	階層別職員育成研修	新任課長コース	人事評価と人材育成 (OJTの進め方)、マネジメントと危機管理能力 等	9講座 9 95人	
	新任係長コース・エントリー研修	人事評価と人材育成 (OJTの進め方)、問題解決・企画書作成 等	11講座	11 206人	
	新採職員コース・エントリー研修	前期研修：基礎的知識、職場導入 等 後期フォローアップ研修：半年間の振り返り、市政課題 等	46講座 12講座	65 1,113人	
	中核職員コース	ダイアログ研修、ロジカルシンキング研修 等	7講座	7 110人	
	係長候補者研修	地方自治関連法の法規研修 (eラーニング)、例規研修、小論文作成	4講座	4 126人	
プロ職員育成研修	主査・主任選考研修	主査・主任選考研修	1講座	10 212人	
	職務変更職員に対する研修	ワード・エクセル基礎操作、応用 (eラーニング)、市役所全般知識、実務必知講座 (財務会計システム) 等	12講座	12 165人	
	ボトムアップコース	文書管理 (基礎・専門・応用) 研修、地方自治法 (基礎・専門・応用) 研修、地方公務員法 (基礎・専門・応用) 研修	9講座	9 76人	
	ICTスキルアップ研修	ICT能力の向上	1講座	1 95人	
	庁内講師育成研修	庁内講師の育成研修	1講座	1 33人	
	スキルアップ研修 (エントリー研修)	eラーニング研修「よくわかる自治体職員のための市民接遇」、法規専門研修、法務能力向上研修 等	8講座	11 185人	
協働型職員育成研修	協働推進研修	地域協働推進プランに関する研修、地域担当職員育成研修	5講座	30 1,237人	
開発研修	採用2年目フォローアップ研修	採用2年目に対するフォローアップ研修	1講座	1 28人	
	キャリアデザイン研修	ライフキャリアデザイン研修、ウーマンキャリアアップ研修 等	3講座	3 114人	
19講座 38回 延べ 1,418人参加					
重要課題研修	分類	項目	内 容	回数	参加者数(延べ)
人事評価研修	人事評価制度研修	人事評価制度に関する研修	1講座	20	647人
	評価者研修	人事評価研修 (評価技法)	1講座		
	人事評価フォローアップ研修	人事評価フォローアップ研修	1講座		
市政課題研修	コンプライアンス研修	コンプライアンスに関する研修	2講座	4	262人
	市役所・職員イメージアップ研修	イメージアップ研修	1講座	1	86人
	その他市政課題研修	セクシャル・ハラスメント研修	1講座	1	29人
育成基礎能力	防災力向上研修	防災力向上 (普通救命講習・講義)、救急蘇生法研修	2講座	2	34人
	OJT推進研修	新規採用職員のためのOJT、OJT推進研修 (業務マニュアル) 等	3講座	3	155人
	人権研修	認知症への気付きと対応、リパティおおさか、暮らしいきいき館視察 等	7講座	7	205人

職場研修	① OJT	各職場において、職場の上司・先輩が、仕事を通して必要な情報や知識・技術等を与える。		
	② 職場集合研修	各職場が職務に対する資質の向上のために、自主的に集合研修を実施する。	9課	36講座
	③ 部局集合研修	各部局において、部局の課題や目標についての研修を企画立案し実施する。	13部局	13講座
	④ 職場派遣研修	各職場において、職務に対する資質の向上のために、自主的に外部の研修に参加する。	35課	112講座
派遣・交流研修	① 長期派遣研修	大阪府・総務省		5人
	② 他研修機関研修	自治大学校・国土交通大学校・市町村アカデミー・摂南大学	9課	11人
		河北研修協議会	3講座	26人
		おおさか市町村研修研究センター	44講座	78人
③ 行政視察研修		7件	16人	
④ 幹部職員行政視察研修		3件	11人	
自己開発研修	① 自主研修グループ助成			2グループ
	② キャリアアップ助成 (学校就学・講座受講修了・資格取得)			23人

福 利 ・ 厚 生

1. 職員の福利厚生

(1) 職員の健康管理

項 目	概 要
定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線、血圧、尿検査、血液検査、腹囲測定等 身体計測、内科診察
特定業務健康診断	粉じん作業職員、薬剤取扱作業職員、VDT作業職員、 上肢作業職員（給食調理員、保育士等）

(2) 厚生制度

実施主体	実 施 事 業
大阪府市町村職員 共 済 組 合	給付事業：長期給付（共済年金）、短期給付（法定給付〈医療給付、出産、 埋葬料、育児・介護休業手当金等〉、附加給付） 貸付事業：普通、住宅、災害、特別（入学、医療等）貸付 保健事業：人間ドック、大腸検診、特定健診（扶養家族）等 宿泊事業：施設運営（シティプラザ大阪）

(3) 職員共済会事業

項 目	概 要
給 付 事 業	人間ドック補助、スポーツ施設利用料補助、介護福祉用具購入補助、 給付金（退職・災害・介護）等
貸 付 事 業	生活資金の貸付
文化・レクリエーション事業	福利厚生委託事業、文化教室補助
そ の 他 の 事 業	生命保険料の給与控除事務の取扱い等

給 与

1. 給料・報酬

(1) 特別職等の給料

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

適用年月日 区分	平成 24 年 8 月 1 日	平成 21 年 1 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日
市 長	618,000 円	824,000 円	927,000 円
副 市 長	637,000 円	773,000 円	819,000 円
教 育 長	648,000 円	729,000 円	729,000 円
水道事業管理者	648,000 円	729,000 円	729,000 円

(2) 職員の給料

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

職 務	人 員	平均給料月額	平均年齢	平均在職年数
理事・部長の職務	24	411,332 円	55 歳 1 月	29 年 7 月
次長の職務	34	385,157 円	51 歳 5 月	28 年 4 月
課長の職務	61	362,964 円	47 歳 8 月	22 年 0 月
課長代理の職務	10	328,551 円	44 歳 3 月	20 年 6 月
係長又はこれに相当する者の職務	413	333,446 円	50 歳 5 月	25 年 1 月
副係長又はこれに相当する者の職務	332	298,445 円	44 歳 10 月	21 年 3 月
そ の 他	306	219,069 円	33 歳 1 月	7 年 3 月
合 計	1,180	298,496 円	44 歳 3 月	19 年 11 月

※教育長を除き、給与実態調査対象人員で試算計上。

(3) 初任給基準

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

初 任 給 基 準	初 任 給	
	級 一 号給	初 任 給
高 校 卒	1 - 13	149,800 円 (142,655 円)
短 大 卒	1 - 21	161,600 円 (153,892 円)
大 学 卒	1 - 29	178,800 円 (170,272 円)

※括弧書きは寝屋川市一般職の給与特例法による給与減額支給後の額。

(4) ラスパイレス指数

(各年 4 月 1 日現在)

ラスパイレス指数	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年	平成 20 年
ラスパイレス指数	97.1 (89.7)	105.3 (97.3)	97.1	98.0	96.9	97.7

※括弧書きは国家公務員の臨時特例法による給与減額支給措置が無いとした場合の値。

(5) 非常勤特別職の報酬

区	分	報 酬 額 (円)	適 用 年 月 日
教 育 委 員 会	委 員 長	月 額 175,000	平成10年4月1日
	委 員	月 額 150,000	”
監 査 委 員	代表委員	月 額 150,000	”
	知識経験者	月 額 139,000	”
	議会選出	月 額 35,000	”
公 平 委 員 会	委 員 長	月 額 29,000	”
	委 員	月 額 27,000	”
固定資産評価審査委員会	委 員 長	月 額 29,000	”
	委 員	月 額 27,000	”
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 45,000	”
	委 員	月 額 32,000	”
	補 充 員	日 額 12,000	”
農 業 委 員 会	会 長	月 額 54,000	”
	委 員	月 額 34,000	”
	議会選出	月 額 26,000	”
選 挙 長	日 額 15,000	”	
投票所の投票管理者	日 額 15,000	”	
期日前投票所の投票管理者	日 額 13,000	平成15年12月1日	
開 票 管 理 者	当該選挙につき	15,000	平成10年4月1日
選 挙 立 会 人	”	12,000	”
投票所の投票立会人	日 額	12,000	”
期日前投票所の投票立会人	日 額	10,000	平成15年12月1日
開 票 立 会 人	当該選挙につき	12,000	平成10年4月1日
消 防 団	団 長	年 額 153,000	”
	副 団 長	年 額 95,000	”
	分 団 長	年 額 72,000	”
	副分団長	年 額 45,000	”
	班 長	年 額 41,000	”
	団 員	年 額 24,000	”
執行機関の附属機関	委 員 長	日 額 12,000	”
	副委員長	日 額 11,000	”
	委 員	日 額 9,000	”
嘱託員及び これに準ずる者	(年 額)	370,000 以内	平成5年12月1日
	(月 額)	300,000 ”	”
	(日 額)	9,000 ”	平成10年4月1日
そ の 他 の 者	(日 額)	9,000 ”	”

2. 旅費・費用弁償

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)
市長、副市長、上下水道事業管理者	運 賃	1等運賃	実 費	実 費	3,000 円	15,000 円	1,000 円
理事、部長、次長、課長、課長代理、係長及びこれらに準ずる職にある職員	運 賃	1等運賃	実 費	実 費	2,000 円	14,000 円	700 円
上記に掲げる職員以外の職員	運 賃	1等運賃	実 費	実 費	1,700 円	13,000 円	600 円

(備 考)

1. 大阪府内に日帰り出張した場合は、運賃の実費のみ支給する。
2. 普通急行料金、特別急行料金又は座席指定料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの料金が必要とされる区間ごとに判断し支給する。
 - (1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道 100 キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道 50 キロメートル以上のもの
3. 特別車両料金は、特別職に属する職員、教育長及びこれらに随行する職員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合に支給する。
4. 日当の金額は、近畿圏内への日帰り出張の場合は上記金額の 1 / 2 とする。
5. 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

選挙管理委員会

1. 選挙人名簿定時登録者数

(各年9月2日)

投票区		平成 26 年			平成 25 年		
		男	女	計	男	女	計
1	大 利 町 公 民 館	1,741	1,979	3,720	1,774	1,995	3,769
2	か え で 保 育 園	1,148	1,233	2,381	1,145	1,223	2,368
3	下 神 田 公 民 館	1,388	1,442	2,830	1,413	1,465	2,878
4	西 小 学 校	2,433	2,730	5,163	2,476	2,740	5,216
5	第 二 中 学 校	2,358	2,410	4,768	2,363	2,423	4,786
6	仁 和 寺 集 会 所	1,600	1,699	3,299	1,629	1,745	3,374
7	北 小 学 校	2,668	2,961	5,629	2,693	2,977	5,670
8	香 里 自 治 会 館	2,326	2,733	5,059	2,237	2,634	4,871
9	第 六 中 学 校	1,546	1,871	3,417	1,549	1,900	3,449
10	国 松 緑 丘 小 学 校	2,498	2,788	5,286	2,527	2,826	5,353
11	豊 野 町 公 民 館	2,007	2,089	4,096	2,019	2,113	4,132
12	た ち ば な 保 育 園	1,706	1,817	3,523	1,712	1,845	3,557
13	東 小 学 校	2,475	2,687	5,162	2,496	2,703	5,199
14	堀 溝 小 学 校	2,600	2,692	5,292	2,571	2,689	5,260
15	寝 屋 公 民 館	1,545	1,742	3,287	1,548	1,720	3,268
16	第 四 中 学 校	1,604	1,786	3,390	1,603	1,780	3,383
17	打 上 住 宅 四 棟 集 会 所	2,170	2,585	4,755	2,199	2,619	4,818
18	教 育 セ ン タ ー	1,700	1,761	3,461	1,704	1,779	3,483
19	成 美 小 学 校	2,753	3,060	5,813	2,784	3,073	5,857
20	萱 島 ま ち づ くり セ ン タ ー	1,946	1,943	3,889	1,966	1,956	3,922
21	市 立 南 幼 稚 園	2,604	2,625	5,229	2,607	2,597	5,204
22	第 三 中 学 校	2,696	2,820	5,516	2,715	2,841	5,556
23	西 北 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	2,140	2,416	4,556	1,953	2,186	4,139
24	す み れ 保 育 所	2,285	2,346	4,631	2,308	2,380	4,688

25	啓明小学校	2,778	2,907	5,685	2,807	2,959	5,766
26	第七中学校	2,582	2,620	5,202	2,567	2,626	5,193
27	木屋小学校	3,310	3,448	6,758	3,304	3,420	6,724
28	第五中学校	3,092	3,395	6,487	3,112	3,405	6,517
29	中央小学校	1,426	1,528	2,954	1,448	1,558	3,006
30	木田小学校	1,116	1,208	2,324	1,127	1,198	2,325
31	さくら保育所	1,580	1,691	3,271	1,592	1,678	3,270
32	三井小学校	1,690	2,118	3,808	1,734	2,138	3,872
33	池田小学校	2,386	2,415	4,801	2,382	2,426	4,808
34	田井小学校	2,865	3,013	5,878	2,881	3,024	5,905
35	なでしこ保育園	1,552	1,618	3,170	1,568	1,619	3,187
36	旧明德小学校	1,987	2,107	4,094	1,993	2,113	4,106
37	和光小学校	2,021	2,038	4,059	2,038	2,067	4,105
38	平池会館	1,611	1,633	3,244	1,647	1,653	3,300
39	点野小学校	2,626	2,653	5,279	2,586	2,654	5,240
40	第一中学校	2,672	2,897	5,569	2,671	2,869	5,540
41	第九中学校	1,242	1,352	2,594	1,266	1,375	2,641
42	第十中学校	1,379	1,609	2,988	1,405	1,619	3,024
43	桜小学校	1,332	1,321	2,653	1,333	1,331	2,664
44	ひまわり保育園	2,285	2,462	4,747	2,332	2,475	4,807
45	第五小学校	2,270	2,531	4,801	2,286	2,536	4,822
46	宇谷小学校	919	956	1,875	912	959	1,871
合計		94,658	101,735	196,393	94,982	101,911	196,893

※第47回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査から、第24投票所は池田すみれこども園に変更。

2. 有権者の推移

(各年9月2日)

年度 \ 区分	男	女	計
平成26年度	94,658人	101,735人	196,393人
平成25年度	94,982人	101,911人	196,893人
平成24年度	95,241人	102,008人	197,249人

3. 各種選挙の記録(寝屋川市分)

選挙 区分	25. 7. 21 参議院 議員 選挙区	24. 12. 16 衆議院 議員 小選挙区	23. 11. 27 大阪府 知事	23. 4. 24 市長	23. 4. 24 市議会 議員	23. 4. 10 大阪府 議会議員	22. 7. 11 参議院 議員 選挙区
当日 有権者数	196,697	196,660	194,905	193,723	193,723	194,147	196,001
投票者数	103,868	116,183	93,995	95,668	95,664	87,189	111,889
投票率(%)	52.81	59.08	48.23	49.38	49.38	44.91	57.09
立候補者数	11	4	7	3	37	4	10
定数	4	1	1	1	28	3	3
最高得票数	27,135	44,273	52,073	40,519	5,640.132	27,517	25,990
当選 最低得票数	—	—	—	—	1,809.353	19,604	—
最低得票数	—	—	—	—	180	14,288	—
当選 平均得票数	—	—	—	—	3,038.009	23,765.66 6	—

4. 選挙党派別得票数（寝屋川市分）

選挙 区分		H23. 4. 24 市長・市議会議員選挙		選挙 区分		H23. 4. 24 市長・市議会議員選挙	
		市長	市議会議員			市長	市議会議員
民主 党	得票数		15,654,434	日本共産 党	得票数		11,655,000
	率(%)	—	16.77		率(%)	—	12.48
	候補者		6		候補者		5
公明 党	得票数		22,084,000	新党改革	得票数		
	率(%)	—	23.65		率(%)	—	
	候補者		7		候補者		
自由民主 党	得票数		8,800,132	社会民主 党	得票数		1,040,000
	率(%)	—	9.42		率(%)	—	1.11
	候補者		2		候補者		1
みんなの 党	得票数		3,247,000	国民新党	得票数		
	率(%)	—	3.48		率(%)	—	
	候補者		1		候補者		
				そ の 他	得票数	94,387	30,890,430
					率(%)	100.00	33.08
					候補者	3	15
				合 計	得票数	94,387	93,370,996
					率(%)	100.00	100.00
					候補者	3	37

戸 籍 ・ 住 民

1. 各種登録数

(1) 住民基本台帳関係

(各年度3月31日現在)

区 分		年 度		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
		男	女			
住民基本台帳	人 口	男		117,313	117,969	117,075
		女		123,690	124,118	122,831
		計		241,003	242,087	239,906
	世 帯 数		108,077	107,607	105,847	
外国人登録	人 口	男		-	-	1,293
		女		-	-	1,497
		計		-	-	2,790
	世 帯 数		-	-	2,025	
計	人 口	男		117,313	117,969	118,368
		女		123,690	124,118	124,328
		計		241,003	242,087	242,696
	世 帯 数		108,077	107,607	107,872	

※平成24年7月9日より、法改正により外国人住民も住民基本台帳に含まれることとなった。

(2) 戸籍・印鑑登録関係

(各年度3月31日現在)

区 分		年 度		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
		本籍数 (件)	本籍人口			
戸 籍	本籍数 (件)			76,855	76,001	75,049
	本籍人口			191,556	190,362	188,966
印 鑑	登 録			145,638	145,636	145,477

2. 各種届出受理件数

(1) 住民登録関係

(単位：件)

区 分		年 度		
		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
転 入		7,739	7,818	5,945
転 出		8,501	8,105	5,978
転 居		7,924	7,355	4,326
そ の 他		18,207	21,726	13,188
計		42,371	45,004	29,437

(2) 戸籍関係

(単位：件)

区 分	年 度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
	出 生		2,544	2,641
死 亡		2,466	2,471	2,462
婚 姻		2,430	2,472	2,569
離 婚		800	802	797
養 子 縁 組		220	252	264
養 子 離 縁		95	77	81
認 知		59	51	53
転 籍		1,338	1,355	1,409
入 籍		548	651	629
分 籍		71	85	84
帰 化		16	18	20
そ の 他		723	723	760
計		11,310	11,598	11,910

3. 住民情報システム

事 務 名	オンライン開始日	発 行 業 務
漢字住民情報システム	昭和 61 年 12 月 1 日	○住民票 ○転出証明
印鑑登録システム	平成 4 年 1 月 4 日	○印鑑証明
戸籍管理システム	平成 19 年 5 月 21 日	○戸籍全部（個人）事項証明等

4. 手数料

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

各 種 証 明 書	手数料（1 件につき）
戸籍全部（個人）事項証明	450 円
住民票及び戸籍の附票	300 円
住民票記載事項証明	300 円
印鑑証明	300 円

5. 各種証明書の取扱枚数（平成 25 年度）

証明の種類	市民課 (枚)	市民センター (枚)	ねやがわ屋 (枚)	合計 (枚)
住民票関係				
住民票	69,944	40,219	19,687	129,850
住民票（広域交付）	239	0	0	239
転出証明	7,036	1,465	0	8,501
住民票記載事項証明等	1,519	1,775	780	4,074
戸籍の附票	10,028	234	155	10,417
住民票閲覧	2,303	0	0	2,303
計	91,069	43,693	20,622	155,384
戸籍関係				
戸籍全部（個人）事項証明	24,782	6,360	3,161	34,303
除籍全部（個人）事項証明等	14,047	1,141	692	15,880
受理証明	751	72	26	849
戸籍届書記載事項証明	277	25	0	302
その他（身分証明等）	1,272	319	158	1,749
計	41,129	7,917	4,037	53,083
印鑑証明関係				
印鑑証明	31,936	26,409	10,948	69,293
計	31,936	26,409	10,948	69,293
税証明関係				
課税証明	12,963	7,507	2,890	23,360
所得証明	1,488	1,487	553	3,528
評価証明	2,695	313	263	3,271
納税証明	698	265	97	1,060
その他（公課証明等）	2,088	1,011	364	3,463
計	19,932	10,583	4,167	34,682
合計	184,066	88,602	39,774	312,442

旅券（パスポート）

1. 概 要

開始年月日 平成 25 年 1 月 7 日

発給対象 日本国籍を有し、市に住民登録がある人又は市内に居住している人

申請 市民課

交付 市民課・市役所サービス処ねやがわ屋

※申請時に受取（交付）場所を選択

受付時間

区分	市 民 課		市役所サービス処ねやがわ屋	
申請	平日	午前 9 時 ～ 午後 4 時 30 分	—	
交付	平日	午前 9 時 ～ 午後 5 時 30 分	平日	午前 10 時 ～ 午後 7 時
			日曜日	午前 10 時 ～ 午後 5 時

※土曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み

手数料

区 分	収入印紙	大阪府証紙	合 計
10 年旅券（20 歳以上）	14,000 円	2,000 円	16,000 円
5 年旅券（12 歳以上）	9,000 円	2,000 円	11,000 円
5 年旅券（12 歳未満）	4,000 円	2,000 円	6,000 円
記載事項変更（10 年・5 年）	4,000 円	2,000 円	6,000 円
記載事項の訂正	700 円	200 円	900 円
査証欄の増補	2,000 円	500 円	2,500 円

※平成 26 年 3 月 20 日、記載事項の訂正が廃止され、記載事項変更申請が新設された。

2. 旅券申請・交付件数（平成 25 年度）

（単位：件）

区 分	申請件数	交 付 件 数		
		市 民 課	ねやがわ屋	計
10 年旅券（20 歳以上）	2,534	941	1,547	2,488
5 年旅券（12 歳以上）	1,608	552	1,117	1,669
5 年旅券（12 歳未満）	407	160	249	409
記載事項変更（10 年）	11	0	0	0
記載事項変更（5 年）	0	0	0	0
記載事項の訂正	144	67	77	144
査証欄の増補	13	8	8	16
合 計	4,717	1,728	2,998	4,726

住 居 表 示

1. 住居表示整備事業

昭和41年の第1次より平成18年の第14次にわたり、市内全域の177町の住居表示を実施し、市の住居表示は、第14次をもって完了した。

(平成26年4月1日現在)

区 分	面 積	人 口	世 帯 数	町 数
市内全域	24.73k m ²	241,003 人	108,077 世帯	177 町
実施済区域	23.97k m ²	241,003 人	108,077 世帯	177 町
河 川 敷	0.76k m ²			

(住居表示の実施状況)

次別	実 施 年 月 日	実施時の面積	町 数	実施時の人口	実施時の世帯数
1	昭和41年7月1日	2.04k m ²	17 町	32,707 人	9,997 世帯
2	" 42年7月1日	2.67k m ²	19 町	31,266 人	9,781 世帯
3	" 43年10月1日	4.21k m ²	42 町	66,466 人	19,730 世帯
4	" 44年5月1日	0.78k m ²	5 町	7,429 人	2,222 世帯
5	" 48年7月1日	1.93k m ²	14 町	23,779 人	6,913 世帯
6	" 50年7月1日	0.64k m ²	6 町	11,685 人	3,343 世帯
7	" 51年7月1日	0.46k m ²	4 町	6,854 人	2,324 世帯
8	" 53年7月1日	2.38k m ²	18 町	11,532 人	3,066 世帯
9	" 55年8月1日	2.06k m ²	15 町	13,589 人	3,932 世帯
10	" 56年6月1日	0.55k m ²	3 町	2,056 人	615 世帯
11	" 58年8月1日	1.31k m ²	8 町	8,070 人	2,428 世帯
12	" 62年8月1日	0.43k m ²	2 町	4,341 人	1,189 世帯
13	平成17年11月1日	2.16k m ²	9 町	6,278 人	2,211 世帯
14	" 18年10月1日	2.35k m ²	15 町	14,245 人	5,839 世帯

葬 儀 ・ 墓 地

1. 市民葬儀

市が葬儀規格と料金を規定し、その内容に沿って、市が指定した葬儀業者（「指定業者」という。）と利用する人との間で行われる葬儀のことである。

市民葬儀の特徴は、市が基本となる各プランや一定のオプション品の料金をあらかじめ明確にしているのので、安心して葬儀を利用でき、業者による価格の差がない、統一した葬儀規格での安価な葬儀を提供することが可能となる。

(1) 市民葬儀の内容と料金

(平成 26 年 4 月 1 日改定)

基本プラン	家族葬プランⅠ	家族葬プランⅡ
125,700 円 (税抜き)	66,668 円 (税抜き)	44,763 円 (税抜き)
祭壇使用料 遺影写真 盛花 1 対 ドライアイス 棺桶 消耗品セット 寝棺用布団及び棺カバー 葬儀進行 放送設備 白布等 納棺等 火葬料金	祭壇使用料 ドライアイス 棺桶 消耗品セット 寝棺用布団及び棺カバー 納棺等 火葬料金	 ドライアイス 棺桶 消耗品セット 納棺等 火葬料金
+	+	+
霊柩自動車又は寝台車 (業者届出料金等)		

(2) 市民葬儀件数

年 度	基本プラン	家族葬プランⅠ	家族葬プランⅡ	合 計
平成 25 年度	152 件	157 件	72 件	381 件
平成 24 年度	201 件	148 件	99 件	448 件
平成 23 年度	218 件	139 件	78 件	435 件

2. 火葬場

寝屋川市立寝屋川斎場

(1) 施設の概要

所在地 寝屋川市池の瀬町5番2号
 建物構造 鉄筋コンクリート、地上1階
 敷地面積 2,213.59㎡
 建物面積 791.27㎡
 基数 火葬炉 6基、動物炉 1基
 開設年月日 昭和61年4月1日

(2) 利用状況

種別 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
人 体	2,480件	2,484件	2,417件
死産児等	54件	75件	84件
動 物	1,715件	1,743件	1,707件
合 計	4,249件	4,302件	4,208件

(3) 使用料

(平成18年4月1日改定)

区 分		単 位	使 用 料	
			市 内	市 外
火葬炉	大 人	1 体	20,000円	60,000円
	子 供	1 体	16,000円	48,000円
	死 産 児	1 胎	3,000円	9,000円
	人体の一部	1 個	1,000円	3,000円
	動物の死体	1 個	3,000円	9,000円
霊安室		1時間1体	200円	600円

※1. 「市内」とは、死亡者が死亡当時、寝屋川市に住所を有していた者をいう。ただし、死産児については、その母親が、動物については、その飼主が寝屋川市に住所を有している者をいう。

2. 「大人」とは、12歳以上の者をいい、「子供」とは、12歳未満の者をいい、「死産児」とは、妊娠27週以下の死胎をいう。

3. 人体の一部の「1個」とは、長さ30センチメートル、幅30センチメートル、高さ30センチメートルの箱に入るもので、医師等の証明があるものをいう。

4. 動物の「1個」とは、長さ70センチメートル、幅55センチメートル、高さ45センチメートルの箱に入るものをいう。

5. 動物の拾骨は、行わない。

3. 公園墓地

寝屋川市公園墓地

所在地 寝屋川市池の瀬町 1001 番地 1
敷地面積 100,899.55 m²
開設年月日 昭和 53 年 8 月 8 日

(1) 管理棟

建物構造 鉄筋コンクリート、平屋建て（一部地下 1 階）
建物面積 689.00 m²
延床面積 483.00 m²（地上 1 階 413.00 m² 地下 1 階 70.00 m²）
施設面積 第 1 会堂 81.00 m²
第 2 会堂 39.50 m²
和 室 23.00 m²

(2) 墓 地

面 積 30,409.01 m²

区 画 数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	区 画 数
第 1 区	1,470 区画
第 2 区	598 区画
第 3 区	1,050 区画
第 5 区	934 区画
第 6 区	472 区画
第 7 区	821 区画
旧 墓 所	448 区画
合 計	5,793 区画

墓地面積及び区画数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

面 積	寸 法	区 画 数
4 m ²	1.60m×2.5m	2,308 区画
2 m ²	1.25m×1.6m	3,037 区画
旧 墓 所		448 区画
合 計		5,793 区画

使用料及び管理料

面 積	寸 法	永代使用料	永代管理料	合 計
4 m ²	1.60m×2.5m	1,360,000 円	272,000 円	1,632,000 円
2 m ²	1.25m×1.6m	680,000 円	136,000 円	816,000 円

- (3) 納骨堂
 建物構造 鉄筋コンクリート、地下1階
 延床面積 588.76㎡
 開設年月日 平成19年7月1日

使用料及び管理料

区 分	納骨壇長期使用 (3段式)	納骨壇長期使用 (6段式)	納骨壇短期使用	合葬室使用
使用期間	25年	25年	5年	永年
納骨区画等	396区画	1,500区画	600体	15,000体
使用料	400,000円	200,000円	40,000円	20,000円
管理料	200,000円	100,000円	20,000円	10,000円
合 計	600,000円	300,000円	60,000円	30,000円

- (4) 公園
 緑地、噴水池、四阿（3か所）
 駐車場（44台駐車）、散策路、暫定広場等

国民年金

1. 被保険者数

種別 \ 年度	平成 25 年度 (人)	対前年度比 (%)	平成 24 年度 (人)	平成 23 年度 (人)
第 1 号被保険者	36,981	97.9	37,755	37,927
任意加入者	569	86.2	660	794
第 3 号被保険者	17,950	98.7	18,180	18,285
合計	55,500	98.1	56,595	57,006

2. 支給年金額

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

種別	年金額
障害基礎年金	(1級) 966,000 円 (2級) 772,800 円
遺族基礎年金	995,200 円
老齢基礎年金	772,800 円

3. 国民年金給付状況

種別 \ 年度	平成 25 年度 (人)	対前年対比 (%)	平成 24 年度 (人)	平成 23 年度 (人)
老齢年金	1,047	87.7	1,194	1,356
通算老齢年金	1,078	88.3	1,221	1,347
障害年金	72	94.7	76	81
母子年金	0	0	0	0
寡婦年金	32	82.1	39	49
合計	2,229	88.1	2,530	2,833

4. 基礎年金給付状況

種別 \ 年度	平成 25 年度 (人)	対前年対比 (%)	平成 24 年度 (人)	平成 23 年度 (人)
老 齡 基 礎 年 金	52,770	105.9	49,833	46,887
障 害 基 礎 年 金	3,460	101.9	3,396	3,309
遺 族 基 礎 年 金	414	102.2	405	392
合 計	56,644	105.6	53,634	50,588

5. 福祉年金給付状況

種別 \ 年度	平成 25 年度 (人)	対前年対比 (%)	平成 24 年度 (人)	平成 23 年度 (人)
老 齡 福 祉 年 金	2	100.0	2	8

消費生活

1. 概要

今日、経済社会の急激な発展と技術革新に伴い、消費生活が豊かになった反面、商品等の品質や性能が複雑化しているため、消費者にとって商品等の選択が難しい状況にある。

また、最近の消費者を取り巻く環境は、経済のグローバル化や高度情報化に加え、少子・高齢社会への急激な移行など社会の構造が大きく変化している。

このような状況の中で、消費生活センターにおいて消費者に的確な情報を提供するとともに、消費生活相談及び苦情の処理、消費生活講座の開催、資料の展示等の事業を通して消費者保護を推進し、消費生活の安全・安心に寄与することが求められている。

2. 消費生活センター

(1) 施設の概要

所在地	寝屋川市桜木町5番30号
施設の規模	軽量鉄骨造2階建て 延床面積 254.46㎡
開設年月日	昭和50年9月8日(昭和60年9月30日新築)
開館時間	午前9時～午後5時30分(日・祝日、年末年始は休館)

(2) 事業内容

① 消費生活相談事業

消費生活相談員による問合せ、苦情受付の業務を月曜日から土曜日まで行っている。

(相談件数)

年度 \ 区分	苦情	問合せ	総数
平成25年度	1,971件	325件	2,296件
平成24年度	1,745件	296件	2,041件
平成23年度	1,828件	329件	2,157件

② 消費生活啓発事業

- 消費生活講座、夏休み親子消費生活講座
- 出前講座(講師派遣事業)
- 高齢者向け啓発パンフレットの配布
- 街頭啓発チラシの配布
- 「学ぶことからはじめよう 自立した消費者に向けて」をテーマに寝屋川市エコ・フェスタに参加

③ 消費生活情報提供事業

- 消費者情報「シリーズ くらしねっと」「くらしのメモ」～市広報紙に掲載
- 展示及び資料コーナー

④ 消費生活モニター事業

市民の消費生活に関する諸問題について、消費者の意見や実態を把握し、消費者行政に反映させる。

(事業の内容)

生活関連物資販売価格調査、市の消費者行政施策に対する協力等

⑤ 消費者団体の育成指導

⑥ 計量器定期検査事業

区 分 年 度	集 合 検 査		所 在 場 所 検 査	
	検査件数	検査台数	検査件数	検査台数
平成 25 年度	1 件	3 台	8 件	10 台
平成 24 年度	177 件	462 台	—	—
平成 23 年度	2 件	3 台	7 件	9 台

市役所サービス処ねやがわ屋

1. 概 要

市役所サービス処ねやがわ屋は、店舗感覚を取り入れた行政サービスコーナーとして、各種証明書の発行を始め、物産の販売など5つのコーナーを設けている。

また、寝屋川市駅構内の最適地という立地条件を有効に活用し、多くの人が利用できるよう、土・日・祝日も業務を行い、全日午前10時から午後8時まで開店している。

平成25年1月7日から、新たに旅券（パスポート）の交付窓口を開設し、より一層の市民の利便性の向上を図っている。

（施設の概要）

所在地	寝屋川市早子町16番11-101号（京阪寝屋川市駅南口1階）
施設の規模	鉄筋コンクリート造 専有面積 185.1㎡
開設年月日	平成13年10月31日
開店時間	午前10時～午後8時
閉店日	年末年始（12月29日～1月3日）

2. 業務内容

(1) 利用状況（平成25年度）

証明書発行等	コーナー利用	旅券交付件数	来店者数（計）	相談問合せ件数
69,161人	16,749人	2,998人	88,908人	3,912件

(2) 徴収金の受付

市税、国民健康保険料、水道料金、各種手数料等の納付受付

(3) 各種証明書発行コーナー

証明書の発行等		受付時間	
		午前10時～ 午後5時30分	午後5時30分～ 午後8時
戸籍全部（個人）事項証明 除籍全部（個人）事項証明等 戸籍の附票 税証明	平日	その場で交付	取り次ぎ
	土・日・祝	取り次ぎ ※第4日曜は、その場で交付	取り次ぎ
住民票 住民票記載事項証明等 印鑑証明	平日	その場で交付	
	土・日・祝		
旅券（パスポート）の交付 ※申請は市民課のみで実施	平日	午前10時～午後7時	
	日曜	午前10時～午後5時	
※ 母子健康手帳や健康手帳の交付も行っている。			

※ 戸籍届出、住民異動届、印鑑登録の受付業務は行っていない。

- (4) ふれあいコーナー
びわこ号復活プロジェクトの紹介、友好都市の特産物販売
- (5) はちかづきコーナー
鉢かづき姫の紹介やグッズの販売、市文化財の展示
- (6) お知らせコーナー
オーパスシステムによる情報の提供や市刊行物の閲覧・販売
- (7) 市民チャレンジコーナー
市内の事業者による新商品の宣伝や試験販売、起業希望者による販売スペースの提供等

市民センター

1. 概要

市民センターでは、住民異動届の受付を始め、市民課関係の各種証明書（住民票、戸籍全部（個人）事項、印鑑登録などの証明書）及び市税関係の各種証明書の交付を行っている。

また、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・子ども医療の資格の取得喪失手続、転校手続、母子健康手帳・健康手帳の交付、市税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道料金・し尿くみとり料金等の納付受付、児童手当の申請受付及び各種相談等の業務を行っている。

【香里市民センター】

所在地 寝屋川市香里南之町 16 番 15 号（JAビル香里 1 階）
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 4 階建
市民センター専有面積 （1 階） 95.91 m²
開設年月 昭和 30 年 9 月開設（平成 10 年 1 月現在地へ移転）
開所時間 毎日（年末年始を除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分
休所日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

【萱島市民センター】

所在地 寝屋川市萱島本町 19 番 1 号（京阪萱島駅東改札口前）
建物構造 鉄骨造平屋建
市民センター専有面積 （1 階） 101.10 m²
開設年月 昭和 48 年 5 月開設（昭和 59 年 11 月現在地へ移転）
開所時間 毎日（年末年始を除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分
休所日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

（堀溝サービス窓口）

所在地 寝屋川市堀溝三丁目 10 番 20 号
建物構造 鉄骨造平屋建
サービス窓口面積 52.65 m²
開設年月 平成 14 年 10 月開設
開所時間 月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 5 時
休所日 土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

* 住民異動の受付及び転校手続は、行っていない。

【西市民センター】

所在地 寝屋川市池田西町 28 番 22 号（総合センター 1 階）
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階建
市民センター専有面積 （1 階） 190.00 m²
開設年月 昭和 52 年 11 月開設
開所時間 毎日（年末年始を除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分
休所日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

【東市民センター】

所在地 寝屋川市打上宮前町3番1号（寝屋川東ファミリータウン中1番館1階）
 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上14階建
 市民センター専有面積 （1階）102.41㎡
 開設年月 昭和56年5月開設
 開所時間 毎日（年末年始を除く）午前9時～午後5時30分
 休所日 年末年始（12月29日～1月3日）

2. 業務内容（市民センター業務統計）

（単位：枚）

業 務		年 度	平成 25 年度					平成 24 年度
			香里	萱島	西	東	合計	合 計
証明関係	戸籍	戸籍全部（個人）事項証明	2,256	1,511	1,902	691	6,360	6,918
		除籍全部（個人）事項証明等	418	354	244	125	1,141	1,075
		その他	132	132	109	43	416	464
	住民票	住民票	15,477	10,654	9,665	4,423	40,219	33,315
		住民票記載事項証明等	678	471	447	179	1,775	1,729
		その他	637	539	337	186	1,699	1,751
	印鑑証明	9,944	6,587	6,984	2,894	26,409	25,821	
	税証明	2,938	2,985	3,219	1,441	10,583	9,954	
	合 計	32,480	23,233	22,907	9,982	88,602	81,027	

（単位：件）

業 務		年 度	平成 25 年度					平成 24 年度
			香里	萱島	西	東	合計	合 計
受付関係	住民異動届	1,390	1,000	922	368	3,680	3,445	
	国保	収納及び得喪	8,839	11,615	5,507	3,700	29,661	32,030
	年金	得喪	367	257	266	66	956	926
	市税	収納	8,638	10,604	4,814	4,287	28,343	30,224
	し尿	料金収納及び申込受付	1,067	186	661	285	2,199	3,087
	その他受付及び相談業務	22,974	36,357	22,832	14,398	96,561	103,447	
	合 計	43,275	60,019	35,002	23,104	161,400	173,159	

農 業 振 興

1. 現 況

本市の農業は急速に都市化が進む中で、水田での稲作を中心として営まれてきた。今日、農地は宅地や工場等に取り囲まれ、その大部分は小規模なものとなっている。農家は、都市化の流れの中で早くから兼業化が進み、大部分の自給的農家と一部の都市の立地条件を活かした農家へと分化している。また、農業従事者の多くが高齢化し、後継者が少ない状況にある。

しかし、近年、新鮮で安全な農産物が求められるとともに、農業の生産基盤である農地が緑地空間、環境保全、都市災害防止などの幅広い公益的役割を果たしており、市民にとって貴重な自然資源であるとの認識も高まりつつある。また、土や生き物にふれることのできる場として、都市に残された数少ない自然として、その教育的役割が期待されている。

また、大阪府では「都市農業の担い手の育成及び確保」「農空間の保全と活用」「安全安心な農産物の生産及び供給」を柱とした条例を制定し、都市農業の推進及び農空間の保全と活用を目指している。

このような状況において、本市の農地面積は172.0haで、市域面積2,473haの6.96%、市内農家戸数は754戸となっている。

(農地面積)

年 \ 区分	田	畑	合 計
平成 26 年	123.3ha	48.7ha	172.0ha

※平成 26 年 固定資産概要調書による。

(農家戸数)

年 \ 区分	市内農家
平成 26 年	754 戸

※平成 26 年度 水稻生産実施計画に係る営農計画書による。

2. 農業施策

(1) 農業者支援事業補助

① 農作業用機械器具整備支援事業

都市農業の発展に取り組む農業者が農業生産等に必要な機械の整備を支援する。

② 農用井戸整備支援事業

農空間の保全及び活用に取り組む農業者が農業用水を確保するため農用井戸の整備を支援する。

③ 地元農産物直販等奨励事業

地元農産物を生産する農業者が、直販事業、学校給食事業、出荷事業を通じ、市民に新鮮で安全・安心な地元農産物を供給し、地産地消、旬産旬消が図れるよう事業活動を支援する。

ア 学校給食一斉導入状況

(平成 25 年度)

納入時期	5月、6月	6月	10月	11月～1月	12月、1月	11月～1月	1月～3月
品 目	タマネギ	ジャガイモ	サツマイモ	ダイコン	キャベツ	ハクサイ	精 米
導入回数	4回	2回	2回	7回	4回	3回	3か月

イ 主な朝市等出荷団体

- ・九個荘農協九個荘農業研究クラブ
- ・北河内農協豊野支店朝市運営委員会
- ・北河内農協ともろぎ農業研究会販売部
- ・北河内農協寝屋農業研究クラブ
- ・北河内農協寝屋川支店南ねや川朝市会
- ・寝屋川市地場産農産物出荷者協議会

④ 農地景観形成推進事業

市内の農地にレンゲなどを植栽し、広く市民に開放することにより、景観に配慮した農あるまちづくりを推進し、市民と農の交流を促進する。

(2) 貸農園推進事業

市民が自然に親しみ、健康で明るい市民生活の促進を図るとともに、農業経営の安定を期す。

概 要 (平成 25 年度)

園地提供農家数	16 戸
開園地箇所数	17 か所
貸付区画数	552 区画
入園期間	平成 25 年 10 月～翌年 9 月
入園料	1 区画 16.5 m ² 、年間 5,000 円

(3) 経営所得安定対策

米など販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、大豆や米粉用米などの戦略作物や地域振興作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図る。

年 度	水稻作付目標数量	水稻作付目標面積	水稻作付実施面積	作付率
平成 25 年度	720.1t	146.96ha	139.35ha	94.8%
平成 24 年度	715.3t	145.98ha	141.81ha	97.1%
平成 23 年度	720.4t	146.72ha	142.11ha	96.9%

(4) 農業まつり及び農産物品評会

都市農業の役割を再認識してもらうため、地元農産物等の展示即売会を含めた農業まつり及び農産物品評会を行うことにより、農家の生産意欲の向上及び育成を図る。

農業まつり (※)	① 農業関係者表彰式	⑤ 菊・植木・鉢物即売
	② 地場産の農産物直売	⑥ 農機具の展示
	③ 米消費拡大 (米粉パン、おにぎり、もち、ポン菓子等の販売)	
	④ 農産物加工品の直売	
農産物品評会	① 野菜の部 ② 穀類の部	

※ 農業まつりは、平成 10 年度よりエコ・フェスタと合同開催

(5) 農業後継者対策事業

本市の農業は、都市化の進展に伴い、農地の減少や農業環境の悪化、高齢化等厳しい状況にあり、とりわけ農業後継者育成は急を要することから、実技講習を含む講演会を開催し生産性の高い収益型農業を考える。

(6) 防災協力農地登録制度の推進

災害発生時における避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場に農地を活用するための防災協力農地の登録を推進する。

(平成 15 年 4 月 1 日 防災協力農地登録制度創設)

(7) エコ農産物認証制度の推進

農産物をより市民に安心して購入してもらえるよう、大阪府と連携の下、栽培方法等を認証する農産物認証制度を推進し、エコ農産物の普及促進を図る。

(平成 15 年 6 月 5 日 エコ農産物認証制度創設)

農 業 委 員 会

1. 農業委員の構成（平成25年7月20日現在）

農業委員は、選挙による委員12人及び法第12条第1号の選任委員3人、法第12条第2号の選任委員2人の合計17人の委員で構成している。

(1) 選挙による委員

・選挙区 1 ・定数 12人

(2) 選任による委員

定数	農協推薦		共済推薦	議会推薦
	北河内	九個荘		
5人	1人	1人	1人	2人

2. 部会の構成

区分	役員	農地調整委員会	農政企画委員会	計
選挙による委員	会長1人	7人	4人	12人
法第12条第1号委員	副会長1人 相談役1人	—	1人	3人
法第12条第2号委員	—	—	2人	2人
計	3人	7人	7人	17人

※会長、副会長は、各委員会の構成委員になる。

3. 農地調整委員会活動

(1) 農地移動

区分 年度	農地法第3条 農地の所有権の 移転及びその権 利の設定		農地法第4条 農地の転用		農地法第5条 農地の転用に 伴う所有権の 移転及びその 権利の設定		農地法第18条 賃借権の解除	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成25年度	3	2,244	34	12,905	26	26,878	7	6,248
平成24年度	0	0	23	13,547	29	17,489	3	797
平成23年度	8	7,420	20	10,508	30	16,667	4	3,908

(2) 転用実績

区 分 年 度	工 場		住 宅		そ の 他		計	
	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)
平成 25 年度	0	0	30	18,421	30	21,362	60	39,783
平成 24 年度	1	756	26	14,228	25	16,052	52	31,036
平成 23 年度	0	0	21	10,839	29	16,335	50	27,174

4. 農政企画委員会活動

(1) 平成 25 年 4 月 4 日

- ① 平成 24 年度農業委員会活動実績及び平成 25 年度農業委員会活動計画について
- ② ねやがわ農業委員会だより（第 71 号）編集方針について

(2) 平成 25 年 8 月 1 日

- ① 下限面積（別段の面積）設定見直しについて
- ② 平成 25 年度農地パトロールの実施について

(3) 平成 26 年 1 月 14 日

- ① 平成 26 年農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査について
- ② ねやがわ農業委員会だより（第 72 号）編集方針について

商工業振興

1. 寝屋川市産業別事業所数及び従業者数

(平成21年経済センサス基礎調査)

産業分類	平成21年総数	
	事業所数	従業者数
農業、林業	3	19
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	742	4,795
製造業	679	10,353
電気・ガス・熱供給・水道業	7	166
情報通信業	41	325
運輸業、郵便業	133	5,695
卸売業、小売業	1,997	16,866
金融業、保険業	104	1,432
不動産業、物品賃貸業	806	2,383
学術研究、専門・技術サービス業	209	1,523
宿泊業、飲食サービス業	1,302	7,723
生活関連サービス業、娯楽業	846	4,054
教育、学習支援業	323	4,513
医療、福祉	683	10,350
複合サービス事業	33	300
サービス業(他に分類されないもの)	420	4,148
公務(他に分類されるものを除く)	23	1,525
合計	8,351	76,170

2. 商工業振興対策

(1) 商業振興対策

① 経営相談・セミナーの実施

経営支援アドバイザーによる経営相談、商業振興を目的とした各種セミナーを実施する。

② 商業活性化総合支援事業

商店街等の活性化のために空き店舗を活用する事業及び商業の活性化に資する啓発活動、イベント等の事業を行う商店街や実行委員会等に対し補助を行う。

③ 商業振興近代化事業

商店街、小売市場を単に買物の場としてだけでなく、魅力ある街づくりの核として、また、コミュニティー施設として形成していくことが必要であり、そのために地域社会に密着した活気あふれた商業施設づくりを推進する。

④ 商品券等発行事業支援

商業者連合組織が実施する商品券等発行事業に対し、補助を行う。

- ⑤ 特産品創製・販売促進推進事業
寝屋川の風土や市民生活の中で生まれ、寝屋川の地名や由来、伝承文化等を取り入れた特産品を創造し、地域文化の高揚及び地元産業を振興するための特産品を開発・販売促進する事業者等に対して補助する。
- ⑥ 商店街等街路灯維持管理支援事業
街路灯の維持管理に関する事業を行う商店街等に対し、補助する。

(2) 工業振興対策

- ① 経営相談・セミナーの実施
経営支援アドバイザーによる経営相談、工業振興を目的とした各種セミナーを実施する。
- ② 中小企業経営・技術支援事業
経営、技術の課題改善や展示会等での技術力PRを通じて経営基盤や技術競争力の強化に取り組む事業者に対して補助金を交付することにより、工業振興を図る。
- ③ 産学・企業間交流等促進事業
事業者団体、企業グループ等が組織的に行う産学連携事業、先進施設の視察による事業効率化の研究等の事業に対して補助金を交付することにより、市内事業者の企業間交流や大学等との交流を促進するとともに、当該事業に参加する事業者の技術革新、経営基盤の強化を進め、工業振興を図る。
- ④ 中小企業人材育成事業
技術又は経営管理等の人材育成を目的として研修等を受けた中小企業者等に対し補助を行い、中小企業の成長発展を図る。
- ⑤ モノづくり支援ネット事業
市内のモノづくりを行う事業者の情報や市内の大学等に所属する研究者の情報をインターネットにより公開し、事業者の知名度向上や事業者相互の取引拡大及び技術開発の受託研究・製品性能の分析等の産学連携を推進し、工業振興を図る。
- ⑥ モノづくり元気企業認定事業
技術革新や経営活性化等の積極的な取組で成果を上げ、市域において中小企業者の目標となりうる企業を「寝屋川元気企業」として認定し、認定企業の情報を市内外へ発信することにより、企業認知度の向上や技術PRの促進を支援するとともに、市立産業振興センター事業との連携を図り更なる活性化支援を行う。
- ⑦ ISO等認証取得支援事業
中小企業の国際競争力の強化を図り、市内産業の振興を図ることを目的として、国際規格のISO9001、ISO14001及び国内環境規格のエコアクション21、エコステージ、KESの認証を新規に取得しようとする市内中小企業者に対し、補助することにより市内産業活性化を図る。

(3) 労働対策

- ① 寝屋川市勤労者互助会（事業所福祉共済事業）
〔加入事業所数〕106事業所 〔会員数〕1,748人（平成26年3月31日現在）
- ② 地域就労支援事業
就職困難者等の相談窓口として、就労支援センターを市立産業振興センターに設置し、相談や求人情報の提供サービスを行うとともに、パソコン技術習得のためのICTセミナーを実施し、就労支援を図る。また、枚方ハローワーク管内の三市で管内企業と求職者をマッチングする三市合同就職面接会を開催する。

(4) 金融対策

① 寝屋川市中小企業事業資金融資あっせん制度（市町村連携型）

市内の中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため事業資金のあっせんを行い、中小企業者の振興、発展に資する。

- ・融資金額及び期間 500万円以内、5年以内
- ・連帯保証人 個人（原則として不要）
法人（原則として法人代表者のみ必要）
組合（原則として代表理事のみ必要）
- ・貸付状況

（単位：千円）

年度	申 込 み		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 25 年度	27 件	85,030	19 件	59,680
平成 24 年度	24 件	81,000	19 件	53,000
平成 23 年度	29 件	93,575	23 件	63,100

② 小規模資金融資利用状況（以下、大阪府融資制度）

（単位：千円）

年度	申 込 み		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 25 年度	—	—	—	—
平成 24 年度	—	—	—	—
平成 23 年度	17 件	79,800	9 件	25,400

※平成 24 年度より市町村での受付は終了。

③ 開業資金利用状況

（単位：千円）

年度	申 込 み		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 25 年度	—	—	—	—
平成 24 年度	1 件	3,400	1 件	3,400
平成 23 年度	1 件	10,000	1 件	3,000

3. 大規模小売店舗数

店舗面積 1,000 m²以上の大規模小売店 26 店舗（平成 26 年 7 月 31 日現在）

4. 産業振興センター

市内事業者への経営革新、競争力強化等の支援を通じて産業振興を図るとともに、産業経済の基盤を確立するため産業振興センターを設置している。

(1) 概要

所在地	寝屋川市東大利町2番14号
敷地面積	517.215 m ²
建築面積	266.272 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 5階建、EV棟 鉄骨造
主な施設	セミナー室 ほか

(2) 事業内容

- ・起業その他経営全般に関する相談並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- ・事業経営の活性化を担う人材の育成及び市内事業者組織の育成を支援すること。
- ・市内事業者の労働福祉事業及び地域就労を支援すること。
- ・市内事業者、市民、大学その他の教育機関及び行政機関の協働による産業振興を目的とした研究及び事業の推進を支援すること。
- ・その他、産業振興を図り産業経済の基盤を確立するために必要な事業

国民健康保険

1. 国民健康保険特別会計予算の状況

(単位：円)

年度	区分		1人当たり	
	当初予算額	一般会計からの繰入額		
平成26年度	29,622,000,000	2,853,164,000	418,159	40,277
平成25年度	29,708,000,000	3,090,721,000	406,736	42,315
平成24年度	29,086,000,000	2,862,052,000	393,394	38,710

2. 国民健康保険特別会計決算の状況

区分	平成25年度		平成24年度		平成23年度	
	(千円)	1人当たり (円)	(千円)	1人当たり (円)	(千円)	1人当たり (円)
歳入 ②	29,013,151	405,008	28,822,947	392,790	27,340,249	369,898
一般会計繰入	2,786,371	38,896	3,125,399	42,592	2,852,895	38,598
歳出 ①	28,942,770	404,025	29,123,922	396,892	28,522,237	385,889
差引 ②-①	70,381	983	△300,975	△4,102	△1,181,988	△15,992

※被保険者1人当たり：年間被保険者数で除したもの。

3. 保険料賦課方法

区分	平成26年度					
	因縁給費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	賦課割合	料率	賦課割合	料率	賦課割合	料率
所得割	50%	8.35%	50%	2.84%	50%	2.65%
資産割	—	—	—	—	—	—
均等割	35%	26,100円	35%	8,400円	50%	13,620円
平等割	15%	19,560円	15%	6,240円	—	—
賦課基準	前年中の総所得金額		前年中の総所得金額		前年中の総所得金額	
賦課期日	4月1日		4月1日		4月1日	
賦課限度額	510,000円		160,000円		140,000円	

年度 区分	平成 25 年度					
	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	賦課 割合	料 率	賦課 割合	料 率	賦課 割合	料 率
所得割	50%	8.33%	50%	2.89%	50%	2.68%
資産割	—	—	—	—	—	—
均等割	35%	26,040 円	35%	8,520 円	50%	13,680 円
平等割	15%	19,500 円	15%	6,360 円	—	—
賦課基準	前年中の 総所得金額		前年中の 総所得金額		前年中の 総所得金額	
賦課期日	4月1日		4月1日		4月1日	
賦課限度額	510,000 円		140,000 円		120,000 円	

4. 保険料の軽減措置

(医療給付費分)

年度 区分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
7割軽減 世帯	14,123 世帯	14,130 世帯	13,835 世帯
” 人数	20,366 人	20,712 人	20,323 人
金 額	558,424,325 円	567,990,696 円	557,897,550 円
5割軽減 世帯	2,340 世帯	2,443 世帯	2,129 世帯
” 人数	6,287 人	6,553 人	5,741 人
金 額	103,526,150 円	108,723,870 円	95,486,655 円
2割軽減 世帯	5,707 世帯	5,539 世帯	5,353 世帯
” 人数	10,849 人	10,582 人	10,472 人
金 額	77,706,867 円	76,185,528 円	75,243,378 円
合 計	739,657,342 円	752,900,094 円	728,627,583 円

(後期高齢者支援金分)

年度 区分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
7割軽減 世帯	14,123 世帯	14,130 世帯	13,835 世帯
〃 人数	20,366 人	20,712 人	20,323 人
金額	182,516,439 円	182,789,019 円	179,950,512 円
5割軽減 世帯	2,340 世帯	2,443 世帯	2,129 世帯
〃 人数	6,287 人	6,553 人	5,741 人
金額	33,850,170 円	35,022,465 円	30,805,530 円
2割軽減 世帯	5,707 世帯	5,539 世帯	5,353 世帯
〃 人数	10,849 人	10,582 人	10,472 人
金額	25,402,878 円	24,529,194 円	24,272,340 円
合計	241,769,487 円	242,340,678 円	235,028,382 円

(後期高齢者支援金分の世帯・人数については医療給付費分の内数)

(介護納付金分)

年度 区分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
7割軽減 世帯	6,383 世帯	6,582 世帯	5,989 世帯
〃 人数	7,158 人	7,461 人	6,729 人
金額	68,545,008 円	71,446,536 円	64,719,522 円
5割軽減 世帯	1,298 世帯	1,394 世帯	1,165 世帯
〃 人数	1,807 人	1,958 人	1,631 人
金額	12,359,880 円	13,392,720 円	11,204,970 円
2割軽減 世帯	2,586 世帯	2,619 世帯	2,376 世帯
〃 人数	3,255 人	3,344 人	3,033 人
金額	8,905,680 円	9,149,184 円	8,334,684 円
合計	89,810,568 円	93,988,440 円	84,259,176 円

(介護納付金分の世帯・人数については医療給付費分の内数)

5. 徴収方法

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
特別徴収	9.44%	8.66%	8.74%
口座振替	36.72%	36.57%	38.41%
自主納付	34.83%	36.64%	35.71%
徴収員	0.29%	0.35%	0.37%
コンビニ収納	18.72%	17.78%	16.77%

6. 収納状況

区分 \ 年度		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
現年度分	調定額	6,243,890,600 円	6,396,885,000 円	6,569,044,900 円
	収入済額	5,240,114,466 円	5,212,786,302 円	5,198,788,140 円
	収納率	83.92%	81.49%	79.14%
滞納繰越分	調定額	2,451,278,589 円	2,355,263,444 円	2,350,122,823 円
	収入済額	374,937,977 円	331,741,753 円	319,726,558 円
	収納率	15.30%	14.09%	13.60%
計	調定額	8,695,169,189 円	8,752,148,444 円	8,919,167,723 円
	収入済額	5,615,052,443 円	5,544,528,055 円	5,518,514,698 円
	収納率	64.58%	63.35%	61.87%

7. 国民健康保険運営協議会

(平成 26 年度)

委員構成	被保険者を代表する委員	4 人
	保険医または保険薬剤師を代表する委員	4 人
	公益を代表する委員	4 人
	国民健康保険法に規定する被用者保険等保険者を代表する委員	2 人

8. 被保険者の推移 (年間平均)

区分 年度	本市 世帯数	被保険者 世帯数	加入率 (%)	人口	被保険者数	加入率 (%)
平成 25 年度	108,077	41,797	38.67	241,003	71,636	29.72
平成 24 年度	107,607	42,327	39.33	242,087	73,380	30.31
平成 23 年度	107,872	42,266	39.18	242,696	73,913	30.45

9. 給付内容

区分		年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
療養給付 の割合	義務教育就学前		8割	8割	8割
	義務教育就学後 70 歳未満		7割	7割	7割
	70 歳以上 75 歳未満		9割	9割	9割
	現役並み所得者		7割	7割	7割
出産育児一時金			420,000 円	420,000 円	420,000 円
葬 祭 費			40,000 円	40,000 円	40,000 円

10. 療養給付費の給付状況

区分 年度	件数	費用額 (千円)	保険者負担額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 保険者 負担額 (円)	受診率 (%)
平成 25 年度	1,041,682	22,854,520	16,762,350	21,940	233,993	1,454.13
平成 24 年度	1,042,478	22,361,510	16,366,821	21,450	223,042	1,420.66
平成 23 年度	1,033,754	22,274,737	16,285,928	21,547	220,339	1,398.61

※保険者負担額は、事業年報 C・F 表 (食事含む)

11. その他の保険給付費

(単位：千円)

区分	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
葬 祭 費	390	15,600	407	16,280	410	16,400
出産育児一時金	337	142,326	381	161,044	393	164,877
合計	727	157,926	788	177,324	803	181,277

12. 人間ドック・脳ドック助成事業

(単位：千円)

年度 区分	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
人間ドック	371	7,364	431	8,564	330	7,510
脳ドック	360	7,034	356	6,797	252	4,795
合計	731	14,398	787	15,361	582	12,305

(1) 人間ドック助成要件

- ① 国保加入期間が1年以上
- ② 対象年齢30歳以上
- ③ 保険料完納者
- ④ 内臓疾患による治療を受けていない者
- ⑤ 当該年度において本事業の助成を受けていない者

(2) 脳ドック助成要件

- ① 国保加入期間が1年以上
- ② 対象年齢30歳以上
- ③ 保険料完納者
- ④ 脳疾患による治療を受けていない者
- ⑤ 当該年度において本事業の助成を受けていない者

13. 出産育児一時金

(1) 出産育児一時金直接支払制度（平成21年10月1日から）

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、分娩時の医療機関での現金支払いをできるだけ少なくすむように創設された制度。医療機関でこの制度を利用する旨を申し出れば、分娩後に国民健康保険から直接医療機関へ出産育児一時金が支払われる。

- ① 対象者 世帯に属する被保険者が分娩。
- ② 支給額 39万円（ただし産科医療補償制度加入の医療機関での分娩については3万円を上限に加算）（平成25年度）
- ③ 支払方法 (ア) 出産に係る請求額が支給額を超える場合
⇒世帯主が支給額を超えた分だけ医療機関等へ支払い
(イ) 出産に係る請求額が支給額未満の場合
⇒国保に差額を請求すれば差額を世帯主へ支払い
- ④ 申請方法 医療機関の窓口で制度を利用する旨の申出を行う。

(2) 出産育児一時金受取代理制度

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度の実施による負担が大きいと考えられる小規模の医療機関等であっても、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることができる制度。医療機関等と被保険者等との合意に基づき、医療機関等が被保険者等に代わって保険者から出産育児一時金等の受取を行う。

14. 特定健診・特定保健指導事業

(1) 事業の概要

特定健康診査は、各医療保険者に義務付けられた健診で、満40歳から74歳の被保険者を対象として、生活習慣病の一次予防を目的とした健診を行う。特定保健指導では一定の基準のもとに選出された対象者に、生活習慣を整え生活習慣病を予防するための継続した支援を行う。

(2) 事業の内容

種 類	対象者及び実施時期	内 容 等	場所・方法など
特定健康診査	40歳～74歳 (寝屋川市国保加入者) 6月～3月	【基本的な検査項目】 問診、医師診察、身体計測、 血圧測定、尿検査、血液検査 【詳細な検査項目】 心電図、眼底、貧血検査 【その他の項目】 血清クレアチニン、尿酸値	個別健診 (大阪府内指定医療機関) 自己負担額700円 (70歳以上と市民税非課 税世帯は免除)
特定保健指導	積極的支援対象者 4月～3月	個別指導(目標設定し、6か 月間の支援を行う。中間評価 と6か月後評価を実施)	個別通知 (各コミュニティーセン ター等)
	動機付け支援対象者 4月～3月	集団指導(目標設定し、各自 で実践。6か月後に評価)	自己負担額なし

(3) 実施状況

(特定健康診査)

項 目	平成25年度
受診券発行数	50,362人
受診者数	16,943人
実施率	33.64%

(特定保健指導)

(平成26年3月31日現在)

項 目	対象者	初回面接	実施率
積極的支援	613人	73人	11.91%
動機付け支援	1,703人	389人	22.84%
合計	2,316人	462人	19.95%

医療費の助成制度

1. ひとり親家庭医療費助成制度

(1) 対象者（所得制限あり）

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子と65歳未満のその父、母又は養育者

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

年度 \ 区分	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成25年度	5,907	64,731	161,356,041	91.32	2,493	27,316
平成24年度	5,862	63,796	162,280,674	90.69	2,544	27,683
平成23年度	5,534	64,575	161,263,488	97.24	2,497	29,140

2. 老人医療費助成制度（一部負担金相当額等一部助成）

(1) 対象者（所得制限あり）

年 齢 65歳以上

資格要件

- ・「障害者医療」「ひとり親家庭医療」の対象者
- ・特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患を有する人、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療を受けている人、障害者自立支援法施行令第1条第3号に基づく精神通院医療を受けている人

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

年度 \ 区分	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成25年度	2,939	97,340	320,326,279	276.00	3,291	108,992
平成24年度	2,811	93,393	309,707,913	276.87	3,316	110,177
平成23年度	2,681	88,453	289,207,765	274.94	3,270	107,873

3. 障害者医療費助成制度

(1) 対象者（所得制限あり）

年 齢 0歳～65歳未満

障害等級 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを持っている人

合併障害 身体障害者手帳3～6級かつ療育手帳B1を併せ持っている人

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成25年度	1,699	41,338	272,068,236	202.76	6,582	160,134
平成24年度	1,741	42,024	284,020,819	201.15	6,759	163,137
平成23年度	1,779	42,510	288,581,792	199.13	6,789	162,216

4. 子ども医療費助成制度

※平成23年8月31日までは、乳幼児医療費助成制度。対象は0歳～6歳（6歳に達した日以降の最初の3月31日まで）で、所得制限あり。

(1) 対象者

年 齢 0歳～12歳（12歳に達した日以降の最初の3月31日まで）

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

① 0歳児・1歳児・2歳児

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成25年度	5,677	102,071	189,091,939	149.83	1,853	33,308
平成24年度	5,730	102,625	200,329,031	149.25	1,952	34,961
平成23年度	5,330	95,363	202,312,891	149.10	2,122	37,957

② 3歳～6歳児（就学前児童）

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成25年度	6,199	100,507	147,421,442	135.11	1,467	23,781
平成24年度	6,265	105,558	140,018,252	140.41	1,326	22,349
平成23年度	5,869	120,350	145,609,606	170.88	1,210	24,810

③ 小学生（平成23年度は、5か月分の実績）

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成25年度	10,696	118,962	238,839,413	92.68	2,008	22,330
平成24年度	10,757	121,131	237,163,358	93.84	1,958	22,047
平成23年度	10,497	53,240	104,202,652	101.44	1,957	9,927

後期高齢者医療

1. 後期高齢者医療特別会計予算の状況

年度 \ 区分	当初予算額 (千円)	1人当たり (円)	一般会計から の繰入額(千円)	1人当たり (円)
平成26年度	2,714,000	111,471	550,083	22,593
平成25年度	2,543,000	109,470	472,098	20,322
平成24年度	2,451,000	112,127	474,116	21,690

2. 後期高齢者医療特別会計決算の状況

年度 \ 区分	平成25年度		平成24年度	
	(千円)	1人当たり(円)	(千円)	1人当たり(円)
歳入 ②	2,609,175	107,166	2,495,276	107,416
一般会計繰入	477,445	19,610	450,843	19,407
歳出 ①	2,485,014	102,066	2,377,480	102,345
差引 ②-①	124,161	5,100	117,796	5,070

※被保険者1人当たり:年間被保険者数で除したものの。

3. 保険料賦課方法

年度 \ 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
所得割	10.17%	10.17%	9.34%
均等割	51,828円	51,828円	49,036円
賦課基準	前年中の総所得金額	前年中の総所得金額	前年中の総所得金額
賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日
賦課限度額	550,000円	550,000円	500,000円

4. 保険料の軽減措置

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
7割軽減人数	10,265人	9,591人	8,958人
金額	360,057,571円	336,082,560円	295,904,222円
5割軽減人数	566人	527人	498人
金額	14,228,937円	13,190,213円	11,838,094円
5割軽減(被扶養者)人数	853人	863人	886人
金額	21,346,641円	21,808,777円	21,128,363円
2割軽減人数	1,822人	1,635人	1,529人
金額	18,261,374円	16,370,449円	14,374,388円
合計	413,894,523円	387,451,999円	343,245,067円

※平成 25 年度 413,894,523 円のうち、 府負担分 310,420,892 円
市負担分 103,473,631 円

5. 収納状況

(単位：円)

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	
現年度分 (特別徴収)	調定額	812,486,537	816,438,742	795,649,394
	収入済額	815,918,682	819,276,365	798,876,841
	収納率	100.42%	100.35%	100.41%
現年度分 (普通徴収)	調定額	1,200,291,674	1,133,562,591	928,412,018
	収入済額	1,179,885,759	1,114,653,565	912,089,896
	収納率	98.30%	98.33%	98.24%
滞納繰越分	調定額	36,762,083	33,896,195	35,959,376
	収入済額	12,759,617	11,062,445	12,496,271
	収納率	34.71%	32.64%	34.75%
計	調定額	2,049,540,294	1,983,897,528	1,760,020,788
	収入済額	2,008,564,058	1,944,992,375	1,723,463,010
	収納率	98.00%	98.04%	97.92%

※収入済額は還付未済額を含む。

6. 徴収方法別収納割合

区分	年度		
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
口座振替	44%	42%	38%
自主納付	12%	13%	15%
コンビニ収納	2%	2%	2%
年金天引き	42%	43%	45%

7. 被保険者の推移

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

年度	区分	人口	被保険者数	加入率
		(人)	(人)	(%)
平成 25 年度		241,003	24,347	10.10%
平成 24 年度		242,087	23,230	9.59%
平成 23 年度		242,696	21,859	9.01%

8. 給付内容

区分	年度			
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	
療養給付 の割合	75 歳以上、一定の障害認定のある 65 歳～74 歳	9 割	9 割	9 割
	現役並み所得者	7 割	7 割	7 割
葬 祭 費		50,000 円	50,000 円	50,000 円

ごみ減量推進

1. 概要

環境の問題、とりわけ廃棄物問題は私たちの生活に身近な問題であると同時に、地球環境の保全や資源保護の観点からも緊急の課題となっている。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通・消費・廃棄に至る各段階において、省資源やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ないいわゆる循環型社会を実現していく必要がある。

国においては、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などの個別の対策の関連法を制定するなど、循環型社会の構築に向けた法整備を行ってきた。

本市においても、ごみの発生抑制・再使用・再資源化をさらに推進するため「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成23年3月）に基づき“もったいない”による4Rを推進し、循環型社会の構築をめざしていく。

2. ごみ処理事業の沿革

	事業の沿革
昭和24年1月	寝屋川町の清掃条例に基づき、特別清掃地域（現在の大利町商店街付近）を重点に、大八車で収集を開始
昭和38年8月	固定炉（30 t/8h）完成・三輪自動車による収集開始
昭和43年9月	機械炉（180 t/24h）完成
昭和46年11月	一般家庭ごみ、週2回収集開始
昭和47年3月	「寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定
昭和48年6月	破砕機（75 t/5h）完成
昭和55年9月	全連続燃焼式機械炉・新炉（180 t/24h×2基）完成
昭和58年4月	4種分別収集開始
平成6年3月	破砕施設（破砕機75t/5h・切断機7t/5h・手選別装置25t/5h）完成
” 6月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成6年度～20年度）策定
平成7年4月	「寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」制定 （寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正）
” 9月	「寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議」設置

事業の沿革	
平成9年3月	「寝屋川市ごみ減量化行動計画」策定
平成10年1月	ペットボトルモデル地区分別収集実施
平成11年1月	ペットボトル分別収集開始 透明・半透明ごみ袋によるごみ収集開始
平成12年1月	廃乾電池分別収集開始
〃 8月	廃蛍光灯・スプレー缶の拠点収集開始
平成13年2月	プラスチック製容器包装モデル地区分別収集実施
〃 3月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成13年度～22年度）策定
平成14年1月	プラスチック製容器包装分別収集開始
〃 3月	「寝屋川市循環型社会実践行動計画」策定
平成16年6月	北河内4市リサイクル施設組合設立
平成18年4月	事業系一般廃棄物の収集運搬を委託から許可に制度変更
平成20年2月	北河内4市リサイクルプラザ稼動
平成20年4月	古紙・古布分別収集開始
平成22年10月	事業系一般廃棄物の分別収集を一部開始
平成23年3月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成23年度～32年度）策定
平成24年3月	「寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画」策定

3. 基本方針

(1) “もったいない”による4Rの推進

“もったいない”を合言葉に一人ひとりがライフスタイルの見直しを行い、ごみの減量化・再資源化を促進していく。

(2) 安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行っていく。また、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざしていく。

(3) 責任と役割に応じた行動の推進

市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的につながることにより、相乗効果をもたらし、「やさしさと循環のあるまち」の実現をめざしていく。

4. 主な事業

(1) ごみの減量・資源化の推進

① 施設見学会

環境教育の一環として、小学4年生を対象に施設見学を実施する。啓発冊子「くらしとごみ」の配布、ビデオ上映、クリーンセンターの見学等を通して、ごみ処理の現状や環境問題について学習を行う。

また、一般市民の見学も随時受け付け、ごみ処理に対しての意識を喚起していく。

平成26年度 寝屋川市内の小学4年生 市立小学校 24校 2,052人（引率含む）

他の小学校 1校 95人（引率含む）

一般市民 187人（平成26年10月1日現在）

② リサイクル作品コンテスト

ごみの減量化、リユース（再利用）意識の向上を図るため、空き缶・ペットボトル・牛乳パック等を使用したリサイクル作品を小学校や一般市民から募集する。また、応募作品は、ホームページに掲載し、クリーンセンターにおいて展示する。

平成26年度 市立小学校 4校 55人

一般市民 12人

③ リサイクルポスターコンクール

環境省及び3R活動推進フォーラム主催の「3R促進ポスターコンクール」に、小学校及び中学校から募集したポスターを出展する。

また、募集したポスターは、エコ・フェスタや市役所ピロティ等で展示、また、ホームページに掲載し、市民のごみ減量、リサイクル意識の高揚を図る。

平成26年度 市立小学校 9校 90人

市立中学校 2校 11人

④ 街頭啓発（買い物袋持参運動）

3R推進月間（10月）に、寝屋川市駅及び香里園駅前街頭啓発（買い物袋持参運動）を実施する。レジ袋の削減を図るため、枚方市、交野市、寝屋川市で共同してエコバックを配布し、誰もが出来るごみの減量化のための具体策として買い物袋を持参してもらうよう呼びかける。

⑤ ごみ通信

ごみ減量・リサイクルの推進に関する各種情報等を提供する機関紙として、年4回発行し全世帯に配布する。

また、小学生を対象としたごみ通信ジュニアを発行し、小学4年生に配布するとともに小学校等に掲示する。

⑥ クリーンカレンダー

ごみの分別排出の徹底、資源物のリサイクルの向上を図るため、本市の一般家庭ごみの収集日をカレンダー形態で掲載し、全世帯に配布する。

また、外国人向けに翻訳（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）した同内容のクリーンカレンダーを発行する。

⑦ 転入者への啓発

本市転入者への分別排出の徹底と適正なごみ処理の啓発を行うため、市役所市民課及び4市民センターにおいて、転入手続の際に窓口で啓発物品（クリーンカレンダー・ごみ袋・分別啓発冊子等）を配付する。

(2) ごみの減量・資源化への市民活動の推進

① 資源集団回収活動報奨金の交付

子ども会や自治会などの市民団体が自主的に実施している古紙・古布の集団回収活動に対し、その回収量に応じて報奨金を交付し、回収活動を側面から支援する一方で、再資源化に資することにより天然資源の節約とごみの減量を図っている。

登録団体数 326 団体（平成 26 年 3 月 31 日現在）

平成 25 年度資源集団回収活動報奨金 29,269,500 円 (単位：t)

団体数	新聞	雑誌	ダンボール	古布	牛乳パック	雑紙	7L缶	計
延 642	4,797	973	780	295	11	318	150	7,324

② 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入費補助金の交付

家庭から排出される生ごみを自家処理することを目的とし、生ごみ堆肥化容器や電気式の生ごみ処理機の購入費用の一部を補助することにより、生ごみの減量や堆肥としての有効利用の促進を図っている。

平成 25 年度補助金交付額

生ごみ処理機	9 台	180,000 円
生ごみ堆肥化容器	12 台	39,600 円

③ 生ごみの水切り啓発

各ゴミセンまつり等において、生ごみの水切りによる生ごみ減量化の啓発を実施している。

④ ごみ減量マイスターの認定

市民自らが行うごみ減量に関する取組を推進し、地域の中で活動するリーダーを養成するため、ごみ減量マイスターの認定制度を設け、ごみ減量マイスター養成講座や情報交換会等を定期的に開催している。

認定者数 初級 45 人 中級 15 人 上級 4 人（平成 26 年 4 月 1 日現在）

(3) ごみ減量化・リサイクル推進体制

寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議

ごみの減量とリサイクル推進のため、市民・事業者・行政の三者が一体となり、実行計画の立案、実践活動の推進、減量化・適正処理の施策への協力、その他の活動の具体的手法を検討していく。

環 境 政 策

1. 公害苦情・陳情処理状況

(単位:件)

区 分 年 度	苦情・陳情受付件数								処 理 件 数	翌 年 度 へ 繰 越
	前 年 か ら 繰 越	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計		
25 年度	12	44	13	44	10	23	4	150	128	22
24 年度	3	52	23	52	9	13	4	156	144	12
23 年度	8	37	16	59	5	24	10	159	156	3

2. 用途地域別公害発生状況 (平成 25 年度)

(単位:件)

公 害 別 地 域 別	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
第一種低層住居専用地域	4		1		1		6
第一種中高層住居専用地域	6	1	4	1	3		15
第二種中高層住居専用地域	5		7	2	4	2	20
第一種住居地域	8	2	8		2		20
第二種住居地域	3		5	1	1		10
準住居地域	1				1		2
近隣商業地域			4	1			5
商業地域			1		1		2
準工業地域	9	7	14	5	5	1	41
工業地域					1		1
市街化調整区域	7	2			3	1	13
不明等	1	1			1		3
前年度からの繰越	2		8	1	1		12
総 計	46	13	52	11	24	4	150

3. 対 策

(1) 大気汚染

① 常時監視

市立中央高齢者福祉センター敷地内に本市の大気汚染常時監視測定局を設置し、二酸化窒素、一酸化窒素、二酸化硫黄、オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、風向、風速、温度、湿度の10項目について測定しており、大気の常時監視に努めている。

また、第二京阪道路開通に伴い、第二京阪道路付近における二酸化窒素、浮遊粒子状物質、風向、風速について測定し、大気環境の監視に努めている。

② ダイオキシン類調査

環境中のダイオキシン類の現況把握と今後の環境保全行政に資するため、平成10年度から継続して大気環境調査等を実施している。

③ 工場などの立入

工場、事業場には、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、大阪府とともに立入調査を実施し、排出基準に適合するように指導を行っている。

建築物等のアスベストの除去等に関しては、適正な対策が講じられているかを確認するため、大阪府とともに立入調査を行っている。また、要件を満たすアスベスト除去等については、法令により届出義務を設けている。

④ 自動車から排出される窒素酸化物や騒音を防止する為、駐車時におけるアイドリングの禁止が府条例により規制されたので、開発事前協議の際等に使用者への啓発を行っている。

(2) 水質汚濁

① 常時監視

市内の主要な9河川、6水路17ポイントの水質及び流量調査を実施し河川水路の水質や汚濁負荷量の現況把握に努めている。

② 工場等の立入

工場、事業場には、本市が平成11年4月から水質汚濁防止法に基づく政令市になったことにより、市独自で立入調査を実施し、排水基準等に適合するように指導を行っている。

また、公共下水道へ放流している工場・事業場についても平成12年から下水道法に基づき立入調査並びに排水規制の指導を行っている。

(3) 土壌汚染対策

平成15年2月に「土壌汚染対策法」が施行され、平成22年4月に改正された。改正土壌汚染対策法は、土壌汚染の可能性の高い土地について、改正前よりも広い範囲を調査の機会にとらえ、土地の所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けている。

また、大阪府では、法に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成16年1月から施行しており、法改正に併せて条例改正を行い、平成22年4月に施行した。

本市は、法・条例の施行に伴い、政令市として指導を行っている。

(4) 騒音・振動

- ① 騒音、振動公害については、特に建設作業に伴う（騒音・振動）の苦情が多いため、開発事前協議時に事前指導を行うとともに、必要に応じ公害防止計画書を提出させ、公害の未然防止に努めている。
- ② カラオケ騒音については、適時深夜パトロールを実施し、指導を行っている。
- ③ 工場、事業場等の苦情については、立入調査し指導を行っている。
- ④ 環境騒音については、道路に面しない地域として毎年市内 24 か所の測定を実施し、道路に面する地域として 5 年間で市内 24 地点の測定を実施し現況把握に努めている。

4. 環境保全啓発事業

生活排水による水質汚濁等「都市・生活型」公害といわれる身近なところから地球的規模にいたるまでの環境問題は、私たち一人ひとりの暮らしや社会の仕組と大きな関わりを持っている。環境問題を市民とともに考え、環境にやさしい暮らしの実践を図るため啓発活動に努めている。

(1) エコ・フェスタ

「緑・農・くらし・環境をみんなで考えよう」をサブタイトルに環境活動の発表、緑化相談、リサイクルマーケット等の催しを通して今日の環境問題を考える。

日 時：平成 26 年 11 月 16 日（日）午前 9 時～午後 3 時

場 所：打上川治水緑地

(2) 親子でみる水辺の生物観察会

親子で水生生物の観察をすることにより、水質保全について考える。

日 時：平成 26 年 7 月 25 日（金）午前 9 時～午後 3 時

場 所：四條畷市権現川流域

(3) 自然環境学習

寝屋川市内の身近な自然観察会を通じて、市民の皆さんに環境問題についての正しい理解と関心を高めていただく。

① 自然観察会 ～メダカ調査～

日 時：平成 26 年 6 月 7 日（土）

場 所：打上川治水緑地

② 自然観察会 ～水辺の生き物調査～

日 時：平成 26 年 7 月 6 日（日）

場 所：寝屋川公園・打上川

③ 自然観察会 ～ドングリウォッチング～

日 時：平成 26 年 11 月 2 日（日）

場 所：寝屋川公園

④ 自然観察会 ～冬鳥を見つけよう～

日 時：平成 27 年 1 月 18 日（日）

場 所：打上川治水緑地

5. 環境衛生事業

環境衛生は、市民の健康的な基盤となるものであり、衛生的な生活環境づくりを推進することが課題である。

市民の快適な生活環境を保全するために、衛生害虫駆除、町内清掃ごみ、不法投棄ごみの収集、空き地の環境保全及び飼い犬登録の業務を行っている。

(1) 衛生害虫駆除業務（平成 25 年度）

河川・水路等への薬剤散布を業務委託において、実施（散布箇所 78 か所）

(2) 環境美化業務

① 空地等の適正管理指導（平成 25 年度文書勧告等 119 件）

② 町内清掃等塵芥処理（平成 25 年度）

定期清掃 331 件 ・ 町内清掃 109 件 ・ 不法投棄 196 件

③ 不燃性ごみ処理委託（平成 25 年度）

2 トン車 22 台

④ 美しいまちづくりの推進（平成 25 年度）

啓発活動の実施（市内 4 駅 14 回）

(3) 飼犬登録業務

11,744 頭（平成 25 年度末）

清 掃

1. ごみ処理

(1) ごみ収集

ごみの種類	略 説	収集頻度
可燃ごみ	生ごみ、靴、鞆、布団等を火・金曜日に収集	週2回
古紙・古布	新聞、ダンボール、雑誌等の紙類や古着類を収集	週1回
不燃ごみ	日常生活用品や陶器など燃えないごみを収集	月2～3回 (第1・3・5 水曜日)
乾電池	不燃ごみ収集日に他のごみとは別袋で収集	
ライター類		
缶・びん	飲料用・食品用の空き缶・空きびん	月2回 (第2・4水曜日)
廃プラ ペットボトル	飲料用・酒用・みりん用・しょうゆ用のペットボトル及び中身を消費した後、不用となるプラスチック製容器包装類の収集	週1回
蛍光灯	自治会館や集会所に分別回収かごを常設しており、いつでも排出が可能	週2回程度
スプレー缶		
臨時ごみ	有料（重量等により金額が異なる）で予約制	随 時
犬・猫等の死体	有料（所有者が不明の場合は無料）で予約制	随 時

(2) ごみ処理施設

- ① 施設名称 寝屋川市クリーンセンター（焼却施設）
 所在地 寝屋川市寝屋南一丁目2番1号
 完成日 昭和55年9月30日
 処理能力 360 t/日（180 t/日×2基）
 処理対象物 可燃ごみ
 焼却炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉
 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上7階
- ② 施設名称 寝屋川市クリーンセンター（破碎施設）
 所在地 寝屋川市寝屋南一丁目2番1号
 完成日 平成6年3月22日
 処理能力 破碎75 t/日・切断7 t/日・手選別25 t/日
 処理対象物 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
 構造 鉄筋コンクリート造 6階

(3) ごみ処理状況

区 分 年 度	平均排出量 (t/日)	平均焼却量 (t/日)	収集作業員 (人)	収集車台数 (台)	処理施設作業員 (人)
平成 25 年度	195	165	87	44	3
平成 24 年度	197	167	102	45	3
平成 23 年度	195	166	112	46	3

(4) ごみ排出状況

(単位：t)

収 集	形 態	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
直 営	可 燃	19,868	20,800	23,313
	古紙・古布	2,402	2,164	2,294
	不 燃	1,421	1,815	1,715
	資 源	1,169	1,189	1,369
	廃プラ	2,520	2,539	2,876
	ペットボトル			
	臨 時	761	783	828
委 託	可 燃	15,298	15,886	13,140
	古紙・古布	1,526	1,426	1,121
	不 燃	1,090	1,141	940
	資 源	861	867	761
	廃プラ	1,817	1,813	1,474
	ペットボトル			
許 可 (事業所ごみ)	可 燃	19,668	19,274	19,060
	資源 (缶・びん)	100	151	165
直接搬入 その他	可 燃	1,572	1,181	1,245
	不 燃	1,171	868	910
合 計		71,244	71,897	71,211

※「廃プラ・ペットボトル」については、平成 20 年度より混合収集。

※「直接搬入その他・不燃」については、蛍光灯・スプレー缶を含む。

(5) 収集対象件数

区分 年度	一般家庭(世帯)			事業所(件)
	直営	委託	合計	許可
25年度	57,179	50,898	108,077	3,355
24年度	61,655	45,952	107,607	3,347
23年度	69,731	38,141	107,872	3,357

(6) ごみ処理実績

(単位：t)

区分 年度	中間処理				合計
	焼却	破碎	資源ごみ 選別	廃プラスチック ペットボトル	
25年度	60,057	4,568	2,211	4,337	71,173
24年度	60,835	4,672	2,296	4,352	72,155
23年度	60,638	4,642	2,379	4,350	72,009

※破碎については、乾電池を除く。

(7) ごみ処分実績

(単位：t)

区分 年度	処分		合計
	埋立		
	不燃	焼却残渣	
25年度	1,417	9,952	11,369
24年度	1,445	10,244	11,689
23年度	1,398	10,058	11,456

(8) 資源化実績状況

(単位：t)

区分 年度	白 ガラス	茶 ガラス	混合 ガラス	アルミ	缶 スチール	破碎鉄等
	25年度	288	267	93	141	359
24年度	314	284	97	132	412	311
23年度	301	273	90	119	399	356
区分 年度	再生プラ	ペット ボトル	再生紙・ 布	その他 有価物	合計	
	25年度	3,852	264	3,867	154	9,581
24年度	3,880	248	3,522	126	9,346	
23年度	3,882	243	3,331	112	9,106	

※「再生紙・布」「その他有価物」については、平成20年度より資源化。

(9) ごみ処理手数料

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	収集回数	手 数 料
一般家庭から排出されるもの	—	(無 料)
臨時に申込みがあったとき	随 時	① 収集・運搬・処分 10kg までごとに 270 円 ② 処分のみ 10kg までごとに 130 円

(10) 犬・猫等の死体収集

区 分	手 数 料
収集・運搬・処分	1 個につき 1,000 円
処分のみ	1 個につき 500 円

※処分は、焼却炉での処分となる。

2. 北河内 4 市リサイクルプラザ

枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市の 4 市で、循環型社会をめざして、ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクルに共同で取り組むため、平成 16 年 6 月 1 日に設立された北河内 4 市リサイクル施設組合により、建設が進められてきた北河内 4 市リサイクルプラザ(かざぐるま)が、平成 20 年 2 月 1 日から稼動している。

本施設において、ペットボトルとプラスチック製容器包装を選別し、圧縮梱包した後、指定法人(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しリサイクルしている。

(1) 施設の概要

名 称	北河内 4 市リサイクルプラザ(かざぐるま)
所 在 地	寝屋川市寝屋南一丁目 7 番 1 号
完 成 日	平成 19 年 12 月 31 日
処 理 能 力	53t/日
処 理 対 象 物	ペットボトル、プラスチック製容器包装
処 理 概 要	選別・圧縮梱包
構 造	管理棟 鉄筋コンクリート造 3 階建 処理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4 階建

3. し尿処理

し尿処理量の減少による効率的合理的処理を図るため、平成 19 年度より受け入れたし尿等を一次処理(前処理)した後、希釈し下水道法に基づく水質基準内で公共下水道への放流を行っている。

(1) 施設の概要

名 称	緑風園
所 在 地	寝屋川市讃良東町 7 番 1 号
完 成 日	昭和 47 年 3 月 31 日 (下水道放流施設への改造工事 平成 19 年 3 月 31 日竣工)
処 理 能 力	34.5 kℓ/日 (生し尿: 15.2 kℓ/日 + 浄化槽汚泥: 19.3 kℓ/日)
処 理 概 要	除さ+希釈放流

(2) し尿収集状況

- ① 収集人口 1,360人
 ② 収集回数 1か月に1～2回

区分	1月平均稼働日数	し尿くみとり対象世帯数	1日平均収集量	パキューム車車両台数	従業員数
委託	20.3日	610世帯	10.1kℓ	9台	21人

(3) し尿等収集処理状況

区分 年度	作業日数	委託業者収集		許可業者収集	収集総量
		し尿くみとり対象世帯数及び人口	収集量	収集量(浄化槽汚泥)	
25年度	243日	610世帯	2,466kℓ	1,636kℓ	4,102kℓ
		1,360人			
24年度	245日	695世帯	2,986kℓ	1,659kℓ	4,645kℓ
		1,550人			
23年度	239日	815世帯	3,060kℓ	2,021kℓ	5,081kℓ
		2,389人			

(4) し尿処理手数料

(平成26年4月1日現在)

し尿	一般家庭	定期くみ取り	月1回	基本料	1世帯につき 月額 1,000円
				人数割	1人につき 月額 800円
			月2回	基本料	1世帯につき 月額 1,500円
				人数割	1人につき 月額 1,200円
	著しく排出量の多い物又は人員によって算定し難い物			従量制	18リットルまでごとに 400円

生活保護

1. 概要

生活保護法に基づいて実施される保護は、その世帯で利用できる資産や働く能力、親子などの援助、年金などの制度等、あらゆるものを活用しても、なお生活が出来ないで困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度である。

(1) 保護の仕組み

国が定めている保護基準に、その世帯の収入が足りない場合、その利用し得る資産・能力及び援助等あらゆるものを活用しても、なおかつ不足が生じる場合、その不足分を保護費として支給するとともに、必要に応じ医療などの現物給付を行う。

(2) 保護の種類

生活扶助	衣食など日常生活に必要な扶助
住宅扶助	家屋の修理、家賃に必要な扶助
教育扶助	義務教育に必要な扶助
介護扶助	介護に必要な扶助
医療扶助	病気やケガの治療に必要な扶助
出産扶助	出産に必要な扶助
生業扶助	技能の修得や就職に必要な扶助
葬祭扶助	葬祭に必要な扶助

医療扶助・介護扶助については、現物給付、その他の扶助については、原則として現金給付を行う。

なお、保護は居宅において行われるが、状況によっては施設などに収容を委託して行う。

(3) ケースワーカー等の配置（平成26年10月1日現在）

スーパーバイザー	5人	自立支援員等	15人
ケースワーカー	45人	適正化調査員等	19人

2. 生活保護状況

(各年度末現在)

区分 年度	人口	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率
平成25年度	241,003人	5,162世帯	7,584人	31.47%
平成24年度	242,087人	5,013世帯	7,424人	30.67%
平成23年度	242,696人	4,859世帯	7,298人	30.07%

3. 扶助別保護状況

年度 区分	平成25年度 (実 績)		平成24年度 (実 績)		平成23年度 (実 績)	
	延人員	支給金額 (円)	延人員	支給金額 (円)	延人員	支給金額 (円)
生活	83,592	4,522,918,782	82,418	4,583,568,165	79,717	4,435,723,406
住宅	83,322	2,046,441,302	81,511	1,980,460,633	77,700	1,854,283,629
教育	8,496	93,086,096	8,790	87,208,553	8,854	87,306,496
介護	12,149	258,670,018	10,716	238,939,249	9,190	207,115,329
医療	86,537	5,553,264,753	84,193	4,989,419,064	79,775	4,971,340,661
出産	0	0	0	0	0	0
生業	2,595	42,430,938	2,456	40,388,786	2,211	36,353,608
葬祭	163	24,373,291	145	22,214,783	137	20,911,409
施設事務費	372	58,655,933	356	56,872,365	340	54,042,435
合 計	277,226	12,599,841,113	270,585	11,999,071,598	257,924	11,667,076,973

4. 保護世帯類型別構成比

(各年度末現在)

年度 世帯区分	平成25年度		平成24年度		平成23年度	
		構成比		構成比		構成比
高齢者世帯	2,419	47.2%	2,233	44.9%	2,059	42.7%
母子世帯	513	10.0%	523	10.5%	543	11.3%
傷病・障害者世帯	1,730	33.7%	1,862	37.4%	1,912	39.7%
その他の世帯	467	9.1%	358	7.2%	305	6.3%
計	5,129	100.0%	4,976	100.0%	4,819	100.0%

※停止世帯数は除く。

5. 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員活動の基本

民生委員・児童委員は、民生委員法・児童福祉法によって設置された地域住民を支援するボランティアである。これは、国が住民に委嘱して地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行うという制度で、身分は特別職の地方公務員であるが、給料は支給しないものとされ、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員活動の基本には以下の7つのはたらきがある。

- ① 相談のはたらき
地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのっている。
- ② 連絡通報のはたらき
住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスや支援が得られるよう、関係行政機関、施設・団体等に連絡したり、対応を促すパイプの役割をつとめている。
- ③ 生活支援のはたらき
住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。
- ④ 社会調査のはたらき
担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを必要に応じて把握していく。
- ⑤ 情報提供のはたらき
社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供している。
- ⑥ 調整のはたらき
住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援している。
- ⑦ 意見具申のはたらき
活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会をとおして関係機関などに意見を提起している。

(2) 校区・(地区)別民生委員・児童委員人員数

(平成26年4月1日現在)

校区	人員	校区	人員	校区	人員	校区	人員
中央	22	木屋	12	和光	15	南	18
東	11	北	21	神田	14	堀溝	9
三井	9	田井	15	(明徳)	4	宇谷	6
点野	11	明和	13	第五	22	石津	5
池田	20	梅が丘	7	国松緑丘	12	(計) 338人	
桜	20	成美	19	楠根	8		
西	14	啓明	14	木田	17		

委嘱数

338人(男82人、女256人；主任児童委員含む)

(3) 民生・児童委員活動状況

内容別相談・支援件数															
年度	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
H25	212	182	205	370	836	281	407	51	16	148	62	132	1,768	1,212	5,882
H24	278	98	269	217	794	512	357	17	18	101	98	203	1,726	974	5,662
H23	472	276	208	516	305	486	1,217	45	21	85	61	112	1,024	403	5,231

年度	その他の活動件数							訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関		
H25	2,851	5,857	11,041	4,883	416	13	18,263	9,642	8,114	3,714	26,329	
H24	3,702	5,117	11,188	4,705	559	119	18,399	9,414	8,041	3,807	25,536	
H23	1,672	7,332	8,565	3,607	416	208	16,281	4,276	1,721	5,132	26,154	

貸付制度

1. 生活つなぎ資金貸付制度

傷病、その他特別な事情により、一時的に生活困窮の状況にある世帯を対象に生活つなぎ資金を貸し付ける。

(1) 資格

① 生活に困窮している方

疾病、就学、出産、同居の親族の死亡、災害、一時的な失業、その他緊急止むを得ない理由によること。

② 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法により記録されている世帯、又は外国人登録法により登録されていること。

③ 資金の貸付けを行うことによって、自立更生の効果をあげ得ると認められること。

④ 世帯の総収入が生活保護法による基準生活費を超え、2倍以下であること。

⑤ 連帯保証人を有する方等

(2) 貸付限度額及び貸付条件

貸付限度額		200,000 円	300,000 円 (特に必要があると認めるとき)
貸付条件	貸付期間	2年以内（据置期間含む）	2年10か月以内（据置期間含む）
	据置期間	4か月以内	同左
	貸付利息	無利息	同左
	返済方法	一時償還又は月賦均等償還	同左

(3) 貸付状況

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
貸付件数	81	72	64
貸付金額（円）	7,818,315	9,488,000	6,254,000

健康増進

1. 予防接種実施事業

(1) 事業の概要

(平成26年10月1日現在)

	予防接種名	接種の対象年齢	接種間隔	備考
定 期	BCGワクチン	1歳に至るまで	1回接種	市内の取扱い医療機関で実施(個別接種)
	4種混合ワクチン (DPT-IPV)	1期 初回 生後3か月～7歳6か 月に至るまで	20日以上の間隔をおいて3 回接種	市内の取扱い医療 機関で実施(個別接 種)
		1期 追加 生後3か月～7歳6か 月に至るまで (百日せきにかかった 人も4種混合を接種す ることができます。)	1期初回3回接種終了後、6 か月以上の間隔をおいて1 回接種	
	不活化ポリオ	1期 初回 生後3か月～7歳6か 月に至るまで	20日以上の間隔をおいて3 回接種	市内の取扱い医療 機関で実施(個別接 種)
		1期 追加 生後3か月～7歳6か 月に至るまで	1期初回3回接種終了後、6 か月以上の間隔をおいて1 回接種	
	三種混合 (DPT) ワク チン	1期 初回 生後3か月～7歳6か 月に至るまで	20日以上の間隔をおいて3 回接種	市内の取扱い医療 機関で実施(個別接 種)
		1期 追加 生後3か月～7歳6か 月に至るまで (百日せきにかかった 人も、三種混合を接種す ることができます。)	1期初回3回接種(二種混合 の場合は2回接種)終了後、 6か月以上の間隔をおいて 1回接種	
	ジフテリア 破傷風	2期 11歳以上13歳未満(小 学校6年生の接種が望 ましい)	1回接種	
	麻しん風しん (MR) 混合ワ クチン	1期 1歳～2歳に至るまで	1回接種	市内の取扱い医療 機関で実施(個別接 種)
		2期 小学校就学1年前 (平成20年4月2日～ 平成21年4月1日生ま れの人)	1回接種	

	予防接種名	接種の対象年齢	接種間隔	備 考
定 期	日 本 脳 炎 ワ ク チ ン	1期 初回 生後6か月～7歳6か 月に至るまで	6日以上の間隔をおいて2 回接種	市内の取扱い医療 機関で実施(個別接 種)
		1期 追加 生後6か月～7歳6か 月に至るまで	初回の2回接種終了後、6か 月以上の間隔をおいて1回 接種	
		2期 9歳～13歳未満	1回接種	
		・特例対象者 平成17年の積極的な勸 奨差し控えにより接種 機会を逃した、平成7年 4月2日～平成19年4 月1日生まれの人		特例対象者は、20 歳未満の間、1期の 不足回数分及び2 期1回の接種が可 能 ※ただし、2期は9 歳以上で接種
	Hib (ヒブ) ワクチン	生後2か月～5歳に至 るまで ※接種開始月齢によっ て回数が変わる。	<ul style="list-style-type: none"> ・生後2か月～7か月に至る まで 初回 27日(医師が認める場 合は20日)以上の間隔をお いて3回接種 ※生後12か月を超えると、 2回目及び3回目は接種で きません。追加接種のみ実施 可能となります。 追加 3回接種終了後、7か 月以上の間隔をおいて1回 接種。 ・生後7か月～12か月に至る まで 初回 27日(医師が認める場 合は20日)以上の間隔をお いて2回接種 ※生後12か月を超えると、 2回目は接種できません。追 加接種のみ実施可能となり ます。 追加 2回接種終了後、7か 月以上の間隔をおいて1回 接種 ・生後1歳～5歳に至るまで 1回接種 	市内の取扱い医療 機関で実施(個別接 種)

	予防接種名	接種の対象年齢	間隔接種	備考
定期	小児用肺炎球菌ワクチン (13価)	・生後2か月～5歳に至るまで ※接種開始月齢によって回数が変わります。	・生後2か月～7か月に至るまで 初回 27日以上の間隔をおいて3回接種。 ※生後24か月を超えると、2回目及び3回目は接種できません。 追加接種のみ実施可能となります。 ※2回目を生後12か月以上に接種した場合3回目は接種できません。追加接種のみ実施可能となります。 追加 3回接種終了後、60日以上の間隔をおいて1歳以降に1回接種 ・生後7か月～12か月に至るまで 初回 27日以上の間隔をおいて2回接種。 ※生後24か月を超えると、2回目は接種できません。 追加接種のみ実施可能となります。 追加 2回接種終了後、60日以上の間隔をおいて1歳以降に1回接種 ・1歳～2歳に至るまで 60日以上の間隔をおいて2回接種 ・生後2歳～5歳に至るまで 1回接種	市内の取扱い医療機関で実施(個別接種)
	子宮頸がん予防ワクチン(サーバリックス) (2価)	・平成10年4月2日～平成15年4月1日生まれの女子(小学6年生～高校1年生相当) 標準的な接種開始は中学1年生	3回 (初回接種から1か月以上の間隔をおいて2回目を接種、初回接種から5か月以上かつ2回目接種から2か月半以上の間隔をおいて3回目を接種)	市内の取扱い医療機関で実施(個別接種) ※子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月14日より積極的な勧奨は行っていない。

	予防接種名	接種の対象年齢	間隔接種	備 考
定 期	子宮頸がん 予防ワクチン (ガーダシル) (4価)	・平成 10 年 4 月 2 日～ 平成 15 年 4 月 1 日生ま れの女子 (小学 6 年生～ 高校 1 年生相当) 標準的な接種開始は中 学 1 年生	3 回 (初回接種から 1 か月以上の 間隔をおいて 2 回目を接種、 2 回目接種から 3 か月以上 の間隔をおいて 3 回目を接 種)	市内の取扱い医療 機関で実施 (個別接 種) ※子宮頸がん予防 ワクチンは、平成 25 年 6 月 14 日より 積極的な勧奨は行 っていない。
	水痘ワクチン	①生後 1 歳～ 3 歳に至 るまで 【経過措置】 ②生後 3 歳～ 5 歳に至 るまで (平成 26 年度限 り)	① 2 回接種 ・ 1 歳を過ぎて 1 回目を接種 1 回目接種終了後 3 か月以 上あけて 2 回目を接種 ② 1 回接種	市内の取扱い医療 機関で実施 (個別接種)
	高齢者 インフルエンザ ワクチン	①接種日時時点で 65 歳以 上の人 ②60 歳～65 歳未満の者 で心臓・腎臓若しくは呼 吸器の機能又はヒト免 疫不全ウイルスによる 免疫の機能に障害を有 する身体障害者手帳 1 級の者	1 回接種	実施期間 平成 26 年 10 月 15 日～平成 27 年 1 月 31 日 (個別接種) 自己負担 1,000 円 ※ただし、接種対象 者で生活保護受給 者は自己負担なし (事前に手続が必要)
	成人用 肺炎球菌 (23 価) ワクチン	①平成 26 年度～平成 30 年度までの間、各当該年 度において、65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・ 90 歳・95 歳・100 歳の誕 生日を迎える者 平成 26 年度限り 101 歳以上の者 ②60 歳～65 歳未満の者 で心臓・腎臓若しくは呼 吸器の機能又はヒト免 疫不全ウイルスによる 免疫の機能に障害を有 する身体障害者手帳 1 級の者	1 回接種	市内の取扱い医療 機関で実施 (個別接 種) 自己負担 2,000 円 ※ただし、接種対象 者で生活保護受給 者は自己負担なし (事前に手続が必要)

	予防接種名	助成の対象年齢	接種間隔	助成額
任 意	年少児の インフルエンザ ワクチン	生後6か月～中学3年 生まで	1回目の接種日時点で ・生後6か月～13歳未満 2～4週間の間隔をおい て2回接種 ・13歳以上は1回接種	市内の取扱い医療機関 で実施 (個別接種) 実施期間 平成26年 10月15日から平成27 年1月31日 1回の接種につき助成 額1,500円
	高齢者 肺炎球菌(23価) ワクチン	65歳以上の成人用肺炎 球菌(23価)ワクチンの 対象者以外の人。ただ し、これまでに肺炎球 菌ワクチン接種を受け て5年を経過していな い人、及び、この予防 接種に健康保険等が適 用される人は除く。	1回接種	市内の取扱い医療機関 で実施(個別接種) 1回の接種につき助成 額3,500円
	成人麻しん風し ん予防接種	風しん抗体検査の結 果、抗体が十分ないと 判定された人のうち① ～③に該当する市民 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性 の配偶者 ③妊娠している女性の 配偶者	1回接種	市内の取扱い医療機関 で実施(個別接種) 自己負担額3,000円

(2) 実施状況

(単位：人)

予防接種 \ 年 度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
ポ リ オ	延 3, 499	集団 延 1, 092 個別 延 6, 709	集団 延 3, 186
三種混合 (1 期)	延 2, 988	延 7, 547	延 8, 260
三種混合 (2 期)	延 1, 008	延 1, 309	延 1, 436
二 種 混 合	0	1	0
麻しん風しん混合 1期	1, 876	2, 035	1, 858
麻しん風しん混合 2期	1, 806	1, 842	1, 744
麻しん風しん混合 3期	—	2, 130	1, 949
麻しん風しん混合 4期	—	1, 691	1, 894
麻 し ん	0	1	1
風 し ん	0	6	6
日 本 脳 炎	延 7, 251	延 9, 859	延 14, 693
B C G	1, 523	1, 940	1, 971
H i b (ヒブ)	延 8, 333	—	—
小児用肺炎球菌	延 8, 233	—	—
子宮頸がん	延 561	—	—
4種混合	延 5, 366	延 747	—
高齢者 インフルエンザ	26, 203	24, 648	24, 414

2. 母子保健事業

(1) 事業の概要（平成26年10月1日現在）

*実施時期は、いずれも4月～3月 場所：市立保健福祉センター等

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
妊婦健康診査	妊婦	妊婦とおなかの赤ちゃんの健康状態の確認と経済的な負担の軽減のために妊婦健診を実施。平成25年4月から公費負担額を1回目20,000円、2～5回目5,000円、6回目15,000円、7～10回目8,000円、11回目9,000円、12～14回目8,000円で実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（府内医療機関・助産所委託）
妊婦歯科健康診査	妊婦	妊婦の虫歯・歯周病の早期発見と母子の歯科疾患予防を目的に実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（市内歯科医院委託） （自己負担500円）
乳児一般健康診査	乳児 （0～11か月児）	乳児の心身障害の早期発見を行うとともに、乳児の健康保持増進を期するため、乳児健診を実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（府内医療機関委託）
乳児後期健康診査	9か月～1歳未満の乳児 （10か月頃が望ましい）	乳児の成長発達の確認を行うため、後期健診を実施。	4か月児健診時に受診票を配付（未受診者は、後日送付） 個別健診（府内医療機関委託）
4か月児健康診査	4か月児	疾病の予防や早期発見、早期治療を図り、保護者に発達、栄養、育児の相談、保健指導を実施し、乳児の健全育成を図る。	（内容） 集団指導・予診・身体計測・診察・個別相談 （回数） 毎月2回若しくは3回 （主に第1.（2）.3木曜日）
1歳6か月児健康診査	1歳8か月児	歩行やことばの発達に重要な時期である1歳8か月児を対象に健康診査を実施し、幼児の心身の健全育成を図る。また、歯科疾患の早期発見並びに予防を目的に歯科健診及びカリオスタット検査を実施。	（内容） 集団指導・予診・歯科診察・身体計測・診察・個別相談 （回数） 毎月3回（主に第1.2.3月曜日）
3歳6か月児健康診査	3歳7か月児	身体発達、精神発達の面から重要な時期である3歳7か月児に対して健康診査を実施し幼児の心身の健全育成を図る。また、歯科疾患の早期発見及び予防を目的に歯科健診を実施。	（内容） 尿検査・集団指導・歯科診察・身体計測・診察・個別相談 （回数） 毎月2若しくは3回（主に第1.（2）.3水曜日）

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
歯科疾患予防事業 ①2歳『歯の親子教室』 ②むし歯予防教室	①2歳7か月児 ②1歳6か月児 健診の結果、個別指導が必要な幼児	う蝕（むし歯）等の歯科疾患の予防を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎を築くため、健診及び適切な指導を行う。また、予防処置として、希望者にフッ素塗布を実施。	①（内容） 口腔内診査・カリオスタット検査・集団指導、希望者にフッ素塗布（回数）年18回 ②（内容） 個別相談・指導・フッ素塗布（回数）毎月1回（主に第3金曜日）
妊産婦訪問指導	妊娠中及び産後1年以内の妊産婦	妊娠中毒症や未熟児出生の予防等、異常の発生防止のため、助産師・保健師により日常生活等の適切な指導を行う。	母子健康手帳別冊に綴じ込まれている妊産婦保健指導連絡票で申込み
新生児訪問指導	新生児（生後28日までの乳児）で訪問指導が必要とされる者	保護者の不安解消を図り、母乳栄養の推進と異常の早期発見、育児について、助産師により指導を行う。	母子健康手帳別冊に綴じ込まれている新生児訪問依頼票で申込み（市内在職の助産師が訪問）
低体重児の届出の受理及び訪問指導	出生時の体重が2,500g未満の乳児	保護者の不安解消を図り、乳児の健全な発育を支援するために行う。	母子健康手帳別冊に綴じ込まれている低体重児出生届で確認し、訪問
育児相談	子育てについて相談のある保護者	育児に関する不安や悩み等について、保護者と乳幼児が心身ともに健やかに成長されるよう保健師等が電話等で相談に応じる。	（相談日） 平日9:00～17:30 （土、日、祝日を除く）
母乳相談	母乳について困っている妊産婦	助産師、保健師が母乳栄養に関する実技指導と相談に応じる。	予約制 主に第2木曜日
離乳食相談	離乳食が進みにくい乳幼児の保護者	離乳食の始め方やすすめ方についての相談。	予約制 主に第2木曜日
育児教室	育児支援が必要な乳幼児と保護者	やりとり遊びとグループワークを通して、乳幼児の健康の保持、増進を図るために実施。	対象者には個別に案内
離乳食講習会	5か月～1歳6か月までの乳幼児を持つ保護者	月齢に応じた離乳食のすすめ方の講話と献立例の調理実演及び保護者の方に試食。	（講習日） 毎月2回（主に第1・3金曜日）、4月・6月・8月・1月は月1回
経過観察健康診査	乳幼児健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児	専門医師や心理相談員・保健師等による健診・相談を行い、乳幼児の健全な育成を図る。	対象者には個別に案内

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
プレママ教室	妊婦（妊娠5か月以上）とその家族	健康でよいお産をするために、妊娠、出産、育児、食事及び歯科保健などについて学び、実技実習とグループワークを中心に実施。（1コース3回）	（開催日） 奇数月3回（主に第1、2、3金曜日）
パパママ体験教室	妊婦（妊娠5か月以上）とその家族	子育てに関する話や妊婦体験、赤ちゃんのお風呂の入れ方などの体験教室。	（開催日） 毎月第4日曜日、5・8・1月は第4水曜日
0歳からのむし歯予防教室	1歳3か月未満児とその保護者	乳幼児のむし歯予防についての教室	（開催日） 年2回

(2) 母子保健事業の利用状況

① 妊婦健康診査（医療機関委託）

年度／区分	妊娠届出数	公費助成件数
平成25年度	1,984人	21,389件
平成24年度	2,092人	23,694件
平成23年度	2,188人	22,821件

② 乳児一般健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
平成25年度	2,031人	1,513人
平成24年度	2,168人	1,604人
平成23年度	2,209人	1,635人

③ 乳児後期健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
平成25年度	1,838人	1,612人
平成24年度	1,938人	1,659人
平成23年度	1,947人	1,527人

④ 妊娠歯科健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
平成25年度	2,031人	361人
平成24年度	2,168人	411人
平成23年度	2,209人	395人

⑤ 4か月児健康診査

年度／区分	実施回数	対象者数	受診者数
平成25年度	30回	1,938人	1,838人
平成24年度	36回	2,043人	1,938人
平成23年度	36回	2,031人	1,947人

⑥ 1歳6か月児健康診査

年度/区分	一 般 健 康 診 査			歯 科 健 康 診 査		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
平成25年度	36回	2,010人	1,882人	36回	2,010人	1,881人
平成24年度	36回	2,016人	1,859人	36回	2,016人	1,857人
平成23年度	36回	1,978人	1,821人	36回	1,978人	1,820人

⑦ 3歳6か月児健康診査

年度/区分	一 般 健 康 診 査			歯 科 健 康 診 査		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
平成25年度	30回	1,878人	1,543人	30回	1,878人	1,543人
平成24年度	30回	2,032人	1,631人	30回	2,032人	1,624人
平成23年度	36回	1,998人	1,653人	36回	1,998人	1,648人

⑧ 歯科疾患予防事業

年度/区分	2歳『歯の親子教室』			むし歯予防教室		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
平成25年度	18回	1,694人	1,153人	12回	942人	456人
平成24年度	18回	1,557人	1,070人	12回	1,036人	506人
平成23年度	18回	1,573人	1,069人	12回	864人	455人

3. 成人保健事業

(1) 事業の概要 (平成 26 年 10 月 1 日現在)

*場所：保健福祉センター等

保健事業の種類	対象者及び実施時期	内 容	場 所 ・ 方 法 など
ワガヤネヤガワ健康ポイント事業	15 歳以上の市民 (高校生はのぞく) 参加対象期間 1 月～12 月 応募期間 10 月 1 日～平成 27 年 1 月 9 日 参加賞発送 平成 27 年 3 月頃	自主的な健康づくりの目標設定や健康診査・健康教室などへの参加をポイント化し、ポイントを集めて応募すると、健康グッズなどと交換できる。	(登録事業) 健康増進課その他、市で行っている健康に関する事業 登録事業数 71 (応募受付場所) 健康増進課、市役所サービス処ねやがわ屋、各市民センター、市民課
「歯の健康展・市民の集い」	市 民 (6 月上旬)	口腔衛生の啓発・普及を図るため、市・市歯科医師会・市教育委員会と共催で実施。	(会場) 総合センター 保健福祉センター
健康づくり実践講座	市 民 (年 間)	自分にとっての「健康」を改めて考える機会とし、家庭でできる健康チェックの方法を実施。	(会場) 保健福祉センター 各コミュニティセンター等
健康手帳の交付	40 歳以上の人 (年 間)	検診の結果などを記録し、健康づくりに役立てることのできる手帳の交付。	健康増進課、市民課、各市民センター、市役所サービス処ねやがわ屋等
健康教育	市 民 (年 間)	生活習慣病の予防・改善や健康増進に関する正しい知識の普及を図るための各種健康教室の実施。 ・ヘルスアップ教室 ・骨粗しょう症予防教室 骨から綺麗になる講座 (30 歳～64 歳) ・食育講座「食選科」(20 歳～64 歳)	(講師) 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士等
健康相談	市 民 (年 間)	健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を実施。	(相談担当者) 医師・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士
訪問指導	市 民 (年 間)	生活習慣の改善などで訪問指導が必要な人に家庭で指導、助言を実施。	(訪問担当者) 保健師、必要に応じ栄養士・歯科衛生士等
健康長生塾	30 歳以上の人 (6 月～7 月)	健康意識の高揚・生活習慣の改善志向により、健康で明るい暮らしを築くために、7 回 1 コースの教室を実施。	(会場) 保健福祉センター等

保健事業の種類	対象者及び実施時期	内 容	場 所・方法など
健康づくり健診	・15歳から39歳の人 ・40歳以上で、生活保護世帯の人 (年 間)	問診・医師診察・身体計測・検尿・血圧測定・血液検査(肝機能・貧血・腎機能など)	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担700円
胃がん検診	35歳以上の人 (年 間)	検診車による間接撮影(胃透視)「バリウム」を飲んでの検査。	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担700円
子宮がん検診	20歳以上の女性で今年度中の満年齢が偶数の人 (年 間)	問診・視診・内診と頸部の細胞診。 体部の細胞診。(医師の判断による追加検査) 個別検診のみ。	(検診場所) ①市が検診を委託している市内の病院、医院 ②保健福祉センター 自己負担 頸部700円、 体部500円(体部は①のみ)
肺がん検診	40歳以上の人 (年 間)	胸部X線検査 ※65歳以上の方は、結核検診を含む。	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担200円
乳がん検診	30歳から39歳の女性 (年 間)	問診・視触診・超音波診断(エコー)	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担700円
	40歳以上の女性で今年度中の満年齢が偶数の人 (年 間)	問診・視触診・X線検査(マンモグラフィ)	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担700円
大腸がん検診	40歳以上の人 (年 間)	免疫学的便潜血反応検査(検便) ※健康増進課、市民課、各種検診会場で直接受付。病院での個別検診も実施。	健康増進課、市民課、 集団検診会場、委託医療機関で容器を渡し、 自宅で便を採取して提出 自己負担300円
前立腺がん検診	50歳以上の男性 (年 間)	血液検査(PSA検査)	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担600円
肝炎ウイルス検	40歳以上の人(今まで受けたことのない人) (年 間)	血液検査(HBs抗原検査・HCV抗体検査) B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスに感染していないかを調べる。	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担1,000円

保健事業の種類	対象者及び実施時期	内 容	場 所 ・ 方 法 など
胃がんリスク (ABC) 検診	節目年齢の人 (35・40・45・ 50・55・60・65 歳) (年 間)	血液検査(ピロリ菌検査及びペプシノ ゲン検査) 胃の収縮度やピロリ菌の有無を調べ る。	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 500 円
骨 密 度 検 診	30 歳以上の女 性 (年 間)	前腕骨(手首)のX線検査	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 200 円
が ん ド ッ ク	40 歳以上の人 (年 間)	胃(直接撮影)・肺(結核)・大腸の各 がん検診、 <u>肝炎ウイルス検診</u> 及び、男 性は <u>前立腺がん検診</u> 、女性は <u>子宮がん 検診</u> ・骨密度検診を追加して同時に実 施可能。(下線付の検診は対象年齢など あり)	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 女性 2,700 円～4,400 円、男性 2,500 円～4,100 円
休 日 が ん 検 診	・肺がん検診 40 歳以上の人 ・胃がん検診 35 歳以上の人 ・乳がん検診 40 歳以上の女 性で今年度中 の満年齢が偶 数の人 (各年1回)	・肺がん検診 胸部X線検査 ※65 歳以上の方は、結核検診を含む。 ・胃がん検診 検診車による間接撮影(胃透視)「バ リウム」を飲んでの検査。 ・乳がん検診 問診・視触診・X線検査(マンモグ ラフィ)	(集団検診) 保健福祉センター (自己負担) ・肺がん検診 200 円 ・胃がん検診 700 円 ・乳がん検診 700 円
が ん 検 診 推 進 事 業	(対象者) 平成 26 年 4 月 20 日現在、市の住民基本台帳に記録され、 平成 25 年 4 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日の間に次の年 齢になった人 子宮頸がん検診…①満 20 歳の女性②満 24 歳・25 歳・29 歳・30 歳・34 歳・35 歳・39 歳・40 歳の女性のうち、初回ク ーポン券配布年度(平成 21 年度又は 22 年度)から平成 25 年度末までに市の子宮がん検診を未受診の人 乳がん検診…①満 40 歳の女性②満 44 歳・45 歳・49 歳・50 歳・54 歳・55 歳・59 歳・60 歳の女性のうち、初回ク ーポン券配布年度(平成 21 年度又は 22 年度)から平成 25 年度 末までに市の乳がん検診を未受診の人 大腸がん検診…①満 40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳 の人 (実施時期) ①平成 26 年 6 月 1 日～27 年 3 月 31 日 ②平成 26 年 8 月 20 日～27 年 3 月 31 日		(検診場所) 市が検診を委託してい る市内の病院、医院及 び保健福祉センター (費用) 無料

保健事業の種類	対象者及び実施時期	内 容	場 所・方法など
成人歯科健康診査	節目年齢の人 (30・35・40・ 45・50・55・60・ 65・70歳) (年 間)	問診・虫歯・歯周病・義歯(入れ歯) などの検査・レントゲン・健診結果に 応じた指導など	(個別健診) 市が健診を委託している 市内の歯科医院で受 診 自己負担1,000円 (70歳は無料)

(2) 実施状況

(単位：人)

検診/年度・区分	平成25年度		平成24年度		平成23年度		
	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数	
健康づくり健診	697	—	755	—	750	—	
胃がん検診	3,276	306	3,453	285	3,562	304	
子宮がん検診	頸部	4,689	90	5,258	114	5,625	124
	体部	315	1	442	3	333	4
肺がん検診	読影	3,524	60	3,647	116	3,705	116
	喀痰	133	1	159	0	158	0
乳がん検診	3,765	270	3,946	323	4,301	365	
大腸がん検診	7,797	612	7,893	643	8,583	679	
前立腺がん検診	958	74	1,008	80	955	57	
骨密度検診	2,463	—	2,614	—	2,719	—	
結核検診	1,947	60	1,949	60	1,803	73	
成人歯科健康診査	2,602	—	2,644	—	2,431	—	
合 計	32,166	1,474	33,768	1,606	34,925	1,722	

4. なみはやドームプール利用補助事業

概 要

内 容 市民の健康づくりを推進するため、「なみはやドームプール」(大阪府立門真スポーツセンター) 利用料金に対する一部補助を行う。

対 象 者 市内在住、在職、在学の人

利用期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

利用料金 大人(15歳～)400円、小人(4歳～中学生)200円

購入場所 健康増進課、市民課、市役所サービス処ねやがわ屋、各市民センター

5. 保健福祉センター診療所

【内科・小児科・歯科】

開設場所 寝屋川市池田西町 28 番 22 号
 開設 (昭和 48 年 8 月 5 日 現こどもセンターで内科、小児科で開設
 平成 10 年 4 月 1 日 移設と同時に歯科を設置)
 診療日 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日並びに年末年始 (12 月 30
 日～1月4日)
 診療時間 午前 10 時～午後 5 時
 午後 6 時～午後 9 時 (小児科のみ) 平成 22 年 11 月 1 日より夕方診療開始

利用状況

年度	区分	医 科	歯 科
平成 25 年度		4,840 人	385 人
平成 24 年度		4,938 人	386 人
平成 23 年度		5,102 人	342 人

【障害者歯科】

開設 平成 10 年 10 月 1 日
 診療日及び時間等 毎週木曜日 午後 1 時～午後 5 時
 第 1・第 3 火曜日 午後 2 時～午後 5 時 平成 25 年 4 月 1 日より診療開始
 (祝日及び年末年始除く)

利用状況

年度	区分	障害者歯科
平成 25 年度		766 人
平成 24 年度		865 人
平成 23 年度		860 人

6. 北河内夜間救急センター

(1) 概 要

開設場所 枚方市禁野本町二丁目 13 番 13 号 (枚方市立保健センター 4 階)
 開設 昭和 55 年 7 月 1 日 寝屋川市豊野町 15 番 10 号で開設
 平成 22 年 11 月 1 日 枚方市へ移設と同時に診療時間を延長
 診療科目 小児科 (平成 19 年 7 月 1 日より)
 診療日 毎 日
 診療時間 午後 9 時～翌日午前 6 時 (平成 22 年 11 月 1 日より)
 運営形態 北河内地域の夜間における小児救急医療体制を確保するため、北河内夜間救急セ
 ンター協議会を設立し、北河内ブロック内の医師会・薬剤師会の協力を得て運営
 している。

(2) 利用状況（平成 25 年度実績）

（単位：人）

区 分	患者数	患 者 内 訳							
		守口市	枚方市	寝屋川市	大東市	門真市	四條畷市	交野市	その他
小児科	8,363	158	4,821	1,648	196	234	261	706	339
構成比 （%）	100.00	1.89	57.65	19.71	2.34	2.80	3.12	8.44	4.05
1日平均	22.90	0.43	13.21	4.50	0.54	0.64	0.72	1.93	0.93

高 齢 者 福 祉

1. 概 要

本市の高齢者人口の推移は、昭和45年に6,776人（国勢調査人口）で全人口に対する高齢者の割合が3.3%という若年層の非常に多い市であったが、平成25年4月1日現在、65歳以上の高齢者が59,162人で高齢化率24.4%となり、人口の高齢化が進行している。

このような中で、本市では、高齢者が健康で心豊かな生活を送っていただくために、高齢者保健福祉計画に基づき、各種事業を実施している。

2. 高齢者人口の推移

（高齢者：65歳以上 各年10月1日）

区分 年	高齢者数	高齢化率 (%)	ひとり暮らし の高齢者数	高齢者数比 (%)
平成25年	60,537人	25.1	7,180人	12.2
平成24年	57,627人	23.7	6,945人	12.4
平成23年	54,906人	22.6	6,490人	12.0

（ひとり暮らしの高齢者 各年4月1日）

3. 老人クラブ

区分 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
クラブ数	131クラブ	131クラブ	133クラブ
会員数	10,970人	11,141人	11,291人

4. 在宅福祉サービス

(1) 外出援助サービス事業

一般交通機関を利用することが困難なおおむね65歳以上の高齢者等を対象に、リフト付軽自動車を使用し、北河内圏内を範囲とした通院などの外出の援助をおこなっている。

区分 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実利用者数	249人	223人	292人
延利用回数	2,995回	3,004回	2,887回

(2) 配食サービス事業

65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、昼間独居の高齢者で低栄養のため栄養改善が必要な方などに対して、月曜日から金曜日の昼食・夕食の計10食を上限として配食するとともに、安否の確認を行っている。

区分		年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
昼食	実利用者数		49人	73人	45人
	延配食数		5,541食	5,646食	4,791食
夕食	実利用者数		208人	169人	199人
	延配食数		25,826食	27,960食	25,382食
昼・夕両方	実利用者数		102人	138人	117人
	延配食数		23,956食	24,624食	28,006食
合計	実利用者数		359人	380人	361人
	延配食数		55,323食	58,230食	58,179食

(3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

介護保険制度の要介護認定で「要介護4または5」と判定された65歳以上の高齢者を対象に、寝具（掛け布団・敷き布団それぞれ1枚の計2枚を1組）の丸洗いを年2回行っている。

区分		年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実利用者数			11人	5人	22人
延利用回数			18回	10回	22回

(4) 軽度生活援助事業・外出付添いサービス事業

介護保険制度の要介護認定で「要支援または要介護」の判定を受けていないおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方を対象に、居宅における軽易な日常生活の援助や、外出時の付添いなどの援助を行っている。

区分		年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実利用者数			135人	133人	110人
延利用回数			2,977回	3,007回	2,849回

(5) 訪問理容・美容サービス事業

介護保険制度の要介護認定で「要介護4または5」と判定された65歳以上の高齢者に訪問理容・美容利用券を1年に4枚まで交付している。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実利用者数	81人	54人	75人
延利用回数	150回	142回	151回

(6) 日常生活用具給付等事業

利用者負担は、世帯の生計中心者の前年分所得税額によって決定する。

生活保護世帯及び所得税非課税世帯は無料、最高は所得税額が70,001円以上の世帯で全額負担。全体で7段階に区分している。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
火災警報器(熱式)	1人	—	—
自動消火器	1人	—	1人
電磁調理器	10人	3人	20人
老人福祉電話	1人	7人	4人
計	13人	10人	25人

(7) 高齢者住宅用火災警報器設置促進事業

消防法の改正により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられた。

逃げ遅れによる火災の被害を未然に防止するため、65歳以上の高齢者のいる世帯に設置費用の一部を助成し、普及促進を図っている。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
新規設置数	22台	40台	691台
総設置数	4,915台	4,893台	4,853台

(8) 緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者などで、心臓疾患等により日常生活に不安のある虚弱な方を対象に、緊急通報装置を設置し、緊急時にすばやく消防署に通報できるよう、システム化を図っている。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
新規設置数	85 台	91 台	116 台
総設置数	947 台	995 台	1,056 台

(9) 家族介護教室

現在高齢者を介護している家族などを対象に、介護方法を習得する高齢者介護講習会などを実施している。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実施日数	9 日	9 日	9 日
実受講者数	38 人	47 人	46 人

(10) 家族介護用品支給事業

介護保険制度の要介護認定で「要介護3・4・5」と判定された寝たきりの高齢者など（本人介護者ともに市民税非課税）を介護している家族に紙おむつなどの介護用品を支給している。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実利用者数	162 人	166 人	149 人

(11) 家族介護者交流事業

現在高齢者を介護している家族を対象に、日帰りのレクリエーションを通じてリフレッシュをしていただくとともに、情報交換や交流を図っている。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
参加者数	41 人	58 人	48 人

(12) 徘徊高齢者家族支援サービス

介護保険制度の要介護認定で「要介護1以上」と判定された徘徊のおそれがある65歳以上の高齢者を介護している家族に、高齢者が徘徊したときに、早期に発見できる専用端末機を貸与している。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実利用者数	25人	23人	23人

(13) 徘徊高齢者発見支援メール事業

市民の方々に、24時間365日態勢の支援システムへメールアドレスを登録していただき、認知症の高齢者が徘徊されたときに、携帯電話やパソコンでの徘徊情報の受信と当該高齢者の発見に役立つ情報提供に協力していただくことにより、早期発見・保護を支援するため実施している。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
登録件数	5件	5件	5件
協力者の登録件数	1,388件	1,273件	1,169件

(14) 高齢者健康体操事業

身近な公園等で自主的な健康体操を通じた健康づくりや仲間づくりができるよう「気功・太極拳」を行っている。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
気功・太極拳実施回数	41回	39回	37回
気功・太極拳参加者数	690人	700人	496人
リーダーの養成	4人	4人	2人

(15) ボランティア養成研修事業

高齢者が培ってきた知識・経験・技術などをいかして社会参加や仲間づくりができるよう、熟年ボランティアを養成する講座を開催している。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
利用者数	31人	22人	39人

(16) ふれあい入浴事業

65歳以上の高齢者が、市内の公衆浴場において、月1回（15日）100円で入浴できる。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
浴場数	16か所	17か所	18か所
延利用者数	16,831人	18,071人	19,107人

(17) 街かどデイハウス支援事業

介護保険制度の要介護認定で「自立」と判定された65歳以上の虚弱、又は軽度の介護が必要な高齢者に、日帰り介護サービスを提供する住民参加型非営利団体などを支援している。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
支援箇所数	2か所	2か所	2か所

(18) 外国人高齢者給付金支給事業

年金制度上の理由により無年金のままになっている外国人高齢者に、月10,000円を支給。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
受給者数	4人	4人	5人

(19) 元気アップ体操塾

介護が必要な状態になることをできる限り予防し、筋力トレーニング、バランストレーニングなどで体力の向上を図る楽しい教室を開いている。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延利用者数	930人	969人	995人

(20) みんなで元気教室

閉じこもりがちな高齢者に対し、集団で体操やレクリエーションを行うなど介護予防を目的とした教室を開いている。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延利用者数	1,978人	2,494人	2,221人

(21) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症等高齢者が、成年後見制度の利用が必要であって、親族等がいな
い場合、本人に代わり市が家庭裁判所に申立てを行う。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実利用者数	3 人	5 人	9 人

(22) 認知症サポーター養成事業

認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポ
ーター）を養成している。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実利用者数	592 人	901 人	743 人

(23) 緊急シェルター事業

虐待等により緊急・一時的に分離等が必要な要援護高齢者に宿泊場所を提供している。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
利用者数	13 人	6 人	5 人
延日数	91 日	62 日	49 日

(24) 元気アップ介護予防ポイント事業

介護予防を目的として、介護保険施設等で簡単な活動を行った高齢者に対し、その実績を基
に交付金を交付している。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
登録者数	557 人	505 人	342 人
受入施設数	103 施設	77 施設	68 施設

(25) 買い物等外出促進事業

居住地の周辺に商業施設がないことや身体上の理由で買い物等が困難である対象者に対し、
閉じこもりの予防等を図るため、移動手段を提供する。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実施地域	2 地区	1 地区	—

5. 生きがい対策

(1) 中央高齢者福祉センター

- ① 目的 高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、各種イベントや講座を実施し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている。
- ② 所在地 寝屋川市成田町3番6号
- ③ 敷地面積 5,392.79㎡
- ④ 延床面積 1,301.32㎡
- ⑤ 設立 昭和45年4月1日(旧館)・昭和50年4月1日(新館)
- ⑥ 構造 鉄筋コンクリート造3階建
- ⑦ 事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供
(ウ) その他目的達成に必要な事業
- ⑧ 年間延利用人数

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
利用人数	66,158人	65,520人	65,949人

(2) 東高齢者福祉センター

- ① 目的 高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、各種イベントや講座を実施し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている。
- ② 所在地 寝屋川市明和一丁目1番30号
- ③ 敷地面積 667.74㎡
- ④ 延床面積 583.75㎡
- ⑤ 設立 昭和52年4月1日
- ⑥ 構造 鉄筋コンクリート造2階建(一部平家建)
- ⑦ 事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供
(ウ) その他目的達成に必要な事業
- ⑧ 年間延利用人数

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
利用人数	21,189人	22,264人	20,366人

(3) 太秦高齢者福祉センター

- ① 目的 高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、各種イベントや講座を実施し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている。
- ② 所在地 寝屋川市太秦元町 14 番 22 号
- ③ 敷地面積 333.48 m²
- ④ 延床面積 238.30 m²
- ⑤ 設立 昭和 56 年 4 月 1 日
- ⑥ 構造 鉄骨造 2 階建
- ⑦ 事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供
- ⑧ 年間延利用人数

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
利用人数	5,310 人	4,899 人	5,408 人

(4) 西高齢者福祉センター

- ① 目的 高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、各種イベントや講座を実施し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている。
- ② 所在地 寝屋川市池田西町 28 番 22 号
- ③ 敷地面積 1,750.30 m² (保健福祉センター及び西高齢者福祉センター)
- ④ 延床面積 6 階 1,190.01 m² PH1 階 328.25 m²
- ⑤ 設立 平成 10 年 4 月 1 日
- ⑥ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下 1 階地上 6 階 PH 2 階
- ⑦ 事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業
又はそのために必要な便宜の提供
(ウ) 健康づくり事業 (温水プール開放)
(エ) その他目的達成に必要な事業
- ⑧ 年間延利用人数

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
利用人数	83,426 人	84,441 人	82,138 人

(5) 「いきいき教室」

- ① 目的 地域の高齢者に文化的・教養的活動の場及び児童との世代間交流の場を提供し、高齢者福祉の増進を図ることを目的としている。
- ② 所在地 寝屋川市黒原橘町 30 番 1 号 和光小学校内（余裕教室の活用）
寝屋川市堀溝三丁目 10 番 20 号 萱島市民センター堀溝サービス窓口
寝屋川市池田西町 24 番 5 号 池の里市民交流センター内（平成 18 年 9 月開所）
寝屋川市明德一丁目 1 番 1 号 旧明德小学校内（平成 19 年 4 月開所）
- ③ 事業内容 児童との交流会、高齢者の健康教室、相談、文化教室、趣味活動、ビデオ鑑賞、老人クラブ合同会議等
- ④ 運営 地元の運営協議会等が運営している。
- ⑤ 年間延利用人数

区分	年度					
	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
利用人員	和光	1,966 人	和光	1,988 人	和光	1,258 人
	堀溝	4,477 人	堀溝	3,742 人	堀溝	3,463 人
	池の里	1,304 人	池の里	1,363 人	池の里	1,419 人
	明德	2,009 人	明德	2,695 人	明德	2,102 人

(6) ゲートボール場

ゲートボール場を整備し、昭和 57 年度より高齢者の健康増進、相互の親睦及び交流を図っている。平成 25 年度末現在 14 か所 16 コート設置している。

6. 施設福祉対策

(老人ホーム措置状況)

65 歳以上の高齢者で、身体的、精神的、環境的事情により在宅で日常生活を送ることが困難な方を老人ホームに措置している。

区分	年度				
	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度
養	措置施設数	13 施設	15 施設	17 施設	
護	措置人数	26 人	32 人	40 人	

介護保険制度

1. 概要

我が国は、既に本格的な高齢社会を迎えているが、今後も総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は急速に増加し、超高齢社会が到来することが予測されている。

こうした中、介護問題は高齢期の生活における最大の不安要因となり、真に介護を必要とする人のために、必要な介護サービスを提供し、社会全体で介護を支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成12年4月からスタートした。

また、平成24年4月からは、「地域包括ケア」の実現のため、認知症支援策の充実、在宅医療の推進、高齢者に相応しい住まいの計画的な整備、生活支援サービスの充実を目指している。

2. 居宅サービス

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や家事の援助を行っている。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実利用者数	5,218人	4,976人	4,154人
延利用回数	733,326回	692,353回	578,624回

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行っている。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実利用者数	117人	130人	95人
延利用回数	3,698回	3,377回	2,806回

(3) 訪問看護

看護師等が家庭を訪問して、看護を行っている。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実利用者数	1,374人	1,204人	986人
延利用回数	112,689回	9,633回	48,155回

(4) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問して、必要なりハビリテーションを行っている。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実利用者数	95人	130人	162人
延利用回数	7,391回	9,633回	12,167回

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行っている。

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実利用者数	1,594 人	1,409 人	1,146 人
延利用回数	58,135 回	47,503 回	36,096 回

(6) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴、食事の提供、機能訓練等を行っている。

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実利用者数	4,033 人	3,838 人	3,251 人
延利用回数	269,651 回	257,124 回	218,477 回

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設、病院等で必要なりハビリテーションを行っている。

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実利用者数	1,158 人	1,161 人	1,068 人
延利用回数	77,737 回	78,368 回	75,547 回

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、食事等の介護や必要な機能訓練等を行っている。

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実利用者数	790 人	758 人	737 人
延利用日数	37,362 日	39,483 日	38,632 日

(9) 短期入所療養介護（ショートステイ）

老人保健施設、病院等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護や必要な機能訓練等を行っている。

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実利用者数	165 人	117 人	101 人
延利用日数	4,527 日	3,197 日	3,498 日

(10) 福祉用具の貸与及び購入費の支給

車椅子や特殊寝台などの福祉用具について貸与を行うほか、貸与になじまない腰掛便座や特殊尿器などについて購入費の支給を行っている。

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
貸 与	4,549 件	3,580 件	3,573 件
購 入	992 件	1,011 件	945 件

(11) 住宅改修費の支給

手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用を支給している。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
住宅改修	1,006件	1,066件	977件

(12) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のため介護を必要とする方の共同生活（5～9人）を通し生活介護を行っている。

※要支援1の方は利用できない。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延利用者数	3,305人	3,142人	2,814人
延利用日数	97,253日	92,843日	82,529日

(13) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）

有料老人ホーム、ケアハウス等に入所している要介護者等について、その施設において提供されている介護等も介護保険の対象としている。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延利用者数	4,102人	3,693人	3,797人
延利用日数	120,444日	114,514日	109,403日

3. 施設サービス

※要支援の方は利用できない。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常に介護が必要で、居宅での介護が困難な場合に入所。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延利用者数	9,297人	8,841人	8,244人
延利用日数	271,098日	260,784日	241,609日

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し家庭に戻れるように機能回復訓練や看護・介護を必要とする場合に入所。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延利用者数	5,053人	4,533人	4,690人
延利用日数	135,082日	128,706日	130,468日

(3) 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

長期の療養を必要とする場合に入院。

	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延利用者数	611人	565人	617人
延利用日数	17,974日	16,652日	17,645日

児 童 ・ 母 子 福 祉

1. 保育所の入所基準

児童の保護者のいずれもが次のいずれかに該当することにより、児童を保育できない場合であって、かつ、同居の親族が児童を保育できないと認められる場合、保育の実施を行う。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

2. 保育所

(1) 公立保育所

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

保育所名	開所年月	面積 (㎡)		定数	入所児数 (人)			職員数 (保育士)
		敷地	建物		3歳未満	3歳以上	合計	
さくら	S45. 4	1, 906. 0	792. 8	120	31	60	91	14
たんぼぼ	S52. 4	5, 738. 0	1, 628. 5	120	49	66	115	23
さつき	S47. 6	2, 000. 9	878. 6	150	53	84	137	21
さざんか	S49. 11	2, 108. 7	977. 8	150	61	89	150	22
コスモス	S50. 6	1, 113. 0	607. 1	90	36	55	91	16
ひなぎく	S50. 12	1, 355. 7	898. 1	120	28	63	91	14
あざみ	S54. 5	2, 216. 0	1, 092. 1	120	43	67	110	19
合 計		16, 438. 3	6, 875. 0	870	301	484	785	129

※管外受託（市外に住民票のある児童を市内の保育所（園）で保育すること）を除く。

(2) 私立保育所

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

保 育 所 名	開所 年月	面積 (m ²)		定数	入所児数 (人)			職員数 (保育士)
		敷 地	建 物		3歳未満	3歳以上	合計	
豊野	S23. 7	544. 0	450. 6	70	30	41	71	13
寝屋川東	S26. 8	825. 1	566. 8	90	36	56	92	18
常盤学園	S35. 5	815. 0	396. 8	60	27	28	55	13
太陽	S48. 1	716. 7	662. 6	60	27	36	63	12
本町	S48. 4	1, 770. 5	738. 4	100	48	66	114	22
国松	S50. 6	687. 5	237. 5	30	26	8	34	10
寝屋川めぐみ	S50. 7	731. 0	888. 2	90	38	63	101	18
寝屋川なかよし	S51. 4	1, 262. 2	851. 4	90	49	60	109	19
明德	"	1, 900. 0	719. 7	90	35	61	96	16
仁和寺	"	1, 235. 6	579. 8	60	27	33	60	11
池田	S52. 4	957. 7	1, 066. 0	90	47	55	102	18
桜木	"	1, 082. 2	530. 2	60	30	40	70	13
きんもくせい	"	1, 905. 4	965. 2	70	46	50	96	17
アカシヤ	S53. 4	1, 066. 8	909. 8	90	42	52	94	15
ゆりかご	S54. 4	792. 0	555. 4	70	40	49	89	20
こまどり	"	1, 299. 9	491. 0	90	42	61	103	17
打上	S55. 4	2, 143. 8	791. 1	90	43	59	102	14
神田	"	854. 5	719. 0	90	44	49	93	17
エルミン	"	518. 4	463. 9	60	28	32	60	13
第3きんもくせい	S56. 4	1, 199. 4	782. 3	60	29	43	72	13
寝屋	S57. 4	1, 067. 8	473. 9	60	26	41	67	13
石津	"	989. 2	833. 8	120	51	73	124	16
第2アカシヤ	S59. 4	901. 2	533. 4	60	31	42	73	12
第2寝屋川なかよし	S61. 4	1, 262. 2	373. 5	45	16	26	42	10
こっこ	H17. 5	456. 6	602. 8	60	25	38	63	13
あやめ	H18. 4	2, 038. 0	799. 9	150	57	74	131	17
かえで	H20. 4	2, 007. 2	959. 6	150	48	62	110	20
ひまわり	H20. 4	1, 815. 5	1, 051. 0	150	55	85	140	22
たちばな	H22. 4	2, 194. 0	1, 184. 6	150	60	78	138	23
なでしこ	H22. 4	2, 459. 7	845. 2	150	60	88	148	22
しらゆり	H23. 4	2, 020. 3	996. 1	120	59	77	136	21
すずらん	H23. 4	1, 989. 4	1, 009. 5	150	59	73	132	21
大阪聖母	H24. 4	2, 956. 3	962. 7	90	44	58	102	22
もくれん	H25. 4	1, 099. 4	652. 0	90	33	62	95	15
池田すみれこども園	H26. 4	1, 295. 2	642. 0	150	49	77	126	20
合 計		46, 859. 7	25, 285. 7	3, 205	1, 407	1, 896	3, 303	576

※保育士数は、施設長を除く民間施設給与等改善費対象者数（1日6時間かつ月20日以上勤務）

※管外受託（市外に住民票のある児童を市内の保育所（園）で保育すること）を除く。

3. 階層別保育所児童数

(各年度4月1日現在)

年度 階層	平成 26 年度		平成 25 年度	
	公立	私立	公立	私立
A	49	138	80	116
B1	78	235	77	221
B2	104	315	122	309
C1	6	59	14	50
C2	7	37	13	42
C3	45	210	56	180
D1	7	20	12	26
D2	30	104	37	99
D3	22	118	44	133
D4	72	287	72	285
D5	41	151	52	156
D6	55	219	62	219
D7	49	207	59	191
D8	42	202	54	161
D9	45	217	43	197
D10	53	239	62	230
D11	10	140	20	124
D12	12	102	13	73
D13	13	123	15	120
D14	6	44	8	51
D15	4	40	6	33
D16	35	96	21	65
合 計	785	3,303	942	3,081

※管外受託（市外に住民票のある児童を市内の保育所（園）で保育すること）を除く。

4. 保育料

保育料徴収基準額表

区 分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）等	0	0	0
B1	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0
B2	母子・父子世帯、障害者世帯及びその他の世帯	0	0	0
	一般世帯（上記以外の世帯をいう。以下同じ。）	2,100	1,400	1,400
		1,050	700	700
		0	0	0
C1	前年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税世帯	8,400	4,900	4,900
		4,200	2,450	2,450
		0	0	0
C2	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満の世帯	10,700	7,400	7,400
		5,350	3,700	3,700
		0	0	0
C3	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上の世帯	12,300	8,700	8,700
		6,150	4,350	4,350
		0	0	0
D1	前年分の所得税課税額が2,000円未満である世帯	13,500	10,200	10,200
		6,750	5,100	5,100
		0	0	0
D2	前年分の所得税課税額が2,000円以上 9,000円未満	14,800	11,300	11,300
		7,400	5,650	5,650
		0	0	0
D3	前年分の所得税課税額が9,000円以上 17,000円未満	15,900	12,400	12,400
		7,950	6,200	6,200
		0	0	0
D4	前年分の所得税課税額が17,000円以上 34,000円未満	19,900	16,700	16,700
		9,950	8,350	8,350
		0	0	0
D5	前年分の所得税課税額が34,000円以上 45,000円未満	25,900	21,800	21,800
		12,950	10,900	10,900
		0	0	0
D6	前年分の所得税課税額が45,000円以上 62,000円未満	30,200	26,500	22,300
		15,100	13,250	11,150
		0	0	0
D7	前年分の所得税課税額が62,000円以上 78,000円未満	35,400	27,100	22,900
		17,700	13,550	11,450
		0	0	0
D8	前年分の所得税課税額が78,000円以上 95,000円未満	39,000	28,000	23,600
		19,500	14,000	11,800
		0	0	0

区 分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
D9	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯	95,000円以上 125,000円未満	42,000 21,000 0	28,600 14,300 0	24,200 12,100 0
D10		125,000円以上 169,000円未満	45,200 22,600 0	30,800 15,400 0	26,000 13,000 0
D11		169,000円以上 203,000円未満	47,400 23,700 0	30,800 15,400 0	26,000 13,000 0
D12		203,000円以上 236,000円未満	49,600 24,800 0	30,800 15,400 0	26,000 13,000 0
D13		236,000円以上 347,000円未満	51,800 25,900 0	32,300 16,150 0	27,200 13,600 0
D14		347,000円以上 469,000円未満	54,400 27,200 0	32,300 16,150 0	27,200 13,600 0
D15		469,000円以上 735,000円未満	59,000 29,500 0	33,100 16,550 0	27,900 13,950 0
D16		735,000円以上	62,600 31,300 0	33,900 16,950 0	28,500 14,250 0

5. 各種手当制度

種類	対 象 者	給 付 金 額	対象者数
児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの児童（中学校修了前の児童）を養育している者 ※所得制限あり 限度額以上の者は特例給付	児童1人につき月額 0～3歳未満 15,000円 3歳～6年生（1子・2子）10,000円 （3子以降）15,000円 中学生 10,000円 特例給付（0歳～中学生）5,000円	受給者数 18,671世帯 対象児童数 30,371人 （26年2月末現在）
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育し、かつ以下に該当する者 ・母子家庭または父子家庭 ・父または母に重度の障害がある ・父母のいない児童を養育している ※所得制限あり	1子目 全部支給 月額41,020円 一部支給 所得に応じて 月額41,010円～9,680円 2子目 5,000円加算 3子目以降 3,000円加算	受給者数 2,881人 （26年3月末現在）
特別児童扶養手当	精神又は身体に中度以上の障害を有している20歳未満の児童を養育する所得限度額未満の者	児童1人につき 重度（1級）月額49,900円 中度（2級）月額33,230円	受給資格者数 592人 （26年3月末現在）

6. 家庭児童相談室（総合センター内）

室名	面積 (㎡)	定員	相談件数			事業内容
			25年度	24年度	23年度	
家庭児童 相談室	68.74	—	15,871 (うち虐待 対応 10,419)	15,970 (うち虐待 対応 11,305)	15,022 (うち虐待 対応 11,075)	子どもの性格や生活習慣、子育て、親子関係、発達やことばの遅れ、保育所・幼稚園・学校での生活、心身の障害など18歳未満の児童に関する相談に対応。平成17年4月より児童虐待に関する相談や通告にも対応。

7. こどもセンター（おやこほっとステーション）

(1) 目的

0歳児から小学校就学前の子ども及びその保護者を対象に子育て支援の充実を図り、関係機関、団体との連携を進め、地域子育て支援拠点としての活動を行う。育児中の保護者と子どもに交流の場を提供し、様々な遊びの広場等を実施する。

(2) 所在地 寝屋川市八坂町28番13号

(3) 敷地面積 722.6㎡

(4) 建築面積 890.3㎡

(5) 開設 平成13年11月28日

(6) 構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

(7) 事業内容

- ① 子育てに関する相談、情報の収集、提供
- ② 保護者と子どもが遊び、保護者同士の交流ができる場所の提供
- ③ 保護者向けの講座、講演会の開催
- ④ 関係機関、団体との相互連携の促進
- ⑤ 育児サークル等の活動の育成、支援
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業の実施

(8) 延利用人員（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

利用人員 69,166人

ファミリー・サポート・センター登録会員 867人

8. その他の地域子育て支援拠点

上記のこどもセンター（おやこほっとステーション）の他、以下の地域子育て支援拠点で、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供、講習等を行う。

名 称	所 在 地	開設年月
寝屋川めぐみ保育園子育て支援センター	緑町13番20号	平成5年1月開設
たんぼぼ保育所子育て支援センター	打上南町2番1号	平成11年6月開設
あやめ保育園子育て支援センター	萱島南町12番3号	平成20年4月開設
つどいの広場「ゆう」	三井が丘三丁目7番3号	平成20年10月開設
つどいの広場「そら」	高柳六丁目13番5号	平成20年10月開設
大阪聖母保育園子育て支援センター	東香里園町9番6号	平成24年4月開設
きんもくせい保育園子育て支援センター	木屋町6番3号	平成24年5月開設
つどいの広場「きしゃぼっぼ」	萱島信和町13番1-103号	平成25年10月開設
つどいの広場「はる」	葛原新町14番1-103号	平成25年10月開設
池田すみれこども園子育て支援センター	池田一丁目20番15号	平成26年10月開設
つどいの広場「こころ」	木田町18番1-101号	平成26年10月開設

障害者（児）福祉

1. 障害者自立支援制度

障害者の福祉施策は、平成 15 年度からノーマライゼーションの理念に基づき、利用者が自らサービスを選択し契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入されたが、障害者のサービス利用が居宅サービスを中心に拡大し、その一方で、身体障害・知的障害・精神障害の障害種別ごとにサービスが提供されており、施設や事業体系が分かりにくい等制度面で様々な課題や問題点が生じた。

こうした課題等を解決し、障害の種別にかかわらず、障害のある人の地域における自立した生活を支援するため、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が制定された。その後、サービスを充実し一層の推進を図るとともに、利用者負担のあり方の見直し等が行われ平成 24 年 6 月に「障害者総合支援法」が制定され、平成 25 年 4 月から施行された。

障害者総合支援法に基づくサービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護や行動援護等のサービスを行う「介護給付」、自立訓練、就労移行支援や就労継続支援等を行う「訓練等給付」、更生医療等の「自立支援医療」及び「補装具」等の『自立支援給付』と、相談支援、コミュニケーション支援、移動支援や日常生活用具の給付等を行う『地域生活支援事業』があり、これらによる総合的な自立支援システムが構成されている。平成 25 年 4 月施行に当たって、障害者の定義に難病等が追加されるとともに、平成 26 年 4 月 1 日から障害支援区分の創設や重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されている。制度を利用するには、障害福祉室で申請手続きを行い、障害支援区分の認定、支給決定等を受けた上で、指定事業者・施設等でのサービス利用や指定医療機関を受診することとなっている。

また、本市が設置している障害者（児）福祉施設として、すばる・北斗福祉作業所、あかつき園・ひばり園・第 2 ひばり園、東障害福祉センターがある。また、市立総合センター内に児童デイサービスセンター（どんぐり教室）、身体障害者福祉センター、知的障害者福祉センターを設置している。

平成 23 年 8 月に、障害者の基本的人権をうたった「障害者基本法」が改正され、平成 25 年 6 月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が公布され、国において全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための基本方針が制定されることとなっている。その周知のために約 3 年間の準備期間を経て平成 28 年 4 月から施行される。

2. 障害者に対する長期的な計画

平成 10 年 6 月に障害者基本法に基づく「寝屋川市障害者長期計画」を策定し、「人間性の尊重に基づく、ノーマライゼーションの社会づくり」を基本理念に、行政だけではなく、市民、企業、当事者団体等が行う全ての取組において、長期的かつ総合的な視点にたって施策を推進してきた。平成 20 年 3 月に、新たな障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第 2 次計画）」を策定し、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念に、障害者施策の推進に取り組んでいる。

また、障害者長期計画とも連動して障害者支援を総合的かつ計画的に推進していくために、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づき、国の施策動向や地域のニーズをふまえつつ、必要となるサービスの見込量と確保のための方策を明記した「寝屋川市障害福祉計画（第 1 期計画）〔平成 18～20 年度〕」を平成 19 年 3 月に、「同（第 2 期計画）〔平成 21 年～23 年度〕」を平成 21 年 3 月に、さらに「同（第 3 期計画）〔平成 24 年～26 年度〕」を平成 24 年

3月に策定し、施策を推進している。

平成26年度は、国の障害者制度改革の新たな考え方や、本市が目指すまちづくりの方向性をふまえて、「障害福祉計画(第4期計画)[平成27年度～平成29年度]」を策定していく。

3. 障害者手帳交付状況

(1) 身体障害者手帳

(障害別)

(毎年3月31日現在、単位：人)

年 度 \ 障 害	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	合 計
平成25年度	549	903	104	5,060	2,518	9,134
平成24年度	531	858	98	4,777	2,237	8,591
平成23年度	543	843	92	4,691	2,334	8,501

(等級別)

年 度 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
平成25年度	2,634	1,483	1,595	2,312	536	574	9,134
平成24年度	2,471	1,419	1,497	2,155	503	546	8,591
平成23年度	2,449	1,439	1,474	2,115	500	524	8,501

(2) 療育手帳

(毎年3月31日現在、単位：人)

年 度 \ 等 級	A	B 1	B 2	合 計
平成25年度	939	418	628	1,985
平成24年度	825	377	527	1,729
平成23年度	800	379	491	1,670

(3) 精神保健福祉手帳

(毎年3月31日現在、単位：人)

年 度 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	合 計
平成25年度	164	905	228	1,297
平成24年度	167	896	191	1,254
平成23年度	166	816	187	1,169

4. 特別障害者手当等支給状況

(単位：人、円)

区 分 \ 年 度	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
	延人数	金 額	延人数	金 額	延人数	金 額
障害児福祉手当	1,756	25,017,280	1,787	25,533,460	1,824	26,153,120
特別障害者手当	4,586	120,155,840	4,663	122,512,620	4,731	124,692,840
福 祉 手 当 (経過措置)	168	2,393,840	189	2,700,520	202	2,896,360
計	6,510	147,566,960	6,639	150,746,600	6,757	153,742,320

5. 自立支援給付事業

平成 18 年 10 月より、自立支援給付事業は介護給付事業、訓練等給付事業等からなり、障害の種別にかかわらず必要なサービスが利用できるようサービス利用の仕組みが統一された。日中活動と住まいの場の組合せなど利用者一人ひとりの個別支援計画に基づき利用目的になったサービスの選択が可能になった。

(1) 介護給付費

主に障害者が自立生活を営む上で必要な、介護の部分を支援している。

① 居宅介護

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ、食事、通院等の介護等を行っている。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者につき、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行っている。

③ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、居宅介護等複数のサービスを包括的に行っている。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行っている。

⑤ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行っている。

⑥ 短期入所

居宅においてその介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行っている。

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者であって、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしている。

⑧ 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供している。

⑨ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行っている。

- ⑩ 共同生活介護（平成26年4月より共同生活援助に統合）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行っている。

- (2) 訓練等給付費等
主に障害者が自立生活を営む上で必要な、訓練の部分を支援している。
 - ① 共同生活援助
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行っている。
 - ② 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行っている。
 - ③ 就労移行支援
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。
 - ④ 就労継続支援
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。

- (3) 地域相談支援給付費等
 - ① 地域移行支援
障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保や生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
 - ② 地域定着支援
居宅において、単身等の状況で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害者の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他便宜を行う。

- (4) 計画相談支援給付費
 - ① 計画相談支援・障害児相談支援
障害者（児）等が利用するサービスについて計画案を作成し、支給決定等の内容を反映したサービス利用計画の作成を行う。

- (5) 障害児通所給付費等
これまでの障害児通園施設、児童デイサービスについて、障害種別ごとに分かれていた施設体系を通所支援として一元化するとともに、新たに学齢期における支援の充実を図るための放課後等デイサービス、保育所等を訪問し専門的な支援を行うための保育所等訪問支援が創設された。

自立支援給付事業等状況

区 分		年 度		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
		実利用者数	利用時間数			
介 護 給 付 費	1 居宅介護	実利用者数	495人	465人	463人	
		利用時間数	110,783時間	106,413時間	110,908.5時間	
	2 重度訪問介護	実利用者数	64人	59人	47人	
		利用時間数	77,743.5時間	56,298.5時間	44,983時間	
	3 重度障害者等 包括支援	実利用者数	7人	7人	6人	
		利用時間数	14,865.5時間	14,349.5時間	13,089時間	
	4 行動援護	実利用者数	13人	12人	12人	
		利用時間数	4,032時間	3,471.5時間	4,305.5時間	
	5 同行援護	実利用者数	85人	80人	75人	
		利用時間数	23,045.5時間	22,377.5時間	9,032時間	
6 短期入所	実利用者数	193人	155人	149人		
	延利用日数	6,248日	4,565日	5,067日		
7 療養介護	実利用者数	22人	21人	3人		
	延利用日数	7,988日	6,902日	1,006日		
8 生活介護	実利用者数	565人	526人	464人		
	延利用回数	122,362回	113,547回	93,668回		
9 施設入所支援		147人	150人	127人		
10 共同生活介護	利用者数	172人	144人	133人		
訓 練 等 給 付 費	11 共同生活援助	利用者数	5人	6人	6人	
	12 自立訓練		48人	55人	18人	
	13 就労移行支援		105人	104人	87人	
	14 就労継続支援 (A・B型)		380人	369人	323人	
計 相	15 計画相談支援		145人	61人	—	
地 相	16 地域移行支援		7人	9人	—	
	17 地域定着支援		19人	17人	—	
児 相	18 障害児相談支援		118人	0人	—	

区 分		年 度		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
		実利用者数	利用時間数			
障害児通所給付費	19 児童発達支援	実利用者数		275人	171人	—
		利用時間数		15,751日	12,339日	—
	20 医療型児童発達支援	実利用者数		48人	39人	—
		利用時間数		3,539日	2,935日	—
	21 放課後等デイサービス	実利用者数		181人	115人	—
		利用時間数		15,967日	4,768日	—
	22 保育所等訪問支援			18回	0回	0回

※15～22については、制度改正による平成24年度からの新事業

※児童デイサービス、旧法施設支援については、平成23年度で終了となるため表から削除している。

(3) 補装具費給付事業

身体上の障害を補うために給付している。

区 分		年 度		
		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
補 装 具		605 件	687 件	641 件

(4) 自立支援医療給付事業

医療については、精神通院医療、更生医療、育成医療と分かれていたが、平成18年4月より自立支援医療として一本化、支給認定の手續や、利用者負担の仕組みなどを共通化(実施主体については、現行どおり)し、指定医療機関制度などが導入された。

(毎年3月31日現在)

区 分		年 度		
		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
身体分利用者数		297人	325人	300人
精神分利用者数		4,676人	4,650人	4,492人

6. 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようサポートする事業である。いくつかの事業については、地域で生活する障害のある人のニーズをふまえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、平成 18 年 10 月より市が主体となっている。

(1) 日常生活用具給付等事業

日常生活がより円滑に行われるために給付している。

(2) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な重度の身体障害者に対し、移動入浴車で家庭を訪問し、家庭において入浴サービスを行う。

(3) 自動車改造助成事業

上肢・下肢・体幹に障害のある人が、就労などに自動車が必要でハンドル・アクセル・ブレーキ装置などの改造をするとき助成を行う。

(4) コミュニケーション支援事業

聴覚・言語に障害のある人が医療機関等を利用する場合、手話通訳や要約筆記で支援を行っている。

(5) 移動支援事業

単独で外出することが困難な重度の全身性・知的・精神障害者に対し、社会生活上必要な外出、社会参加のための外出等の必要なときに、ガイドヘルパーが移動のための介助、外出先の身辺の介助をしている。

(6) 日中一時支援事業

介護者や保護者が疾病等の理由により家庭において介護ができなくなった時、一時的に障害者が施設を利用して過ごすことができるサービスで、介護者等の支援を行う。なお、旧のショートステイの日帰り利用に当たる。

区 分 \ 年 度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
日常生活用具給付等事業	5,613 件	5,463 件	5,609 件
訪問入浴サービス事業	延 192 回	延 224 回	延 230 回
自動車改造助成事業	2 件	0 件	2 件
コミュニケーション支援事業	延 413 回	延 370 回	延 431 回
移動支援事業	81,814.82 時間	79,412.40 時間	91,408.08 時間
日中一時支援事業	延 3,971 回	延 5,003 回	延 4,315 回

7. 在宅障害者施策事業

(1) 福祉電話の貸与・緊急通報システムの設置

① 福祉電話

外出困難なひとり暮らしの低所得の重度身体障害者に対し、電話を貸与する。

② 緊急通報システム

福祉電話利用者、または、個人電話所有者で、ひとり暮らしの重度の身体障害者に対し緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

※平成 24 年度末現在、福祉電話設置 (16 台)・緊急通報装置設置 (11 台)

(2) 重度障害者訪問看護利用料助成事業

居宅において療養が必要な重度障害者（児）に対し、訪問看護に係る利用料の一部について助成する。

年度 区分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
延 利 用 人 数	341 人	299 人	230 人

(3) 重度障害者タクシー基本料金助成事業

重度障害者（児）に対して日常生活利便性、社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部（基本料金）を助成する。

年度 区分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
実 利 用 人 数	1473 人	1,435 人	1,421 人
延 利 用 回 数	16,648 回	16,458 回	15,873 回

8. 療育・自立センター

療育・自立センターには、療育部門と自立支援部門がある。

(1) 療育部門

あかつき園は、就学前の肢体不自由児を通園させ、専門医の診察や機能訓練などの療育と日常生活の指導、保育を行っている。また、保護者に家庭における療育について指導・助言している。

ひばり園・第2ひばり園は、就学前の知的障害児を通園させ、専門医の診察、療育と日常生活の指導や保育を行っている。また、保護者に家庭における療育について指導・助言している。

あかつき・ひばり歯科診療所は、上記の園に通園する児童並びに市内に在住する就学前障害児の歯科治療及び口腔衛生管理に関する相談指導を行っている。

あかつき・ひばり療育相談室は、市内に在住する就学前障害児の発達相談、栄養指導、保健指導及び療育相談を行っている。

以上三つの園、歯科診療所及び療育相談室を同一敷地内に併設し、統一運営を行い、本市の就学前障害児の総合的な療育施設として運営している。

① 施設概要

施設名	区分	設立	敷地面積	建物面積
あかつき園 (医療型児童発達支援センター)		S48. 5. 1	1, 050 m ²	344 m ²
ひばり園 (福祉型児童発達支援センター)			1, 215 m ²	398 m ²
第2ひばり園 (福祉型児童発達支援センター)		S55. 7. 1	1, 783 m ²	621 m ²

② 定員等

(各年度3月現在) (単位：人)

施設名	区分	定員	平成25年度	平成24年度	平成23年度
あかつき園		40	42	38	38
ひばり園		40	46	42	40
第2ひばり園		40	48	46	46
あかつき・ひばり 歯科診療所 延治療人数	園児	—	337	385	387
	外来児	—	101	56	78
あかつき・ひばり 療育相談室 延相談人数	外来相談	—	867	858	750
	巡回相談	—	170	158	179

(注) 巡回相談：保育所(園)及び公立幼稚園における発達相談

(2) 自立支援部門

すばる・北斗福祉作業所は、市内に在住する18歳以上の障害者を日々通わせて、障害と発達をふまえて、自立と自活をめざした生活支援及び作業指導を行っている。平成18年4月から、指定管理者(福すばる・北斗)が管理運営している。

また、すばる・北斗福祉作業所は、平成20年10月より、旧体系の身体障害者通所授産施設(すばる福祉作業所)及び知的障害者通所授産施設(北斗福祉作業所)から、障害者自立支援法に規定された生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行う新体系事業所に移行している。

① 施設概要

施設名	区分	設立	敷地面積	建物面積	作業科目
すばる・北斗福祉作業所 (障害者自立支援施設)		S61.4	5,021 m ²	2,041 m ²	軽作業Ⅰ 軽作業Ⅱ 木工 園芸 生活訓練 チャレンジⅠ チャレンジⅡ

② 定員等

(旧体系) (単位:人)

施設名	年度	定員	平成20年度当初
すばる福祉作業所		30	24
北斗福祉作業所		60	56

(新体系) (単位:人)

事業名	年度	定員	平成25年度	平成24年度	平成23年度
生活介護事業		60	61	63	54
就労移行支援事業		10	8	12	8
就労継続支援B型事業		20	23	20	18

※平成20年度は、開始日平成20年10月1日の数字。

9. 東障害福祉センター（いきいき文化センター内）

(1) 目的

身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対して各種の相談に応じ、必要な指導、援護を行い障害者の福祉の向上に資する。

(2) 所在地 寝屋川市明和一丁目13番23号

(3) 設立 昭和55年10月1日開所

(4) 施設内容 地域活動支援センターⅡ型

(5) 事業内容

機能回復訓練、創作的活動、更生相談、スポーツ、レクリエーション、啓発、交流会

(6) 年間延利用人数

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
年間延人数	1,890人	1,947人	2,015人
月平均	158人	162人	168人
1日平均	7.7人	7.9人	8.2人

10. 身体障害者福祉センター（総合センター内）

室名	面積 (㎡)	定員 (人)	延利用者(人)			事業内容
			25年度	24年度	23年度	
身体障害者機能回復訓練室	239.50	10	644	629	403	機能訓練を行うことにより、障害者の身体的ハンディキャップの軽減に努める。
身体障害者作業訓練室	92.40	10	1,204	1,271	1,544	リハビリテーションにより社会的自立の道を進める。
視覚障害者録音室	80.80	—	430	435	435	視覚障害者用録音CD等を作製するための吹込み、編集を行いまた保管貸出しを行う。

11. 知的障害者福祉センター（総合センター内）

室名	面積 (㎡)	定員 (人)	延利用者(人)			事業内容
			25年度	24年度	23年度	
多目的室1・2	110.00	18	2,828	2,633	2,656	知的障害者の生活に関する各種の指導及び相談に関すること、講習会や講演会等の開催を行う。

12. 児童デイサービスセンター（どんぐり教室）

室名	面積 (㎡)	定員 (人)	延利用者(人)			事業内容
			25年度	24年度	23年度	
どんぐり教室	175.95	75	1,892	1,687	2,055	発達段階、興味、特性に応じた遊びを通じての保育訓練、基本的な生活習慣の確立、健康な体力づくりを行う。

※平成20年度までは定員70人、平成21年度から定員75人。

シルバー人材センター

1. 概 要

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、その豊かな経験に基づく能力を発揮し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

所在地	寝屋川市池田西町28番22号 <総合センター内>
開設年月日	昭和58年9月10日
事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。 2. 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。 3. 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 4. 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。 5. 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。 6. その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
会 員	市内に居住する、健康で働く意欲のある概ね60歳以上の者 会員 1,103人（男732人、女371人）平成26年3月31日現在
会 費	1人年額 2,000円

2. 事業実績

(単位：件、人)

職 種	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
	契約件数	就業延人員	契約件数	就業延人員	契約件数	就業延人員
専門技術	2	224	2	176	5	284
技 能	2,044	6,769	2,052	6,682	2,128	7,113
事務整理	26	278	39	445	38	459
施設管理	128	35,381	140	35,293	136	34,324
折衝外交	45	1,622	43	1,429	44	1,408
軽 作 業	2,043	93,817	1,803	88,058	1,701	88,179
サービス	136	2,216	125	3,200	139	3,416
そ の 他	0	0	1	15	0	0
計	4,424	140,307	4,205	135,298	4,191	135,183
派 遣	45	1,700	41	1,548	49	1,983
合 計	4,469	142,007	4,246	136,846	4,240	137,166

社会福祉協議会

本市社会福祉協議会は、昭和27年に設立後、昭和43年4月に社会福祉法人として認可を受け、住民ニーズに対応できる組織として充実・強化を図ってきた。平成12年施行の「社会福祉法」で社会福祉協議会は「地域福祉推進の中核的組織」と位置付けられた。

現在、校区福祉委員会をはじめ、組織構成会員として市政協力委員自治推進協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設及び各種関係機関・団体など137の組織の参画を得て、地域福祉を推進するため各種事業に取り組んでいる。

近年、急速な少子高齢化の進展により社会的孤立への対応など、新たな課題への取組が求められており、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう様々な活動を行っている。

(1) 校区福祉委員会活動

各地域の状況に応じた地域福祉活動を進めていくために、おおむね小学校区単位に、自治会、民生委員・児童委員をはじめ、PTAや老人クラブ、子ども会など地域の各種団体が中心となって組織されている。

誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくため、小地域ネットワーク活動をはじめ、福祉まつりや世代間交流などの各種交流事業等、きめ細かい活動を展開している。

(校区福祉委員会の状況)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
校区福祉委員会数	23	23	23
校区福祉委員数	1,384	1,372	1,394

※小地域ネットワーク活動の内容

校区福祉委員会では、地域のひとり暮らし高齢者から小さな子どもまで、だれもが安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を進めており、「個別援助活動」や「グループ援助活動」をはじめ、地域住民からのニーズに対応した活動を行っている。

(個別援助活動の状況)

年度 区分		平成25年度	平成24年度	平成23年度
見守り活動	見守り対象者数	5,013	4,694	4,626
	見守り協力員数	1,026	1,004	945
個別支援活動	支援件数	60	69	56

(グループ援助活動の状況)

区 分		年 度		平成25年度	平成24年度	平成23年度
		実施回数	延参加者数			
グ ル ー プ 援 助 活 動	ふれあいサロン	実施回数		923	1,041	1,059
	会食会・交流会	延参加者数		28,436	30,598	28,668
	地域ミニデイ サービス	実施回数		51	50	23
		延参加者数		1,391	1,355	246
	子育てサロン	実施回数		347	308	211
		延参加者数		5,580	7,195	5,255

(2) まちかど福祉相談所拡充事業

① まちかど福祉相談所事業

平成18年度より、順次市内6エリアに「まちかど福祉相談所」を設置し、相談員及びコミュニティソーシャルワーカーを配置し、身近な地域で住民の持つ様々な福祉課題の解決・改善を図っている。

(相談件数)

年 度		平成25年度	平成24年度	平成23年度
区 分				
延相談件数		1,144	1,037	863

② まちかど福祉相談所拡充事業

まちかど福祉相談所の充実発展を目指すとともに、各校区福祉委員会で個別福祉ニーズを把握・発見する機能を高めていく事業に取り組んでいる。

また、出張相談の実施や出張相談に向けた話し合いが行われた。

③ 緊急時安否確認(かぎ預かり)事業

ひとり暮らし高齢者の孤立死を予防することを目的に、事前に預かった鍵を使用し安否確認を行う仕組み。平成24年度から東北コミセンエリアの4校区福祉委員会と社会福祉法人東和福祉会と協力して実施し、平成26年度から市内全域で、21の協力施設と校区福祉委員会等が連携・協働している。

(利用状況)

区 分		年 度		平成25年度	平成24年度
		国松緑丘	第五	三井	明德・宇谷
利用者数	国松緑丘			9	6
	第五			20	17
	三井			52	35
	明德・宇谷			12	11
計				93	69

(緊急対応件数)

区 分		年 度	
		平成25年度	平成24年度
対応件数	国松緑丘	—	—
	第五	1	2
	三井	6	1
	明德・宇谷	—	—
計		7	3

(3) 福祉総合相談事業

福祉や介護のことなど、様々な相談に応じ、各種社会資源の有効活用及び関係機関・団体などと連携し、相談の解決・改善を図っている。

(相談状況)

区 分		年 度		
		平成25年度	平成24年度	平成23年度
相談件数		15,158	13,930	13,332

(4) 献血推進事業

傷病で血液を必要としている方のために、大阪府赤十字血液センターと連携して校区福祉委員会、市内各団体、事業所の協力のもと献血活動の推進に取り組んでいる。

(実施状況)

区 分		年 度		
		平成25年度	平成24年度	平成23年度
献血実施回数		96	112	102
採血数(人)		3,378	3,714	3,525

(5) 善意銀行事業

市民一人ひとりから寄せられた善意の金銭や物品を預かり、これらを必要とされる福祉団体や施設、個人などに払出しを行っている。

(預託状況)

区 分		年 度		
		平成25年度	平成24年度	平成23年度
金銭預託件数		3	6	6
預託金額(円)		69,855	50,082,792	150,000
物品預託件数		21	35	37

(6) 生活福祉資金貸付事業

① 福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金

低所得者、高齢者、障害者等の世帯を対象に、生業や療養、修学等に必要な資金の貸付を行っている。

また、低所得の高齢者世帯へ不動産を担保に生活資金の貸付を行っている。

(貸付状況)

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
貸付件数	44	42	32
貸付金額 (円)	24,912,000	61,950,000	35,490,400

② 総合支援資金・臨時特例つなぎ資金

リストラなどやむを得ない事情により生計中心者が失業した世帯に対し、再就職が決まるまでの間の生活資金の貸付を行うことにより、世帯の自立を支援している。平成21年10月にそれまでの離職者支援資金の貸付条件を緩和し総合支援資金制度が、また、住まいと仕事を失った失業者の当座の生活費として臨時特例つなぎ資金貸付制度が始まった。

(貸付状況)

区 分		年 度		
		平成25年度	平成24年度	平成23年度
総合支援資金	貸付件数	5	13	25
	貸付金額 (円)	3,540,000	120,304,040	21,537,715
臨時特例つなぎ資金	貸付件数	0	4	5
	貸付金額 (円)	0	380,000	380,000

③ 小口生活資金

傷病、又は生計中心者の賃金遅配・未払等により、一時的に著しい生活困窮になった世帯に10万円以内(単身世帯は5万円以内)の必要な金額の貸付を行っている。

(貸付状況)

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
貸付件数	3	7	17
貸付金額 (円)	200,000	600,000	1,420,000

(7) 生活緊急支援金給付事業

生活に困窮し緊急の支援が必要となった世帯に対し、支援金の給付と相談援助等の支援を行っている。

(給付実績)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
給付件数	78	104	39
給付金額(円)	989,200	1,869,300	965,000

(8) 歳末たすけあい運動事業

毎年12月1日から自治会、関係機関などの協力を得て実施。歳末たすけあい運動での募金は、福祉団体への助成や地域福祉活動に対する配分として活用している。

(募金実績)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
募金額(円)	13,915,759	14,050,621	14,408,751

(9) ひとり暮らし高齢者調査の実施

校区福祉委員会と民生委員・児童委員協議会との共催で、65歳以上でひとり暮らしをされている人の調査を行っている。

(高齢者数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
ひとり暮らし高齢者数	7,180	6,945	6,490

(10) 当事者組織支援事業

① ひとり暮らし高齢者の会への支援

ひとり暮らしの高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ひとり暮らしであることから生じる不安や悩みなどを、同じひとり暮らしという立場の人同士で話し合い、会員相互の助け合いや関係機関・団体への働きかけなどを通じて、ひとり暮らし高齢者の福祉の向上を目指している。

ひとり暮らし高齢者の会は、おおむね小学校区ごとに組織されるとともに、全体の連絡会も組織され、リーダー研修会や演芸ゆめまつりなどの取組を行っている。

(会の状況)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
会数	23	23	23
会員数	885	942	950

② 老人介護者家族の会への支援

在宅の重度の要介護高齢者を介護している家族が一人で悩むことなく、「家庭で安心して介護が続けられるように」と、老人介護者家族の会では、市内をコミセン単位に6地区に分け、地区ごとの取組を深めたり、介護経験をいかした手作り介護用品の製作、販売及び介護者だよりを発行するなど様々な活動に取り組んでいる。

(会の状況)

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
正会員数	62	55	56
準会員数	95	104	123
賛助会員数	58	59	73

※準会員 市内在住の老人介護経験者や老人介護問題に関心のある者など、会の趣旨に賛同し、活動参加を希望する者

※賛助会員 会の趣旨に賛同し、側面的に会活動を支援する個人及び団体

(1) 福祉有償運送事業

① 移送サービス事業

公共交通機関による移動が困難な高齢者や障害者の方を対象に、ボランティアグループの協力を得て、リフト付車両による移送サービスを行っている。

(利用状況)

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実施件数	2,853	2,484	2,157
延走行距離 (km)	63,173	56,023	50,246
延活動ボランティア数	1,941	1,726	1,359

② 高齢者外出援助サービス事業

公共交通機関による移動が困難な高齢者等を対象に、市内6地区の運営委員会がリフト付き車両により外出を援助している。

(利用状況)

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実施件数	2,995	3,004	2,887
延走行距離 (km)	43,130	45,004	41,846
延活動ボランティア数	4,997	4,818	4,857

(12) 車椅子貸出し事業

けがや病気などで急に車椅子が必要になった方や、旅行や帰省などで一時的に車椅子を必要とされる方に対し、最高6か月間車椅子の貸出しを行っている（介護保険要介護2～5の認定者は除く）。

(貸出し状況)

年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
貸出し件数	278	290	275

(13) 元気アップ介護予防ポイント事業

65歳以上の高齢者（介護保険第1号被保険者）が、社会参加活動を通じ自身の介護予防と地域の介護力を高めることを目的に、市内高齢者施設、障害者施設及び児童施設で入所者との話し相手やレクリエーション支援、各種作業の手伝い等を行い、その活動実績に応じてポイントを付与し、ポイント転換交付金（年10,000円限度）を交付している。

(登録状況等)

年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
サポーター受入登録施設数	103	77	68
サポーター登録人数	557	505	342
交付金交付人数	222	209	141

(14) ボランティアセンター事業

市民による自主的・主体的なボランティア活動を推進するため、ボランティア育成研修会の開催及び市民のニーズに対応したボランティア活動の需給調整などを行っている。

また、地域福祉を推進していくため、校区にボランティア部会を組織し、充実強化を図っている。

(登録ボランティアの状況)

年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
団体数	51	44	45
登録ボランティア数	1,322	1,076	1,202

(校区ボランティア部会の状況)

年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
校区福祉委員会数	23	23	23
部会員数	508	509	526

(ボランティア活動需給調整の状況)

区 分	年 度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
件 数	218	235	210
参加ボランティア数	767	847	922

(教材の貸出状況)

区 分	年 度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
車椅子貸出し件数	35	32	36
アイマスク貸出し件数	13	17	19
点字板貸出し件数	5	7	14
擬似体験装具貸出し件数	18	16	19
ビデオプロジェクター貸出し件数	51	95	71

(15) 福祉教育推進事業

小・中学校等で取り組まれる児童・生徒への福祉教育に対して、ボランティア、校区福祉委員会、小・中学校と連携を図りながら、車椅子などの教材の貸出しを行い、車椅子の体験、操作方法やアイマスクを使つての視覚障害の体験などの学習を行っている。

(実施状況)

区 分		年 度		
		平成25年度	平成24年度	平成23年度
学校教育機関	対応件数	65	64	73
	参加者数	5,742	5,591	6,988
団体など	対応件数	1	1	1
	参加者数	21	31	35

※校区単独対応での実施分も含む。

(16) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症、精神障害、知的障害などで、判断能力に不安がある方に、福祉サービスの利用援助や預貯金の出し入れなどの日常的な金銭管理等を行い、日常の生活支援を行っている。

(取扱状況)

区 分	年 度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
実利用人員	84	76	69
支援回数	2,186	2,006	1,758
相談件数	1,224	1,404	1,307

(17) 地域包括支援センター事業

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施している。また、平成25年度より第八中学校地域包括支援センターの運営を始めた。

(実施件数)

区 分		年 度		平成24年度	平成23年度
		平成25年度			
介護予防ケアマネジメント		190		—	—
		131	59		
総合相談・支援		1,635		662	555
		913	722		
権利擁護・高齢者虐待の防止・早期発見		28		21	32
		9	19		
包括的継続的ケアマネジメントの支援		22		8	23
		7	15		
介護予防支援事業	直作成	977		849	1,038
		796	181		
	原案委託	4,190		2,428	1,910
		2,830	1,360		
関係者向け ニュースレターの発行	回数	6		2	4
		3	3		
	部数(合計)	8,570		310	570
		520	8,050		

※上段は合計。下段の左が西北包括、右が八中包括の件数。

(18) 救急医療情報キット普及事業

緊急時の対応に備えるため、ひとり暮らし高齢者に救急医療情報キットを配付し、安全・安心の確保に努めている。

(配付実績) ※平成23年度新規事業

年 度		平成25年度	平成24年度	平成23年度
区 分				
救急キット配付数		7,835	6,945	6,167

(19) 福利厚生施設事業（食堂「虹」）の運営

総合センター及び保健福祉センターを利用されている市民の方々へのサービスと職員の福利厚生を図る目的で、総合センター内において、食堂「虹」の運営等を行っている。

(運営状況)

区 分		年 度
		平成25年度
食堂「虹」	営業日数（日）	295
	来店者数（人）	37,355
	営業収入（円）	24,165,721
自動販売機設置数（台）		5
公衆電話設置数（台）		2

※平成25年度より事業報告に記載。

公益財団法人寝屋川市保健福祉公社

1. 概 要

市民が生きがいをもってより快適で充実した生活を送ることができるよう支援するため、保健福祉や健康増進に関する情報の提供や人材を育成し、市民の参加と協力を得て、高齢者、障がい者及び保健福祉サービスを必要とする市民等に対する各種保健福祉サービスを提供することにより、地域社会の健全な発展と寝屋川市の保健福祉の向上に寄与している。

名 称	公益財団法人 寝屋川市保健福祉公社
所 在 地	寝屋川市池田西町28番22号（市立保健福祉センター内）
設置年月日	平成10年4月1日
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生きがいづくりのための保健福祉や健康増進に関する情報提供、普及啓発 2. 福祉・医療の人材育成及び知識の向上 3. 快適な在宅生活を送るための支援 <ol style="list-style-type: none"> ア 市民協力員による支援 イ 専門職員による支援 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法等の規定による訪問看護事業 (イ) 介護保険法の規定による訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業 (ウ) 介護保険法の規定による居宅介護支援事業 (エ) 寝屋川市等からの要介護認定及び要支援認定訪問調査事業の受託 (オ) 地域包括支援センターからの介護予防サービス計画の原案作成事業の受託 (カ) 介護保険法の規定による訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業 (キ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による障がい福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護） 4. 生きがいづくりに関する支援 5. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 事業内容

○生きがいづくりのための保健福祉や健康増進に関する情報提供、普及啓発

(1) 「保健福祉公社だより」の発行

公社の事業等を紹介するため、年1回「保健福祉公社だより」を「市広報ねやがわ」に折り込み、全世帯に配布している。

(2) 「声の保健福祉公社だより」の発行

視覚障がい1級・2級の人に、CD版による「声の保健福祉公社だより」を制作している。

(3) ホームページによる情報提供

インターネットを通じ、当公社の活動内容や事業計画・報告、決算などを公開している。

○福祉・医療の人材育成及び知識向上に関する事業

(1) 介護職員初任者研修

介護職員や福祉分野で活動できる人材を育成するため、研修を行っている。

(研修期間) 平成25年7月12日～9月30日 (132時間)

(受講者数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
訪問介護員養成研修	7人	24人	19人

(2) 介護研修事業

高齢者等を介護している人及び介護問題に関心のある人に、介護技術習得の講習会を行っている。

(受講者数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
高齢者介護講習会	12人	22人	20人
認知症高齢者介護講習会	26人	25人	26人

(3) 看護学生、訪問介護員養成研修生などの実習生の受入

近隣地域の医療・福祉に関する人材の育成のため、看護学校生の受入れを行っている。

○快適な在宅生活を送るための支援

(1) 市民協力員による支援

① 市民協力員派遣事業

協力会員 (当公社に登録) が利用会員 (おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等) に、家事援助等のサービスを行っている。

(年間延べ人数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
協力会員数	105人	101人	111人
利用会員数	171人	177人	189人
活動実績	594回	560回	562回

② 軽度生活援助事業・外出付き添いサービス事業

協力会員が利用会員に、食事・食材の確保、屋内の整理整頓など軽易な日常生活上の援助や、通院・散歩など外出時の支援を行っている。

(年間延べ利用回数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
軽度生活援助	588回	694回	933回
外出付き添い	0回	2回	33回

(2) 専門職員による支援

① 訪問看護事業

介護保険法による要介護（要支援）認定を受け、介護が必要であると認定された人に、居宅サービス計画と医師の指示書に基づき、看護師が家庭訪問し、症状の観察、清拭、床ずれなどの処置を行っている。また、医療保険の適用者には、医師の指示書に基づき同様の処置を行っている。

(年間利用状況)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
訪問延べ回数（介護保険）	1,840回	2,275回	2,075回
訪問延べ回数（医療保険）	1,110回	1,152回	1,097回
合計	2,950回	3,427回	3,172回

② 介護予防訪問看護事業

介護保険法による要介護（要支援）認定を受け、支援が必要であると認定された人に、介護予防サービス計画と医師の指示書に基づき、看護師が家庭訪問し、症状の観察、清拭、床ずれなどの処置を行っている。

(年間利用状況)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
訪問延べ回数（介護保険）	195回	145回	72回

③ 訪問介護事業

介護保険法による要介護（要支援）認定を受け、介護が必要であると認定された人に、居宅サービス計画に基づき、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭訪問し、生活援助や身体介護サービスを行っている。

(年間延べ利用回数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
生活援助	6,099回	6,865回	5,988回
身体介護	2,174回	2,019回	1,775回
合計	8,273回	8,884回	7,763回

④ 介護予防訪問介護事業

介護保険法による要介護（要支援）認定を受け、支援が必要であると認定された人に、介護予防サービス計画に基づき、訪問介護員が家庭訪問し、生活援助や身体介護サービスを行っている。

(年間延べ利用回数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
生活援助	1,481回	1,200回	1,005回
身体介護	0回	0回	4回
合計	1,481回	1,200回	1,009回

⑤ 居宅介護事業

障がい者（児）で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給認定を受けている人に、訪問介護員が家庭訪問し、家事援助や身体介護サービスを行っている。

(年間延べ利用回数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
家事援助	3,072回	3,251回	3,430回
身体介護	5,657回	5,307回	5,424回
合計	8,729回	8,558回	8,854回

⑥ 重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者であって常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を行っている。

(年間延べ利用回数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
重度訪問介護	1,097回	—	—

⑦ 居宅介護支援事業

介護保険法による要介護（要支援）認定を受け、介護が必要であると認定された人からの申請により、居宅サービス計画の作成等を行っている。

(利用状況)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
利用実人数	80人	76人	87人
延利用人数	1,000人	974人	1,098人

⑧ 介護予防サービス計画原案作成事業

地域包括支援センターからの依頼により、介護保険法による要介護（要支援）認定を受け、支援が必要であると認定された人に、介護予防サービス計画の原案作成等を行っている。

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延 実 施 人 数	286人	289人	203人

⑨ 要介護認定訪問調査事業

寝屋川市等からの依頼により、要介護（要支援）認定の更新に係る訪問調査を行っている。

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延 実 施 人 数	40人	52人	64人

○生きがいきづくりに関する支援

(1) 男性料理教室

60歳以上の男性を対象に、手軽に作れて摂取カロリー等を考慮した料理教室を行っている。
(受講者数)

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
男性料理教室	49人	50人	53人

(2) 健康増進教室

40歳以上の市民を対象に、健康づくりの一環として健康増進教室を行っている。
(受講者数)

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
気 功 教 室	27人	26人	17人
でれでれ体操教室	17人	26人	29人
ヨガ体操教室	129人	122人	122人
エアロビクス教室	91人	89人	88人

○西高齢者福祉センター運営管理

(1) 西高齢者福祉センター運営事業（指定管理者）

60歳以上の市民を対象に、健康の増進や教養の向上等を目的とした事業を行っている。

ア 教養講座

(受講者数)

教 室 名 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
健 康 教 室	—	53人	58人
絵 手 紙 教 室	20人	24人	22人

折り紙教室	—	18人	—
シルバーおもちゃ づくり教室	8人	—	17人
アップリカ・パズル教室	15人	—	—
メッシュクラフト教室	—	—	19人
出前講座	—	—	21人
音楽鑑賞会	80人	64人	92人
花畑観賞会	581人	414人	438人
スクエアステップ	419人	—	—

イ 温水プールの開放

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延利用者数	10,491人	10,967人	10,620人

ウ 各種サークル活動等への部屋の貸出状況

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
延使用回数	1,829回	1,709回	1,939回
延利用者数	30,927人	30,660人	31,879人

(2) 西高齢者福祉センター健康増進等事業

40歳以上の市民を対象に、介護予防の一環として健康づくりを目的とした事業を行っている。

ア 健康増進水泳事業

〈ヘルスアップ〉

(年間延べ利用者数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
ヘルスアップ 週2回コース	27,966人	29,976人	28,703人
ヘルスアップ(日曜) 週1回コース	2,257人	2,609人	2,365人
ヘルスアップ(木曜) 週1回コース	2,105人	2,073人	1,670人
合計	32,328人	34,658人	32,738人

〈水泳教室〉

(年間延べ利用者数)

年度 教室名	平成25年度	平成24年度	平成23年度
アクアビクス教室	180人	176人	137人
水中歩行教室	347人	309人	166人
スイミングレッスン	205人	190人	198人
合計	732人	675人	501人

イ 健康増進教室事業

〈体操教室〉

(年間延べ利用者数)

年度 教室名	平成25年度	平成24年度	平成23年度
健康体操	1,009人	965人	1,004人
しっかり足腰体操	965人	996人	957人
ヨーガ・セラピー教室	558人	540人	517人
合計	2,532人	2,501人	2,478人

〈ショートプログラム〉

(年間延べ利用者数)

年度 教室名	平成25年度	平成24年度	平成23年度
ダンベル体操	1,172人	927人	568人
ストレッチ	2,081人	1,924人	1,686人
リズ・バラ体操	987人	566人	762人
ストレッチ・ポール	858人	690人	—
合計	5,098人	4,107人	3,016人

○市立保健福祉センターの会議室利用状況

(年間延べ利用人数)

年度 区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
会議室 3	9,664人	8,018人	8,962人
会議室 4	1,713人	940人	929人
研修室 5	13,201人	10,838人	10,146人
多目的ホール	14,104人	13,160人	11,889人
合計	38,682人	32,956人	31,926人

都 市 計 画

1. 用途地域等の指定状況

(平成 26 年 9 月 8 日現在)

区 域	用途地域の名称	建ぺい率	容積率	面積 (ha)		%
市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域	5/10	10/10	約 139	約 145	約 6.7
		6/10	15/10	約 5.9		
	第一種中高層住居専用地域	6/10	15/10	約 40	約 382	約 17.8
			20/10	約 342		
	第二種中高層住居専用地域	6/10	20/10	約 355		約 16.5
	第一種住居地域	6/10	20/10	約 416		約 19.4
	第二種住居地域	6/10	20/10	約 171		約 7.9
	準住居地域	6/10	20/10	約 19		約 0.9
	近隣商業地域	8/10	20/10	約 36	約 109	約 5.1
			30/10	約 71		
			40/10	約 2.4		
	商業地域	8/10	40/10	約 15	約 17	約 0.8
			60/10	約 2.1		
	準工業地域	6/10	20/10	約 518		約 24.1
工業地域	6/10	20/10	約 17		約 0.8	
(小 計)				約 2,149		100.0
市街化調整区域		6/10	20/10	約 324		
合 計				約 2,473		

地域・地区名		面積 (ha)
防火地域		約 24
準防火地域		約 2,125
高度地区	第 1 種	約 145
	第 2 種	約 737
高度利用地区		約 6.0

2. 地区計画の指定状況

(平成26年9月8日現在)

地区名	面積 (ha)	地区名	面積 (ha)
香里三井が丘地区	約 2.8	打上地区	約 8.0
八幡台地区	約 5.2	三井南町地区	約 2.7
太秦ハイツ地区	約 4.6	寝屋南町地区	約 22.9
高宮あさひ丘地区	約 13.0	梅が丘二丁目地区	約 5.6
成田東町地区	約 24.2	宇谷地区	約 30.6
仁和寺松下住宅地区	約 3.8	幸町地区	約 0.8
萱島東地区 (防災街区整備)	約 10.2	河北西町地区	約 4.0
成田西町香風台地区	約 4.0	新家地区	約 6.9
太秦第2ハイツ地区	約 7.6	寝屋川駅前線沿道地区	約 4.3
香里北之町・香里西之町地区	約 3.3	打上新町地区	約 3.5
成田東が丘地区	約 4.4	小路地区	約 12.5
高倉二丁目地区	約 1.0		
合計 23 地区			約 185.9

3. 都市計画道路の計画決定状況

(平成26年1月16日現在)

種類	本数 (本)	延長 (m)
自動車専用道路	1	4,970
幹線街路	25	45,170
区画街路	6	3,800
特殊街路	2	330
合計	34	54,270

4. 都市計画公園等の計画決定状況

(平成26年3月1日現在)

公園・緑地・墓園の種別		箇所	面積 (ha)
公園	街区公園	17	4.37
	近隣公園	21	41.30
	地区公園	1	4.50
	広域公園	1	54.40
緑地		3	58.10
墓園		1	10.60
合計		44	173.27

5. 市街地開発事業

(1) 市街地再開発事業

- ① 寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業
事業名 寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業（アドバンスねやがわ）
施行者 寝屋川市
施行面積 約 2.1ha
都市計画決定 昭和 49 年 2 月 25 日
施行期間 昭和 47 年度～昭和 61 年度

- ② 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業
事業名 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業
施行者 香里園駅東地区市街地再開発組合
施行面積 約 2.6ha（寝屋川市域 約 2.3ha、枚方市域 約 0.3ha）
都市計画決定 平成 17 年 8 月 9 日
施行期間 平成 18 年度～平成 26 年度

- ③ 寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業
事業名 寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業
施行者 寝屋川市駅東地区再開発株式会社
施行面積 約 1.5ha
都市計画決定 平成 18 年 2 月 21 日
施行期間 平成 19 年度～平成 24 年度

(2) 土地区画整理事業

- ① 打上特定土地区画整理事業
事業名 打上特定土地区画整理事業
施行者 寝屋川市打上土地区画整理組合
施行面積 約 7.8ha
都市計画決定 平成 8 年 3 月 1 日
施行期間 平成 8 年度～平成 13 年度

- ② 寝屋南土地区画整理事業
事業名 寝屋南土地区画整理事業
施行者 寝屋川市寝屋南土地区画整理組合
施行面積 約 22.7ha
都市計画決定 平成 19 年 2 月 6 日
施行期間 平成 19 年度～平成 23 年度

開 発 指 導

1. 開発に関する指導要綱

(1) 目 的

平成 21 年 7 月 1 日から「開発事業に関する指導要綱」を施行し、開発事業を行おうとする者を一定の基準をもって指導し、地域の特性を活かしつつ、良好な街づくりとその周辺地域との整合性を図りつつ公共公益施設の整備を行い、もって秩序ある計画的な街づくりの実現を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

本市域内において、開発事業を行う開発事業者に対して適用し、開発区域の実測面積 300 平方メートルを区分として、開発事業協議、若しくは小規模開発事業協議を行う。

2. 開発許可等の申請件数

区分 年度	開発許可申請		一般開発事業等の申請		小規模開発事業の申請		道路位置指定の申請		宅地造成等規制法の申請	
	申請	許可	申請	協議済	申請	協議済	申請	指定	申請	許可
平成 25 年度	41	41	85	81	397	382	1	1	3	3
平成 24 年度	43	43	76	69	387	384	2	2	3	3
平成 23 年度	50	50	80	55	403	402	4	4	4	4

3. 開発審査会

都市計画法に基づく開発許可等の処分についての審査請求に対する裁決、その他同法によりその権限に属された開発許可等について議決するために、特例市に設置された地方公共団体の機関である。

(取扱件数)

区 分	年 度		
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
法 34-14 (市街化調整区域の開発許可)	0	0	1
令 36-1-3-ホ (市街化調整区域の建築許可)	0	1	0
法 50-1 (審査請求)	0	0	0
上記以外	1	0	0
合 計	1	1	1

4. 寝屋川市景観条例

平成 14 年に景観法が制定されたことを受け、地域性をいかした良好な景観の形成を推進するため、平成 22 年 4 月に寝屋川市景観条例を制定し、同年 9 月に景観計画を施行した。

届出対象行為基準により提出される届出の受理、景観形成基準による審査、指導、助言等により良好な景観の形成を図るため規制誘導を行う。

(取扱件数)

区 分	年 度		
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為 (建築物の建築行為等)	10	12	11
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為 (工作物の築造行為等)	0	3	1
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為 (開発行為及び準ずる行為)	22	33	32
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為 (その他条例で定める行為)	0	0	0

建 築 指 導

1. 建築確認

建築主が建築物を建築しようとする場合は、建築基準法の定めにより当該工事に着手する前に、その計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならない。

(取扱件数)

区分	年 度			
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	
交	確 認 件 数	15	18	28
	建 築 設 備 工 作 物	1 4	0 6	2 8
付	適 合 通 知	28	34	12
	建 築 設 備 工 作 物	18 0	5 3	0 1
件	許 可 等 件 数	17	13	14
	検 査 済 証 交 付 件 数	17	11	61
数	法 第 1 8 条 に よ る 検 査 済 証 交 付 件 数	25	10	8

(ただし、計画変更申請は除く。)

2. 建築審査会

建築基準法に規定する建築の許可申請等に伴う同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うと共に、特定行政庁の諮問に応じてこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため特定行政庁に設置された機関である。

(取扱件数)

区分	年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
48 条但し書（用途地域内の建築制限）		0	0	0
56 条の 2（日影規制）		2	3	0
59 条の 2（総合設計）		0	0	0
94 条（審査請求）		0	0	0
55 条（絶対高さ）		0	0	0
43 条（敷地等と道路との関係）		7	5	7
上記以外		8	5	2
合 計		17	13	9

3. 違反建築

違反建築の対応策としては、違反建築物の早期発見に努めるとともに早期法的措置及び早期是正指導を行うことが効果的であり、建築パトロールを実施し一層の監視体制の強化を図ると共に関係機関（水道、電気、ガス）の協力を得ながら、違反建築物に対する是正指導を行う。

(違反建築物に対する是正措置)

区 分	年 度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
違 反 建 築 物 件 数		10	13	12
法第 9 条により命令をした建築物件数		0	0	1
行政指導した建築物件数		10	13	12
法第 9 条第 2 項により通知書を出した数		0	0	1
法第 9 条第 1 項により命令を出した数		0	0	1
法第 9 条第 7 項により命令を出した数		0	0	0
法第 9 条第 10 項により命令を出した数		0	0	0
是 正 勧 告		1	1	4
是 正 さ れ た 建 築 物 件 数		7	8	4
法第 9 条第 12 項による手続をとった件数		0	0	0
戒 告		0	0	0
代執行令書の受付		0	0	0
代執行の実施		0	0	0
告 発 件 数		0	0	0

4. 耐震診断・耐震改修

市内の木造・非木造住宅・民間特定建築物（共同住宅・病院等）の耐震診断・設計・改修費用の一部を補助し、建築物の耐震診断・改修の推進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を守る。（耐震設計補助制度は、平成24年度より開始）

（取扱件数）

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
耐震診断（木造住宅）	64	64	62
”（非木造住宅）	0	0	0
”（特定建築物）	3	2	4
耐震設計	12	10	—
耐震改修	16	12	16

5. 長期優良住宅

長期に良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進し、良好な住宅ストックを将来世代に承継することを目的とし、認定基準の審査、助言、指導し認定事務を行う。

（取扱件数）

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
当初計画認定申請	115	87	98
変更計画認定申請	31	0	1
その他	1	11	21

6. 建設リサイクル法

再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする建設リサイクル法による、届出及び通知の事務処理を行う。

（取扱件数）

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
建設リサイクル法届出件数	297	312	261
建設リサイクル法通知件数	59	66	47

住 環 境 整 備

1. 密集住宅地区整備事業

(1) 事業の概要

市内には、高度経済成長期に建設された文化住宅、木造アパートなどが駅周辺の道路、公園等の都市基盤施設が未整備な萱島東地区、池田・大利地区、香里地区の3地区に密集しており、建物の老朽化とともに空家の増加、住環境悪化が著しくなっている。

これらの地区の住環境を改善し、防災性の向上を図っていくため、国の制度などを活用しながら、市の実情にあわせた「過密住宅地区整備要綱」を昭和59年4月に制定し（平成22年2月1日 密集住宅地区整備要綱に改正）、これに基づいて地区内の整備計画の作成と生活道路の整備、公園等の整備、木造賃貸住宅の良好な建て替え及び除却の促進などを進めている。

(2) 密集住宅地区整備

① 整備計画区域

密集住宅地区のうち、地区住民代表による「まちづくり協議会」などを通じ、住民意向を踏まえた地区整備計画の策定を行った地区について、大臣の承認を得て指定した地区。

地 区 名		区 域	面 積	大臣承認日
寝屋川地区	萱島東地区	萱島桜園町他7町の区域	48.7ha	昭和59年4月17日
	池田・大利地区	東大利町他14町の区域	66.0ha	昭和60年2月14日
	香里地区	香里北之町他9町の区域	133.0ha	昭和61年3月19日
	その他地区	音羽町他14町の区域	8.7ha	平成19年3月29日

② 老朽木造賃貸住宅の除却工事費等を補助

整備計画区域内で、老朽化が進み大規模地震時には倒壊や大火が発生する危険性がある文化住宅や木造アパートなどを対象に住宅の除却工事費と入居者移転費を補助する「密集住宅地区老朽木造賃貸住宅除却費等補助金交付要綱」を平成23年7月7日制定した。

【老朽木造賃貸住宅除却費等補助実績】

年 度	棟 数
平成23年度	7
平成24年度	7
平成25年度	23

③ 木造賃貸住宅の良好な建て替えを支援

整備計画区域内で、複数の木造賃貸住宅の地家主が共同で建て替えを行うなど市の定めた基準を満たす良好な建て替えをする場合には、事業費の一部を助成する。また、建て替えに伴い移転する居住者については、希望により府営住宅など公的住宅への入居のあっせんも行う。

④ 主要生活道路等の整備

整備計画区域では、整備計画に基づいて主要生活道路6.7m（有効幅員6m）を沿道の建築行為等に伴い順次整備するとともに、住宅の共同建て替えなどにあわせて公園の整備を進める。また、主要生活道路のうち特に狭隘で通行車輛に支障のある区間については、重点区間として積極的に整備を行った。現在、消防活動困難区域の効率的な解消を図るため、優先整備道路について老朽木造建築物の除却工事費を補助し、積極的な整備を行っている。

区分 \ 年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
用地取得件数	9	3	8
用地取得面積 (㎡)	93	83	225

【優先整備道路老朽木造建築物除却費補助実績】

年 度	棟 数
平成25年度	1
平成24年度	0
平成23年度	3
平成22年度	1

(3) 木造賃貸住宅密集地区の整備

① 東大和地区の整備

(昭和61年3月1日：事業計画大臣承認、平成2年10月22日：一部承認変更)

老朽化した木造賃貸住宅が、特に密集して住環境の悪化の著しい東大和地区(区域面積 約0.71ha)について、旧住宅・都市整備公団(現、独立行政法人都市再生機構)、地家主等による面的な建て替えとあわせて、市において生活道路、公園等を整備し、平成12年度に完了した。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	28棟	下水道整備	176m
道路整備面積	1,291㎡	公園整備面積(アベリア公園)	500㎡

(建て替え事業)

- ・住宅・都市公団と民間家主による共同建て替え 平成元年完成(全30戸)
- ・民間建て替えによる共同建て替え 2件 平成6年～7年完成(全45戸)
- ・民間建て替えによる協調建て替え 2件 平成7年～12年完成(全31戸)

② 松屋町地区の整備（平成8年3月29日：事業計画大臣承認）

老朽化した木造賃貸住宅が密集した松屋町地区（区域面積 約0.6ha）について、良好な建て替えを推進し、市において生活道路・公園等を整備し平成15年度に公共施設の整備を完了した。

（公共施設整備内容）

老朽住宅除却等	11棟	地区内水路改修	101m
道路整備面積	203m ²	公園整備面積（ゆうゆう広場）	356m ²

（建て替え事業）

- ・民間建て替えによる協調建て替え 5件 平成6年～11年完成（全54戸）

③ 長栄寺町地区の整備（平成12年3月30日：事業計画大臣承認）

老朽化した木造賃貸住宅が密集した長栄寺町地区（区域面積 約0.73ha）について、良好な建て替えの推進と市において公園等整備等を行った。

（公共施設整備内容）

老朽住宅除却等	3棟	公園整備面積（長栄寺ふれあい広場）	251m ²
---------	----	-------------------	-------------------

④ 萱島東地区の整備

（平成8年7月1日：事業計画大臣承認、平成11年9月17日：変更承認）

萱島東地区の整備を促進するため、住宅密集地区の面的整備を重点的に推進する「特定整備地区」（約10.2ha）と大規模低利用地等の活用及び道路、公園など都市基盤施設整備を図る「（旧）拠点的开发地区」（約5.2ha）とリンクさせた事業を進めた。

なお、平成16年度には、都市再生緊急整備地域の指定を受け、萱島桜園町において、平成18年度から大阪府住宅供給公社の施行による防災街区整備事業を実施し、防災機能を備えた建築物と公共施設の整備を図った。

（公共施設整備内容）

老朽住宅除却等	60棟	道路整備面積	3,227m ²
公園用地取得面積		1,049m ²	

（建て替え事業）

- ・民間建て替えによる共同建て替え 5件 平成9年～16年完成（全139戸）
- ・民間建て替えによる協調建て替え 4件 平成10年～21年完成（全26戸）

（旧拠点的开发地区の公共施設整備内容）

公園整備面積（いちじく公園）	525 m ²
親水公園整備（からくる親水公園）	4,718 m ²
緑道整備	1,128 m ²

（公園の整備）

萱島あやめ公園整備（平成21年度）	2,038 m ²
主な施設	複合遊具、健康遊具、耐震性貯水槽
萱島さくら公園整備（平成25年度）	524 m ²
主な施設	健康遊具、耐震性貯水槽

公 共 住 宅

1. 市営住宅

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
高 柳	高柳二丁目	10	10	—	昭和32年度
下 木 田	下木田町	18	—	18	昭和39・43年度
明 和	明和二丁目・打上南町	636	—	636	昭和40年～48年度

2. 府営住宅

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
寢屋川香里	美井町	66	—	66	建替昭和58～60年度
寢屋川成田東	成田東町	96	—	96	建替昭和58・61年度
寢屋川大利	大利町	80	—	80	建替昭和58年度
寢屋川春日	春日町	271	—	271	建替昭和63・平成4・6年度 ○都市居住更新事業
寢屋川高柳	高柳二丁目	194	—	194	建替平成1・4・5年度
寢屋川池田	池田西町	308	—	308	建替昭和63・平成4・5・8年度 ○都市居住更新事業
寢屋川御幸西	御幸西町	465	—	465	建替平成4・5・9・12・16年度
寢屋川三井	三井が丘三丁目	510	—	510	昭和45年度
寢屋川秦	三井が丘二丁目	785	—	785	昭和45年度
寢屋川打上	梅が丘一丁目	484	—	484	昭和48年度
寢屋川点野	点野六丁目	518	—	518	昭和48～49年度
寢屋川仁和寺	仁和寺本町六丁目	358	—	358	昭和48・50年度
寢屋川中木田	中木田町	121	—	121	昭和48年度
寢屋川寢屋	寢屋新町	200	—	200	昭和52～53年度
寢屋川河北	河北西町	302	—	302	昭和52年度
寢屋川萱島東	萱島東三丁目	84	—	84	平成8・12年度

3. 大阪府住宅供給公社

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
香里三井	三井が丘一、五丁目	938	—	938	昭和42～45年度
打上	梅が丘一丁目	380	—	380	昭和49年度
香里三井	三井が丘五丁目	47	—	47	昭和63年度
いらか	萱島東三丁目	49	—	49	平成7～8年度
萱島南町	萱島南町	83	—	83	平成11～12年度
OPH 寝屋川豊野	豊野町	56	—	56	建替平成17～18年度

4. 都市再生機構

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
寝屋川	明德一、二丁目	1,560	—	1,560	昭和47年度
シティコート寝屋川	東大和町	25	—	25	昭和63年度

道 路

1. 市 道

(毎年4月1日現在)

歴 年 内 訳	平成 26 年		平成 25 年		平成 24 年		
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	
総延長 (道路敷)	m 309,091	m ² 1,963,773	m 306,597	m ² 1,948,069	m 304,740	m ² 1,922,658	
実 延 長	道 路	297,525	1,865,891	295,038	1,850,237	293,470	1,837,374
	橋	263 橋 2,134	14,309	261 橋 2,127	14,267	261 橋 2,127	14,267
	小 計	299,659	1,880,200	297,165	1,864,504	295,597	1,851,642
重 用	6,241	59,651	6,241	59,642	6,031	57,754	
未供用	3,191	23,922	3,191	23,922	3,112	13,262	
舗 装	幅 5.5 以上	50,062 16.71 (%)	511,868 29.25 (%)	49,938 16.80 (%)	510,889 29.44 (%)	49,209 16.65 (%)	505,114 29.31 (%)
	幅 5.5 未満	247,848 82.71 (%)	1,233,235 70.48 (%)	245,478 82.61 (%)	1,219,373 70.28 (%)	244,639 82.76 (%)	1,213,205 70.41 (%)
	小 計	297,910 99.42 (%)	1,745,103 99.73 (%)	295,416 99.41 (%)	1,730,262 99.72 (%)	293,848 99.41 (%)	1,718,319 99.72 (%)
未舗装	1,749 0.58 (%)	4,812 0.27 (%)	1,749 0.59 (%)	4,812 0.28 (%)	1,749 0.59 (%)	4,812 0.28 (%)	

2. 道路掘削占用件数

年 度 占用物件	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
	許可件数	構成比	許可件数	構成比	許可件数	構成比
水 道 管	137	12.5	148	12.0	167	13.0
一般地下埋設物	261	23.8	361	29.4	310	24.1
ガ ス 管	332	30.3	304	24.8	336	26.1
一般地下占用物件	—	—	—	—	—	—
電 気	225	20.6	249	20.3	258	20.0
下 水 道	106	9.7	117	9.5	133	10.3
電 話	34	3.1	49	4.0	84	6.5
計	1095	100	1228	100	1288	100

※一般地上占用物件を含む。

3. 寝屋川市道路線認定基準（内規）

(1) 目的

この基準は、寝屋川市の急激な発展と交通量の増大に伴い、新たに市道の路線認定を行う場合における必要な基準を定め、適正な市道路線網の整備の増進を図ることを目的とする。

(2) 基準

市道に認定する道路は、法令、その他特別の定めのあるものを除き一般交通の用に供している道路及び自転車専用道路等の指定ができ、かつ系統的な道路で次の各号の一に該当するものとする。

ア 路線の起点及び終点がそれぞれ公道に接している道路または、起点もしくは終点のどちらかが公道に接し、他の一方がこれに準ずる道路に連絡していること。

イ 公共施設の相互間に連絡または、公共施設が公道に連絡する道路であること。

ウ その他、公共の見地から市長に相当と認める道路であること。

(3) 要件

前の規定により認定しようとする道路は、原則として次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

ア 原則として道路幅員4m以上で道路構造令、寝屋川市開発に関する指導要綱及び関係法令に適合した舗装道であること。

イ 土地区画整理法、都市計画法及び寝屋川市開発に関する指導要綱により開発行為の完了検査済証が発行された道路。

ウ 本市において用地買収し、築造する道路。

エ 国有地であり市長が無償譲与を受けようとする道路。

オ 住宅団地を形成し、当該団地内の道路幅が4m以上で、ゆき止まりでなく当該道路が、排水設備、その他道路の付帯物が整備され道路敷の無償寄付された道路で市長が認証した道路。

カ その他、市長が必要と認めた道路。

(4) 施行期日

この基準は、昭和55年10月1日から施行する。

4. 寝屋川市私道舗装規則（抜粋）

(1) 目的

寝屋川市の区域内に所在する私道を寝屋川市が舗装及び舗装修繕を行うことにより、私道の整備を促進し、もって、寝屋川市民の生活環境の向上及び寝屋川市における交通の安全を確保することを目的とする。

(2) 定義

① 公道 道路法第3条に規定する道路をいう。

② 私道 公道以外の一般の交通の用に供する道（国又は地方公共団体の所管に属するものを除く。）をいう。

③ 準公道 私道のうち、公道から公道に接続する有効幅員が4メートル以上の道であって、交通量等を勘案して公道に準ずるものとして市長が認定したものをいう。

④ 舗装 アスファルト等で路面を築造することをいう。

⑤ 舗装修繕 舗装した路面を修繕することをいう。

⑥ 受益者 私道の敷地の所有権その他の権利を有する者及び当該私道の敷地に隣接する土地の所有権その他の権利を有し、当該私道により利益を受ける者をいう。

(3) 舗装の対象

次の要件に掲げるすべてに該当するものとする。

- ① 築造後3年以上を経過し、現に、一般の用に供していること。
- ② 両端に排水設備が整備されていること。
- ③ 舗装工事を行うに当たって、路面に不適当な物件が存しないこと。
- ④ 舗装後3年以内に、下水道工事、上水道工事等を行う予定がないこと。

(4) 補助金の額

- ① 有効幅員が4メートル以上のもの 5分の4
- ② 有効幅員は4メートル未満（次号に掲げるものを除く） 4分の3
- ③ 公道から公道に接続するもので
有効幅員が4メートル未満のもの（準公道を除く） 5分の4

5. 私道舗装実績

区 分 \ 年 度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
件 数	5	2	3
延 長 (m)	243.0	197.8	130.0
面 積 (㎡)	957.0	536.1	519.1
補 助 額 (千円)	3,853.9	1,673.9	1,544.8

6. 道路明示

区 分 \ 年 度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
市 道 等 明 示	284 件	240 件	267 件

7. 都市計画道路事業

(1) 都市計画道路香里駅前線外1路線

・事業概要

※国道170号から京阪香里園駅西側駅前交通広場までの道路築造を行った。

道路延長 491.8m 幅員 18m

駅前交通広場 約 5,500㎡

・事業認可

昭和48年10月17日から平成16年3月31日

・事業完了

平成16年3月31日

(2) 都市計画道路萱島堀溝線

・事業概要

※府道八尾枚方線から第二京阪道路までをアクセス道路として築造を行った。

道路延長 180m 幅員 18m

・事業認可

平成 15 年 10 月 17 日から平成 22 年 3 月 31 日

・事業完了

平成 22 年 3 月 31 日 (同年 3 月 20 日供用開始)

(3) 都市計画道路寝屋川駅前線

・事業概要

※京阪寝屋川市駅へのアクセス性など周辺地域の交通環境の改善を図ると共に防災性の向上により周辺地域の一層の活性化を促進する目的で、景観に配慮した道路として整備する。

道路延長 350m 幅員 25m

・事業認可

平成 21 年 6 月 25 日から平成 28 年 3 月 31 日

・進捗状況

平成 26 年度末竣工予定

公園緑地

1. 都市計画公園・開設 (31 公園・1 緑道)

(平成 26 年 4 月 1 日)

公園名	種別	計画決定面積 (ha)	事業認可面積 (ha)	開設面積 (ha)
紅ヶ丘公園	街区	0.25	—	—
松屋町公園	”	0.25	—	—
秦公園	近隣	1.60	—	—
太秦 1 号公園	”	2.30	—	—
仁和寺公園	”	1.60	—	—
点野公園	”	1.20	—	—
打上公園	”	2.70	—	—
河北公園	”	1.40	—	—
小計		11.30		
大和公園	街区	0.31	—	0.18
池田 1 号公園	”	0.97	—	0.96
中木田公園	”	0.11	—	0.13
熱田公園	”	0.71	—	0.75
成田西公園	”	0.18	—	0.16
昭栄町公園	”	0.13	—	0.15
太間公園	”	0.20	—	0.22
まつのき公園	”	0.17	—	0.17
あじさい公園	”	0.05	—	0.06
さつき公園	”	0.11	—	0.10
香里北さざんか公園	”	0.10	—	0.10
湯屋が谷さくら公園	”	0.13	—	0.13
池田けやき公園	”	0.10	—	0.10
幸町公園	”	0.40	—	0.40
みどりの丘さくら公園	”	0.20	—	0.20
成田公園	近隣	1.60	—	1.44
田井西公園	”	2.10	—	1.70
国松公園	”	3.30	—	0.74
初本町公園	”	2.90	1.20	0.92
高柳栄町公園	”	1.90	—	0.27
池田 2 号公園	”	1.10	—	0.19
木屋元町公園	”	1.10	1.10	0.54
香里西公園	”	1.10	—	0.64
寝屋公園	”	1.40	—	0.12
太秦 2 号公園	”	2.20	—	1.14

堀 溝 公 園	〃	2.40	—	0.06
上 神 田 公 園	〃	2.30	—	0.16
黒 原 旭 町 公 園	〃	2.60	—	0.37
小 路 明 和 公 園	〃	3.20	—	2.13
萱 島 東 公 園	〃	1.30	—	0.32
南 寝 屋 川 公 園	地 区	4.50	—	4.76
友 呂 岐 緑 地	緑 道	4.50	—	3.82
小 計		43.37	2.30	23.13
合 計		54.67	2.30	23.13

2. その他の都市公園 (34 公園)

(平成 26 年 4 月 1 日)

公 園 名	開設面積 (ha)	公 園 名	開設面積 (ha)
1 号 三 井 公 園	0.40	か ら く る 親 水 公 園	0.39
2 号 三 井 公 園	1.06	御 幸 公 園	0.12
3 号 三 井 公 園	0.11	打 上 J O Y 公 園	0.22
み は ら し 公 園	0.12	太 秦 高 塚 古 墳 公 園	0.20
清 水 町 第 1 公 園	0.07	い ち じ く 公 園	0.05
成 美 町 公 園	0.08	黒 原 新 町 第 1 公 園	0.09
成 田 東 が 丘 第 1 公 園	0.09	黒 原 新 町 第 2 公 園	0.11
成 田 東 が 丘 第 4 公 園	0.08	萱 島 あ や め 公 園	0.20
池 田 北 町 第 2 公 園	0.12	寝 屋 川 第 2 トンネル北緑地	0.33
池 田 せ せ ら ぎ 公 園	0.15	寝 屋 川 第 2 トンネル南緑地	0.60
神 田 中 央 公 園	0.12	こ み ち 公 園	0.09
葛 原 新 町 公 園	0.05	た ち 川 く す の き 公 園	0.57
春 日 ど ん ぐ り 公 園	0.12	寝 屋 ふ る さ と 公 園	0.71
打 上 川 治 水 緑 地	11.88	さ く ら 回 廊 緑 地	0.48
高 柳 つ ば き 公 園	0.12	寝 屋 は な み ず き 緑 地	0.49
東 大 利 ア ベ リ ア 公 園	0.05	河 北 西 町 第 1 公 園	0.21
梅 が 丘 う ぐ い す 公 園	0.24	萱 島 さ く ら 公 園	0.05
		合 計	19.77

3. 暫定使用公園 (5 公園)

(平成 26 年 4 月 1 日)

公 園 名	種 別	暫定使用面積 (ha)
打 上 公 園	近 隣	1.50
萱 島 東 公 園	〃	0.16
桜 木 町 第 2 公 園	街 区	0.08
平 池 町 第 2 公 園	〃	0.09
大 利 元 町 公 園	〃	0.09
合 計		1.92

4. 公園整備計画

本市の都市計画決定をしている公園緑地は、39公園1緑地（国・府営公園・墓地を除く）で計画面積は54.67haであり、その内、開設（一部開設を含む）している公園・緑地は31公園1緑地、面積は23.13haであり、計画決定に対する開設率は約42%である。

また、その他の都市公園として34公園、面積19.77haを開設しており、計画決定している公園・緑地をあわせた開設率は約78%である。

なお、暫定的に広場として開放し、使用している公園は、5公園、面積1.92haである。

5. 緑道整備計画

地域住民に憩いと潤いを与えるため、下水道整備済の水路跡地等を活用するなど、植栽をほどこし散策路として整備を図っている。

昭和59年度より、整備した緑道は、黒原城内緑道、平池八坂緑道、若草緑道、木屋緑道、田井緑道、萱島本町・南町緑道、池の瀬緑道、萱島東緑道、木田出雲緑道、上神田二丁目緑道、歩行路等で、総延長3,070mである。

緑化推進を図り、地域の環境改善を促進するなど「緑豊かなまちづくり」を図っている。

6. 緑化推進事業

昭和48年3月「緑化推進都市宣言」の趣旨をふまえ自然の潤いと花と緑のやすらぎのあるまちづくりを市民と一体になって推進するため、花と緑の緑化基金の設置を初め、公園・広場等での「健康花壇づくり」、各コミュニティセンター等での「緑化教室の開催」「緑化相談」、地域への「緑化樹配布」などを実施している。

また、寝屋川市エコ・フェスタを打上川治水緑地において開催することにより、花と緑に対する緑化意識の高揚と普及を図るとともに、「道路等公共用地の緑地を充実させる散歩道推進事業を市民自らの提案により実施し、市民との協働・協創を推進」している。

民有地緑化を推進するための生垣設置及び駐車場緑化助成事業や、貴重なまちの緑を守るため、神社の境内地にある樹木で樹容が美観上すぐれた48本について、保存樹として指定し、管理費の一部を助成している。

7. ちびっこ老人憩いの広場

幼児に適切な遊び場を提供し、その健全な育成を図るとともに、高齢者の憩いの場に資するために、市内に282か所、6.81haのちびっこ老人憩いの広場を設置している。

8. テニスコート（指定管理者 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター）

＜南寝屋川公園＞

(1) 概要

所在地	寝屋川市讃良東町6番1号	
敷地面積	3,021㎡	
開設年月日	昭和50年6月1日	
開設期間	4月1日～9月30日	午前9時～午後7時
	10月1日～3月31日	午前9時～午後5時
設備	コート4面、男女シャワー室、ロッカー、クラブハウス	

(2) 利用料金 1面1時間 500円

(3) 利用状況

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
利用団体件数	3,729 件	3,455 件	3,537 件

<田井西公園>

(1) 概要

所在地 寝屋川市田井西町 298-1
敷地面積 2,000 m²
開設年月日 平成 6 年 4 月 25 日
開設期間 4 月 1 日～9 月 30 日 午前 9 時～午後 7 時
10 月 1 日～3 月 31 日 午前 9 時～午後 5 時
設備 コート 2 面、シャワー室、ロッカー

(2) 利用料金 1 面 1 時間 500 円

(3) 利用状況

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
利用団体件数	1,550 件	1,659 件	1,771 件

9. 市民グラウンド (指定管理者 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター)

(1) 概要

所在地 寝屋川市讃良東町 6 番 1 号
面積 12,120 m²
開設年月日 昭和 50 年 6 月 1 日
開設期間 ① 3 月 1 日～5 月 31 日 午前 8 時～午後 9 時
(ただし、日祝日は、午前 9 時～午後 9 時)
② 6 月 1 日～8 月 31 日 午前 7 時～午後 9 時
(ただし、日祝日は、午前 9 時～午後 9 時)
③ 9 月 1 日～11 月 30 日 午前 8 時～午後 9 時
(ただし、日祝日は、午前 9 時～午後 9 時)
④ 12 月 1 日～2 月末日 午前 9 時～午後 9 時
設備 2 面

(2) 利用料金 1 面 1 時間 600 円

(3) 夜間照明実費額 1 面 1 時間 5,000 円

(4) 利用状況

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
利用団体件数	1,361 件	1,386 件	1,429 件

交通安全対策

本市では、昭和 37 年の交通安全都市宣言を基調に交通安全に関する正しい知識を養うための安全教育・安全運動と交通安全施設の整備、交通秩序の維持を始めとする交通環境の改善を柱に、人間優先の安全なまちづくりに努めている。

1. 交通事故の推移

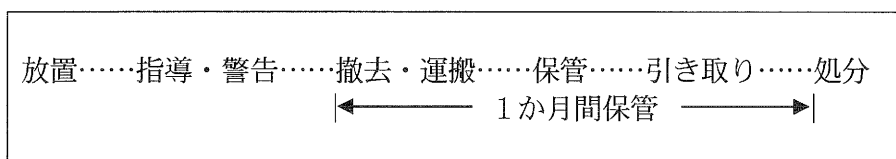
区 分 \ 暦 年	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
人身事故件数	1,082 件	1,243 件	1,257 件
死 者 数	4 人	4 人	2 人
傷 者 数	1,313 人	1,468 人	1,486 人

2. 交通安全対策主要施策

交通安全施設整備	自転車歩行者専用道整備、防護柵設置、道路反射鏡設置、道路照明灯設置、スクールゾーン等整備
放置自転車対策	駅周辺自転車駐車場整備、自転車等の放置の防止に関する条例による自転車等の適正利用の啓発・指導及び放置自転車等の撤去・処分
交通安全運動の推進	交通安全街頭指導、新入学児童安全教室、保育所・幼稚園・小学校等の交通安全教育、高齢者に対する交通安全教育、迷惑駐車追放合同パトロール、小学生等を対象とした自転車安全利用講習会の開催

3. 放置自転車対策

(1) 撤去保管手続（放置禁止区域）



また、放置禁止区域以外及び公営自転車駐車場内に放置された自転車等についても、注意書を取り付け、必要な場合は撤去・保管する。

なお、撤去後、自転車等の防犯登録、記名等を調査のうえ、判明したものについては、所有者に対して引き取り通知書（返還ハガキ）を送付する。

(2) 撤去状況 (市内4駅周辺)

(単位：台)

区 分		年 度		
		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
寝屋川市駅	自転車	2,613	3,130	3,193
	バイク	7	49	82
香里園駅	自転車	1,207	1,697	1,990
	バイク	2	34	48
萱島駅	自転車	603	762	817
	バイク	5	8	10
東寝屋川駅	自転車	120	101	206
	バイク	2	1	4
合 計	自転車	4,543	5,690	6,206
	バイク	16	92	144

4. 自転車駐車場整備状況 (公営)

公営自転車駐車場一覧表 (平成26年4月1日現在)

駅名	自転車駐車場名	規模 (m ²)	収容可能台数	設置年月	運営主体	利用料金 (円)
萱島駅 6箇所	駅前第一	806	573	S60. 4	(公財) 自転車駐 車場整備 センター	1ヶ月定期 自 2,100 一時 自 100
	駅前第二	609	392	S60. 4		1ヶ月定期 原 3,000 自 2,100
	駅前第三	180	123	S60. 4		定期 自 2,100
	駅前第四	160	117	H 2. 10		定期 自 1,800 1,300 1,000
	駅前第五	953	616	H 6. 9		一時 自 100
	駅前第六	204	164	H11. 10		定期 自 1,800
	(小計)	2,912	1,985			
寝屋川市駅 7箇所	駅西	159	160	S63. 4	アドバン スねやが わ管理(株)	1ヶ月定期 自 1,500 3ヶ月定期 自 4,200
	駅前第一	770	1,067	S61. 9		1ヶ月定期 自 2,000 3ヶ月定期 自 5,700 一時 自 150
	駅前第二	983	839	S58. 4		屋内 1ヶ月定期 自 2,500 3ヶ月定期 自 7,200 屋外 1ヶ月定期 自 2,000 3ヶ月定期 自 5,700 一時 自 150

寝屋川市駅7箇所	駅前第三	1階 569 2階 526 計 1,095	1,022	H 2. 8	アドバンスねやがわ管理(株)	屋内 1ヶ月 自 2,100 3ヶ月 自 6,000 一時 自 100 屋外 1ヶ月 自 1,600 原 2,700 バイク 4,000 3ヶ月 自 4,500 原 7,500 バイク 11,100 一時 自 100 原 200 バイク 300
	駅前第四	178	163	H 7. 5		1ヶ月 自 2,500 3ヶ月 自 7,200
	駅前第五	1階 430 2階 480 計 910	1,017	H 5. 10		1階 1ヶ月 自 1,300 原 2,200 3ヶ月 自 3,600 原 6,000 一時 自 100 原 200 2階 1ヶ月 自 1,100 3ヶ月 自 3,000
	駅前第六	1階 505 2階 298 計 803	580	H 7. 7		1階 1ヶ月 自 1,300 原 2,500 3ヶ月 自 3,600 原 6,900 2階 1ヶ月 自 1,100 3ヶ月 自 3,000 一時 自 100 屋外 1ヶ月 自 1,100 原 2,200 バイク 4,000 3ヶ月 自 3,000 原 6,000 バイク 11,100 一時 原 200 バイク 300
	(小計)	4,898	4,848			
香里園駅	駅前第三	1~3階 1,132 計 3,396	2,640	H11. 9	(公財) 自転車駐 車場整備 センター	1階 1ヶ月 自 2,300 原 3,300 3ヶ月 自 6,900 原 9,900 一時 自 150 原 200 2階 1ヶ月 自 2,000 3ヶ月 自 6,000 3階 3ヶ月 自 1,500 3ヶ月 自 4,500

東 寝 屋 川 駅	駅前	1～3階	508	H 3. 5	(公財) 自転車駐 車場整備 センター	1階 1ヶ月 原 3,000
		305				一時 原 200
		計 915				2階 1ヶ月 自 2,100
						一時 原 3,000
						一時 自 100
						屋上 1ヶ月 自 1,000
総合計		12,121	9,981	—	—	—

5. 交通安全施設の推移

(上段：単年度／下段：累計)

区分 年度	歩道	自転車 歩行者 専用道	防護柵	街路 灯 基	反 射 鏡 基	路側帯 及び 中央線	カー ル ゾ ン	S 字 ブ ロ ック	交 差 点 マ ーク	交 差 点 改 良	横 断 歩 道	信 号 機 基
	m	m	m	基	基	m	箇所	m	箇所	箇所	箇所	基
10	392.2 14,092.4	0.0 15,825.0	933.8 24,341.5	8 730	37 930	863 78,955	1 433	0.0 7,915.0	6 1,043	4 16	3 489	2 190
11	2,481.5 16,573.9	0.0 15,825.0	492.0 24,833.5	40 770	45 975	176 79,131	3 436	0.0 7,915.0	30 1,073	1 17	4 493	4 194
12	1,107.8 17,681.7	0.0 15,825.0	350.6 25,184.1	73 843	24 999	1,170 80,301	0 436	0.0 7,915.0	5 1,078	0 17	9 502	6 200
13	362.1 18,043.8	0.0 15,825.0	181.0 25,365.1	23 866	35 1,034	1,110 81,411	2 438	0.0 7,915.0	3 1,081	0 17	10 512	7 207
14	1,104.0 19,147.8	260.0 16,085.0	317.0 25,682.1	18 884	39 1,073	133 81,544	5 443	0.0 7,915.0	11 1,092	1 18	3 515	2 209
15	175.0 19,322.8	500.0 16,585.0	344.7 26,026.8	12 896	48 1,121	2,957 84,501	0 443	0.0 7,915.0	0 1,092	0 18	3 518	1 210
16	0 19,322.8	0 16,585.0	167.5 26,194.3	8 904	51 1,172	1,945 86,446	3 446	0 7,915.0	11 1,103	0 18	0 518	0 210
17	0 19,322.8	0 16,585.0	395.4 26,589.7	0 904	24 1,196	433.3 86,879.3	3 449	0 7,915.0	0 1,103	1 19	0 518	0 210
18	226.5 19,549.3	0 16,585.0	209.1 26,798.8	11 915	20 1,216	652.6 87,531.9	0 449	0 7,915.0	0 1,103	0 19	3 521	3 213
19	0.000 19,549.3	0 16,585.0	0 26,798.8	11 926	30 1,246	0 87,531.9	0 449	0 7,915.0	0 1,103	0 19	0 521	0 213
20	0 19,549.3	0 16,585.0	246.0 27,044.8	7 933	25 1,271	0 87,531.9	0 449	0 7,915.0	0 1,103	0 19	△11 511	△2 211
21	0 19,549.3	0 16,585.0	43.0 27,087.8	735 1,668	696 1,967	142.0 87,673.9	1 450	0 7,915.0	27 1,130	0 19	34 545	11 222
22	0 19,549.3	0 16,585.0	38.0 27,125.8	133 1,801	54 2,021	6,183.9 93,857.8	0 450	0 7,915.0	52 1,182	0 19	1 546	3 225
23	0 19,549.3	0 16,585.0	137.0 27,262.8	116 1,917	32 2,053	6,140.5 99,998.3	2 452	0 7,915.0	64 1,246	0 19	0 546	2 227
24	0 19,549.3	0 16,585.0	0 27,262.8	61 1,978	41 2,094	0 99,998.3	0 452	0 7,915.0	0 1,246	1 20	0 546	0 227
25	0 19,549.3	0 16,585.0	0 27,262.8	16 1,994	26 2,120	0 99,998.3	2 454	0 7,915.0	0 1,246	1 21	0 546	0 227

(注) 平成 21 年度の街路灯、反射鏡の設置数は点検調査結果により大幅に増加している。

平成 22 年度 第二京阪国道整備による街路灯の引継ぎ。

平成 23 年度 香里園駅東側再開発事業、寝屋南地区土地区画整理事業による街路灯の引継ぎ。

平成 24 年度 寝屋川市駅東側再開発事業による街路灯の引継ぎ。

公 共 下 水 道

1. 公共下水道事業の経過

公共下水道は、快適な生活環境づくり、公共用水域の水質保全のための基幹的施設である。

本市の公共下水道は、昭和44年より事業に着手し、以降年次的に計画を立て整備推進を図ってきた。また、経営・財務状況の明確化や資産管理の一層の適正化等を目的として、平成25年度から下水道事業に地方公営企業法を適用したところである。

行政区域面積2,473haのうち、下水道計画面積2,383.88haについて事業認可を取得し、継続的に事業の推進に努めている。

平成25年度末における整備区域面積は2,079.53ha、人口普及率では99.7%である。

2. 計 画

(平成26年4月1日現在)

全 市 域	面 積		2,473 ha
	世 帯 数		108,077 世帯
	人 口		241,003 人
公 共 下 水 道 計	計 画 決 定	面 積 人 口	2,383.88 ha 196,600 人
	整 備 済 区 域	面 積 人 口	2,079.53 ha 240,280 人

3. 水洗便所改造資金融資あっせん制度及び助成金制度 (平成26年4月1日現在)

(1) 融資内容

- ① 融資金額 7万円～40万円
- ② 返済方法 36か月元利均等償還
- ③ 融資利率 1.20% (1%をこえる部分を利子補給)

(2) 助 成 金 改造工事1件につき 1万円 (大便器が2か所以上の場合、1万4千円)

(融資金額及び助成金運用状況)

区 分 年 度	融資件数	融資金額	助 成 金	
			件 数	金 額
平成25年度	2件	720,000円	4件	148,000円
平成24年度	2件	800,000円	0件	0円
平成23年度	2件	520,000円	12件	314,000円

(水洗化の推移)

区 分 年 度	処理区域内 (水洗化可能) 総戸数 (A)	水洗化実施 総 戸 数 (B)	処理区域内 水洗化率 (B)/(A)	単 年 度 水 洗 化 戸 数
平成25年度	84,513戸	82,585戸	97.7%	526戸
平成24年度	84,134戸	82,059戸	97.5%	427戸
平成23年度	83,907戸	81,632戸	97.3%	960戸

4. 受益者負担金

(1) 賦課対象者 公共下水道整備区域内土地所有者または権利者

(2) 負担区と単位負担金額

(平成26年4月1日現在)

負担区名	単位負担金額	負担区名	単位負担金額
平池負担区	1㎡当り155円	明德負担区	1㎡当り460円
木田負担区	" 146	寝屋川第一負担区	" 460
萱島負担区	" 190	寝屋川北負担区	" 460
本町負担区	" 357	堀溝負担区	" 460
中央負担区	" 410	池田西負担区	" 460
黒原負担区	" 437	河北第三負担区	" 460
郡境橋負担区	" 445	小路・古瀬川負担区	" 153
楠根負担区	" 458	古瀬川第二負担区	" 350
下神田負担区	" 462	寝屋負担区	" 460
幸負担区	" 300	打上負担区	" 460
仁和寺負担区	" 463	寝屋川第五負担区	" 460
新家負担区	" 462	打上治水緑地第五負担区	" 460
南水苑負担区	" 463	太秦第五負担区	" 460
成田負担区	" 447	明德第五負担区	" 460
神田清水負担区	" 460	寝屋第五負担区	" 460
秦太秦負担区	" 435	打上第五負担区	" 460
国松負担区	" 364	小路古瀬川第五負担区	" 460
河北第一負担区	" 460	古瀬川第五負担区	" 460
河北第二負担区	" 460	楠根第五負担区	" 460
高柳負担区	" 460	新家第五負担区	" 460
高宮負担区	" 460	堀溝第五負担区	" 460
成田第二負担区	" 447	河北第五負担区	" 460
寝屋川西負担区	" 460	河北治水緑地第五負担区	" 460
香里第一・第二負担区	" 445		

5. 下水道使用料（1か月分）

（平成26年4月1日現在）

種別	基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量 (m ³)	料金 (円)
一般汚水	8 m ³ まで	652 円	9 ~ 20	1 m ³ につき 128
			21 ~ 30	" 157
			31 ~ 50	" 194
			51 ~ 100	" 216
			101 ~ 200	" 247
			201 ~ 300	" 268
			301 ~ 500	" 284
			501 ~ 1000	" 290
			1001 ~	" 296
浴場汚水	—	—	—	1 m ³ につき 29

※上記の基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額が加算されます。

（1円未満の端数は切捨てます。）

6. 下水道事業会計決算

（単位：千円）

区 分	年 度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
収益的収入額	5,851,719		
収益的支出額	5,710,990		
資本的収入額	2,226,784		
資本的支出額	4,295,511		

（注）収益的収支は税抜、資本的収支は税込み。

7. 河川の一覧

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	河川名	区 域		市内 延長 (m)	
		自	至		
淀川水系 一級河川	淀川	左	大阪府・京都府界	大阪湾	3,650
		右	〃		
寝屋川水系 一級河川	寝屋川	左	寝屋川市池の瀬町 4 番 3 号先	旧淀川への合流点	8,770
		右	寝屋川市池の瀬町 5 番 2 号先	〃	
	南前川	左	寝屋川市境橋町 28 番 2 号先	寝屋川への合流点	1,334
		右	寝屋川市境橋町 27 番 5 号先	〃	
	打上川	左	寝屋川市打上元町 1 番 21 号先	〃	2,800
		右	寝屋川市大谷町 1 番 22 号先	〃	
	たち川	左	寝屋川市大谷町 16 番 28 号先	〃	1,326
		右	寝屋川市大谷町 17 番 11 号先	〃	
	讃良川	左	四條畷市岡山四丁目 5 番 8 号先	〃	2,365
		右	寝屋川市高倉一丁目 10 番 50 号先	〃	
	岡部川	左	四條畷市大字中野 39 番地先	讃良川への合流点	474
		右	四條畷市岡山東一丁目 1 番 16 号先	〃	
	清滝川	左	四條畷市清滝中町 2 番 35 号先	寝屋川への合流点	400
		右	四條畷市清滝中町 4 番 58 号先	〃	
	江蟬川	左	四條畷市雁屋北町 1 番 1 号先	〃	410
		右	四條畷市江瀬美町 26 番 10 号先	〃	
	古川	左	寝屋川市御幸西町 25 番 41 号先	〃	480
		右	守口市大久保五丁目 27 番 8 号先	〃	
寝屋川 導水路	左	寝屋川市太間町 18 番 1 号	〃	1,743	
	右	〃	〃		

寝屋川北部流域下水道

<計画概要>

区分	流域名	寝屋川北部流域	
区域面積		6,731 ha	
処理人口		610,080 人	
施設の内容	幹線延長	93,690 m	
	ポンプ場	9か所 菊水 太平 桑才 萱島 茨田 氷野 枚方中継 寝屋川中継 深野北	
	処理場	2か所 鴻池水みらいセンター・なわて水みらいセンター	
事業主体		大阪府	
関係市		大阪市 守口市 門真市 寝屋川市 枚方市 東大阪市 大東市 四條畷市 交野市	
主要河川		寝屋川・古川・岡部川・西三荘水路	

* 参考

	流域全体	鴻池水みらいセンター	なわて水みらいセンター
計画処理能力	325,750 m ³ /日	186,000 m ³ /日	139,750 m ³ /日
現況処理能力	369,000 m ³ /日	331,000 m ³ /日	38,000 m ³ /日

水 道

1. 沿 革

寝屋川市上水道の起源は、大正 11 年 12 月に民間の芦屋土地株式会社が、淀川表流水を水源として第 1 浄水場（廃止）から配水ポンプで新興の香里住宅地区に給水したのが始まりである。

その後、昭和 3 年に京阪電鉄株式会社の所有となり、当時、その他の地域は、昭和 5 年に衛生上の問題から大和地域に大和上水道組合が設立されたが、大半は井戸水が生活用水であった。

そして、戦後の復興が進むにつれ人口が増加し始め、生活用水としての井戸水が衛生上懸念されるようになり、公営水道事業の必要に迫られ、昭和 24 年 5 月に京阪電鉄株式会社から水道施設（第 1 浄水場・廃止）、附帯設備一切を譲り受け、寝屋川町上水道事業が誕生した。

当時の給水人口は 3,000 人で、昭和 26 年 5 月市制が施行されると同時に、計画給水人口 20,000 人、1 日最大給水量 3,600 m³で第 1 期拡張事業に着手した。

高度経済成長期に市の人口も急激に増加し、数次にわたる拡張事業を重ね、昭和 53 年度からは第 6 期拡張事業に着手し、計画給水人口 282,900 人、1 日最大給水量 129,000 m³を目標に、自己水系浄水施設の整備や寝屋配水場の建設等により送水の安定化を図るとともに、給水モニターの設置による水質監視の強化を行ってきた。

しかし、人口の伸びの鈍化に加え、琵琶湖・淀川水系の水質の悪化や浄水施設の経年化が進み、抜本的な施設整備が必要となり、基本計画を見直し、計画目標年度を平成 15 年度、計画給水人口を 273,000 人とし、第 6 期拡張（変更）事業の認可を平成 2 年 12 月 25 日に得て、平成 3 年度から平成 11 年度まで 9 か年にわたり第 6 期拡張（変更）事業を実施した。

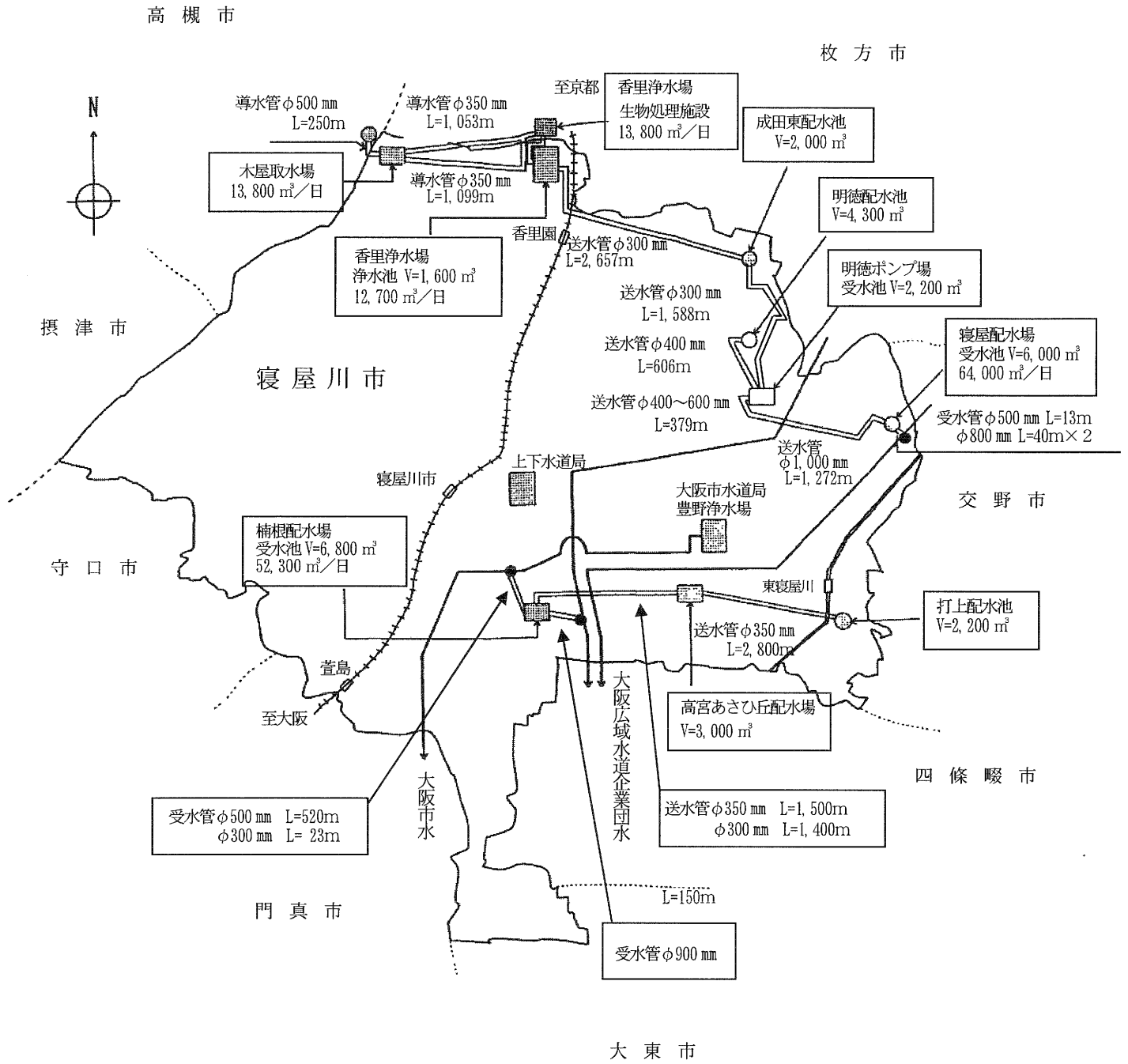
平成 6 年 2 月には自己水系浄水施設を統合し、名称を香里浄水場と改め、通常処理水の給水を開始し、平成 7 年 3 月からは大阪府営水道等からの受水系施設を含めた集中監視制御システムによる全水道施設の管理一元化を行った。平成 7 年度から、高度浄水処理施設であるオゾン・粒状活性炭施設の建設に着手し、平成 9 年 6 月より高度浄水処理水の供給を開始し、さらに、平成 12 年 3 月からは生物処理を加えた高度浄水処理水の供給を開始し、これにより 6 期にわたる拡張事業は完成し、施設拡張の時代を終え、維持管理の時代となった。

一方、平成 12 年度に水道局経営改善計画を策定し、公用車メンテナンスリース化、浄水施設等運転管理業務委託、検針業務委託、水道料金等徴収業務委託などの事務の効率化を進め、経費節減と財源確保に努めてきた。また、寝屋川市水道局経営健全化計画が国の承認を受け、公的資金補償金免除による高金利地方債の繰上償還により、今後の元利償還金の負担が大幅に軽減された。

本市水道事業の長期的な方向性を示す「寝屋川市水道ビジョン」を平成 18 年 3 月に策定し、平成 22 年度は寝屋川市水道ビジョン第 1 期実施計画を検証し、「寝屋川市水道ビジョン第 2 期実施計画（平成 23 年度～平成 27 年度）」を策定した。また、水道事業の職員数の削減・事務事業の効率化による経費削減と受水料金値下げにより、平成 23 年 10 月 1 日から平均 10.0% の水道料金の引下げを行った。寝屋川市水道ビジョン第 2 期実施計画における目標達成に向けた各事業の推進を図るとともに、安全で良質な水道水の安定供給に努めている。

また、平成 25 年度から水道事業と下水道事業の組織を統合し、新たに上下水道局が発足した。組織統合に伴い、水道と下水道に共通している類似業務について、経営コストの削減等上下水道の連携強化による市民サービスの一層の向上に努めていく。

2. 施設位置図



3. 給配水の状況

区 分	年 度		
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
行政区域内人口 (人)	241,003	242,087	242,696
給水人口 (人)	241,003	242,087	242,696
普及率 (%)	100.0	100.0	100.0
給水戸数 (戸)	108,077	107,607	107,872
年間配水量 (m ³)	25,551,723	25,702,234	26,057,554
1日最大配水量 (m ³)	77,969	80,592	81,496
1人1日最大配水量 (ℓ)	324	333	336
1日平均配水量 (m ³)	70,005	70,417	71,196
1人1日平均配水量 (ℓ)	290	291	293
配水管総延長 (m)	599,865	597,820	593,982
送水管総延長 (m)	12,018	12,018	12,018
導水管総延長 (m)	3,815	3,815	3,815
消火栓数 (基)	2,719	2,756	2,772

4. 配水量の内訳

区 分	年 度			
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	
自己水	配水量 (m ³)	4,862,238	4,846,828	4,934,041
	比率 (%)	19.0	18.9	18.9
大阪広域水道企業団水	配水量 (m ³)	17,670,454	17,156,203	17,444,035
	比率 (%)	69.2	66.7	67.0
	受水単価 (円)	78.75	81.90	81.90
大阪市水	配水量 (m ³)	3,019,031	3,699,203	3,679,478
	比率 (%)	11.8	14.4	14.1
	受水単価 (円)	73.50	73.50	73.50
合 計 (m ³)	25,551,723	25,702,234	26,057,554	

(注) 単価は税込み。

5. 給配水量

(1) 年間配水量及び有収率

区 分		年 度		
		平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
年間総配水量 (m ³)		25,551,723	25,702,234	26,057,554
年間有効 水 量	有収水量 (m ³)	24,659,652	24,892,066	25,265,207
	無収水量 (m ³)	38,888	40,452	42,180
	計	24,698,540	24,932,518	25,307,387
無効水量 (m ³)		853,183	769,716	750,167
有収率 (%)		96.5	96.8	97.0

(2) 月別配水量

月	平成 25 年度 配水量 (m ³)	一日最大配水量 (m ³)	一日平均配水量 (m ³)	平成 24 年度 配水量 (m ³)
4	2,071,541	71,892	69,051	2,097,565
5	2,188,915	73,988	70,610	2,177,032
6	2,146,599	77,140	71,553	2,132,561
7	2,264,941	77,203	73,063	2,280,780
8	2,223,847	76,237	71,737	2,252,071
9	2,116,297	73,381	70,543	2,135,111
10	2,174,219	73,078	70,136	2,200,058
11	2,092,632	71,847	69,754	2,097,417
12	2,168,945	77,969	69,966	2,179,737
1	2,111,838	70,149	68,124	2,123,263
2	1,903,103	70,144	67,968	1,909,354
3	2,088,846	69,767	67,382	2,117,285
計	25,551,723	77,969	70,005	25,702,234

6. 用途別給水量及び料金収入

(1) 用途別給水量

区分 \ 年度	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
	水 量 (m ³)	比率 (%)	水 量 (m ³)	比率 (%)	水 量 (m ³)	比率 (%)
一 般 用	23,326,232	94.6	23,549,236	94.6	23,895,451	94.6
公衆浴場用	113,986	0.5	116,790	0.5	120,760	0.5
特定施設用	1,151,085	4.6	1,156,145	4.6	1,166,603	4.6
臨 時 用	39,435	0.2	39,661	0.2	49,410	0.2
家事共用	28,914	0.1	30,234	0.1	32,983	0.1
計	24,659,652	100.0	24,892,066	100.0	25,265,207	100.0

(2) 用途別料金収入

(単位：円)

区分 \ 年度	平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
	金 額	比率 (%)	金 額	比率 (%)	金 額	比率 (%)
一 般 用	3,573,955,382	90.2	3,607,325,731	90.2	3,919,009,736	90.1
公衆浴場用	9,183,594	0.2	9,202,697	0.2	9,945,424	0.2
特定施設用	353,743,152	8.9	356,133,275	8.9	385,506,513	8.8
臨 時 用	21,519,907	0.6	21,609,582	0.5	28,412,138	0.7
家事共用	5,880,170	0.1	6,039,155	0.2	7,013,667	0.2
計	3,964,282,205	100.0	4,000,310,440	100.0	4,349,887,478	100.0

(注) 金額は税込み。

7. 加入金

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

メーターの口径	加 入 金
20 ミリメートル以下	180,953 円
25 ミリメートル	304,762 円
40 "	952,381 円
50 "	1,619,048 円
75 "	4,380,953 円
100 "	9,047,620 円
150 "	24,761,905 円
200 ミリメートル以上	管理者がその都度定める額

※上記の表の額に消費税等相当額が加算される。(1円未満の端数は切捨てる。)

8. 水道料金

1か月分

(平成26年4月1日現在)

区分 用途	基本料金		超過料金	
	水量	料金 (円)	水量	1 m ³ 当たり (円)
一般用	10 m ³ までの分	964	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	140
			20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	183
			30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	202
			50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	258
			100 m ³ を超え 200 m ³ までの分	272
			200 m ³ を超え 300 m ³ までの分	299
			300 m ³ を超え 500 m ³ までの分	347
			500 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分	356
			1,000 m ³ を超える分	369
特定 施設用	50 m ³ までの分	7,500	50 m ³ を超え 300 m ³ までの分	253
			300 m ³ を超える分	343
公衆 浴場用	400 m ³ までの分	26,229	400 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分	80
			1,000 m ³ を超え 3,000 m ³ までの分	94
			3,000 m ³ を超え 5,000 m ³ までの分	167
			5,000 m ³ を超え 10,000 m ³ までの分	202
			10,000 m ³ を超え 15,000 m ³ までの分	251
			15,000 m ³ を超える分	302
臨時用	1 m ³ までの分	472	1 m ³ を超える分	515
家事 共用	10 m ³ までの分	1,132	10 m ³ を超え 200 m ³ までの分	189
			200 m ³ を超え 400 m ³ までの分	239
			400 m ³ を超える分	282

※上記の基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額が加算される。

(1円未満の端数は切捨てる。)

9. 水道事業会計決算

(単位：千円)

区分	年 度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
収益的収入額	4,111,303	4,054,539	4,447,723
収益的支出額	3,900,093	3,847,871	3,877,233
資本的収入額	1,316,793	471,802	361,311
資本的支出額	1,910,909	1,040,084	981,548

(注) 収益的収支は税抜、資本的収支は税込み。

学 校 教 育

1. 学校数

(平成26年5月1日現在)

区 分	府 立	公立大学法人	市 立	私 立	合 計
大 学				2	2
短 期 大 学				1	1
高等専門学校		1			1
高 等 学 校	3			2	5
支 援 学 校	1				1
中 学 校			12	2	14
小 学 校			24	1	25
幼 稚 園			5	8	13

※支援学校（小学部・中学部・高等部）

2. 児童・生徒数等の推移

(各年5月1日現在)

区 分 年 度	小 学 校（市立）			中 学 校（市立）			幼 稚 園（市立）		
	校数	児童数	教員数	校数	生徒数	教員数	園数	園児数	教員数
平成26年度	24	11,838	650	12	6,346	409	5	376	31
平成25年度	24	12,040	650	12	6,496	411	6	432	36
平成24年度	24	12,367	668	12	6,435	404	6	428	34

3. 教育費児童生徒1人当たりの市負担経費

(当初予算額)

区 分 年 度	小 学 校		中 学 校		幼 稚 園 ※	
	予 算 額	1人当たり	予 算 額	1人当たり	予 算 額	1人当たり
	千円	円	千円	円	千円	円
平成26年度	1,583,760	133,786	923,858	145,581	609,177	204,559
平成25年度	1,628,591	135,265	905,552	139,401	558,732	186,554
平成24年度	1,781,524	144,055	890,205	138,338	538,577	189,440

※私立幼稚園児等への補助金を含む。

4. 中学校卒業者の進路

(各年5月1日現在)

区 分	卒業生数	進学した者	進学も就職もした者	職業訓練校その他
平成25年度	2,149人	2,090人(97.25%)	1人(0.05%)	59人(2.75%)
平成24年度	2,115人	2,081人(98.39%)	0人(0.00%)	34人(1.61%)
平成23年度	2,178人	2,138人(98.16%)	0人(0.00%)	40人(1.84%)

5. 高等学校進学状況(全日制)

(平成26年5月1日現在)

区 分	入 学 者						計	
	普通科	総合学科	商業科	農業科	工業科	その他		
大 阪 府	公 立	1,024	43	27	1	156	106	1,357
	国 立	0	0	0	0	0	0	0
	私 立	412	0	0	0	17	42	471
他 府 県	61	1	0	0	0	5	67	
計	1,497	44	27	1	173	153	1,895	

6. 学校施設一覧（平成26年5月1日現在）

(1) 小学校

(単位:人、㎡)

区分 学校名	開設年月日	児童数	学級	教室数		教員	学校敷地	運動場	校舎面積	屋内運動場	
				普通	特別					構	面積
東小	M 6. 1. 25	588	21	24	8	31	14,654	5,485	5,004	R	890
西小	M36. 4. 14	435	16	20	8	23	12,120	4,151	4,568	R	900
南小	M 5. 6. 15	426	16	24	9	24	15,017	6,606	4,999	S	823
北小	M 7. 10. 1	672	25	26	5	35	13,933	3,581	4,943	S	835
第五小	S27. 4. 1	1,092	36	40	10	49	24,772	5,845	6,758	S	823
成美小	S35. 4. 1	396	15	22	6	21	12,446	4,590	4,013	R	718
明和小	T10. 10. 1	334	15	24	10	24	27,655	12,730	6,282	S	825
池田小	S41. 4. 1	651	24	30	10	34	14,422	5,196	6,353	S	823
中央小	S42. 4. 1	499	17	26	10	24	16,171	6,296	5,673	R	869
啓明小	S42. 4. 1	481	21	35	9	30	17,177	7,176	6,057	S	823
三井小	S44. 4. 1	460	18	29	8	25	18,418	5,261	6,159	S	823
木屋小	S44. 4. 1	553	22	28	7	31	15,561	5,864	5,128	S	823
木田小	S44. 4. 1	470	19	27	11	25	16,913	6,964	5,698	S	823
神田小	S44. 4. 1	544	23	26	8	32	15,868	6,662	4,704	S	823
堀溝小	S45. 4. 1	270	14	17	8	20	16,406	7,699	4,136	S	823
田井小	S45. 4. 1	530	21	32	10	29	18,758	7,981	6,007	S	823
桜小	S46. 4. 1	493	19	26	11	27	17,458	7,648	5,206	S	823
点野小	S48. 4. 1	541	20	30	13	29	17,456	5,762	6,605	S	825
和光小	S48. 4. 1	731	28	28	11	39	16,739	7,471	5,991	S	823
国松緑丘小	S50. 4. 1	394	16	24	7	22	17,960	5,812	4,899	S	823
楠根小	S51. 4. 1	234	11	20	9	16	17,959	6,945	4,040	S	822
梅が丘小	S52. 4. 1	273	12	24	11	17	20,074	5,683	5,003	S	822
宇谷小	S56. 4. 1	399	15	21	7	21	22,201	8,145	3,881	S	825
石津小	S57. 4. 1	372	16	17	6	22	14,527	7,473	3,339	R	837
合計		11,838	460	620	212	650	414,665	157,026	125,446		19,867

※学校敷地は運動場を含む。
 ※R…鉄筋コンクリート造
 ※S…鉄骨造

(2) 中学校

(単位:m³)

区分 学校名	開設年月日	生徒数	学級	教室数		教員 数	学校敷地	運動場	校舎面積	屋内運動場	
				普通	特別					構	面積
一 中	S22. 4. 21	590	21	25	14	38	19,792	7,931	6,565	R	947
二 中	S28. 4. 1	657	23	24	17	43	15,105	5,700	5,895	R	1,205
三 中	S36. 4. 1	621	19	25	17	37	18,810	8,554	5,992	R	943
四 中	S22. 4. 21	311	11	24	17	24	24,987	11,755	6,285	R	1,533
五 中	S44. 4. 1	580	19	25	14	36	18,679	10,588	5,814	R	917
六 中	S46. 4. 1	748	22	30	18	42	20,933	8,058	6,871	R	927
七 中	S47. 4. 1	414	15	20	14	33	16,813	7,610	5,612	S	1,013
八 中	S52. 4. 1	549	17	27	16	32	21,244	12,760	6,303	R	929
九 中	S53. 4. 1	595	18	25	15	35	23,463	11,407	5,750	R	930
十 中	S54. 4. 1	421	14	23	17	29	17,304	6,751	5,495	R	928
友呂岐中	S58. 4. 1	456	14	19	14	28	16,529	8,201	5,087	R	989
中木田中	S59. 4. 1	404	15	19	18	32	18,974	8,683	6,244	S	993
合 計		6,346	208	286	191	409	232,633	107,998	71,913		12,254

※学校敷地は運動場を含む。

※R…鉄筋コンクリート造

※S…鉄骨造

(3) 幼稚園

(単位:m²)

区分 園名	開設年月日	学級数			園児数			教室数		教員数	敷地 面積	園舎 面積
		4歳	5歳	計	4歳	5歳	計	保育	遊戯			
北 幼	S31. 4. 1	3	3	6	81	90	171	6	1	9	2,356	995
中央 幼	S43. 4. 1	1	1	2	21	24	45	5	1	5	2,072	644
南 幼	S44. 4. 1	1	1	2	20	23	43	7	1	5	2,337	673
神田 幼	S45. 4. 1	1	1	2	18	25	43	6	1	5	1,854	709
啓明 幼	S51. 4. 1	2	2	4	37	37	74	5	1	7	1,505	948
合 計		8	8	16	177	199	376	29	5	31	10,124	3,969

7. 学校給食

(1) 小学校実施状況

(平成26年5月1日現在)

区分 年度	学校数		児童数	給食費		年間 実施回数	調理員数
				月額	1食当たり		
26年度	小学校	24	11,838人	3,700円	216.49円	188回	67(32)人
25年度	小学校	24	12,040人	3,600円	212.90円	188回	79(39)人
24年度	小学校	24	12,367人	3,600円	212.90円	187回	85(36)人

※24校中9校で学校給食調理業務の民間委託を実施

() はアルバイト職員

(2) 中学校実施状況

(平成26年5月1日現在)

区分 年度	学校数		生徒数	給食費		年間 実施回数
				月額	1食当たり	
26年度	中学校	12	6,346人	4,300円	278円	170回
25年度	中学校	12	6,496人	4,200円	270円	170回
24年度	中学校	12	6,435人	4,200円	270円	51回 (3学期のみ)

※全中学校で民間調理場を活用した給食調理業務を実施

8. 学校保健

(1) 健康診断 (平成25年度)

(児童・生徒)

項目		実施者(人)		
		小学校	中学校	計
結核予防対策	直接撮影	23	11	34
心臓病対策(心電図)		1,916	2,131	4,047
腎臓病対策(尿検査)		12,021	6,316	18,337
寄生虫卵対策		12,007	—	12,007

(教職員)

項目	概要
定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線、血圧、尿検査、血液検査等
その他	頸肩腕検診(支援学級担当教員) B型肝炎予防接種等(養護教諭)

9. 就学奨励

(1) 義務教育就学援助費

(目的)

経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

(認定基準)

保護者及び世帯員の前年の総所得額が、認定基準額以下の者を認定する。

(認定人員)

年度 学校	平成26年度(9月末見込)		平成25年度		平成24年度	
	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)
小学校	2,744	23.39	2,797	23.23	3,093	25.01
中学校	1,756	27.82	1,803	27.76	1,866	29.00
合計	4,500	24.94	4,600	24.82	4,959	26.37

(2) 特別支援教育就学奨励費

(目的)

小学校及び中学校の特別支援学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図る。

(認定基準)

保護者及び世帯員の前年の総所得額が、認定基準額以下の者を認定する。

(認定人員)

年度 学校	平成26年度(9月末見込)		平成25年度		平成24年度	
	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)
小学校	224	58.49	200	52.08	196	51.72
中学校	87	56.13	76	50.00	68	48.57
合計	311	57.81	276	51.49	264	50.87

(3) 幼稚園等就園奨励費補助金

対象になる世帯と補助金の額（平成26年度）

（単位：円）

対象になる世帯	対象になる園児	就園奨励費補助金				保護者補助金 (私立幼稚園・認定こども園(短時間利用児)4・5歳児のみ)		
		私立幼稚園 認定こども園 (短時間利用児)		市立幼稚園		小1～3年生のいない世帯	小1～3年生のいる世帯	
		小1～3年生のいない世帯	小1～3年生のいる世帯	小1～3年生のいない世帯	小1～3年生のいる世帯			
平成26年度に納入する市民税※	生活保護受給世帯	1人目	308,000	—	120,000	—	—	—
		2人目	308,000	308,000	120,000	120,000		
		3人目以降	308,000	308,000	120,000	120,000		
	市民税非課税世帯	1人目	199,200	—	60,000	—	—	—
		2人目	253,000	253,000	80,000	80,000		
		3人目以降	308,000	308,000	80,000	80,000		
	市民税所得割額非課税世帯 【参考】夫婦・子2人世帯 の場合：年収約250万円以下	1人目	199,200	—	50,000	—	—	—
		2人目	253,000	253,000	70,000	70,000		
		3人目以降	308,000	308,000	80,000	80,000		
	市民税所得割課税額 下記①以下の世帯 【参考】夫婦・子2人世帯 の場合：年収約360万円以下	1人目	115,200	—	—	—	15,000	—
		2人目	211,000	211,000	40,000	40,000	15,000	15,000
		3人目以降	308,000	308,000	80,000	80,000	—	—
市民税所得割課税額 下記②以下の世帯 【参考】夫婦・子2人世帯 の場合：年収約680万円以下	1人目	62,200	—	—	—	20,000	—	
	2人目	185,000	185,000	40,000	40,000	20,000	20,000	
	3人目以降	308,000	308,000	80,000	80,000	—	—	
市民税所得割課税額 下記②を超える世帯	1人目	—	—	—	—	30,000	—	
	2人目	154,000	154,000	40,000	40,000	30,000	30,000	
	3人目以降	308,000	308,000	80,000	80,000	—	—	

※年額。また、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とする。

※私立幼稚園等の就園奨励費補助金は、今年度の幼稚園等への納付金額（入園料・保育料のみ）を補助限度額とする。

①34,500円 + (16歳未満の扶養親族人数 × 21,300円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族人数 × 11,100円)

②171,600円 + (16歳未満の扶養親族人数 × 19,800円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族人数 × 7,200円)

(認定状況)

(途中入退園は月割額)

	平成 25 年度			平成 24 年度		
	補助限度額 (円)	人員 (人)	決算額 (円)	補助限度額 (円)	人員 (人)	決算額 (円)
私	229,200	2	408,000	226,200	7	1,376,100
	268,000	0	0	266,000	1	212,800
	308,000	0	0	305,000	0	0
	249,000	0	0	247,000	0	0
	308,000	0	0	305,000	0	0
	小計	2	408,000	小計	8	1,588,900
	199,200	191	35,891,000	196,200	192	36,437,700
	253,000	23	5,247,300	251,000	26	6,237,300
	308,000	0	0	305,000	0	0
	226,000	84	17,919,100	224,000	74	16,139,200
	308,000	12	3,066,000	305,000	8	2,440,000
	小計	310	62,123,400	小計	300	61,254,200
	115,200	201	22,654,000	112,200	240	26,472,300
	211,000	25	4,812,900	209,000	24	4,779,100
	308,000	0	0	305,000	0	0
	163,000	97	15,715,900	161,000	83	13,352,300
	308,000	17	4,086,000	305,000	5	1,525,000
	小計	340	47,268,800	小計	352	46,128,700
立	62,200	921	56,057,300	49,800	935	45,736,600
	185,000	95	16,755,900	178,000	102	17,989,900
	308,000	1	308,000	305,000	0	0
	114,000	421	47,283,400	114,000	428	48,697,000
	308,000	40	9,715,100	305,000	32	9,617,700
	小計	1,478	130,119,700	小計	1,497	122,041,200
	308,000	0	0			
	小計	0	0			
	合計	2,130	239,919,900	合計	2,157	231,013,000
	公立	減免限度額 (円)	人員 (人)	決算額 (円)	減免限度額 (円)	人員 (人)
80,000		212	7,840,000	80,000	199	7,230,000

(4) 私立幼稚園等保護者補助金

(目 的)

公私立幼稚園等の入園料・保育料の格差是正を図るため、私立幼稚園等に通園する園児（4・5歳児）の保護者に補助を行い保護者の経済的負担を軽減する。

(対 象)

私立幼稚園等に在園する学齢前2年以内の幼児で、当該年度に保護者と共に本市内に居住する者。

(補助額)

就園奨励費補助金対象区分に応じて、園児1人につき15,000円、若しくは20,000円、また対象外者は30,000円を交付する。(途中入退園は月額割)

(認定状況)

区 分 \ 年 度	平成26年度(見込)	平成25年度	平成24年度
人 員 (人)	1,600	1,608	1,573
決算額 (円)	34,460,000	34,045,800	33,265,400

人 権 教 育

本市では、平成12年3月に「人権教育のための国連10年」寝屋川市行動計画の策定を終え、平成19年12月に「人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市民一人ひとりの人権が尊重され、希望に満ちて暮らすことのできるまちづくりをめざしている。

本教育委員会としても、教育活動全体を通じて、子ども一人ひとりが心身ともに成長過程にあることを十分留意した上で、主体的な思考力、判断力、行動力を養うとともに、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、豊かな人間性・社会性を育み、人権感覚を身につけることができるよう、人権教育を積極的に推進している。さらに、人権教育の推進に当たっては、指導者が人権尊重の理念について十分認識し、一人ひとりが自らの大切さが認められていることを実感できるような環境のもと、個性を尊重し、多様性を認め合い、共生する心を育てるなど、これまでの取組の成果を踏まえるとともに、今後は、国際的な視野に立って、異なる文化、習慣、価値観などを認め合い、自ら積極的に考え、主体的に判断し、行動する力の育成をめざしている。

【研修関係】

- ・校長・教頭・園長研修会
- ・人権教育研修講座
- ・新任教員研修会
- ・幼稚園教員研修会
- ・小中学校・生徒指導研修会
- ・女性問題講座
- ・青少年指導員学習会
- ・各単位PTA研修会
- ・成人教育講座

【啓発関係】

- ・人権啓発冊子「にじの橋（人権作品集）」の作成・配付
- ・視聴覚教材及び機材の充実
- ・各校園に研修用図書等の配付
- ・人権に関する作品展示の実施
- ・人権啓発推進の研修会

【団体育成事業】

- ・研究団体の研究推進助成

【進路保障関係】

- ・各種奨励金の支給事務、奨学金制度に係る情報提供等

教育研修センター

教育研修センターは、市立幼・小・中学校園の教職員の研修、教育に関する調査・研究、教育相談、自主研究活動及び福利厚生場の提供等を行い、本市教育の振興と教職員の資質向上を目的とする施設である。

1. 施設概要

- (1) 所在地 寝屋川市池田新町3番23号
- (2) 電話 代表(838)0144
- (3) 構造 鉄骨造2階建
- (4) 敷地面積 1931.25㎡
- (5) 建築面積 延1648.50㎡
- (6) 施設内容
 - <旧館> 1階 相談室、教育相談員室、大研修室、印刷室、事務室、カリキュラムセンター（教育情報コーナー兼資料室）
 - 2階 情報教育室、第一研究室、第二研究室、教育心理研究室、登校支援教室、学校教育関係資料室
 - <新館> 1階 科学実習室及び準備室、和室、管理室兼談話室、教育相談室
 - 2階 多目的室、第一会議室、第二会議室、教科書センター
- (7) 開館時間 午前9時～午後9時
- (8) 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）

2. 事業概要

- (1) 教職員の研修
 - キャリア開発研修講座
初任者研修、2～9年経験者研修、10年経験者研修、常勤講師研修
 - 組織マネジメント研修講座
学校組織マネジメント研修
 - 教育課題別研修講座
人権教育研修「男女平等教育」「体罰防止」「セクシャル・ハラスメント防止」
「新たに渡日した子どもたちへの支援」「大阪の人権教育に関する課題」
支援教育研修、生徒指導研修、学校安全研修、情報モラル研修、個人情報保護研修、人間関係づくり研修
 - 専門性研修講座
学校カウンセリング研修、学校事務職員研修、小・中学校授業づくり研修（全教科）、小学校教科担者研修、ICT活用研修、道徳教育推進教師研修
 - 短期留学生派遣研修
 - 大阪府教育センターにおける教員研修の受講事務
 - 寝屋川教育フォーラム
 - 英語村
- (2) 教育に関する調査・研究活動
 - 教育研究員による調査・研究

- ・学校教育に関する専門的、技術的事項の研究
- ・市立幼・小・中学校園教員の中から委嘱した研究員による調査・研究
- ・「研究紀要」・教育研究冊子の発刊、研究発表会
- 教育研修センター共同研究校の設置
- 学習到達度調査の実施
- 大阪府教育研究所連盟との共同研究による研究冊子の作成

(3) 教育支援センター事業

- 教育相談（さわやかライン）
子どもの学習・行動・性格などの悩みの相談の実施

電話相談は、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 電話番号 838-7830 なやみゼロ

(平成 25 年度の教育相談)

主 訴	件数
身体・性格・行動に関するもの	7
不登校に関するもの	71
学業・進路に関するもの	5
友人関係に関するもの	13
発達に関するもの	0
学校との関係に関するもの	12
養育者と子の関係に関するもの	5
保護者間の関係に関するもの	1
その他	25
計	139

対 象	件数
幼 児	1
小学生	48
中学生	66
高校生	4
その他	20
計	139

- 登校支援教室
不登校の児童生徒への支援活動として、登校支援教室を運営
- 学生相談員の派遣
家庭で生活することが多く、家族以外の人との交流が少ない児童生徒に対して学生相談員を家庭に派遣
- 子ども専用フリーダイヤル電話相談
子どもたちが気軽に直接電話相談ができる電話相談案内カードを小学校3年生以上の児童生徒に配布し、子ども専用フリーダイヤルの相談窓口を開設
- 教育相談連続講座
不登校など子どもの教育について悩んでいる保護者・市民を対象に、講演会やグループカウンセリングなどの講座を開設

(4) 教職員の自主研究活動及び福利厚生への場の提供

(5) 寝屋川市学校教育関係資料室整備事業

社 会 教 育

〈社会教育の重点目標〉

- (1) 青少年の健全育成を推進する
- (2) 生涯学習を充実する
- (3) 文化の振興を図る
- (4) スポーツ活動を推進する

青少年の健全育成を推進する

〈地域教育コミュニティの基盤整備〉

1. 地域教育

- (1) 市内12中学校区に設立された地域教育協議会（すこやかネット）の自主的な企画・運営を推進するため、次の施策に取り組む。
 - ① 各地域教育協議会（すこやかネット）活動の支援と情報交換
 - ② 研修会や交流会の情報提供及び参加促進
 - ③ 学校支援地域本部事業を活用し、学校支援ボランティア活動を推進

〈平成25年度 各地域教育協議会の主な活動〉

各地域教育協議会（すこやかネット）では、地域の子どもから大人までが参加するフェスティバル（舞台発表、展示発表、模擬店など）を始め、あいさつ運動、講演会、スポーツ大会、パトロール、地域一斉清掃などの事業を実施するとともに、年に3回程度、広報誌を発行した。また、府の補助事業である「学校支援地域本部事業」において、地域住民が学校支援ボランティア活動に参加し、地域の教育力の向上をめざした。

地域教育協議会（12中学校区）	延べ参加者数	43,596人
学校支援地域本部事業 ボランティア	延べ参加者数	98,707人

- (2) 子どもの安全見守り隊
全24小学校区で子どもの安全見守り隊を結成し、子どもの安全確保の取組を実施
登録者数 5,303人
- (3) 地域パトロールカー事業
全24小学校に配置された地域パトロールカーを活用して、各校区の子どもの安全見守り隊や運転ボランティアによる巡回パトロールを行い、子どもの安全確保を図る。
- (4) 「こども110番の家」の旗
地域の家庭や店舗・企業が「こども110番の家」の旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に子どもの安全確保を図る。
協力件数 3,932件

《青少年リーダーの組織化》

1. 子どもの居場所づくり（放課後子ども教室）への支援

全24小学校等を活用して、子どもたちの居場所を整備し、地域の大人の教育力を結集して、子どもたちの放課後や週末における学習や文化・スポーツなど様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する。

放課後子ども教室の開催状況

年間実施総回数 2,085回

子どもの参加延べ人数 73,202人

大人・スタッフ等の参加延べ人数 12,794人 合計 85,996人

2. 放課後校庭開放事業

放課後の小学校の校庭を在校生に開放し、子どもに安全・安心な遊び場を提供すると共に、児童の基礎体力向上や異年齢交流の機会とし、青少年の健全育成を図る。

年間実施総回数 1,782回

子どもの参加延べ人数 61,464人

3. CAP（子どもへの暴力防止）プログラム

市立全24小学校3年生 58クラスで実施

4. 青少年の健全育成を推進する事業

(1) 子どもを守る市民集会

日 時 平成26年2月8日（土）

参加者数 882人、場所 市民会館大ホール

(2) 中学生の主張事業

発表会参加者数 241人、場所 中央公民館講堂（作品応募数 2,267作品）

(3) 青少年育成促進事業

12中学校区において、青少年指導員による体験活動やキャンプなどを実施し、地域コミュニティの向上及び青少年の健全育成を図る。

参加者数 5,607人

(4) 青少年育成啓発事業（オアシス運動啓発活動・子どもを守る市民集会）

うちわ 2,500本等を配布

各中学校区、公共施設、中学生の主張等の会場にて啓発活動を実施

5. 青少年リーダー育成事業

(1) 寝屋川リーダーズ

（平成25年度）

名 称	対 象	開催数	延受講者数
寝屋川リーダーズ小学生クラブ	小学校4～6年生	14回	367人
寝屋川リーダーズ中高生クラブ	中学生以上18歳未満	16回	157人
寝屋川リーダーズユースクラブ	18歳以上30歳程度	12回	120人

(2) 青年交流事業

青年祭

「人の輪・青少年のネットワークづくり」をめざし、青年が舞台でのダンス、楽器演奏といったパフォーマンスや写真、絵画等の作品を披露し、交流することを目的としている。

参加79団体 439人、当日参加者 1,381人、場所 総合センター

(3) 青少年の居場所（スマイル）

中学生以上（おおむね30歳まで）の青少年が自由に集い交流できる場として開設し、コーディネーターとスタッフで利用者に対応している（活動室、自習室を完備）。

開室日数 149日 利用者数 4,197人

《留守家庭児童会の運営》

1. 留守家庭児童会

(1) 運営目的

留守家庭児童会は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

(2) 事業概要

昭和45年度に3校（池田小・中央小・啓明小）において開設

全24小学校において留守家庭児童会を運営

① 対象児童

寝屋川市に住所を有する、放課後及び学校の休業日に健全な育成を必要とする小学校1年生から3年生までの児童で、②入会基準を満たす児童

② 入会基準

ア 保護者が労働等で1か月に15日以上、年間を通じて児童の健全な育成を必要としていること

イ 入会児童を保護者、又は保護者にかわる人が必ず送迎できること

③ 開設時間

・学校課業日 放課後から午後6時30分まで

・学校休業日 午前9時から午後6時30分まで

④ 休会日

・土曜日、日曜日、祝日（ただし、行事等により開所する場合あり）

・年未年始（12月29日から1月3日）

(3) 留守家庭児童会 入会児童数

（平成26年5月1日現在）

留守家庭児童会名	定員 (定数)	クラブ数	指導員数 (任期付短時間勤務職員)	児童数	開設年月日
中央小留守家庭児童会	110	2	4	108	S45. 9. 1
池田小留守家庭児童会	95	1	4	125	〃
啓明小留守家庭児童会	55	1	2	55	〃

北小留守家庭児童会	95	1	4	96	S46. 4. 1
木田小留守家庭児童会	65	1	2	57	S47. 4. 1
神田小留守家庭児童会	75	1	3	75	S47. 9. 1
木屋小留守家庭児童会	65	1	3	67	S48. 4. 1
西小留守家庭児童会	50	1	2	48	”
三井小留守家庭児童会	55	1	2	56	”
桜小留守家庭児童会	65	1	2	63	S49. 4. 1
田井小留守家庭児童会	65	1	2	65	”
成美小留守家庭児童会	55	1	2	57	”
南小留守家庭児童会	65	1	3	67	S51. 4. 1
国松緑丘小留守家庭児童会	70	1	2	60	S54. 7. 1
楠根小留守家庭児童会	50	1	2	37	S55. 4. 1
東小留守家庭児童会	100	2	4	94	S56. 4. 1
和光小留守家庭児童会	85	1	4	87	S57. 4. 1
堀溝小留守家庭児童会	50	1	2	49	S58. 4. 1
点野小留守家庭児童会	80	1	2	69	S59. 4. 1
梅が丘小留守家庭児童会	60	1	2	61	S60. 4. 1
宇谷小留守家庭児童会	50	1	2	46	S62. 4. 1
第五小留守家庭児童会	135	2	5	138	H 5. 7. 1
明和小留守家庭児童会	50	1	2	36	H11. 4. 1
石津小留守家庭児童会	50	1	2	48	H13. 9. 1
計	1,695	27	64	1,664	

《青少年健全育成団体との協働》

1. 青少年指導員会

団体の説明については、300ページ参照。

2. 子ども会育成連絡協議会

団体の説明については、300ページ参照。

生涯学習を充実する

《学習活動の充実》

1. 社会教育委員会議

昭和32年4月に設置。社会教育について、教育委員会の諮問機関として研究・調査等会議を開催し、寝屋川市の社会教育行政全般について意見を聴取している。

委員数 15人（学校教育・社会教育関係者、家庭教育活動者、学識経験者）

【社会教育推進計画素案の作成】

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応した社会教育の推進を図るため、中長期的な社会教育施策の推進等を体系化した社会教育推進計画の策定に向け、市民意識調査及び社会教育関係団体からのヒアリングを実施し、社会教育推進計画素案を作成した。

2. 各種事業

(1) まちのせんせい活用事業（平成25年度実績）

まちのせんせい養成講習会 1回実施

まちのせんせい延べ登録者 107人

まちのせんせい派遣 (依頼件数) 103件 (派遣者数) 98人

(2) 成人教育講座

講座の開設

(平成25年度)

名 称	回 数	対 象	延受講者数
成人教育講座	12	市内在住、在職、在学の成人	776人

(3) 成人式

目 的 明日の寝屋川市を担う新成人の前途を祝福し、社会人としての自覚と市民意識の高揚のため開催する。

日 時 平成26年1月13日（月・祝）

会 場 市民会館

参加者 男 716人、女 668人、計 1,384人

(対象者 男 1,196人、女 1,101人、計 2,297人)

(4) 日本語よみかき学級

学習日時 毎水曜日 昼・夜 各44回

受講者数 (登録者数) 63人 (延べ受講者数) 729人

内 容 日常生活における日本語のよみかきを必要とする市民に対し、習得の機会を供するために開設している。

3. 中央公民館

地域住民の多様な学習に対する欲求の中から公民館が学習の場、憩いの場としての機能を発揮することにより豊かな情操と知性を涵養し、生活文化の向上を期するとともに、住民相互の結びつきを深めて地域における連帯意識の高揚と人間関係の深化を図る。

(1) 概要

所在地 寝屋川市池田西町28番22号（総合センター内 公民館部分2～4階）
 構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造4階建
 延床面積 3,290.65 m²（共用部分642.46 m²含む）
 開設日 昭和52年11月3日
 指定管理者 特定非営利活動法人 かわちモアCOM
 （平成22年4月1日から指定管理者制度を導入）
 指定期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間
 開館時間 午前9時～午後10時
 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
 施設内容 講堂、応接室、作法室、軽スポーツ室、第1幼児室、第2幼児室、事務室、講義室、和室、第1研修室、第2研修室、音楽室、工芸室、視聴覚室、展示ホール、展示用壁面、陶芸窯

(2) 貸し館施設内容

室名	面積 (m ²)	定員 (人)	室名	面積 (m ²)	定員 (人)
講堂	515.21	430	第1研修室	108.00	63
軽スポーツ室	129.05	40	第2研修室	170.52	108
第1幼児室	89.90	24	音楽室	102.48	40
第2幼児室	42.05	20	工芸室	121.20	42
講義室	57.60	20	視聴覚室	140.89	36
和室	75.52	30			

(3) 利用状況

区分	年度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
公民館まつり	4,974人	5,336人	6,386人
市民大学	1,590人	1,766人	1,859人
ハングル講座	3,207人	3,193人	3,255人
ファミリー映画会	1,719人	585人	1,063人
その他主催講座・教室等	7,651人	6,685人	7,441人
展示会	467人	571人	470人
貸し館等	201,704人	169,011人	163,595人
合計	221,312人	187,147人	184,069人

4. 教育センター

児童・青少年の教養を高め、その健全な育成を図るとともに、社会教育団体等の活動の場所及び市民の自主学習・自主活動の場所を提供する。

(1) 概要

所在地 寝屋川市高倉一丁目4番1号（電話番号 822-2601）
 構造 鉄筋コンクリート造3階建 一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造平屋建
 延床面積 3,422.40 m²
 開設日 昭和51年7月1日 ※ただし、体育室は昭和54年2月28日開設
 指定管理者 特定非営利活動法人 和
 （平成21年4月1日から指定管理者制度を導入）
 指定期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間
 開館時間 午前9時～午後9時（日曜日・祝日は、午後5時30分まで）
 休館日 第3日曜日、12月29日から翌年1月3日まで
 施設内容 事務室、ホール、遊戯室、自習室兼図書室、創作室、絵本室、プレイルーム、フレンドリールーム、学習室、音楽室、パソコン室、ミニホール、会議室、和室、茶室、クラフトルーム、体育室、柔道室、料理室、集会室

(2) 貸し館施設内容

室名	面積 (m ²)	定員 (人)	室名	面積 (m ²)	定員 (人)
音楽室	50	14	学習室A	50	34
ミニホール	77	46	体育室	402	178
和室（茶室を含む）	168	31	柔道室	96	30
会議室	50	20	集会室	60	20
クラフトルーム	45	18	料理室	45	15

(3) 利用状況

区分	年度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
子どもデイサービス事業	38,165人	36,296人	30,196人
生涯学習事業			
日常講座	12,355人	13,600人	12,012人
特別講座	367人	220人	214人
イベント事業	5,224人	6,012人	5,466人
貸し館	26,287人	20,008人	19,771人
合計	82,398人	76,136人	67,659人

5. エスポアール

児童から高齢者に至るまでの世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを通じて地域における交流を深めるとともに、社会教育関係団体や市民の自主学習、自主活動の場所を提供する。

(1) 概要

所在地	寝屋川市錦町21番3号（電話番号 828 - 4141）
構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	3,833.62㎡（1階 2,056.58㎡ 2階 1,777.04㎡）
開設日	平成5年12月1日
指定管理者	特定非営利活動法人 和（平成21年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後9時（日曜日・祝日は、午後5時30分まで）
休館日	第3日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
施設内容	第1学習室、第2学習室、軽スポーツ室、静養室、図書室、ふれあいの部屋、多目的ホール、第1講義室、第2講義室、集会室、和室1、和室2、図工室、音楽室（1）、音楽室（2）、料理室、会議室1、会議室2、LL室、パソコン室、ギャラリー、さくらホール、事務室、印刷室

(2) 貸し館施設内容

室名	面積（㎡）	定員（人）	室名	面積（㎡）	定員（人）
第1学習室	96	50	和室1	73	30
第2学習室	48	30	和室2	48	20
軽スポーツ室	110	60	図工室	61	25
静養室	65	20	音楽室（1）	60	20
ふれあいの部屋	98	50	音楽室（2）	76	30
多目的ホール	175	156	料理室	67	30
第1講義室	67	60	会議室1	45	30
第2講義室	70	60	会議室2	45	30

(3) 利用状況

区分	年度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
青少年成人事業	8,496人	12,473人	12,775人
児童健全育成事業	117,941人	79,030人	77,000人
親子ふれあい事業	6,026人	6,714人	6,865人
世代間交流事業	10,337人	11,429人	11,254人
子育て支援事業	3,638人	2,666人	4,133人
貸し館等	105,494人	104,852人	105,864人
合計	251,932人	217,164人	217,891人

※世代間交流事業にフェットエスポアールも含む。

《図書館の充実》

1. 図書館

図書館は、市民の学習に役立つ資料や情報を提供する施設であり、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場である。

いつでも、どこでも、だれでもが、必要とする知識や情報をどこまでも追求することができ、それによって自ら課題を解決できる場所として利用できるような図書館をめざしている。

そのため、全ての市民が利用しやすい「役立つ図書館」となるよう館外貸出、団体貸出、移動図書館、点字・録音図書の貸出、調査、相談、予約サービス、相互貸借のほか、講座・講演会、読書の普及活動などの各種行事を行っている。また、学校図書館との連携や子どもの読書環境の整備などにも積極的に取り組んでいく。

歴史関連事業としては、これまでに調査・収集した歴史資料を適切に保存し、市域の歴史に関する史料の調査・収集を継続して行うとともに、得られた歴史情報を提供していくことにより、郷土資料の充実・活用を図る。

(1) 中央図書館

① 概要

所在地	寝屋川市池田西町28番22号（総合センター内4階）
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造4階建
延床面積	2,528.40 m ²
開設日	昭和52年11月3日
開館時間	午前9時～午後7時 (ただし、土・日曜日・祝日は、午前9時～午後5時)
休館日	毎月第1金曜日（国民の祝日と重なるときは、第2金曜日）、 年末年始、特別整理期間

② 主な施設

室名	面積(m ²)	室名	面積(m ²)
学習室	253.28	電算機械室	65.34
資料室	21.76	事務室兼作業室	171.34
おはなし室兼会議室	43.82	児童コーナー	200.00
参考資料室	127.62	閲覧室	834.34
倉庫	44.02	書庫	333.56
AVコーナー	106.59	その他	173.21
研修室	153.52	計	2,528.40

(2) 東図書館

① 概要

所在地 寝屋川市秦町41番1号 (市民会館内3階)
構造 鉄筋コンクリート造4階建
延床面積 540.76 m²
開設日 昭和45年5月3日
開館時間 午前9時30分～午後6時30分
(ただし、土・日曜日・祝日は、午前9時30分～午後5時)
休館日 毎月第2月曜日、年末年始、特別整理期間

(3) 寝屋川市駅前図書館 (Carrel - キャレル)

① 概要

所在地 寝屋川市早子町23番2 (アドバンスねやがわ二号館3階)
構造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 1,226.08 m²
開設日 平成25年4月1日
開館時間 午前10時～午後9時
休館日 毎月第3木曜日、年末年始、特別整理期間

② 施設

ア 駅前図書館

一般閲覧室・児童コーナー・インターネットコーナーなど 蔵書約5万冊

イ 市民ギャラリー

第1展示室 (54.8m²) ・第2展示室 (76.1m²) ・控室など

(4) 中央図書館分室

分室名	貸出曜日	貸出時間
西北	水曜日	水曜 午後1時～午後4時30分
	土・日曜日・祝日 の水曜日	土・日曜日・祝日の水曜日 午前10時～午後4時 (12時～13時休室)
南	〃	〃
東北	〃	〃
西南	〃	〃

(5) 移動図書館

車両台数1台、駐車場数30か所

※巡回箇所については、299ページ「図書館サービス網」を参照。

(6) 蔵書数

(平成26年3月31日現在)

種 類	蔵書数	備 考
一 般 書	319,853冊	AV・点字書含む
児 童 書	188,805冊	—
合 計	508,658冊	—

新 聞	中央図書館 11 種	東図書館 13 種	駅前図書館 12 種
雑 誌	中央図書館 172 種	東図書館 87 種	駅前図書館 107 種

(7) 登録者数

(平成26年3月31日現在)

個人登録	団体登録			その他	
	家庭文庫	地域文庫	その他	点字・録音図書	協力館
103,113	0	5	58	(56)	110

[備考] () は個人登録のうち数

(8) 貸出状況

(単位：冊)

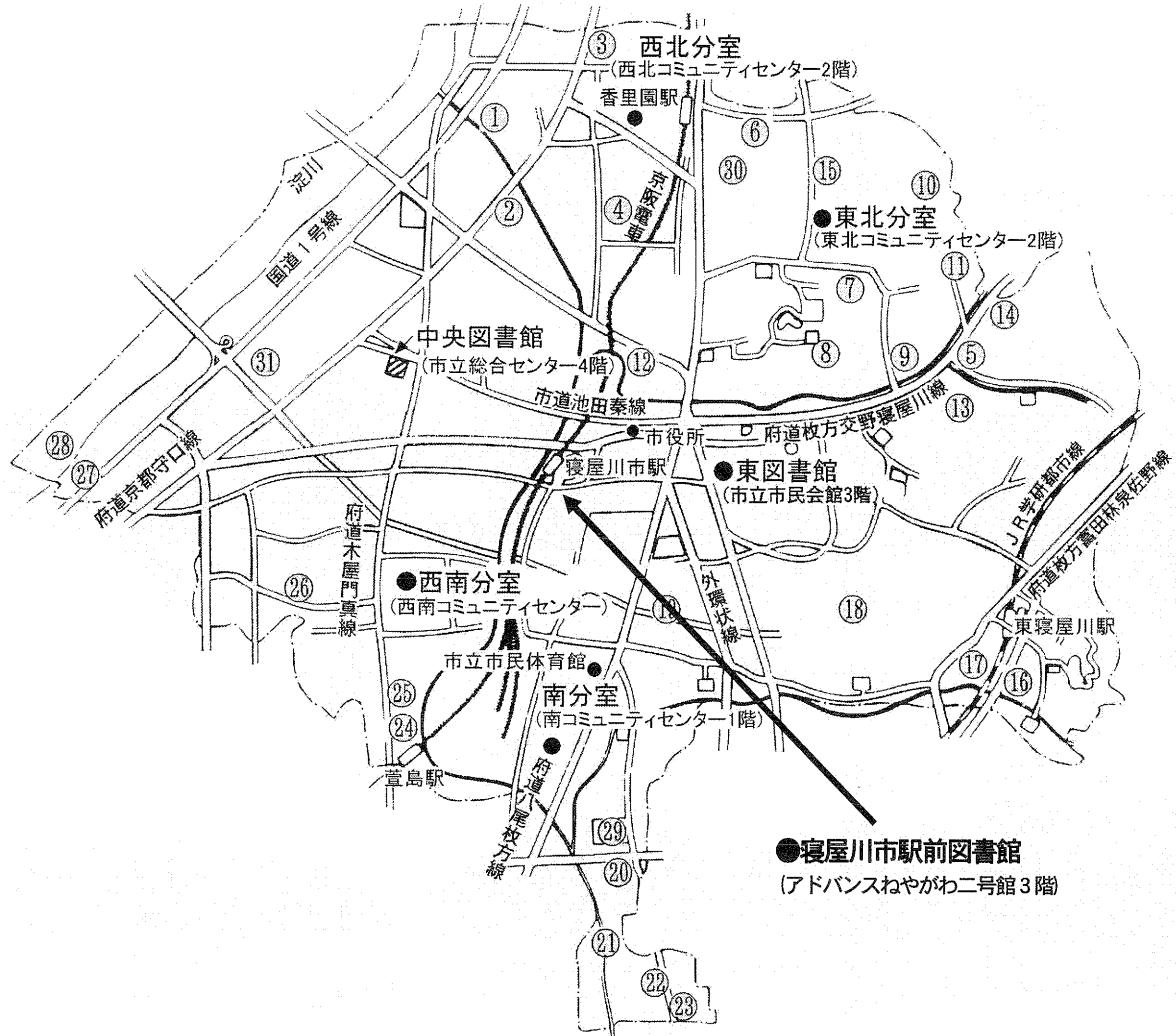
区 分	中央図書館	東図書館	駅前図書館	分 室	移動図書館	合 計
平成25年度	506,277	220,534	324,961	154,574	14,899	1,221,245
平成24年度	627,834	292,950	—	156,481	19,197	1,096,462
平成23年度	677,700	296,798	—	147,667	19,235	1,141,400

(9) 歴史情報の収集・保管・提供事業

市域の歴史に関する史料を調査・収集・保存し、得られた歴史情報を様々な形で市民に情報提供・公開する。

- ・市域の歴史に関する史料を調査し、収集する。
- ・収集した史料を適正に維持保存する。
- ・史料を分析研究し、様々な形の歴史情報にする。
- ・市域に関する史料を閲覧公開する。
- ・市域に関する歴史情報を市民に提供する。
- ・寝屋川市史等の販売、アフターケアを行う。

(10) 図書館サービス網



(移動図書館巡回箇所)

①	木屋	⑨	秦住宅	⑬	打上西	⑮	中神田
②	石津	⑩	成田東町	⑭	明和	⑯	黒原橘町
③	香里北・西	⑪	寝屋川団地	⑮	楠根南町	⑰	仁和寺
④	田井	⑫	幸町	⑯	堀溝南	⑱	仁和寺住宅
⑤	寝屋川コーポラス	⑬	太秦	⑰	河北住宅	⑲	美井町
⑥	菅相塚町	⑭	寝屋	⑱	河北	⑳	点野
⑦	三井A団地	⑮	成田北・東	⑳	河北東		
⑧	三井F団地	⑯	打上東	㉑	萱島信和町		

《家庭教育の支援》

1. 家庭教育推進事業

(1) 元気子育てフォーラム2013

日 時 平成25年7月6日 (土)

参加者数 1,076人、場所 市民会館大ホール

(2) 家庭教育サポートチーム

学校教育経験者等12人でサポートチームを構成。中学校区に一人ずつ（計12人）派遣。子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、訪問・相談活動を実施し、家庭教育を支援する。

訪問回数 1,975回、相談件数 1,769件

(3) 家庭教育学級

実施回数 27回、延受講者数 912人、場所 コミュニティセンター、12中学校区小学校等

《関係機関・団体との協働》

1. 社会教育関係団体

(平成25年度)

団体名	会員数	内 容	主 な 事 業
寝屋川市立校園PTA協議会	約26,000人 42単位PTA	成人教育、生活指導、広報活動の3専門委員会を設置し、PTA活動を専門的に研究、討議を行い、子どもの健全育成をめざして、連携をとりながら意欲的な活動を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・単位PTA相互の情報交換 ・会員相互の研修会 ・市PTA音楽祭 ・ドッジボール親善交流会 ・市PTA大会 ・成人教育研修会 ・生活指導研修会 ・北河内・大阪府PTAとの連携
寝屋川市文化連盟	約700人	華道、川柳、茶道、陶芸、書法、俳画、映像、写真、謡曲、邦舞楽、きもの着付、日本舞踊、アートフラワー、民舞連合会の計14団体からなり、市民文化の向上に寄与している。	各加盟団体の例会、機関紙「たちばな」の発行を始めとする幅広い活動を進めている。 友好都市との文化交流や市民文化祭への積極的な参加。
寝屋川市音楽連盟	約450人	市民コーラス・合奏16団体で構成。音楽文化の向上、市民の自主活動の促進に寄与している。	寝屋川音楽祭への積極的な参加や加盟団体のコンサートの後援。
寝屋川市音楽団	21人	ジャズ演奏を通じて地域の音楽文化の振興に寄与している。	市内外でのコンサート活動や市民たそがれコンサートに出演。
寝屋川市青少年指導員会	120人	啓発活動や地域での体験交流活動、パトロール活動など、様々な活動を通して青少年の健全育成を図っている。	「中学生の主張」発表会や青少年育成促進事業、オアシス運動推進活動や子どもを守る市民集会などの青少年育成市民啓発事業。
寝屋川市子ども会育成連絡協議会	育成者 276人 子ども会員 1,125人 28単位	市内の単位子ども会育成会員が小学校区毎に代表を選出して組織している。 なお、寝屋川市子ども会育成連絡協議会は、地域での一定の役割を終えたので平成26年3月末をもって発展的解散をし、一部の事務は市PTA内の子ども委員会で継続。	子ども会の指導者、育成者の交流研修事業、子ども会リーダーの養成、子ども会育成会同士の情報交流、子ども会安全対策活動の実施。

文化の振興を図る

《文化・芸術活動の促進》

1. 文化振興条例と文化振興会議

文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現をめざすため、平成22年4月1日に文化振興条例を施行した。

また、条例に基づき文化振興会議を設置し、寝屋川市の文化振興に関する重要事項について意見を聴取している。

委員数 7人（学識経験者、関係団体の代表者、市民）

2. 文化事業

(平成25年度)

事業名	実施月日	内 容	参加人数等
市民たそがれコンサート (市内2駅前)	5月25日 9月7日	市内駅前で寝屋川市音楽団によるジャズコンサートを開催し、市民が身近に音楽に触れる機会を提供する。	観客者数 529人
寝屋川ミュージックデー (市民会館)	7月14日	市内の中学校・高校・高専・大学の吹奏楽部が一堂に会し、音楽活動を通じた交流と演奏技術の向上を図る。	参加者数 2,241人
第63回市民文化祭 (総合センター)	11月2日～4日	11月3日の文化の日を中心に、市民の文化活動の発展・鑑賞の場を提供し、自主的な文化芸術活動の促進を図る。 市民作品展（含 すさみ町作品展）、市民音楽祭、市民芸能祭、市民演芸祭、市民川柳大会、市民茶会、市民映像作品発表会等	入場者数 9,720人
アルカス ピアノコンクール (アルカスホール)	11月2日～4日 (予選) 11月30日～12月1日 (本選) 2月9日 (ウィナーズコンサート)	アルカスホールのスタインウェイピアノ及び音響設備を活用した全国規模ピアノコンクールを開催し、音楽文化の振興を図る。	参加者数 635人
ミュージカル 「寝屋のはちかづき」 (アルカスホール)	1月28日 ～2月1日	鉢かづき姫をテーマにした本格的なミュージカルを開催し、子どもの鑑賞機会の充実や地域に根ざした文化の振興を図る。	入場者数 2,674人

《文化の鑑賞などの機会の充実》

1. 地域交流センター（アルカスホール）

市民の文化活動及び交流の場の提供を行うとともに、市民のふれあいを通じたにぎわいを創出する場として平成23年4月1日に開館した。

(1) 概要

所在地	寝屋川市早子町12番21号
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
敷地面積	1,747.23㎡
延床面積	3,369.28㎡
建築面積	1,103.24㎡
開設日	平成23年4月1日（平成23年3月1日購入）
指定管理者	株式会社 大阪共立（平成23年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	12月29日から翌年1月3日まで
施設内容	
① メインホール	客席数359席 メインホール1階席 224席・車椅子スペース4席 メインホール2階席 124席・親子室7席
② 屋内その他	楽屋1・楽屋2・会議室1・会議室2・スタジオ・ギャラリー・フリースペース
③ 自転車駐車場	自転車68台・原動機付自転車10台

(2) 利用状況（室別利用者数）

	平成25年度			平成24年度			平成23年度		
	平日	土日祝	計	平日	土日祝	計	平日	土日祝	計
メインホール	9,724	22,203	31,927	9,881	24,464	34,345	16,363	21,903	38,266
ギャラリー等 その他施設	14,808	16,481	31,289	12,969	12,891	25,860	10,194	12,551	22,745
合計	24,532	38,684	63,216	22,850	37,355	60,205	26,557	34,454	61,011

2. 池の里市民交流センター

市民の文化・スポーツ活動等の振興を図り、市民への社会教育活動の場を提供する。

(1) 概要

所在地	寝屋川市池田西町24番5号
構造	鉄筋コンクリート造4階建（旧校舎棟） 鉄筋コンクリート造3階建（旧体育館棟）
敷地面積	10,000㎡
延床面積	4,428㎡
グラウンド面積	5,211㎡（サブグラウンド964㎡を含む）
開設日	平成18年9月20日
開館時間	午前9時～午後9時 （ただし、文化財資料施設・自然資料施設は午後5時30分まで）
休館日	第4月曜日 （ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その翌日） 12月29日から翌年1月3日まで

施設内容

- ① 体育施設（アリーナ・グラウンド・サブグラウンド・集会室）
- ② 文化財資料施設（考古資料展示室・遺物整理作業室兼体験学習室等）
- ③ 自然資料施設（自然資料展示室・自然体験学習室）
- ④ 多目的室（5室）

(2) 利用状況

① 多目的室（室別利用者数）

【単位：人】

年度 \ 室名	多目的室1	多目的室2	多目的室3	多目的室4	多目的室5	合計
平成25年度	4,509	3,801	5,837	10,940	5,729	30,816
平成24年度	4,100	2,289	3,890	10,175	4,629	25,083
平成23年度	4,203	3,185	4,619	9,298	4,504	25,809

多目的室（分野別利用者数）

【単位：人】

年度 \ 分野	舞踊	美術	工芸	音楽	教養	スポーツ	合計
平成25年度	5,931	1,509	3,798	2,020	12,387	5,171	30,816
平成24年度	4,754	1,616	2,886	2,114	9,835	3,878	25,083
平成23年度	5,140	2,704	2,115	2,082	10,604	3,164	25,809

② 体育施設（目的別利用者数）

年度 目的	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
団体使用	57,496人	56,572人	53,711人
個人使用	338人	477人	612人
合計	57,834人	57,049人	54,323人

③ 自然資料施設（学習室利用者数）

年度 区分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
子ども	4,467人	3,571人	4,192人
大人	1,945人	1,387人	1,634人
合計	6,412人	4,958人	5,826人

《文化財の収集・保存及び公開・活用》

1. 文化財

(1) 文化財保護審議会

寝屋川市文化財保護条例に基づき、市内の文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査、審議する。

委員数5人（学識経験者）

(2) 指定及び登録文化財

（平成26年3月31日現在）

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
国指定史跡	石宝殿古墳	打上元町1875番地の1	S48. 5. 10
”	高宮廃寺跡	高宮二丁目15番1号	S55. 5. 13
国登録有形文化財	聖母女学院校舎	美井町18番10号	H 9. 5. 29
府指定史跡	寝屋川古墳	寝屋川公園2370番地	H 5. 11. 24
府指定天然記念物	神田天満宮のくすのき	上神田二丁目2番2号	S47. 3. 31
”	春日神社のしいの社叢	国松町20番4号	S56. 6. 1
市指定史跡	太秦高塚古墳	太秦高塚町358番地他	H 9. 11. 3
”	伝・秦河勝の墓	川勝町2番	”
市指定有形文化財 ・彫刻	秋玄寺十三仏板碑	高宮二丁目8番18号	”
”	大念寺十三仏板碑（小）	堀溝二丁目9番4号	”

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
〃	大念寺十三仏板碑 (大)	〃	〃
市指定有形文化財 ・考古資料	蔵骨器	長栄寺町6番4号	〃
市指定有形文化財 ・工芸品	正法寺梵鐘	寝屋一丁目10番1号	H10. 11. 3
〃	大念寺梵鐘	堀溝二丁目9番4号	〃
〃	正立寺梵鐘	黒原城内町16番17号	〃
市指定有形文化財 ・建造物	喜多家墓所 五輪塔 (地輪)	池田二丁目7番31号	〃
市指定有形文化財 ・考古資料	讃良川遺跡出土 土製耳飾り (耳栓)	打上宮前町3番1号 市立埋蔵文化財資料館	H11. 11. 3
〃	高宮八丁遺跡出土勾玉	〃	〃
市指定有形文化財 ・考古資料	長保寺遺跡出土古代船	市立埋蔵文化財資料館 及び市立池の里市民交流 センター考古資料展示室	H11. 11. 3
〃	高宮遺跡出土 墨書銘曲物桶	市立埋蔵文化財資料館	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	明光寺十三仏板碑	打上元町31番6号	H12. 11. 3
市指定有形文化財 ・考古資料	明光寺雷神石	〃	〃
〃	高宮八丁遺跡出土權	市立埋蔵文化財資料館	〃
〃	高宮八丁遺跡出土貯蔵穴	〃	〃
〃	長保寺遺跡出土子持勾玉	〃	〃
〃	太秦古墳群出土鹿の埴輪	〃	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	木造聖観音坐像	下神田町17番5号 法安寺	H15. 11. 3
市指定有形文化財 ・絵画	絹本着色方便法身尊像	太間町11番16号 西正寺	〃
〃	八相涅槃図	下神田町17番5号 法安寺	H16. 11. 3
市指定無形民俗文化財	三井のお弓行事	三井地区	H19. 11. 3
市指定有形文化財 ・建造物	菅原神社本殿	池田中町31番13号	H23. 11. 3

2. 寝屋川市立埋蔵文化財資料館

寝屋川市に關係する埋蔵文化財等の資料を収集、保管し、展示して市民の利用に供し、もって市民文化の向上を図る。

(1) 概要

所在地	寝屋川市打上宮前町3番1号(寝屋川東ファミリータウン中1番館1階)
建物	鉄筋コンクリート造、陸屋根、地上14階、地下1階建の1階部分
面積	162.16㎡
開設日	昭和56年5月1日
開館時間	午前9時～午後5時30分
休館日	第4月曜日 (ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その翌日) 12月29日～1月3日まで、及び特別展示等準備期間(年間7日以内で、教育委員会が定める日)は、休館とする。
施設内容	展示室、学習室、作業室、収蔵庫、事務室

(2) 入館者数

年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
入館者数	3,124人	2,767人	2,736人

3. 太秦高塚古墳公園

平成13年度に、5世紀後半築造の太秦高塚古墳(市指定史跡)を整備し、古墳公園として広く市民に公開し、憩いと学習の場を提供している。

《地域文化資源の活用》

1. ネットワークサイン・ルート環境整備

市内に点在する史跡や文化財、公園、緑地等のネットワークルートに設置されている説明・誘導サインの修繕を計画的に行う。

2. 新寝屋川八景の周知・活用

新寝屋川八景のパンフレットを活用し、市民に周知するとともに、人形劇「トコトコはちかっちゃん」を上演することにより、郷土愛を深め、「ふるさと寝屋川」の継承に努める。

事業名	実施月日	内容	参加人数等
人形劇「トコトコはちかっちゃん」	4月2日 (西北コミセン) 4月3日 (西南コミセン)	新寝屋川八景を紹介する人形劇「トコトコはちかっちゃん」を、市内人形劇グループにより公演	入場者数 187人

スポーツ活動を推進する

市民一人ひとりが日常生活の中で、生涯にわたりスポーツに親しむことは、健康の保持増進と体力の向上に役立つだけでなく、明るく豊かで生きがいある生活を営む上で極めて重要であり、適切な体育・スポーツ活動を継続的に実施できるよう施策を推進する。

《スポーツ指導者の養成・活用》

1. スポーツ指導者の育成と活用

各種研修会等を実施し、指導者の育成と資質の向上を図り、活動の場づくりに努める。

(1) 各種研修会・講習会

事業名	内容	25年度	24年度	23年度
スポーツ振興連盟 種目別講習会	競技種目別講習会	1,091人	1,379人	1,269人
スポーツインストラクター養成講習会	本市独自のスポーツ指導に関する資格認定講習	23人	38人	45人

(2) スポーツ推進委員の委嘱とスポーツ推進委員会の活動の促進

スポーツ基本法に基づき、市民スポーツの推進役として35人のスポーツ推進委員を委嘱している。

委嘱を受けた委員は、委員会を組織し、各種事業の推進を図っている。

委員数35人（内女性 15人、男性 20人）

(3) スポーツリーダーズバンクの設置

スポーツインストラクター養成講習会を修了し、スポーツリーダーズバンクに登録した者が、本市のスポーツリーダーとして、地域・職場・学校からのスポーツ指導者の要請に応じて、専門的な指導を行っている。また、平成16年度より各種スポーツ教室を開講し、市民スポーツの振興に力を注いでいる。

平成26年3月31日現在の登録総数：237人 平成25年度延派遣人数：185人

2. 社会体育団体

特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟

26団体が加盟し、市民体育大会の運営及び種目別春季・秋季大会、寝屋川市長杯、教育委員長杯、各協会・連盟会長杯等の競技スポーツ大会の開催、種目別審判講習会・技術講習会・教室等を実施している。

☆ 陸上競技協会、ソフトテニス協会、テニス協会、卓球協会、野外活動協会、剣道協会、柔道連盟、軟式野球連盟、空手道連盟、民踊協会、ラグビーフットボール協会、バレーボール連盟、ソフトボール協会、バドミントン協会、ゲートボール協会、スキー協会、インディアカ協会、グラウンド・ゴルフ協会、少林寺拳法連盟、サッカー協会、レスリング協会、パウンドテニス協会、バスケットボール協会、スポーツ少年団、ソフトバレーボール連盟、池の里クラブ

★ 平成25年度 9,230人登録

《施設の整備・充実》

1. 市民体育館

市民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、青少年の健全育成並びに市民の体位向上に資するために設置し、市民スポーツの拠点として市民の利用に供している。

(1) 概要

所在地 寝屋川市下木田町16番16号
構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地下1階地上3階、塔屋
敷地面積 8,415.60 m² 延床面積 7,053.31 m²
開設日 昭和49年10月10日（リニューアルオープン 平成8年4月1日）
指定管理者 特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟
(平成20年4月1日から指定管理者制度を導入)
指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間
開館時間 午前9時～午後9時
休館日 毎月第3火曜日
(ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日)
12月29日から翌年1月3日まで

使用種別と申込方法

団体使用 10人以上の者で構成される団体を対象に、2か月前の1日～14日の間に申込みをし、15日に抽選（以後は、空き状況に応じて随時受付）
個人使用 個人を対象に、使用当日に先着順で受付

(2) 利用状況

目的	年度		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
団体使用	52,765人	141,403人	145,113人
個人使用	19,642人	53,608人	52,673人
計	72,407人	195,011人	197,786人

(平成25年度 8月15日～3月31日 耐震補強等工事のため全館使用中止)

(3) オープス・スポーツ施設情報システム

登録総件数 3,160件（平成26年3月31日現在）

2. 野外活動センター

野外活動を始め、その他社会教育に係る学習の場を提供し、生涯学習の振興のため市民の利用に供している。

(1) 概要

所在地	四條畷市大字下田原2237
総面積	19,929 m ²
開設日	昭和47年7月
指定管理者	特定非営利活動法人 ナック (NAC) (平成17年4月1日から指定管理者制度を導入)
指定期間	平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間
収容人員	宿泊・日帰り 250人
休所日	毎月(7月及び8月を除く)第3火曜日(ただし、その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日) 年末年始(12月28日～翌年1月4日)
申込方法	宿泊利用の場合は、利用日の2か月前の1日～14日の間に申込みをし、15日に抽選(以降は、空き状況に応じて随時受付、宿泊に係る使用は10日前まで)
施設内容	管理棟、ロッジ(8人用5棟、20人用1棟、30人用1棟、40人用2棟、80人用1棟)、工作室、天体ドーム、自然学習室、野鳥観察小屋、屋外ステージ、キャンプファイヤー場、アスレチック、散策道、炊事場、シャワー室、トイレ

(2) 利用状況

年度	区分	団体		ファミリー		利用者合計
		日帰り	宿泊	日帰り	宿泊	
平成25年度	利用団体数	448	261	337	201	21,683人
	利用者数	11,524	7,004	1,970	1,185	
平成24年度	利用団体数	132	137	318	287	21,135人
	利用者数	8,682	5,467	4,179	2,807	
平成23年度	利用団体数	132	148	313	267	21,550人
	利用者数	9,154	5,859	4,103	2,434	

(3) 野外活動センター予約案内システム

登録総件数 6,656件(平成26年3月31日現在)

3. 淀川河川グランド

野球・ソフトボールグランド 4面

少年野球場 1面

多目的広場(ラグビー場) 1面

《スポーツ・レクリエーション活動の充実》

1. 大会及び行事

名 称	実施月	平成25年度	平成24年度	平成23年度
市民体育大会	4月～1月	6,904人	7,359人	8,002人
北河内地区総合体育大会	5月～7月	408人	376人	395人
大阪府総合体育大会	8月～10月	61人	103人	170人
三島・北河内地区対抗柔道大会	11月	5人	3人	6人
北河内地区駅伝競走大会	2月	20人	26人	26人
大阪府市町村対抗駅伝競走大会	2月	20人	25人	23人
市民ウォーキング	9月・3月	249人	260人	283人
寝屋川 元気 夢まつり	10月	雨天中止	29,702人	27,153人
寝屋川ハーフマラソン	3月	5,179人	4,417人	—

2. スポーツ教室

市民の健康の保持増進のため、寝屋川市教育委員会、市民体育館指定管理者、スポーツ振興連盟傘下団体及び総合型地域スポーツクラブ池の里クラブ等が主催し、2歳半から高齢者を対象とした各種スポーツ教室を通年で開催している。

《学校体育施設などの開放》

1. 一般開放スポーツ施設

- ① 小・中学校体育施設開放
36小・中学校体育館、運動場
- ② 中学校夜間照明
第一・第三・第五・第八・中木田中学校
- ③ 府立高校等学校開放
高等学校及び府立大学工業高等専門学校のグラウンド4校、テニスコート2校
- ④ パナソニックスポーツセンター
体育館、テニスコート、柔道場、剣道場、卓球場、グラウンド

官公署と施設一覧表

名 称	所 在 地	電 話
寝屋川市役所	本町1番1号	(824) 1181
西北コミュニティセンター	松屋町20番30号	(833) 0120
南コミュニティセンター	下木田町16番50号	(821) 0301
東北コミュニティセンター	成田町3番3号	(832) 3791
西コミュニティセンター	葛原二丁目7番1号	(838) 1524
西南コミュニティセンター	上神田一丁目30番1号	(838) 2322
東コミュニティセンター	高宮新町32番2号	(820) 2281
いきいき文化センター	明和一丁目13番23号	(822) 3311
男女共同参画推進センター	香里南之町16番15号(JAビル香里4階)	(832) 5580
ふれあいプラザ香里	香里南之町19番17号	(835) 3335
市民活動センター	秦町41番1号(市民会館4階)	(812) 1116
消費生活センター	桜木町5番30号	(828) 0428 (事務) (828) 0397 (相談)
市民会館	秦町41番1号	(823) 1221
香里市民センター	香里南之町16番15号(JAビル香里1階)	(832) 4131
萱島市民センター	萱島本町19番1号 (京阪萱島駅東改札口前)	(823) 6962
堀溝サービス窓口	堀溝三丁目10番20号	(811) 5571
西市民センター	池田西町28番22号(総合センター1階)	(838) 0324
東市民センター	打上宮前町3番1号 (寝屋川東ファミリータウン中1番館1階)	(822) 3380
市役所サービス処ねやがわ屋	早子町16番11-101号 (京阪寝屋川市駅南口1階)	(801) 1071
産業振興センター(にぎわい創造館)	東大和町2番14号	(828) 0751
クリーンセンター	寝屋南一丁目2番1号	
環境総務課	"	(824) 0911
環境推進課	"	(824) 1020
クリーン業務課	"	(820) 7400
クリーン施設課	"	(821) 4039
ごみ処理施設建設室	"	(821) 4055
緑風園	讃良東町7番1号	(823) 7758
中央高齢者福祉センター	成田町3番6号	(832) 0050
東高齢者福祉センター	明和一丁目1番30号	(822) 3961
太秦高齢者福祉センター	太秦元町14番22号	(822) 0350
西高齢者福祉センター	池田西町28番22号(保健福祉センター内)	(838) 1441
東障害福祉センター	明和一丁目13番23号	(823) 8525
あかつき・ひばり・第2ひばり園	大谷町6番1号	(823) 6287
すばる・北斗福祉作業所	大谷町7番1号	(824) 4664
こどもセンター	八坂町28番13号	(839) 8815
南寝屋川公園管理事務所	讃良東町6番1号	(824) 6262
市民テニスコート・市民グラウンド	"	"

名 称	所 在 地	電 話
公園墓地管理事務所（墓地・納骨堂）	池の瀬町5番2号	(823) 5699
寝屋川斎場	〃	(831) 2131
上下水道局	本町15番1号	(824) 1181
香里浄水場	香里西之町19番2号	(831) 0600
教育委員会	本町1番1号	(824) 1181
教育研修センター	池田新町3番23号	(838) 0144
埋蔵文化財資料館	打上宮前町3番1号	(822) 3381
エスポアール	錦町21番3号	(828) 4141
市民体育館	下木田町16番16号	(824) 5858
野外活動センター	四條畷市大字下田原2237	(0743) 78-1910
教育センター	高倉一丁目4番1号	(822) 2601
中央図書館	池田西町28番22号（総合センター内）	(838) 0141
東図書館	秦町41番1号（市民会館内）	(823) 0661
寝屋川市駅前図書館（キャレル）	早子町23番2号	(811) 5544
駅前図書館	（アドバンスねやがわ二号館内）	
市民ギャラリー		
中央公民館	池田西町28番22号（総合センター内）	(838) 0189
池の里市民交流センター	池田西町24番5号	(838) 0188
体育施設		(839) 7004
自然資料施設		(839) 6882
青少年の居場所（スマイル）		(838) 0195
地域交流センター（アルカスホール）	早子町12番21号	(821) 1240
総合センター	池田西町28番22号	(824) 1181
福祉事務所	〃	(824) 1181
家庭児童相談室	〃	(838) 0181
シルバー人材センター	〃	(838) 1177
社会福祉協議会	〃	(838) 0400
保健福祉センター	池田西町28番22号	(838) 1631
保健福祉公社	〃	(838) 0421
保健福祉センター診療所	〃	(828) 3931
保育所		
市立 さくら保育所	対馬江西町15番16号	(829) 0540
たんぽぽ保育所	打上南町2番1号	(823) 2433
さつき保育所	三井が丘四丁目10番1号	(823) 7141
さざんか保育所	寿町15番6号	(834) 1555
コスモス保育所	長栄寺町22番13号	(828) 9111
ひなぎく保育所	木田元宮一丁目13番12号	(824) 3886
あざみ保育所	下木田町16番53号	(823) 1367
私立 寝屋川東保育園	秦町34番11号	(821) 0533
豊野保育園	豊野町2番36号	(821) 2150
常盤学園保育所	小路南町16番13号	(824) 5055
太陽保育園	高柳四丁目6番23号	(827) 1291
本町保育園	本町13番3号	(823) 1212
国松保育園	国松町39番3号	(821) 6123
寝屋川めぐみ保育園	緑町13番20号	(833) 0020

名 称	所 在 地	電 話
寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6番18号	(829) 0948
明德保育園	明德二丁目11番18号	(822) 0841
仁和寺保育園	仁和寺本町六丁目7番2号	(827) 8060
池田保育園	池田本町4番10号	(827) 3456
桜木保育園	桜木町6番11号	(829) 5921
きんもくせい保育園	木屋町6番3号	(833) 1717
アカシヤ保育園	石津南町13番10号	(827) 2324
ゆりかご保育園	点野四丁目1番32号	(827) 5555
こまどり保育園	仁和寺本町三丁目12番20号	(838) 1515
第3きんもくせい保育園	河北西町18番1号	(822) 0707
神田保育園	上神田一丁目26番27号	(838) 0234
エルミン保育園	黒原橋町14番23号	(838) 0415
打上保育園	梅が丘一丁目5番35号	(821) 1129
寝屋保育園	寝屋一丁目19番10号	(822) 0045
石津保育園	石津東町20番20号	(829) 0800
第2アカシヤ保育園	打上宮前町6番26号	(825) 1922
第2寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6番18号	(829) 0948
こっこ保育園	中木田町13番5号	(820) 3939
あやめ保育園	萱島南町12番3号	(822) 1318
ひまわり保育園	松屋町12番10号	(831) 4764
かえで保育園	中神田町2番2号	(829) 8218
たちばな保育園	木田町2番8号	(821) 0126
なでしこ保育園	美井元町28番3号	(832) 3777
しらゆり保育園	堀溝北町25番1号	(822) 3935
すずらん保育園	高柳五丁目28番1号	(827) 5544
大阪聖母保育園	東香里園町9番6号	(802) 5610
もくれん保育園	錦町21番6号	(827) 1330
認定こども園		
池田すみれこども園	池田一丁目20番15号	(828) 5733
認可外保育施設		
みつばち保育園	香里新町22番3号 サミネツ208	(802) 0155
くるみ保育園	八坂町15番3号 平田商事ビル4階	(811) 0101
みつばち保育園 寝屋川園	八坂町20番13号	(826) 8869
病児保育所		
つくし	川勝町9番1号	(823) 1621
みなみ	長栄寺町6番38号	(828) 4150
幼稚園		
市立 北幼稚園	寿町57番3号	(831) 4875
中央幼稚園	初町19番1号	(822) 7270
南幼稚園	下木田町6番1号	(822) 7425
神田幼稚園	東神田町35番6号	(829) 2010
啓明幼稚園	高柳六丁目18番1号	(828) 9789
私立 香里幼稚園	東香里園町31番3号	(832) 5241
成田幼稚園	成田町10番8号	(833) 2028

名 称	所 在 地	電 話
寝屋川幼稚園	大和町 32 番 33 号	(829) 4152
恵愛幼稚園	田井町 24 番 5 号	(831) 1308
太秦幼稚園	高宮あさひ丘 2 番 2 号	(822) 2280
旭学園第二幼稚園	黒原旭町 5 番 5 号	(826) 2485
三井中央幼稚園	三井が丘二丁目 5 番 3 号	(823) 6300
やまなみ幼稚園	梅が丘一丁目 5 番 1 号	(821) 0864
小学校		
市立 東小学校	太秦元町 2 番 1 号	(825) 9001
西小学校	高柳三丁目 1 番 27 号	(838) 9757
南小学校	下木田町 16 番 15 号	(825) 9007
北小学校	寿町 57 番 29 号	(835) 9291
第五小学校	成田西町 2 番 3 号	(835) 9294
成美小学校	錦町 23 番 45 号	(838) 9760
明和小学校	打上高塚町 4 番 1 号	(825) 9004
池田小学校	池田二丁目 1 番 7 号	(838) 9751
中央小学校	初町 1 番 25 号	(825) 9002
啓明小学校	高柳六丁目 3 番 1 号	(838) 9761
三井小学校	三井が丘三丁目 7 番 3 号	(835) 9297
木屋小学校	豊里町 19 番 22 号	(835) 9311
木田小学校	木田元宮一丁目 17 番 1 号	(825) 9010
神田小学校	東神田町 27 番 1 号	(838) 9754
堀溝小学校	堀溝三丁目 10 番 8 号	(825) 9008
田井小学校	田井西町 9 番 1 号	(838) 9292
桜小学校	池田新町 3 番 23 号	(838) 9752
点野小学校	点野五丁目 26 番 1 号	(838) 9758
和光小学校	黒原橋町 30 番 1 号	(838) 9755
国松緑丘小学校	国松町 47 番 1 号	(825) 9295
楠根小学校	楠根南町 21 番 1 号	(825) 9011
梅が丘小学校	梅が丘二丁目 10 番 1 号	(825) 9005
宇谷小学校	宇谷町 8 番 1 号	(825) 9298
石津小学校	石津元町 8 番 1 号	(838) 9312
私立 大阪聖母学院小学校	美井町 18 番 10 号	(831) 8451
中学校		
市立 第一中学校	高宮新町 32 番 1 号	(825) 9000
第二中学校	池田西町 27 番 7 号	(838) 9750
第三中学校	田井町 17 番 3 号	(835) 9290
第四中学校	打上新町 4 番 1 号	(825) 9003
第五中学校	上神田二丁目 8 番 1 号	(838) 9753
第六中学校	成田町 3 番 6 号	(835) 9293
第七中学校	讃良東町 1 番 1 号	(825) 9006
第八中学校	点野五丁目 28 番 1 号	(838) 9756
第九中学校	高柳四丁目 16 番 16 号	(838) 9759
第十中学校	成田南町 20 番 7 号	(835) 9296

名 称	所 在 地	電 話
友呂岐中学校	日新町2番25号	(835) 9310
中木田中学校	中木田町7番1号	(825) 9009
私立 大阪聖母女学院中学校	美井町18番10号	(831) 1381
同志社香里中学校	三井南町15番1号	(831) 0285
高等学校		
府立 寝屋川高等学校	本町15番64号	(821) 0546
北かわち阜が丘高等学校	寝屋北町1番1号	(822) 2241
西寝屋川高等学校	葛原二丁目19番1号	(828) 6700
私立 同志社香里高等学校	三井南町15番1号	(831) 0285
大阪聖母女学院高等学校	美井町18番10号	(831) 1381
高等専門学校		
府立 府立大学工業高等専門学校	幸町26番12号	(821) 6401
大学		
私立 大阪電気通信大学	初町18番8号	(824) 1131
摂南大学	池田中町17番8号	(839) 9102
支援学校		
府立 寝屋川支援学校	寝屋川公園2100番地	(824) 1024
介護保険施設		
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		
合掌荘	成田東が丘28番7号	(833) 0008
寝屋川十字の園	池田三丁目1番33号	(828) 1765
香西園	香里西之町14番24号	(833) 2610
かわきた園	河北東町18番1号	(823) 5100
寝屋川苑	宇谷町1番36号	(824) 0345
いちよう園	打上南町14番1号	(820) 2200
寝屋川石津園	石津中町35番8号	(839) 8080
香里寿苑	寿町32番20号	(832) 5567
ロイヤルライフ・天寿苑	御幸東町9番2号	(827) 1333
和の里	高柳一丁目1番15号	(828) 0888
東神田の里	東神田町19番1号	(839) 8000
介護老人保健施設		
松柏苑	川勝町11番27号	(823) 1721
ハーモニー	寝屋二丁目14番9号	(824) 2090
点野やすらぎの里	点野一丁目1番26号	(801) 5005
くすのき	葛原一丁目29番13号	(830) 5551
介護療養型医療施設		
河北病院	河北東町19番1号	(822) 3663
松島病院	八坂町23番21号	(826) 5021
福祉施設		
（軽費老人ホーム）		
ケアハウス グリーンヒル淳風	太秦高塚町9番1号	(820) 0085
ロイヤルライフ・カミダ	上神田一丁目26番27号	(838) 8811
輝きのまちケアハウス池田	池田本町5番15号	(839) 0211
ケアハウスいちよう園	打上南町14番1号	(820) 2200

名 称	所 在 地	電 話
ケアハウス清徳 (障害者施設)	石津中町 15 番 13 号	(828) 1515
はたのさと	秦町 29 番 4 号	(823) 2230
あすなろ障害者作業所	大谷町 12 番 3 号	(821) 7050
第 2 あすなろ障害者作業所	大谷町 11 番 1 号	(822) 0058
バゴダの丘作業所合掌園	成田東が丘 28 番 7 号	(835) 2800
つばさ福祉作業所	池田北町 15 番 9 号	(839) 2234
ワークセンター小路	小路南町 8 番 2 号	(820) 6135
かわかつのさと	川勝町 6 番 14 号	(820) 0616
隆光学園	寝屋南二丁目 15 番 1 号	(822) 0123
月の輪学院	仁和寺本町二丁目 3 番 3 号	(826) 0619
みつわ会寝屋川製作所	本町 5 番 41 号	(825) 1524
オアシス	若葉町 29 番 9 号	(828) 8217
まごころステーション	葛原一丁目 27 番 20 号	(838) 7085
アドバンスねやがわ管理株式会社	早子町 23 番 2-217 号	(823) 3751
北河内 4 市リサイクル施設組合	寝屋南一丁目 7 番 1 号	(823) 2038
寝屋川警察署	豊野町 26 番 26 号	(823) 1234
枚方寝屋川消防組合・消防本部	枚方市大垣内町二丁目 10 番 22 号	(852) 9903
寝屋川消防署	池田二丁目 11 番 73 号	(852) 9966
西出張所	春日町 20 番 22 号	(852) 9860
南出張所	下木田町 16 番 17 号	(852) 9866
明和出張所	打上宮前町 2 番 3 号	(852) 9869
秦出張所	秦町 2 番 5 号	(852) 9875
三井出張所	三井南町 25 番 2 号	(852) 9872
神田出張所	東神田町 22 番 6 号	(852) 9863
国土交通省近畿地方整備局	桜木町 20 番 5 号	(828) 7025
淀川河川事務所寝屋川浄化揚水機場		
近畿運輸局大阪運輸支局	高宮栄町 12 番 1 号	(821) 9176
淀川河川公園太間サービスセンター	太間町 7 番 31 号	(838) 0888
大阪府枚方土木事務所太間排水機場	太間町 18 番 1 号	(829) 7557
大阪府枚方土木事務所門真工区	堀溝一丁目 1 番 15 号	(820) 0851
大阪府東部流域下水道事務所萱島工区	東神田町 37 番 1 号	(839) 5975
大阪府中央子ども家庭センター	八坂町 28 番 5 号	(828) 0161
大阪府寝屋川保健所	八坂町 28 番 3 号	(829) 7771
大阪府水生生物センター	木屋元町 10 番 4 号	(833) 2770
大阪府北部家畜保健衛生所	木田町 14 番 5 号	(826) 0332
大阪府寝屋川公園管理事務所	寝屋川公園 1707 番地	(824) 8800
大阪市水道局豊野浄水場	太秦高塚町 1 番 1 号	(823) 2321
北大阪商工会議所寝屋川支所	東大利町 2 番 14 号 (産業振興センター内)	(828) 5151
北河内夜間救急センター	枚方市禁野本町二丁目 13-13 (枚方市立保健センター 4 階)	(840) 7555
寝屋川交通安全協会	豊野町 21 番 9 号	(822) 3787
農業協同組合		
九個荘農業協同組合 本所	高柳一丁目 1 番 24 号	(828) 4441

名 称	所 在 地	電 話
九個荘農業協同組合 神田支所	中神田町 18 番 1 号	(826) 2059
北河内農業協同組合 香里支店	香里南之町 16 番 15 号	(834) 1011
北河内農業協同組合 豊野支店	高宮新町 31 番 6 号	(821) 0158
北河内農業協同組合 寝屋川支店	萱島本町 12 番 10 号	(824) 3003
郵便事業株式会社寝屋川支店 (郵便事業及びゆうゆう窓口に関すること)	初町 4 番 5 号	(820) 2602
寝屋川郵便局 (窓口での引き受け、切手・印紙販売等)	初町 4 番 5 号	(820) 2614
香里郵便局	香里本通町 8 番 3 号 201	(831) 0050
高柳郵便局	高柳一丁目 7 番 15 号	(828) 1660
萱島郵便局	南水苑町 2 番 1 号	(823) 4060
萱島東郵便局	萱島東一丁目 15 番 4 号	(822) 0700
香里西之町郵便局	香里西之町 2 番 2 号	(833) 6680
出雲郵便局	出雲町 10 番 7 号	(823) 4000
大和郵便局	東大和町 11 番 4 号	(828) 1700
田井郵便局	田井町 7 番 13 号	(833) 6670
池田郵便局	池田新町 1 番 14 号	(828) 1770
神田郵便局	御幸東町 13 番 21 号	(828) 1760
対馬江郵便局	仁和寺町 1 番 9 号	(828) 1780
清水郵便局	清水町 26 番 20 号	(827) 0400
香里三井郵便局	三井が丘四丁目 11 番 6 号	(823) 0109
高宮郵便局	高宮新町 22 番 1 号	(821) 0047
寿郵便局	寿町 15 番 1 号	(833) 9333
明和郵便局	明和一丁目 13 番 24 号	(824) 5556
池田東郵便局	池田東町 8 番 11 号	(828) 0900
成田東が丘郵便局	成田東が丘 41 番 1 号	(833) 6766
成田郵便局	成田町 10 番 40 号	(834) 6060
石津南郵便局	石津南町 3 番 31 号	(838) 2200
国松郵便局	国松町 23 番 6 号	(824) 9202
高柳五郵便局	高柳五丁目 4 番 12 号	(829) 4688
打上郵便局	梅が丘一丁目 5 番 16 号	(821) 6580
点野郵便局	点野五丁目 12 番 9 号	(828) 5300
池田北郵便局	池田北町 41 番 9 号	(838) 1600
豊野郵便局	豊野町 2 番 26 号	(822) 8666

平成26年12月

ねやがわ市政概要

編集・発行 寝屋川市議会事務局
寝屋川市本町1番1号
TEL 072 (824) 1181
FAX 072 (822) 0910
印刷コスト一部1,368円

印刷 田中耕印刷株式会社
